

入研協

大学入試研究 の動向

第34号

- 特集1 「大学入学者選抜の新しい方向性
—高大接続改革、新「学力検証」のあり方、そして日本の大学入試構造の将来像—
平成28年度入研協大会（第11回）「公開討論会」
- 特集2 「入試研究と入試改革」
平成28年度入研協大会（第11回）「企画討論会」
- 特集3 「障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方
—「合理的配慮の時代」の受験配慮—
平成28年度入研協大会（第11回）大会関連行事「大学入試センターセミナー」

平成29年3月

全国大学入学者選抜研究連絡協議会
独立行政法人大学入試センター

ISSN:2187-4441

ISSN-L:0289-8160

目 次

はじめに	1
全国大学入学者選抜研究連絡協議会 企画委員会委員長 川嶋 太津夫	

○特集 1

「大学入学者選抜の新しい方向性 ―高大接続改革、新「学力検証」のあり方、 そして日本の大学入試構造の将来像―」	5
平成28年度入研協大会（第11回）「公開討論会」	

日 時：平成28年6月2日（木）9：30～12：30
会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス B 棟
立命館いばらきフューチャープラザ 2F グランドホール
司 会：伯井 美德（大学入試センター 理事）
本郷 真紹（立命館大学 文学部教授）

パネリスト及びサブテーマ：

佐々木 喜一（成基コミュニティグループ代表）
「何故、大学教育・入試改革が必要なのか!?!」
荒瀬 克己（大谷大学 文学部教授）
「高校生にとっての高大接続」
橋田 裕（文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室長）
「高大接続改革における大学入学者選抜改革について」
植野 美彦（徳島大学 総合教育センター准教授）
『学力の3要素』評価を個別選抜にどう反映させるか
―多面的・総合的評価を実施した徳島大学生物資源産業学部を例に―

○特集 2

「入試研究と入試改革」	75
平成28年度入研協大会（第11回）「企画討論会」	

日 時：平成28年6月2日（木）14：00～17：00
会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス B 棟
立命館いばらきフューチャープラザ 2F グランドホール
司 会：川嶋 太津夫（大阪大学教授 グローバルアドミッションズオフィス）
大塚 雄作（大学入試センター教授 試験・研究統括官）

パネリスト及びサブテーマ：

石岡 恒憲（大学入試センター教授 研究開発部）

「米国における SAT の改革と入試研究」

山本 以和子（京都工芸繊維大学准教授 アドミッションセンター）

「韓国の入学査定官制度から見たアドミッションオフィサーと入試研究」

西郡 大（佐賀大学准教授 アドミッションセンター）

「日本のアドミッションセンターと機関研究としての大学入試研究」

倉元 直樹（東北大学教授 高度教養教育・学生支援機構）

『大学入試学』と教育政策」

指定討論者：南風原 朝和（東京大学理事・副学長）

○特集 3133

「障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方—「合理的配慮の時代」の受験配慮—」

平成28年度入研協大会（第11回）大会関連行事「大学入試センターセミナー」

日 時：平成28年6月1日（水）15：00～17：00

会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス B 棟

立命館いばらきフューチャープラザ 2F グランドホール

司 会：橋本 貴充（大学入試センター研究開発部・助教）

報 告 者：竹田 一則（筑波大学・教授）

「大学における障害学生支援のこれから

—障害者差別解消法施行後の「合理的配慮」に基づく支援とは—」

南谷 和範（大学入試センター研究開発部・准教授）

「安定的に運用可能な入試配慮の検討

—一点字冊子問題製作の2方式を手がかりに—」

近藤 武夫（東京大学先端科学技術研究センター・准教授）

「大学入試における合理的配慮 —合意形成の個別事例から—」

コーディネーター：立脇 洋介（大学入試センター研究開発部・助教）

はじめに

「大学入試研究の動向」第34号をお届けします。

独立行政法人大学入試センターは、平成18年4月から、それまでの国立大学に加えて、公立大学、私立大学に参加を呼びかけ、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究に関し、研究交流の一層の推進に資するために、大学入試センターの重要な事業の一つとして国公立を含めて我が国の大学入試の改善に資するために全国大学入学者選抜研究連絡協議会（入研協）を開催してきました。

入研協では、毎年5月から6月にかけて大会を開催し、研究会、公開討論会、企画討論会を開くとともに、「大学入試研究ジャーナル」、「大学入試研究の動向」の刊行物の編集・刊行等の活動を行って参りました。

平成28年度大会（第11回）は、立命館大学と共催で入研協大会及び関連行事を平成28年6月1日（水）～3日（金）の3日間、立命館大学大阪いばらきキャンパス（大阪府茨木市）にて開催しました。3日間を通じ、全国から207大学、723名の参加があり研究交流の一層の推進を図ることができました。

公開討論会では、「大学入学者選抜の新しい方向性」をテーマとして、大学における入学者の学力をいかに担保していくのかという課題、特に学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を入学時にどのように（どこまで）評価していくのかについて、3名のパネリストが大学、高等学校、有識者という立場から論点を提起し、討論が行われました。

また企画討論会では、「入試研究と入試改革」をテーマとして、入試研究が入試改革等にどのように結び付けられてきているのか、どのような研究環境の下で、どのような研究体制が保持

されてきているのか、今後どのような課題を解決していかなければならないのかといった点について、国内外の事例を通じた報告が行われ、我が国における入試研究の在り方や課題についての討論が行われました。

大会関連行事である大学入試センターセミナーでは、「障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方」をテーマとして、本年4月に施行された障害者差別解消法の考え方や大学入試における配慮の具体例についての報告が行われました。

共催大学である立命館大学には、公開討論会をはじめ、大会の企画・運営に多大な御尽力をいただきました。同大学の御協力に感謝いたします。

本号の刊行に当たり、公開討論会、企画討論会及び大学入試センターセミナーでパネリストや司会を担当され、テーブル起こしの校正等に御協力いただいた皆様、大学入試センター事務局等の方々に、改めて心から御礼を申し上げます。

なお、平成29年度の入研協大会（第12回）は、平成28年5月25日（木）26日（金）の2日間、富山県立大学との共催で、富山国際会議場で開催する予定です。また、大会前日の5月24日（水）には同所にて大学入試センターによるセミナーも予定されております。

多数の皆様方の参加をお待ちしております。

全国大学入学者選抜研究連絡協議会
企画委員会委員長

川 嶋 太津夫

（大阪大学高等教育・入試研究開発センター長）

特集 1

平成28年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第11回）公開討論会

「大学入学者選抜の新しい方向性

—高大接続改革、新「学力検証」のあり方、そして日本の大学入試構造の将来像—

日 時：平成28年6月2日（木）9：30～12：30

会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス B 棟
立命館いばらきフューチャープラザ 2F グランドホール

司 会：伯井 美徳（大学入試センター 理事）
本郷 真紹（立命館大学 文学部教授）

パネリスト及びサブテーマ：

佐々木 喜一（成基コミュニティグループ代表）

「何故、大学教育・入試改革が必要なのか!?!」

荒瀬 克己（大谷大学 文学部教授）

「高校生にとっての高大接続」

橋田 裕（文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室長）

「高大接続改革における大学入学者選抜改革について」

植野 美彦（徳島大学 総合教育センター准教授）

「『学力の3要素』評価を個別選抜にどう反映させるか

—多面的・総合的評価を実施した徳島大学生物資源産業学部を例に—」

内 容

中教審答申(平成26年12月22日)や高大接続システム改革会議最終報告(平成28年3月31日)において、現行の大学入試センター試験の後継とされる「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入が提起され、また、国立大学協会は、「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」(平成27年9月14日)の中で、各国立大学は、多面的・総合的な評価を含み、個々の大学のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに沿って学修をすすめることができる者を選抜できるように入試改革を推進するとともに、推薦入試、AO(アドミッション・オフィス)入試、国際バカロレア入試等の導入を拡大(現行の約2倍に当たる入学定員の30%を目標)するとしている。

これらにより、国立大学では一般入試(前期・後期)と推薦入試、AO入試等の概要をより明確に提示することが予想され、公立大学・私立大学では国立大学の入試概要・日程等を踏まえた内容が組み立てられている現状を鑑みると、日本全体の大学入試の構造(内容と時期)が大きく変わっていくことが予想される。

これらの制度的な変化を受けて、大学における入学者の学力をいかに担保していくのかという課題、特に学力の3要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を入学時にどのように(どこまで)評価していくのかについて、大学、高等学校、有識者といった様々な立場から論点を提起し、全体で議論を行いたい。

また、国公立大学の推薦入試、AO入試の本格化による受験時期の変化と、それを前提に入試構造を変えざるをえない私立大学における入学者の数と質の確保の課題、更には日本の大学入試の全体像および各種入試の構成と実施時期がどうあるべきかについても議論したい。その際、大学入学者選抜の新しい方向性の意義とともに、現行制度から予想される様々な弊害(例えば入試早期化による高校3年生後半期の授業の空洞化など)も考慮して議論を深めたい。

司会：伯井 美德（大学入試センター 理事）

本郷 真紹（立命館理事補佐／立命館大学文学部教授）

伯井 おはようございます。公開討論会を開催したいと思います。本日のテーマは「大学入学選抜の新しい方向性」でございます。最初に司会者でございますが、共催大学の立命館大学、本郷先生でございます。

本郷 よろしくお願ひします。

伯井 そして私、大学入試センター理事をしております伯井でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

私の方から本日のテーマの趣旨並びに進行について御説明を申し上げます。資料にもございますように、また先ほど来、御挨拶にもありましたように、3月31日に高大接続システム改革会議の最終報告がまとめられ、その中で入試改革につきましては現行の大学入試センター試験に代えて、平成32年度からの大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入が提言されております。記述式であるとか英語4技能であるとか、あるいは思考力・判断力等を見る問題への改善などが提起されておるところでございます。また、個別大学入試の改革も進行しております。国大協は先般、推薦入試、AO入試、あるいは国際バカロレア入試等の特色入試による入学定員について、現行の約2倍に当たる入学定員の30%に拡大するという目標を掲げたところございまして、国立大学のみならず公立大学、私立大学共に個別大学入試の改革が加速度的に進行している状況であります。

これら日本全体の大学入試の構造が大きく変わっていく中で、学力の3要素をいかに評価・測定していくのかというようなことにつきましてそれぞれの立場から御議論をいただきたいと思ひます。

また、このような入試改革に伴いまして入試時期の変化、あるいは高校教育に与える影響等、あるいは記述式一つ導入するにしても様々な課題がございます。その課題をいかに克服し、実現に向けて努力

していくのかというようなことにつきましても議論を深めていきたいと考えております。こうした入試改革の背景には、現状の教育の在り方・方法ではこれからの未来を切り開いていけるような人材育成にとって不十分ではないか、新たな価値を創造していくような人材育成が果たして高校教育・大学教育、あるいはそれをつなぐ大学入試において十分行われているのかという問題意識があったと思ひます。

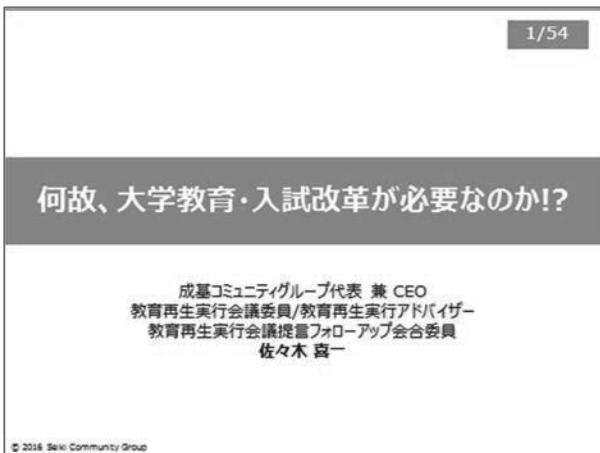
また、特に先ほど吉田立命館大学総長もおっしゃられましたように、大学入試改革は高校以下の教育全体に極めて大きな影響を与えるものでございます。

そうした点から本日の流れといたしましては、まず教育再生実行会議の委員として当初から議論に参加しておられました佐々木先生から、なぜ大学教育・入試改革が必要なのかということについてプレゼンを頂きたいと思ひます。そして、今回高等学校の学習指導要領と大学入試改革をセットで行うというこれまでにない取組を行っているわけですけれども、高大接続会議の委員、また中教審の教育課程の委員をなされております荒瀬先生の方から高校にとって、あるいは高校生にとっての高大接続についてプレゼンをいただきたいと思ひます。そして橋田大学入試室長からは、高大接続改革の現状、あるいは大学入学選抜改革についての今後の取組につきまして御説明をいただきたいと思ひしております。さらに個別大学の改革の状況といたしまして植野先生から、徳島大学における多面的・総合的評価の具体例を御説明いただきたいと思ひしております。誠に恐縮でございますが20分程度の発表時間でお願ひしたいと思ひます。その後、休憩、質問の回収を挟みまして後半の部に入りたいと思ひます。

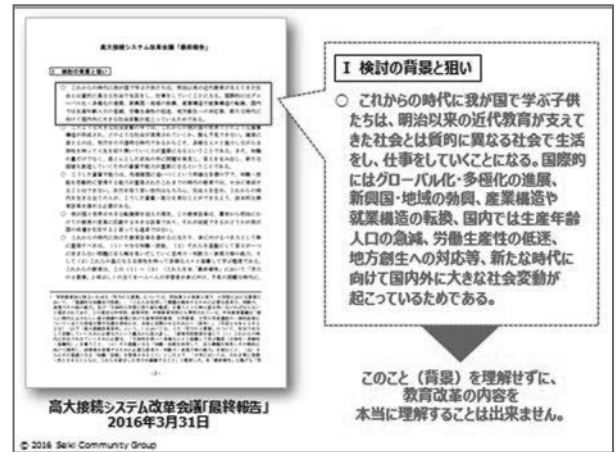
後半の部では、まず本郷先生から個別の大学の取組ということで立命館の取組につきまして簡単に御紹介いただき、その後、質問への回答も含めましてパネルディスカッションに入りたいと思ひしております。短い間でございますが、実り多い討論にしたいと思ひますので、どうか御協力をお願いいたします。
本郷 時間の関係もございまして早速、報告者の

方々に御登壇いただきたいと思います。まず、最初に佐々木喜一様、よろしくお願いいたします。佐々木様は御承知のとおり進学塾成基学園の第2代の理事長でございます。現在は株式会社成基コミュニティと成基コミュニティグループの代表をお務めでございます。2013年1月より教育再生実行会議のメンバーとして第3次、第4次の教育再生実行会議の提言等にも主体的にその役割をお果たしになったという方でございます。それでは佐々木様、よろしくお願いいたします。

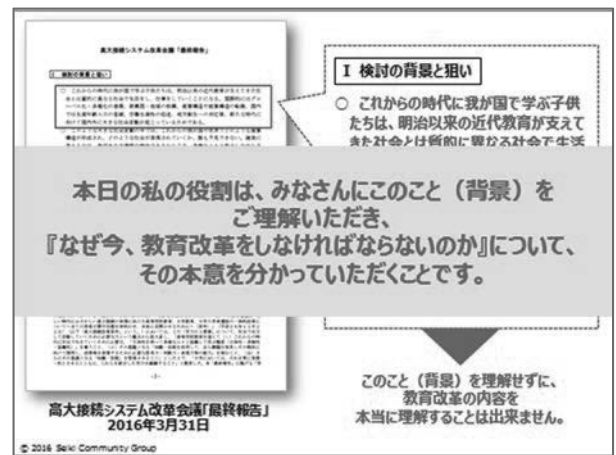
佐々木 喜一（成基コミュニティグループ代表）
「何故、大学教育・入試改革が必要なのか!？」



佐々木 おはようございます。トップバッターでございますので、二つのことを厳守していきたいと思っております。一つ目は時間厳守、20分でございます。二つ目は「全体最適」で、今日お越しの皆様方に共通することについて問題提起をして進めさせていただきたいと思っております。



この会合が決まったというときに高大接続システム改革会議の最終報告書を2~3回は読ませていただきまして、非常に御苦労されておられるなど。具体的に書けば書くほど様々な問題や課題もあるということは私自身も思ったのですが、冒頭の62ページの中の5ページで済ませているようでは問題の共有化はできないのではないかと。私自身この3年半の中で様々なところで講演を頼まれて、その講演の中で多くの高校の先生たちとお話をして、このことについてほぼ御存じなかったの、なぜ安倍内閣において教育が大きなテーマになったかというようなところをお話しさせていただきます。



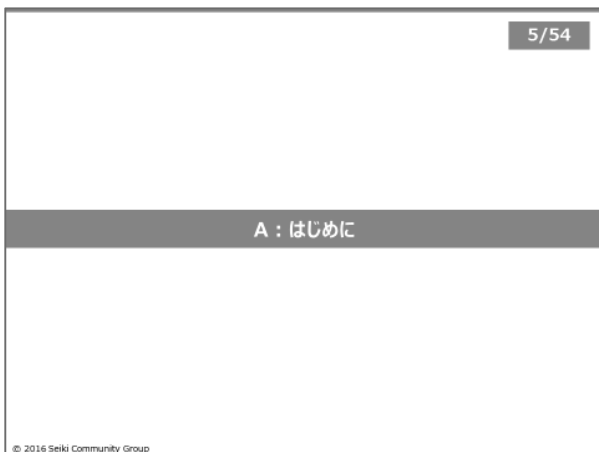
4/54

Index		
	Theme	Note
A	はじめに	スライド7 映像1
B	教育再生実行会議とは	スライド7 映像1
C	なぜ大学入試制度改革が行われるのか	スライド21
D	大学入試はどのように変わるのか	スライド10
E	おわりに	スライド4
合計		スライド49 映像2

※タイトル・目次等除く

© 2016 Seiki Community Group

スライドで49枚、特にA, B, Eを中心にして、Cも入れて進めていきます。



これは弊社、3月の説明会、ちょっと見てもらいます。(説明会の動画)

〔動画音声〕2020年センター入試の廃止と大学入試改革、これからあるっていうことを知らないって方、おられませんね。はい、アクティブ・ラーニングでいきたいと思います。隣の人とペアとなってく

ださい。

なぜ、今、日本で教育改革が必要なのでしょう。自分の名前と学校と、ちょっと自己紹介20~30秒入れながら、これを2分でお話ししてください。Bさんはそれに対して、いや、それちゃうでとか、うん、そうや、そうや、とか全然相づちを打たないで相手してみてください。それを見て黙っておいてくださいね。うなずくぐらいは結構です。はい、じゃあAさん、始め。30秒前になったら30秒ってインフォメーションします。始めてください、Aさん、どうぞ、Bさんに。(一斉に自己紹介が始まる)

今日は学生さん、皆、素晴らしいですね。いろいろな話をディスカッションでしたり、ずっと聞きたいなって思うぐらい大きな声で盛んにやってくれています。はい、みんなの前で発表できる人、してもいいって人？



うわっ、このギャップ。君らもギャップ王と違うか。これだけ盛んに二人同士で話していたのに、はてな。これが教育改革をしないとイケないという一番大きな理由ですよ。(動画終了)

A はじめに - 成基コミュニティグループ 新卒説明会にて - 8/54

【何が手を上げることを妨げていたのか？】

手を上げなかった自分の中に何があったのか？何があれば手を上げられるのか？再度ペアでセッションをした後に意見を収集したところ、手を上げることが妨げていた要因・心情は次のようなものだった。

- ・人の前で発表することへの恥ずかしさ
- ・正しい答えが言えるかどうか自信が無い
- ・誰かが発表してくれるはず(他者依存)

▶自分の意見を言う「**勇気**」が無い
▶**当事者意識**が無い

学生がこれまでに受けてきた小・中・高校、そして大学での「**教育のあり方**」に問題があるのではないかな？

© 2016 Seiki Community Group

何が手を挙げることを妨げていたのかということ、また二人ずつペアになってもらいました。そうしますと人の前で発表することが恥ずかしいとか、正しい答えが言えるかどうか自信がないとか、誰かが発表してくれるんじゃないのっていう他者依存、自分の意見を言う勇気がない等々の理由が挙げられました。

A はじめに - 成基コミュニティグループ 新卒説明会にて - 9/54

【3月14日 新卒説明会の参加学生の所属大学(五十音順)】

■国立大学

大学名	人数	学部	大学名	人数	学部
大塚大学大学院	1	理学研究科	南山大学	1	経営文化
岡山大学	1	経済	奈良女子大学	2	文・理工
京都大学	4	教育・経済	広島大学	1	経済
滋賀大学	3	経済			

■公立大学

大学名	人数	学部	大学名	人数	学部
滋賀県立大学	2	人間科学	静岡県立大学	1	文

■私立大学

大学名	人数	学部	大学名	人数	学部
大塚大学	1	総合経営	神戸女子大学	1	文
大谷大学	3	文	国文学研究館	1	経営
法華大学	1	社会	創成大学	1	経営
関西大学	1	経済	青学大学	1	心理
関西外国語大学	2	外国語・国際経営	天理大学	1	文
京都外国語大学	2	現代社会・発達教育	麗澤大学	4	経済・文・法
京都産業大学	1	外国語	関西バイオ大学	2	バイオサイエンス
京都府立大学	7	経済・経営	神奈川大学	11	経営
京都文教大学	2	人間発達	立命館大学	6	経済・経営
近畿大学	1	総合心理	戦国大学	4	経営文化・理工
近畿大学	1	総合社会			

© 2016 Seiki Community Group

A はじめに - 成基コミュニティグループ 新卒説明会にて - 10/54

【3月14日 新卒説明会の参加学生の所属大学(五十音順)】

■国立大学

大学名	人数	学部	大学名	人数	学部
大塚大学大学院	1	理学研究科	南山大学	1	経営文化
岡山大学	1	経済	奈良女子大学	2	文・理工
京都大学	4	教育・経済	広島大学	1	経済
滋賀大学	3	経済			

■公立大学

大学名	人数	学部	大学名	人数	学部
滋賀県立大学	2	人間科学	静岡県立大学	1	文

■私立大学

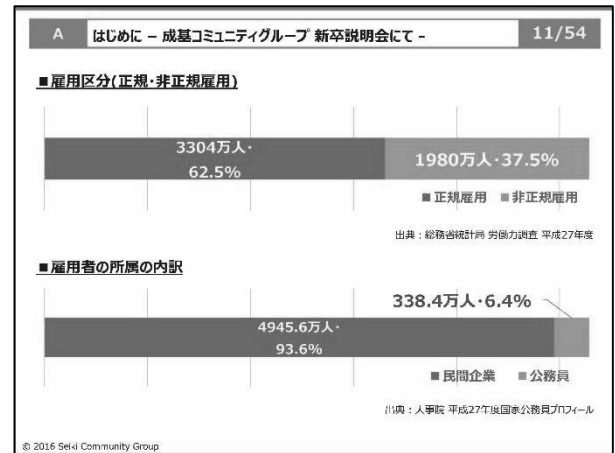
大学名	人数	学部	大学名	人数	学部
大塚大学	1	総合経営	神戸女子大学	1	文
大谷大学	3	文	国文学研究館	1	経営
法華大学	1	社会	創成大学	1	経営
関西大学	1	経済	青学大学	1	心理
関西外国語大学	2	外国語・国際経営	天理大学	1	文
京都外国語大学	2	現代社会・発達教育	麗澤大学	4	経済・文・法
京都産業大学	1	外国語	関西バイオ大学	2	バイオサイエンス
京都府立大学	7	経済・経営	神奈川大学	11	経営
京都文教大学	2	人間発達	立命館大学	6	経済・経営
近畿大学	1	総合心理	戦国大学	4	経営文化・理工
近畿大学	1	総合社会			

これだけの大学に在学していても誰一人として自分の意見の発信ができない
ここに日本の教育の最大の問題点がある

© 2016 Seiki Community Group

80 数名の人たち、様々な大学から来てくれている

わけですけども、ここに日本の教育の最大の問題点があるのではなかろうかということを目頭、問題提起させていただきます。



これは雇用の部分ですね。人事院の資料をちょっと、平成 27 年度について見てみますと、正規雇用 62.5%、非正規雇用 7.5%で、約 2,000 万人の方が非正規雇用になっています。もちろん自らそれを選択されている方もおられるわけですけども。そして雇用者の所属ということでは、民間企業に 93.6%、約 5,000 万人、そしてオレンジのところは公務員の方々。圧倒的に民間の人たちということですよ。ということは先ほどの 80 数名の大学生の大半は民間に行くし、皆様方のところの学生さんも 90%民間に行く。そしたら社会に出て活躍する、また会社の中で、組織の中で頑張っている、そういった生きる力を身に付けなきゃいけないのですが、別に授業じゃありません。会社の説明会ですからそこで「はい」って手を挙げたら必ず人事の担当者は、彼はなかなか積極的だとか、内容がよければ非常に論理性があるとか、ということをチェックするのです。そういうことが分かっているながら手が挙がらないと。

A はじめに - 成基コミュニティグループ 新卒説明会にて - 12/54

Q. 国際会議において、有能な議長とはどういう者か？

A. インド人を黙らせ、日本人を喋らせる者。

有名なジョークになる程、日本人の寡黙さは国際的に有名。
 その他にも、日本人の習性はしばしば「3S」という言葉で表現される。
 Silence(黙っている) / Smile(にこにこしている) / Sleep(居眠りしている)

- 意見を発信しても的外れだと恥ずかしいので、とりあえず黙っておく (Silence)
- 黙って静かに座っているうちに睡魔に襲われてウトウト… (Sleep)
- あまり積極的な姿勢を見せていると、急に意見を求められるかもしれないし、とりあえず空気を悪くしないように笑っておく (Smile)

© 2016 Seiki Community Group

これはグローバルという観点から見たらどうなるか。これはブラックジョークですが、国際会議において有能な議長とは、インド人を黙らせ、日本人をしゃべらせることができる議長だそうです。日本人は国際会議では、3S だって言われています。サイレンス・スマイル・スリーピング、黙っていたり、にこにこしたり、居眠りしていると。そんな状況を受けて教育再生実行会議が今から3年半前に立ち上げられました。

13/54

B: 教育再生実行会議とは

© 2016 Seiki Community Group

B 教育再生実行会議とは - 会議の目的 (1分00秒) 14/54



内閣総理大臣
安倍 晋三

第1回教育再生実行会議
(総理大臣官邸にて) 2013.1.24

© 2016 Seiki Community Group

B 教育再生実行会議とは - 会議の目的 15/54

**【第1回教育再生実行会議
安倍総理の冒頭のあいさつ】**

- 安倍政権にとって教育再生は最重要課題と位置付ける。
- 教育再生実行会議の最終的な大目標は、世界トップレベルの学力と規範意識を身につける機会を保障していくこと。

© 2016 Seiki Community Group

〔動画音声〕安倍内閣総理大臣：「強い日本」を取り戻していくためには、日本の将来を担っていく子供たちの教育を再生することが不可欠でございます。教育再生の最終的な大目標は、世界のトップレベルの学力と規範意識を身に付ける機会を保障していくことであります。

B 教育再生実行会議とは - 会議の目的 16/54

アベノミクス／3本の矢

- ①大胆な金融政策
- ②機動的な財政政策
- ③民間投資を喚起する成長戦略

長期デフレを脱却し、
名目経済成長率3%を目指す。

【短期・中期方針：規制緩和・改革】
 岩盤規制(役所や業界団体などが改革に強く反対し、緩和や撤廃が容易にできない規制)の緩和・改革により、特に農業・医療・介護・エネルギー・教育の分野において今後の更なる成長・発展を促す。

【長期方針：人財輩出・一億総活躍社会】
 経済成長に加え、子育て支援と社会保障の充実を実現し、少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1個人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を目指す。

© 2016 Seiki Community Group

そして、この教育の改革は実はアベノミクスの3本の矢の3本目なのです。1本目は金融政策、2本

目は財政政策、3本目は成長戦略です。この成長戦略は、短期的には規制緩和改革というのがございませぬ。中長期的には人材を輩出し、「一億総活躍社会」を目指すということです。

ですから、この教育改革のベースは成長戦略だということです。ですので、経済財政諮問会議とともに教育再生実行会議、私は37回のうち31回まで出ましたが、安倍総理は基本、最初から最後まで全て出席です。総理が出る会議はたくさんございますが、最初から最後まで出席されている二つのうちの一つです。それはなぜかっていうと、このままではもう日本は、沈んでしまうということです。

教育再生実行会議はどういうポジションかといいますと、大きな方向性を定めると。そして、中教審では具体的な制度や在り方、実行方策を答申していただくということです。

B 教育再生実行会議とは - メンバー		18/54
●教育再生実行会議構成メンバー(2013年1月15日～2015年10月5日) ※他府県・有識者は五十名程		
安倍 晋三	第97期内閣総理大臣	
下村 博文	文部科学大臣	
添田 啓子	品川女子学院校長 ※平成26年9月17日より	
大竹 美穂	アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)創業者	
滝崎 正彦	電通副社長	
貝ノ瀬 五	筑波研究大学院大学客員教授	
加藤 守行	前京産大校長	
渡邊 邦夫	熊本県知事	
菅原 謙二	早稲田大学校長	
川合 眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事長特別補佐	
河野 達彦	岩手県立高等学校校長、前全日本教職員連盟委員長	
佐々木 賢一	成瀬コミュニティグループ代表	
松本 実弘	専修大学附属高等学校理事・前校長、NPO法人老老塾理事長	
斎藤 綾子	作家 ※第4次提言平成25年10月31日まで	
武田 英典	スポーツ/教育コンメンター	
副委員長	田 和夫 三菱重工株式会社取締役	
	向井 千枝 東京理科大学副学長、日本学術会議副会長 ※平成26年9月17日より	
	八木 秀次 藤原大学教授	
	山内 昌之 東京大学名誉教授、明治大学特任教授	
	遠藤 利明 自民党 衆議院議員 / 教育再生実行本部長	
	高田 茂之 公明党 衆議院議員	

B 教育再生実行会議とは - 提言内容		19/54
●これまでの提言内容		
第一次提言	いじめの問題等への対応について	平成25年2月26日提出
第二次提言	教育委員会制度等の在り方について	平成25年4月15日提出
第三次提言	これからの大学教育等の在り方について	平成25年5月28日提出
第四次提言	高等学校教育と大学教育との接続 大学入学選抜の在り方について	平成25年10月31日提出
第五次提言	今後の学制等の在り方について	平成26年7月3日提出
第六次提言	「学び続ける」社会、全員参加型社会、 地方創生を実現する教育の在り方について	平成27年3月4日提出
第七次提言	これからの時代に求められる資質・能力と、 それを培う教育、教師の在り方について	平成27年5月14日提出
第八次提言	教育立国実現のための教育投資 教育財源の在り方について	平成27年7月6日提出

これは第8次までの提言の内容で、先日5月に提出されましたのが第9次提言です。

今回のテーマになりますのは第4次提言、高等学校教育と大学教育の接続、大学入学選抜の在り方について、そして第3次提言もこの布石になります。大学のグローバル化、大学のガバナンス改革、そして大学生の鍛え方、この議論を踏まえて第4次。これが一番議論となり長期間にわたって話し合われた内容でもございます。



C なぜ大学入試制度改革が行われるのか - 背景		21/54
現代社会の背景		
世界情勢	国内(日本)情勢	
<p>①グローバル化が進む社会</p> <p>●技術の発展と新興工業国の台頭により、ヒト・モノ・金・情報のみならず思想や制度までも国境を超えて移動する時代の到来。多様性(ダイバーシティ)社会</p> <p>②科学技術の爆発的な発達</p> <p>●工業・科学・医学、特にコンピュータサイエンスの爆発的な発達により、近い将来には人工知能(AI)が人間の知識を超えると思われる(※)。今後、人間の職業がコンピュータによって代替されると思われている</p> <p>※1: 2045年にAIが人間の知識を超えると思われる</p>	<p>③人口減少</p> <p>●2045年には1億人、2060年には8000万人を下回る予想</p> <p>※出典: 国土社会政策・人口問題研究所の推定(人口動態調査) 2006年の推定(国勢調査)を基に推定(推定)の推定</p> <p>④現役世代の割合減少(=少子高齢化)</p> <p>●20~64歳の「現役世代」が減少、少子高齢化が進み、2060年には労働者1人に対して現役世代1.2人という「高齢型社会」の到来(今までは「若年型社会」)</p> <p>⑤日本の1人あたりのGDP減少</p> <p>●OECD(経済協力開発機構)加盟34ヶ国中、日本は20位で世界7ヶ国中では6位、日本全体で見た現在の500兆円から2060年には250兆円まで減ると見込み</p> <p>※出典: IMF World Economic Outlook Database (2018)</p> <p>→人口減少が進むと、一人あたりの労働生産性の向上が必要</p> <p>⑥子どもたちの意識・意欲・能力の低下</p> <p>●学校や社会の状況の変化による自己肯定感の低下、日本の教育制度の改革により、その意識の向上が必要と見込まれる</p>	
<p>従来型(今まで)の教育だと、日本が「もたない」。</p> <p>社会の変化に対応した教育を展開しないといけない。グローバル人材、グローバル財を、教育によって育成し、新しい仕事を創造し、また労働生産性を上げ、労働人口の減少をカバーすることがこれからの日本に必要なこと。</p>		

そして、なぜ大学入試制度改革かということ、様々なものを共有化しておきたいわけですね。世界情勢を見るとグローバル化が進む社会っていうのが一つ目、そして二つ目は科学技術の爆発的な発達、そして国内に目を向けていきますと人口の減少、そして少子高齢化で日本人の1人当たりのGDPの大幅な減少、そして子供たちの意識や意欲、能力の低下ということがあります。

C 背景①グローバル化が進む社会 22/54

【文部科学省 平成26年度 英語力調査(高校3年生)】

■調査概要

- 全国の高校3年生約7万人(国公立約480校)を対象に、英語の4技能(聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと)がバランスよく育成されているという観点から、生徒の英語力を測るとともに、英語の学習状況を把握・分析。(ただし、「話すこと」は1校あたり1クラス40人程度を対象)
- 英語力を幅広く測定するため、生徒の一定の学習達成度ではなく、世界標準となっているCEFR(※Common European Framework of Reference:ヨーロッパ言語共通参照枠)のA1からB2までのレベルを測定できるように設計。 試験実施時期:平成26年7月~9月

日本の高校生における英語の課題点が明確に表れる結果となった

【※CEFR】
Common European Framework of Reference for Languagesの略称。語学のコミュニケーションの能力別のレベルを示す国際標準規格として、欧米で幅広く導入されている。

<難> C2 - C1 - B2 - B1 - A2 - A1 <易>

上記6段階で評価され、英検1級レベルでC1に相当する。

© 2016 Seki Community Group

C 背景①グローバル化が進む社会 23/54

【国公立全体のスコア分布】

<聞くこと> <読むこと> <話すこと> <書くこと>

レベル	聞くこと	読むこと	話すこと	書くこと
A1	100%	100%	100%	100%
A2	99%	99%	99%	99%
B1	98%	98%	98%	98%
B2	97%	97%	97%	97%
C1	96%	96%	96%	96%
C2	95%	95%	95%	95%

【生徒全体の英語力の傾向】

- 4技能の全てにおいて、C2・C1に相当する英語力を持っている高校生は皆無
- B2・B1に相当する英語力を持っている学生数で見ても、「読む」「聞く」「話す」で全体の2%程度、「書く」にいたっては、全体の0.7%がやっとB1相当(英検2級レベル)の力を持っているにとどまる。

© 2016 Seki Community Group

C 背景①グローバル化が進む社会 24/54

アジアのTOEFL平均スコアランキング

順位	国名	Speaking	Writing	Totalスコア
1	Colombia	24	25	50
2	Turkey	23	23	50
3	Philippines	24	23	50
4	Mexico	22	23	49
5	Indonesia	24	22	49
6	Republic of Korea	21	22	48
7	Poland	22	21	48
8	Thailand	21	22	48
9	Hong Kong	21	22	48
9	Indonesia	20	21	48
9	Spain	21	21	48
9	Republic of	21	21	48
12	Singapore	22	20	48
14	Sweden	22	21	49
14	Malaysia	20	21	49
14	Taiwan	20	20	49
14	Malaysia	21	20	49
18	Vietnam	19	21	49
18	Azerbaijan	20	20	49
20	France	19	20	49
21	Switzerland	20	20	49
21	Mexico	19	20	49
21	Thailand	19	20	49
24	Turkmenistan	20	19	49
25	Moldova	21	19	49
26	Japan	17	18	70
26	Mongolia	18	18	70
26	Finland	19	19	69
26	San Marino	19	19	69
29	Democratic Republic	20	18	68
30	Russia	20	17	68
31	Trinidad and Tobago	19	18	67

なお、世界の順位では
1位:オランダ
2位:デンマーク
3位:シンガポール・オーストラリア
であり、日本の順位は135位である。
(韓国は80位、中国は77位)

※出典:ETS 2012年度TOEFL iBT平均スコア(アジア圏のみ発表、単位省略)

© 2016 Seki Community Group

これはもう御存じのとおり英語の4技能は、日本はアジアでは26位、スピーキングでは最下位です。世界で見ると日本は135位であるということですね。

C 背景②科学技術の爆発的な発達 25/54

シンギュラリティ (Singularity: 技術的特異点)

▶人工知能が人類を超える現象、またはその瞬間のこと。2045年頃と予想されている。

コンピュータ技術が今のペースで発達し続けると、ある地点で地球全人類の知能を超える人工知能が完成する。

それ以降は、人工知能が更に優秀な人工知能を作り上げ、更にその人口知能がもっと優秀な人工知能を創り…といった具合に連鎖的に、爆発的なスピードでテクノロジーが自己進化し、人間の頭脳レベルでは全く予測・解読が不可能な未来が訪れると言われている。



© 2016 Seki Community Group

二つ目のシンギュラリティ、皆様御存じのように2045年ぐらいには人工知能が人類を超えるというように言われている技術的特異点を指します。

C 背景②科学技術の爆発的な発達 26/54

↑人工知能に書かせた小説

●公立はこだて未来大学の松原に教授のプロジェクトチームは、AIに小説家である故・星新一氏の約1000作品を学ばせて小説を創作したという。
●このプロジェクトの中で作成されたショートショート4作品を星新一にちなんで文学賞「星新一賞」に応募したところ、一部が一次選考を通過した。(3月21日NHK NEWS WEB)

※2015年12月30日 読売新聞より

スマホが壊った。
深夜一時ころ、こは研究室の中。
鈴木秀男は、先月まで配属されたばかりであるが、平均毎朝時間はずいぶん遅く、復讐時を過ぎている。
秀男は大きなあくびをしなが、ボケアトの中からスマホを取り出した。
「鈴木秀男さんですか?」
「はい、あなただけ?」
「わたしは藤原」
「イタズラならよしとくれ。僕はいまレポートで忙しいんだ」
「なんでも一つ願いを許さてみせしよう」
「バカバカしい、さあ、切りますよ」
「お待ち下さい、一度試してみようからでも構はないですよ」
「それなら、このひどい朝気をなんとかして、レポートを早く終わらせたい」
「お役に使えます」
藤原がスマホ越しに何やら呪文を詠いたと思うと、秀男の眼ははつきりと消え飛んだ。レポートもはつきり書けた。しかしそれ以来、秀男二睡もする事ができなくなった。

© 2016 Seki Community Group

これは先日発表されましたが、人工知能に約1,000の星新一の作品を読み込ませて小説を書かせたら、何と文学賞に1次選考通過したと。これ創造性っていうのは人工知能ができない苦手な分野と言われながら、もう創造性が必要な小説が書けるということがございます。

C 背景② 科学技術の爆発的な発達 27/54

【2022年までに姿を消す可能性の高い職業】

順位	職業	順位	職業
1	小売店販売員	6	飲食カウンター接客係
2	会計士	7	レジ打ち / 切符販売員
3	一般事務員	8	雑話め・積み下ろし作業員
4	セールスマン	9	橋渡・金融取引記録保全員
5	一般秘書	10	大型トラック・ローリー車運転手

出典：全業種別職業 / DIAMOND Online

いわゆる「会計士」という仕事でも、各企業の帳簿記入をはじめとした基本的作業、税務申告などの定型的な業務は失われる。機械が担える税務申告や監査業務だけではなく、リアルタイムの会計データによる企業の意思決定、事業での重要な意思決定につながる部分での専門性のあるアドバイスができるかどうか、今後、生き残る会計士の必須要件となる。

© 2018 Seki Community Group

そしてこれも皆様も御存じかと思えますけど、2022年までに姿を消す可能性の高い職業ですね。2番目には会計士。こういったものはもうコスト的に人工知能がやっていくようになります。だったら、会計士は何するべきなのかと言うと、全国で400万ほどある様々な民間企業の経営者が悩んでいるわけです。そこに向かってコーチングやコンサルティング、アドバイザーとしてできなくて税務の計算をしているだけではもうお手上げですよと、こんな時代ですよということです。

C 背景② 科学技術の爆発的な発達 28/54

【ロボットだらけのホテル、ハウステンボスで近未来体験】

- ハウステンボスが2015年7月17日に開業した「変なホテル」。快適性と世界最高水準の生産性を両立させるため、様々な技術を駆使した革新的なホテルだ。特に面白いのは、人件費を通常の4分の1に抑えるため、フロントやポーターなどの業務にロボットを導入していること。
- フロントのカウンターの上には、1〜3番が振られたボタン付きの装置がある。ロボットの案内に従ってボタンを押す。すると、ロボットは「宿泊者名簿に氏名などを記載してください」「右手にある端末でお客様の名前を入力してください」などと案内してくれる。
- 宿泊者が荷物を預けたりするクロークも、変なホテルはユニークだ。このクロークの中には、荷物を入れる棚とクロークロボットがある。(中略)クロークロボットは荷物をロッカーに収納し終わると、記者の方を向いてアームを左右に振る動作をした。これは「バイバイ」を意味しているという。思わず笑ってしまった。

2015年10月18日 変なホテルオープン

© 2018 Seki Community Group

これもハウステンボスにある、非常に今流行っているようですが「変なホテル」という名前のホテルです。ポイントはフロントやポーターなど実際にロボットを導入し、人件費を4分の1に抑えている。これはロボットの役割の一つの姿を表しているということですね。

C 背景② 科学技術の爆発的な発達 29/54

【近い将来の職業や仕事、労働に関する予測】

キーとなる数字 説明

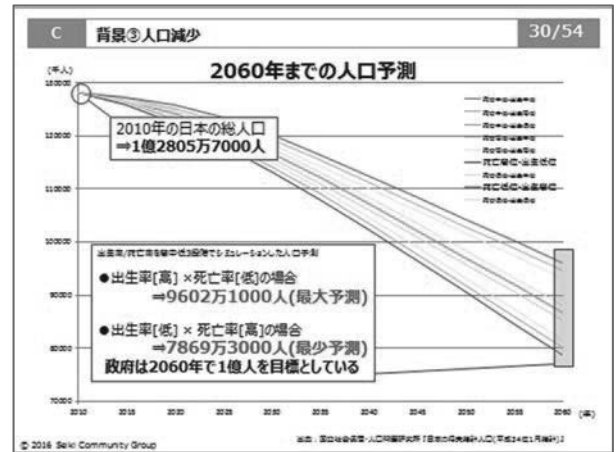
① 65% ニューヨーク市立大学大学院センターのキャシー・デビットソン教授「今年度、小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く」→20年後には、今はない、新しい職業が多く生まれているということ。

② 47% オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授「今後10〜20年程度で、約47%の仕事が自動化される可能性が高い」→結果、今の仕事の47%は、ロボットやコンピュータに取って代わる。

現在の職業の多くは、今後なくなっていく。今までの、暗記や記憶を中心とした能力を測る教育から、新しい時代に対応できるような教育に変えていかなければ、**今の子どもたちの「将来の行き先」はなくなる。**

© 2018 Seki Community Group

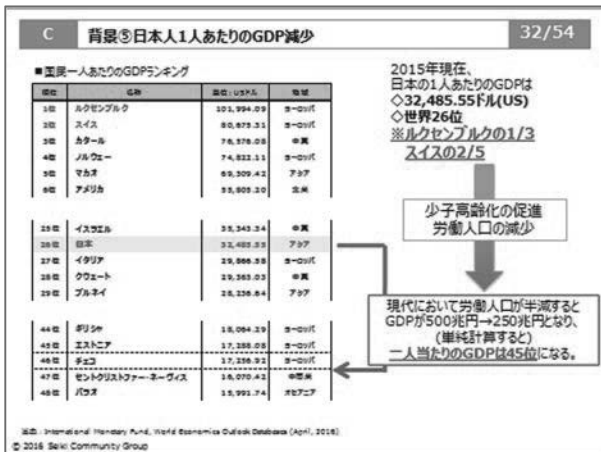
これも皆様も御存じのとおり、今、小学校にいる子が大学を卒業するころには、65%が今はまだない職業に就くのではないかと言われていたり、47%の仕事が自動化されていくという資料です。



これは日本の人口ですね。今、1億2,800万ですが、2060年には8,000万人を割るかも分からないと。何とか政府では2060年に1億人を目指そうと。そのためにも少子化を食い止めるための様々な手だてをしなければいけないというところです。



今のGDPが500兆円あるのがそのまま推移すると2060年には250兆円に半減してしまう。その中で成長し続け、全然安心して暮らせる社会とか一人一人の豊かな社会というのは実現しない恐れがありますよねということです。



これはもう単純計算です。このままいくと1人当たりのGDPは今、26位まで下がってきています。今の時点でもトップのルクセンブルクの3分の1です。GDPが250兆円になると1人当たりでは45位ぐらい。上にあるのはエストニア、チェコ、下にあるのはセントクリストファー・ネイビス、パラオ、そんな位置に相対的に沈下してしまうということです。

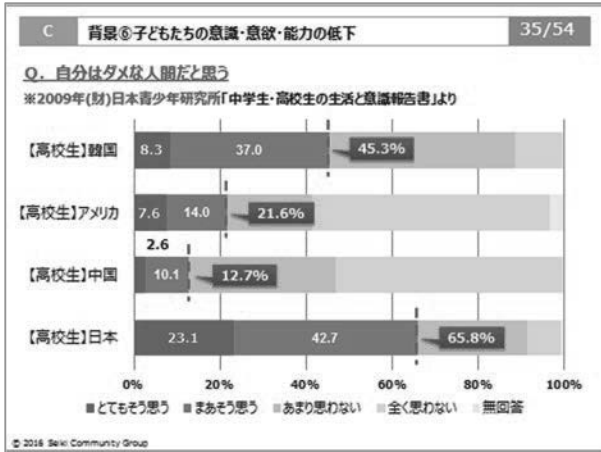


先ほどルクセンブルクの話をしましたけど、1人当たりGDPは世界1位。これは私、英語の4技能に関連して、教育再生実行会議に提言しましたが、ルクセンブルグの場合はドイツ語を小学校1年生から週8時間、2年生前半で9時間、後半で8時間、2年生後半にフランス語が入ってきて、3年生になるとフランス語とドイツ語で週12時間やるわけです。それに中学になったら英語をやると。どこでも生きる力を持っていると。日本の場合これともう、僕は非常に悲観的です、今の公教育。小学校3年生から週1~2時間。このレベルの内容で留学できたり、ネイティブ並みとは言わないけども、きちんと英語でコミュニケーションができるのは一部なんじゃないかと。これは私が非常に危惧していることです。

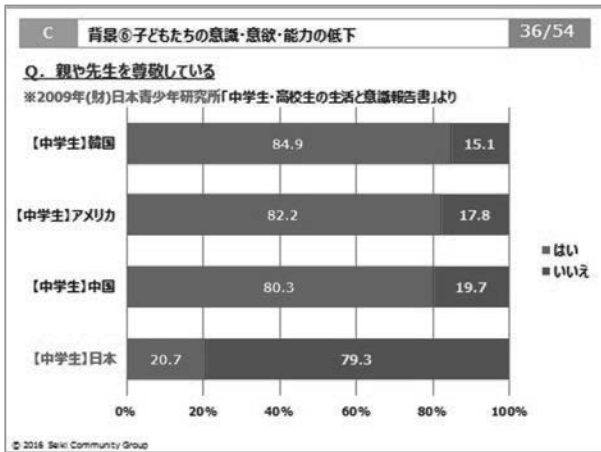


もっとベースにある部分でいきましたら、いじめの認知件数18万、高校の中退約6万、不登校11万、ニートの若者56万、45歳までざっと計算すると80

万人を超えています。これは私たちが作ってきた負の結果の一つです。大学入試とかいう以前の問題としてこのことに私たちは目を向けなければなりませんし、冒頭、安倍総理もこのデータを出されました。



このグラフは、自分は駄目な人間だと思う高校生の割合です。皆様方もよく御存じですね。韓国やアメリカ、中国と比べてみても日本の高校生の3人に2人は自分のことを駄目だと思っていると。非常に自己肯定感や自尊感情の低い若者たちです。これも私たち大人が作ってきている結果だと言えるし、そして次に直面しなければならないのは、親や先生を尊敬している割合です。



日本の中学生は2割。8割の子供たちが親や先生を尊敬していない。私たちは子供たちに後ろ姿を見せられていないということです。

C 背景◎子どもたちの意識・意欲・能力の低下 37/54

- 日本の中高生の6割は、自分がダメだと思っている。
- 親への尊敬度も他国と比較するとかなり低い。

日本の教育が抱える問題の根源はここにあるのではないかと。

高い志を持ったグローバル人材を育成するには、まずこの意識を変革していく必要がある。

© 2016 Seki Community Group

このように日本の中高生の6割が自分を駄目だと思っていたり、親への尊敬や先生への尊敬も圧倒的に低いと。この根源的な問題の解決なくして高い志を持ったグローバル人材を育てることには無理があるのだと思います。

C 教育再生実行会議 第7次提言「21世紀型人材」 38/54

■教育再生実行会議第7次提言より

- これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力として、次のものが挙げられている。
- 「主体的に課題を発見し、解決に導く力、志、リーダーシップ」
- 「創造性、チャレンジ精神、忍耐力、自己肯定感」
- 「感性、思いやり、コミュニケーション能力、多様性を受容する力」

※教育再生実行会議 第7次提言 2～3P.20(9/19)

これらの資質や能力を身につけた人材が、「21世紀型人材」であり、大学入試においても、社会においても求められる。その育成のためには、次のような教育価値観の転換が必要

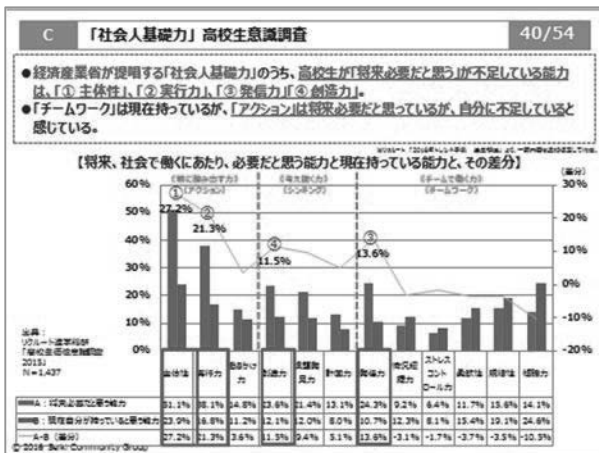
今までの教育 (ジグソーパズル型)	これから必要な教育 (レコ型)
●知識偏重 →知識があるか否か (知識再現性) ●受動型 →与えられたものを吸収する	●知識活用 →英語においても「使えるか」どうか ●能動型 →自ら「学び」の対象を探し、自ら学ぶ

© 2016 Seki Community Group

教育再生実行会議の第7次提言で、21世紀で活躍する人材に必要な資質・能力は、何だろうと、約11個出ました。これはぜひ、各大学におかれての独自選抜ではこういう観点から多様な選考をしていただきたい。一つ目に、主体的に課題を発見し解決に導く力。志、リーダーシップ、そして創造性、チャレンジ精神、忍耐力、自己肯定感。そして感性、思いやり、コミュニケーション能力、多様性を受容する力。



視を意識していただきたいんですよ。昨日、私、新卒の採用試験の最終選考に臨みました。面接は3時間やっています。説明会から1次選考、2次選考、3次選考、延べで15時間選考に時間をかけています。ペーパーテストは、ほとんど参考程度です。彼らを生涯65歳まで雇用する、少なく見積もっても2億円の負担をしなきゃいけない。じゃあ、この学生に2億円を出せるのかという気持ちで私は面接しています。ですからもう、当然必死に丁寧な面接をせざるを得ないということです。先ほどお見せした大学生が説明会に行っても手も挙げられないようでは社会で活躍する人材になるとは言い難いと言わせていただきます。(省略のスライドについては、56ページ～60ページに掲載)



これは経団連が選考において重視する資質・能力です。一番はコミュニケーション能力、二つ目は主体性、三つ目はチャレンジ精神です。



大学入試がどう変わるのかにつきましては、後ほど多くの方々がお話しされると思いますので割愛させていただきますが、いろんなハードルが多面的にあるわけですね。これからの教育。ぜひ私はこのことももちろん大事ですけど、このことよりも人物重



E 多様性の重要さ 52/54

「公平な試験」と「不公平な試験」 - 多様性の重要さ -

有名な風刺画がある。イヌ、サル、ゾウ、鳥、魚など、様々な動物に対して、「公平な選考のために、皆さんに同じ課題に挑戦してもらいます。あの木に登ってください」と語りかける試験官を描いたものだ。この絵は、アインシュタインの言葉が元になっている。

「人はみな才能を持っている。しかし、魚を木登りの才能がないと評価したら、魚は自分のことを無能だと思つて一生を過ごすことになるだろう」という、公平性を追い求める教育が、一人ひとりの個性を失わせてしまう危険性を指摘した言葉だ。

2016年4月5日(火) 東京経済大学ライオン

© 2016 Seki Community Group

これは公平な試験と不公平な試験、多面、多様性の重要さということです。ちょっと読ませていただきます。

有名な風刺画があります。イヌ、サル、ゾウ、鳥、

魚など様々な動物に対して公平な選考のために皆さんに同じ課題に挑んでもらいます。あの木に登ってくださいと語り掛ける試験官を描いたものです。この絵はアインシュタインの言葉がもとになっています。人は皆、才能を持っている。しかし魚を木登りの才能がないと評価したら、魚は自分のことを無能だと思って一生を過ごすことになるだろう、公平性を追い求める教育が一人一人の個性を失わせてしまう危険性を指摘した言葉だということです。ですから基礎学力のことは、もちろん学力テストも大事ですけれども、それをああだこうだと言い出したらもう切りがない。それよりも、それぞれの大学がアドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確にして、こういう学生を社会に送り出すんだという形での独自選抜や、そこに基づいた教育を充実させていただくことが一番大切だと思います。

E
【参考】海外大学での変化
53/54

【米ハーバード大、入試から学力テスト“追放”へ】

- 世界最高峰の大学の一つ、米ハーバード大が入試制度を抜本的に改革するという。報道によれば、当たり前のように実施されている学力試験を、必須ではなく選択制にするのだとか。あのハーバード大が学力試験をやめる——というニュースは、米国民に驚きを持って迎えられた。
- これまで大学の入試制度は学力テストの成績が判断基準の中心になっていたが、今後はそれ以外、例えば地域や家庭における活動も同等の判断基準にしていきたいと考えている。
- ハーバード大学が学力試験を完全に選択制にするかのように報道されているが、実際は学部や学科によって選択制にしていきたいということであって、すべての学部で選択制にするわけではない。理系などはやはり学力試験が必要だろう。



2016年3月11日-日経ビジネスオンライン

© 2016 Seki Community Group

最後の問題提起としてハーバード大学、これは今年の3月、日経ビジネスに出ていました。学部によってはもう一切ペーパーテストをやらないんだと。これはペーパーテストをやった結果、彼らがどういう社会で活躍してきたかを見てみたら、特段それが高いからといって優位性が見られない。地域や家庭で様々な活動に従事した人たちでも多く活躍しているところが学部によってはペーパーテスト一切やらないですよというようなのが、これはハーバード大学の部分です。

そして教育再生実行会議にいますときに下村文科

大臣が言われた話を紹介させていただきますが、利根川進先生は日本が教育改革、入試改革するらしいということを知り、日本に来られたときに大臣と総理に会われて、シカゴ大学の例を出されたそうです。シカゴ大学では入試では伸びしろを見るのだと。シカゴ大学では学士卒業生だけで55名ほど、博士課程までいくと87名ほどノーベル賞を受賞しているところだけど、そんな高い学力を見て選考していませんよと。東京大学の理科三類がノーベル賞、何人出したのですか。もう一度私たちは考えなければいけないのではないのでしょうかということを知り、教育再生実行会議の中でお伝えいただいたことを最後に皆様方に御報告することとしまして1番バッターの役割を終わらせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

54/54



ご静聴ありがとうございました。

© 2016 Seki Community Group

本郷 佐々木様、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして荒瀬克己先生にお願いしたいと思います。先生は長年京都の市立高校の教員をなさっておられまして、御承知のとおり堀川高校の校長として「堀川の奇跡」と言われる学校の大きな改革と、子供たちの成長というものに新しい基軸を作られました。

その後、京都市の教育企画監等をお務めになられまして現在は大谷大学の文学部の教授でございますけれども、一方で高大接続システム改革会議等の文部科学省の委員等も歴任されております。先生、どうぞよろしくお願いたします。

荒瀬 克己 (大谷大学 文学部教授)

「高校生にとっての高大接続」

高校生を通して見た入試改革

2016年6月2日

大谷大学文学部 荒瀬克己

荒瀬 皆さん、おはようございます。荒瀬と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐々木先生からは、非常に広い視野からの今回の改革というお話がありました。またこの後、文部科学省の方からは具体的な中身が出ようかと思ひます。私の方からは実際に高校生と長らく関わっておりましたこと、今、京都の小さな大学におりまして、そこに入学してくる学生たちを見ていまして感じるところ、そういったことから、高校教育に視点を置いて、今回の改革について考えてみたいと思ひます。

高大接続システム改革会議「最終報告」 2016. 3. 31

I 検討の背景と狙い

II 高大接続システム改革の基本的な内容

(1) 高大接続システム改革の基本的な内容

ア 高等学校教育改革 イ 大学教育改革

ウ 大学入学者選抜改革

(2) 段階を踏まえた着実な実施

III 高大接続システム改革の実現のための具体的方策

1. 高等学校教育改革

(2) 教育課程の見直し (4) 多面的な評価の充実

(5) 高等学校教育の質の向上に向けたカリキュラム・マネジメントの確立とPDCAサイクルの構築

(6) 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入

2. 大学教育改革

(1) 大学教育改革の基本的な考え方

(2) 三つの方針に基づく大学教育の実現のための方策

(3) 認証評価制度の改革

3. 大学入学者選抜改革

(1) 大学入学者選抜改革の基本的な考え方

(2) 個別大学における入学者選抜改革

(3) 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

IV 改革の実現に向けた今後の検討体制等

(1) 高大接続システム改革の推進・検討等の体制

(2) 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」

(3) 大学入学者選抜改革

(4) 「テスト」の実施主体

こちらは3月31日に出た高大接続システム改革会議の最終報告の目次です。正直なところよくまとまったなというのが率直な感想でした。

最後の会議でも、学力の3要素というけれども、果たして学習意欲が入試で測れるのかという大変根本的な問いを出された委員がいらっしやいまして、本当に最後の最後までいろいろと課題をはらみながら、あるいは残しながら、解の分からない問題をどう解くのかということに対して、この高大接続システム改革会議自体が取り組んでいたように思っています。

今のままでよいなら、それでよいのですが、これからのことを考えるとそうとは言ってられないという認識で、後ほどそのことを述べた高大接続システム改革会議の最終報告を見ますが、難問であっても答えを出していかななくてはなりませんから、この会議としてなんとかかまとめて、今後につなぐということだと思います。私はそのように思っています。

ちゃんとした答えが出せるかどうかは分かりませんが、ここに書かれていますように段階を踏まえ、着実に実施していくということが重要です。つまりは、学習指導要領の改訂等も視野に入れて、本当にきちとした取組にしていかなければならないということが言えようかと思ひます。

申しましたように、後ほどこの「I 検討の背景と狙い」というところから引用したものを御紹介したいと思います。目次で確かめておきたいのは、先ほどからの御挨拶の中にもありましたけれども、高

等学校教育改革と大学教育改革と大学入学者選抜改革を一体的にやっっていこうということが見て取れることです。

大学教育改革ですが、三つの方針、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの三つのポリシーに基づく大学教育の実現と、認証評価制度の改革が、このようにしてセットになっております。各大学が本気でどうしていくのかが問われています。

一方、高等学校教育の方は学習指導要領の改訂を基にして教育課程をどんなふうにしていくのかということが求められています。今回の学習指導要領の改訂は、高大接続システム改革という大きい枠組みの中で考えられています。

今回特にカリキュラム・マネジメントということが言われていますが、高校卒業時点でどのような方を付けるのか、そのためにどういったカリキュラムを用意するのか、ここが重要です。極論すると、いわゆる進学校は大学合格に腐心して、あるいはそうでない学校は、とにかく卒業させればよいというふうな、そのようなことになっているのではないかと。そうではなくて、学校が育てようとする目標は何だったのか、それに照らしたときにどのようなカリキュラムを作って、どのようにそれを実施するのかという、そういったことも含めた改革を学習指導要領の改訂とともにやろうというわけです。

大学入学者選抜改革はその延長線上にあって、この三つが常にセットとして書かれています。この4月以降、改革実現に向けた今後の検討体制が構築されて、それが文部科学省内で動いているという状況になっている。こういったことを申し上げておきたいと思います。

■学習指導要領(予定)

小学校 平成32(2020)

中学校 平成33(2021)

高校 平成34(2022) 年次進行

■基礎学力テスト(仮称)／2年生

平成31(2019)⇒平成35(2023)

■学力評価テスト(仮称)／3年生

平成32(2020)⇒平成36(2024)

これらが具体的にどんなふうに進んでいくかという学習指導要領の改訂はこんな日程になっています。こちらは恐らく予定どおりに進んでいくことになると思っています。

ところで、高等学校基礎学力テスト(仮称)と、それから大学入学希望者学力評価テスト(仮称)、早く仮称というのを外す必要があると思っています。

以前はこちらが基礎編で、こちらが発展編というふうなセットとして見られていましたが、議論を経る中で基礎学力テストの性格と学力評価テストの性格は違うことが明瞭になってきています。基礎学力テストの結果を調査書に記載するかどうかということは結論を保留していますが、早く名前を変えまさんと、十分な理解が進まないわけですから、それぞれの内容にふさわしい名称を早急に決める必要があると思っています。

「Ⅰ 検討の背景と狙い」から

○このような大きな社会変動の中では、これからの我が国や世界でどのような産業構造が形成され、どのような社会が実現されていくか、誰も予見できない。確実に言えるのは、先行きの不透明な時代であるからこそ、多様な人々と協力しながら主体性を持って人生を切り開いていく力が重要になるということである。

また、知識の量だけでなく、混とんとした状況の中に問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造していくための資質や能力が重要になるということである。

○ こうした資質や能力は、先進諸国に追いつくという明確な目標の下で、知識・技能を受動的に習得する能力が重視されたこれまでの時代の教育では、十分に育成することはできない。次代を担う若い世代はもちろん、社会人を含め、これからの時代を生きる全ての人が、こうした資質・能力を育むことができるよう、抜本的な教育改革を進める必要がある。

さきほど申し上げました「検討の背景と狙い」からの引用です。ここで申し上げたいことは、学習指導要領の改訂に当たって進められている中央教育審議会教育課程部会や教育課程企画特別部会の議論につきましても、この部分と全く呼応しているという点です。

「このような大きな社会変動の中では、これからの我が国や世界でどのような産業構造が形成され、これは先ほど佐々木先生からの御指摘にもありました。「どのような社会が実現されていくか、誰も予見できない」。

現行学習指導要領が改訂される10年前、「生きる力」は変わることなく必要なんだということを説く文部科学省のホームページで、「いかに社会が変化しよう」と生きる力は必要だという、そういう表現がありました。

今回、高大接続システム改革会議の議論の前提には、これからの社会は誰も予見できないことを極めてはっきりと言わざるを得ない状況になってきている、ということがある。この、誰も予見できない社会ではどうすることもできないのかということではなくて、「先行きの不透明な時代であるからこそ、多様な人々と協力しながら主体性を持って人生を切

り開いていく力が重要に」なってくると指摘しているのであります。

それを具体的に述べたところが次の部分です。このところがこれまで十分に、少なくとも高等学校関係者で共有されていたかという、そこが私は課題であると思っています。つまり、「知識の量だけでなく、混とんとした状況の中に問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造していくための資質や能力」ということです。

知識の量が必要ないと言っているわけではありません。知識の量は必要です。学力の重要な3要素が学校教育法第30条に示されています。これは初等・中等教育に関することですが、これがいわゆる高大接続答申や、この高大接続システム改革会議の最終報告の中では、学力の3要素を、大学、あるいは社会に出てからも重視する必要があるとしています。学校教育法第30条にいう「基礎的な知識・技能」は「十分な知識・技能」というふうに表現が変わっていくわけですが、繰り返しますが、知識は必要です。

しかし、それだけでいいとは言えません。「混とんとした状況の中に問題を発見し」というのです。これはまず、何が問題かに気付くことですね。

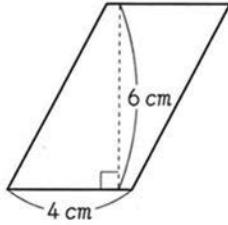
何か変だとか、これどうなっているんだろうっていうように、自らが問題ではないかと感じること。そのためにも知識が必要になってくるわけですが、この感じたことを問題としてどのように定義して取り組んでいくかっていう、そういう力がこれから必要になってくる。そんな問題提起がなされているということでもあります。

「こうした資質や能力は、先進諸国に追いつくという明確な目標の下で、知識・技能を受動的に習得する能力が重視されたこれまでの時代の教育では十分に育成することはできない」と続きます。それでは、どうすればいいのか、ということになります。

2007年度全国学力学習状況調査 算数A

次の図形の面積を求める式と答えを書きましょう。

(1) 平行四辺形

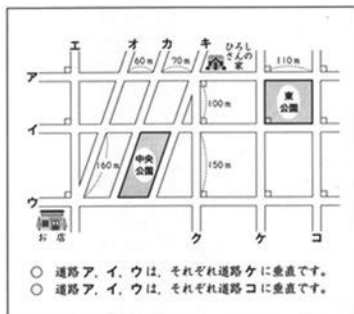


これは 2007 年に行われました、全国学力学習状況調査の小学校 6 年生に出された算数の問題、A 問題です。この後、お見せするのは B 問題ですが、A 問題、B 問題は当然のことながら同じ子供たちが受検しています。

さて、この A 問題は、次の図形の面積を求める式と答えを書きましょうという問題です。平行四辺形と書いてあって、底辺が 4cm、高さ 6cm が与えられています。この正答率は 96% だったそうです。当時、小学校の先生とこの話をしていましたら、96% は大変高い数字であるわけですが、それでも 4% の子供たちができなかったんだというのでショックを受けていらっしやいました。

B

(3) ひろしさんの家の近くに東公園があります。東公園の面積と中央公園の面積では、どちらのほうが広いですか。答えを書きましょう。また、そのわけを、言葉や式などを使って書きましょう。



では、同じ子供たちが受けた B 問題はどうか。これは文章題でして、その中の 3 番です。ひろしさんが登場します。ひろしさんの家があつて家からお店まで買い物に行くとかいろんな問題があるわけです。それで、この 3 番の問題は何かとい

いますと、ひろしさんの家の近くに東公園というのがあります、中央公園がここにありますが、考えられないような都市計画に基づいた町でありまして、道路の「ア」と「イ」と「ウ」は平行、「エ」と「ク」と「ケ」と「コ」は平行、斜めに入っている「オ」と「カ」と「キ」も平行、この縦と横は直角に交わっているという極めて素晴らしい町があります。

問題は、東公園と中央公園のどちらが広いか、また、そのわけを言葉や式など書きましょう、というものです。

見た目も、こちらは平行四辺形だし、こちらは長方形ですが、そういう言葉は出てきません。条件を読みとれば、そうだと言えるのですが、そう書いてあるではありません。

また、計算することが必要になりますが、この問題は意地悪です。例えばこの中央公園、平行四辺形の高さに当たる部分は、こっちの離れたところに書いてあって、すぐ横に斜めの辺の長さである 160 メートルという数字が与えられています。底辺の長さはこんな上に書かれています。しかも 2 桁、3 桁の計算をしなければならない。

要は、あてはめるのに必要な言葉なく、余計な、しかも複雑な情報が与えられていると言えます。

先ほどの問題の正答率は 96% でしたが、この問題の正答率は 18% だったそうです。

この結果に小学校の先生方は大変ショックを受けます。一体子供たちは何を理解していたのか。自分たちは何をやっていたのか。やっていたことの何が不十分だったのか。

これを、さっき御覧いただきました最終報告に重ねます。「混とんとした状況の中に問題を発見」できたか、ということです。この図形は何か。与えられた条件に基づいて、平行四辺形であると自分自身で割り出し、必要な情報に基づいて解決できたか。これは、小学生だけの話でしょうか。

育成すべき資質・能力の要素(OECD)

- 知識に関するもの
- スキルに関するもの
- 情意(人間性や関心・意欲・態度など)に関するもの

学校教育法(第30条第2項) 学校教育において重視すべき三要素

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度

これは、OECD の言う能力に関する三つの事柄。それと学校教育法第 30 条第 2 項。知識・技能に関すること、思考力・判断力・表現力等、そして主体的に学習に取り組む態度、いわゆる学習意欲について。両者はとても似通っています。学力の重要な 3 要素は、我が国だけが重視するべきだと言っているわけではないのです。

これら三要素を議論の出発点としつつ、学習する子供の視点に立ち、育成すべき資質・能力を以下のような三つの柱で整理することが考えられる。

教科の文脈の中で身に付く力と、それらを教科横断的に活用できる力との双方を往還させながら育成していく必要がある。

学校教育法第 30 条の 3 要素を、今回の学習指導要領改訂に向けた議論の中では三つの柱として整理しています。これは当然のことながら教科の文脈の中で身に付く力もありますし、教科を横断的に考えなければならないこともありますので、それらを行き来しながら育んでいこうということです。

三つの柱

- ①「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」
- ②「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(人間性や学びに向かう力等)」

三つの柱は学力の 3 要素に基づいて敷衍(ふえん)したものです。知識・技能に関することは、何を知っているか、何ができるか。言い換えているわけです。

思考力・判断力・表現力は、知っていること、できることをどう使うか。それからまた、主体的に学習に取り組む態度は、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか。

こうなると、例えば一人の高校生がどう学んで、どう成長して、どう社会で生きていくのかを考えることになります。こういった発想が非常に重要になってこようかと思います。

昨年 8 月 26 日にまとめられましたこの学習指導要領改訂に向けた中教審教育課程企画特別部会の論点整理。少し長くて申し訳ありませんが、その論点整理の中に思考とか判断とか表現とかについて説明があります。なぜこのように活用力を問わなければならないのかというと、さっきから申し上げていることと平仄(ひょうそく)を一にします。

問題を発見し、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の問題発見・解決につなげていくこと(問題発見・解決)や、情報を他者と共有しながら、互いの考え方の共通点や相違点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力しながら問題を解決していくこと(協働的問題解決)のために必要な思考力・判断力・表現力等。

「問題を発見し、その問題を定義し解決の方向性

を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の問題発見、解決につなげていくこと、それが問題発見・解決なんだと言っています。これまでも問題発見能力とか問題解決能力はよく言われたんですが、これはとても丁寧に定義がなされています。あるいはまた協働的な問題の解決はどうかということも書かれています。

○問題発見・解決に必要な情報を収集・蓄積するとともに、必要となる新たな知識・技能を獲得し、必要な知識・技能を組み合わせることで構造化し、それらを活用しながら問題を解決していくために必要となる思考。

○必要な情報を選択し、解決の方向性や方法を比較・選択し、結論を決定していくために必要な判断や意思決定。

○伝える相手や状況に応じた表現。

思考とは何か、判断とは何か、表現とは何か。その中で特に重視するものは何か。知識と、それを活用した思考、判断、表現が説明されています。「問題発見・解決に必要な情報を収集・蓄積するとともに、必要となる新たな知識・技能を獲得し、必要な知識・技能を組み合わせることで構造化し、それらを活用しながら問題を解決していくために必要となる思考」。

問題が、誰かによって丁寧に作り出されて、それを短時間で正確に解決する。この力は不必要だというわけでは決してありません。大変重要です。

ただ、それだけではなくて、問題として整理されていないものに、これはどうなんだろうと考えるような、そういう取組が高校生自身によってなされるのが求められています。そのための教育課程を作ろうというのが今回の改訂の趣旨であると思っています。

③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(人間性や学びに向かう力等)」

主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど。

○ こうした資質・能力については、学習指導要領等を踏まえつつ、各学校が編成する教育課程の中で、各学校の教育目標とともに、育成する資質・能力のより具体的な姿を明らかにしていくことが重要である。その際、子供一人一人の個性に応じた資質・能力をどのように高めていくかという視点も重要になる。

③は主体的に学習に取り組む態度についての記述です。「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」というのは、とても突っ込んだ表現です。ここにはもちろん、いわゆる学力ということでよく分かる範囲のことも書かれていますが、学ぶことを通して人間は成長していくわけですから、その学ぶことを通しての成長の中には、例えばリーダーシップを身に付けていくということもあるということです。

部活でリーダーシップというのが、高等学校現場に多い発想ですけども、これは決してそうではない。ここにあるのは、例えば国語の勉強をしながら数学の勉強をしながら、そういった教科の学びと、あるいは教科横断的な学びと、もちろん学校生活全体を通して、それが教育課程を作ること、カリキュラム・マネジメントということですが、そういったことを通して、リーダーシップであるとか、チームワークであるとか、あるいは感性であるとか優しさとか思いやりとか、そういうものが求められているのです。

優しさや思いやりまでが学力の範疇(はんちゅう)に入れられるのかということもあるかもしれません

が、どうしたら人は優しくなるのか、どうしたら思いやりを身に付けることができるのかという点、これは生まれつきだからどうしようもないというのであれば、教育は必要なくなってしまうと思います。教育の否定になってしまう。学ぶことによって人は変わっていくのだということが、とても大事な前提ではないかと思えます。

アクティブ・ラーニングの三つの視点

① 習得・活用・探究という学習プロセスのなかで、問題発見・解決を念頭に置きつつ、深い学びの過程が実現できているかどうか

教員はこのプロセスの中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。

② 他者との協働や外界の情報との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教師と生徒、生徒と生徒が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。「言語活動」の充実

③ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味づけたり、獲得された知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。

アクティブ・ラーニングについては、ここに三つの視点が、その要素を含めて詳しく書かれています。アクティブ・ラーニングは「型」が意識されてしまいましたが、そうではなくて、その視点が重要だということを強調しているのです。

この「深い学び」という視点においても、問題発見・解決という言葉が出てきています。

高等学校部会における検討事項(案)

「論点整理」を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、教育課程の在り方等について、「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を軸として検討する。

中教審教育課程部会の議論の中で、学校段階別の部会があります。これは高等学校部会の検討事項ですが、ここでも、先ほど申し上げた「三つの柱」に関して、高等学校教育としての「共通性の確保」と、個々の生徒の「多様化への対応」という観点を軸として検討を進めています。

そのことについては、資料を追う形で見たいと思います。

1. 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(1) 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(2) 教科・科目等の構成及び単位数について

2. カリキュラム・マネジメントについて

3. アクティブ・ラーニングの視点をいかした学習・指導の改善について

4. 学習評価の在り方について

高等学校段階で共通して育成すべき資質・能力<論点整理(抄)>

○高等学校は、中学校卒業後の約98%の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関である。また、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されている。

○ こうした役割と責任を果たすことができるよう、昨年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」等を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、

- ①十分な知識・技能と、
- ②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、

③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくこと

ができるよう、高大接続改革の全体像を見据えながら、高等学校教育の改革を実現していくことが求められている。その具体的な教育課程の在り方等については、下記に示すように「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を軸として検討する必要がある。

○ 社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点からは、昨年6月に中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会が取りまとめた「コア」についての整理を踏まえつつ、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を、三つの柱に沿って明確化し、それらを育む必修教科・科目等の改善を図るとともに、教科・科目等間の関係性を可視化していくことが必要である。

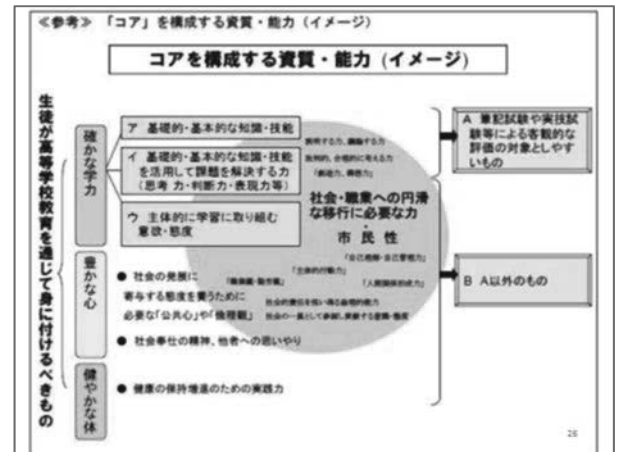
ここに出てくる高等学校教育部会は、中教審としては20年ぶりに高等学校教育について多面的に検討した会議です。「共通性の確保」という観点から、次の図のように整理したのが、全ての高校生が身に付けるべきものとしての「コア」です。

こういった様々な議論が、今回の高大接続システム改革にもつながっています。

大学入学者選抜の行方が多くの関心を集めていますが、それはそれとして、高等学校教育の質の向上が重要であることは言うまでもありません。

一人の高校生がどのように学んで、どのように成長して社会で他者と関わり生きていくか。高校教育の在りようと大学入学者選抜は、このことと無関係

に存在するものではありません。



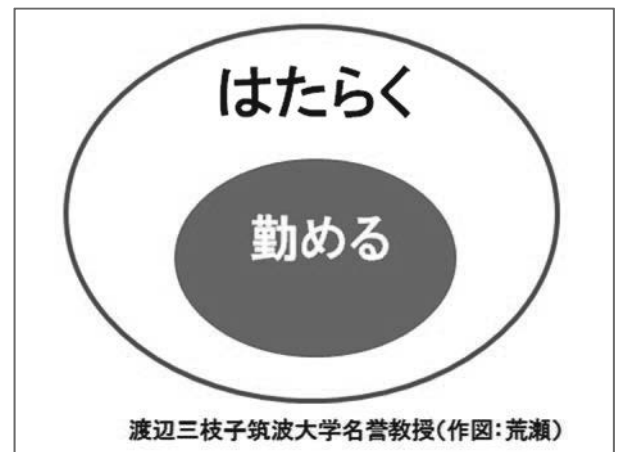
今からもう5年前になりますが、中教審のキャリア教育・職業教育特別部会で、これからの若者にどのような資質・能力が必要かという議論をいたしました。「コア」を構成する資質・能力は、それも受けてイメージされています。

キャリア: 人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

キャリア教育: 一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

2011(平成23)年1月中教審答申
「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

その時の、キャリアの定義とキャリア教育の定義です。



筑波大学の渡辺三枝子先生が、キャリアについて「はたらく」と「勤める」という言葉で明快に説明されたのをお聞きしたことがあります。

まず「勤める」。労働すれば、勤めれば、対価として金銭的な報酬が与えられます。生活するための報酬を得られる。

一方、「はたらく」とは、生活する中で他者と関わることです。その関わりを自分なりに意味付けるということでもあります。金銭的報酬が得られるのではありませんが、何かをすることによって、例えば感謝の言葉を受けるとか、あるいはそのようにしてよかったという満足感であるとか成就感であるとか、そういうものが得られたり、生まれたりします。それが自己有用感や自己効力感に根差した自己肯定感につながります。

「勤める」ことは「はたらく」ことの中に位置付けられます。

私は、キャリア教育・職業教育特別部会での議論は、そういったことに非常に深く関わるものであったと思っています。キャリア教育については今回の学習指導要領の改訂の中でもしっかりと位置付けをしていこうとしているわけですが、こういったことにつながるような高等学校教育を進めていくことが重要です。

そして、その延長線上に大学教育があるわけで、大学教育につなぎ、社会につなぐために、高校教育と大学教育の間にある大学入学者選抜をどのようにしていったらいいのかについて考える必要があります。既に十分考えて今の在り方となっている訳ですが、さらに考えることが必要であると思います。

生徒の変容を見る

○生徒はどのように成長しているか

多面的な評価

○生徒自身の振り返りはどうか

生徒による自己評価

キャリアプランニング

最後に、人は変わっていく、生徒は成長する、変

容する、その変容する姿をどのように見ていくかということ、多面的評価について考えたいと思います。

教育基本法第5条、義務教育に関する規定ですが、その中に「各個人の有する能力を伸ばしつつ」という文言があります。当然のことながら基本法でありますから、全ての前提として書いているわけで、それが、人には能力がある、ということなのです。ただし、どんな能力がどれほどあるのか分からない。しかし、能力があるんだから学校教育の場でその能力を伸ばしていこうというわけです。

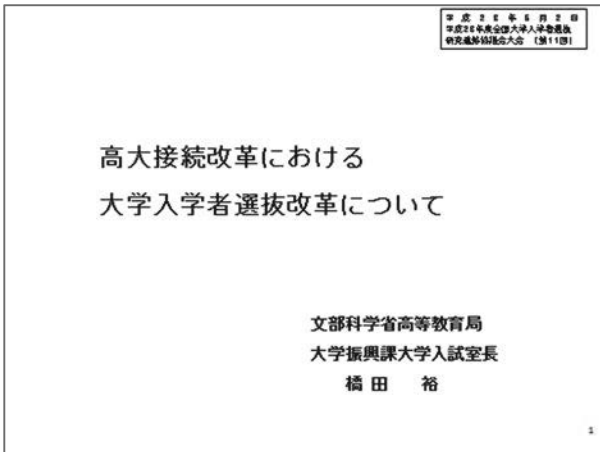
多面的評価ということを考えるとき、このことが大事であると思います。誰にでも能力がある。その能力をきちっと見つけてそれを伸ばしていく、と同時に足りないものは付けていかなければならない、これからの社会を生きていくために。

そういったことについて、高等学校までの教育が改善され、それが生きるような大学入試改革が行われていくことになればと思います。高等学校教育改革、大学教育改革が行われる中で、高大接続としての大学入学者選抜改革が図られていく。もとより大きな改革ですので簡単ではありません。けれども、関係する方々が集まって、答えがすぐには出ないこの問題に向き合って、一緒に解いていくことが必要であるということをおっしゃいます。

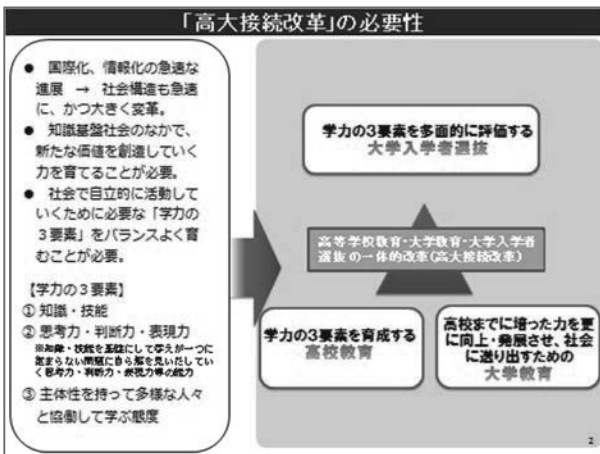
本郷 荒瀬先生、どうもありがとうございました。

それでは続きまして橋田裕様をお願いしたいと存じます。橋田様は現在、文部科学省高等教育局の大学振興課大学入試室長をお務めでございますけれども、文部科学省に入省以来、初等中等教育局、あるいは文化庁の文化財部等々を歴任されまして現在のこの入試を統括する部門の責任者をお務めでございます。それでは橋田室長、よろしく願いいたします。

橋田 裕 (文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室長)
 「高大接続改革における大学入学者選抜改革について」



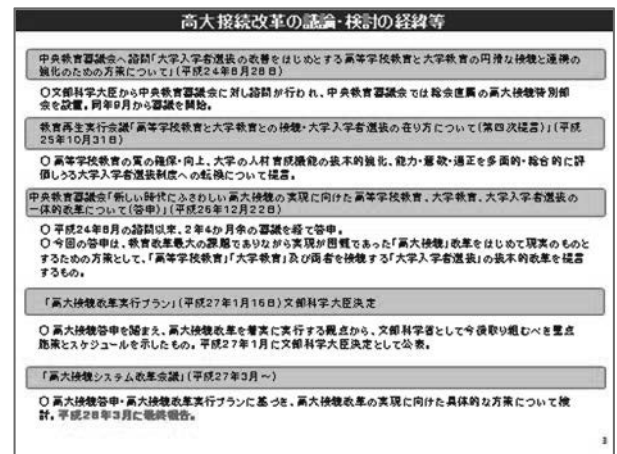
橋田 文部科学省の橋田でございます。よろしくお願いたします。私の方からは今回の高大接続改革の中身的な部分での状況についてお話させていただければと思っております。



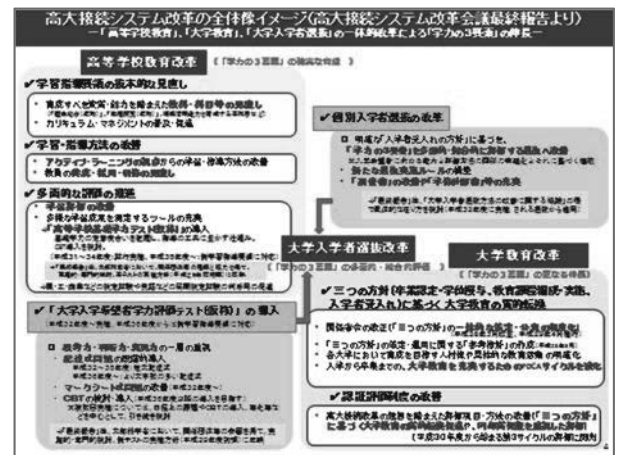
先ほど佐々木先生、荒瀬先生の方からお話がありましたけども、今回の改革の背景の部分かなり丁寧に御説明いただきました。その中でポイントとしてはこの社会構造の変革は日々、非常に激しい中にあるという中で自ら問題を発見、解決していくと。そのことを通じて新たな価値を創造していくといったようなことが非常に重要になってきているということ。またそういった中で社会で自立的に活動していくといったような観点での力が求められているところが一つのポイントになってこようかと思えます。

その中で今回の高大接続改革の中では学力的3要素を大きく三つに定義しておりまして、知識・技能、

思考力・判断力・表現力、この思考力・判断力・表現力については知識・技能を当然基本にするわけですが、答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていくといったような形の力が求められるところがございます。そしてまた三つ目の主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度ということで、これを高校教育、大学教育、入学者選抜を通じて一体的に改革していく中で育成評価していこうという捉え方をしているところです。



この議論につきましては教育再生実行会議の提言、また中教審の議論を踏まえ高大接続改革会議で最終報告がまとめられたところがございます。

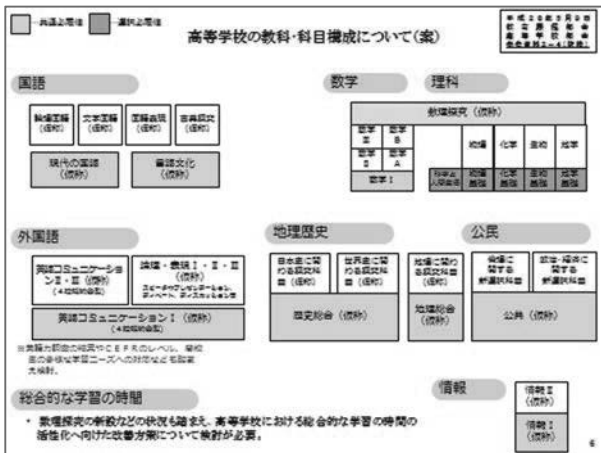


この最終報告の概要はお手元にお配りしている資料の中でも整理したものを用意させていただいておりますけども、高等学校教育、先ほどの私の冒頭の挨拶の中でもお話させていただきましたけども学習指導要領の見直し、学習指導方法の改善、多面的な評価といったようなところで整理がなされております。

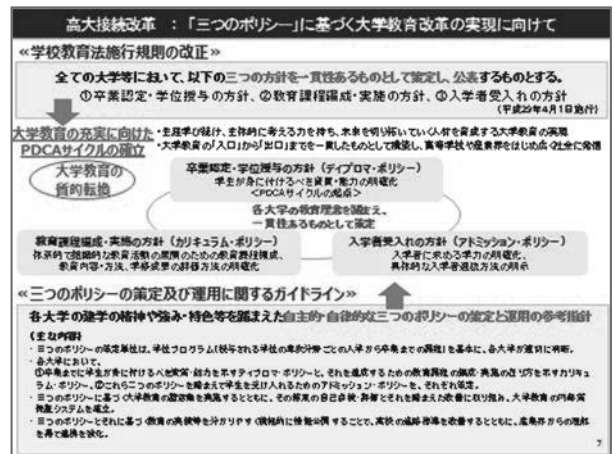
す。その中で高等学校基礎学力テスト（仮称）の部分でございますが、基礎学力の定着度合いを見るという観点で CBT の導入も含めて検討がなされております。ただ、この点については大学入試との関係で申しますと平成 31 年度から平成 34 年度については基本的に入試には用いないということで、この間の取組状況を見ながら平成 35 年度以降の活用方策を検討していくとなっております。そして大学教育改革、入学者選抜改革というところで盛り込まれておりますけれども、入学者選抜についてはまた後ほど詳細についてお話しさせていただければと思っております。



学習指導要領の改訂の視点の部分、先ほど荒瀬先生からもお話はございましたけれども、これからの時代に求められる資質・能力の育成という観点で実際、何ができるようになるのか。またそれをどのように学ぶのか。そしてまた何を学ぶのかという観点での検討がなされているところでございます。

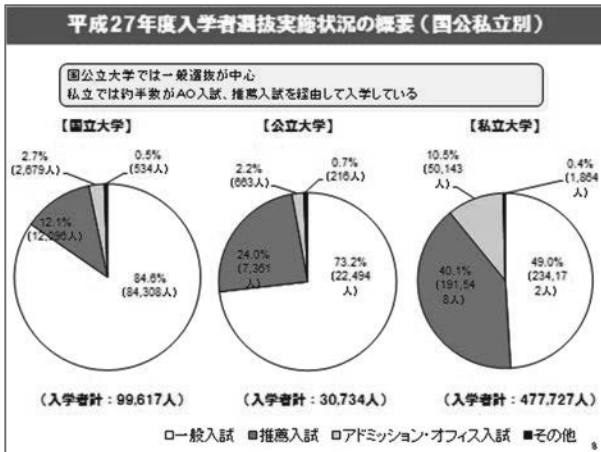


こちらの方は平成 34 年度以降の、次期学習指導要領を見据えた科目構成の議論でございますけれども、この中で例えば数学と理科については、この数学・理科の知識を活用して探求的な活動を行っていくような数理探求といった科目ですとか。地理・歴史については歴史的な思考力を育んだ観点からの歴史総合といったような科目構成の議論もなされているところでございます。

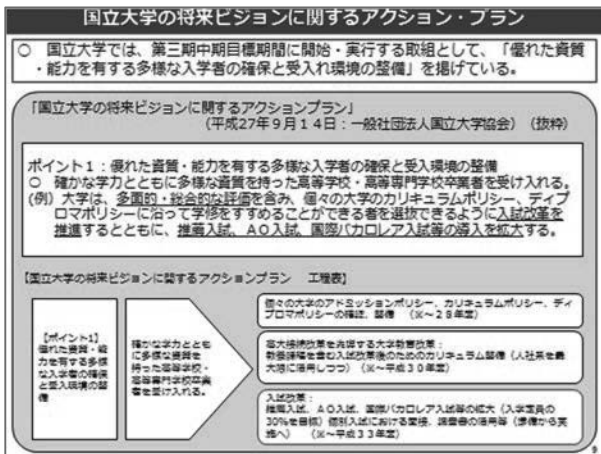


また一方で大学教育の状況でございますけれども最終報告の流れ、また中教審の大学教育部会の状況も踏まえまして学校教育法の施行規則の改正を行っております。この中でいわゆる三つの方針を一貫性あるものとして策定・公表するようということこの省令改正がなされておまして、これが平成 29 年 4 月 1 日施行というところで、併せて国としてもこの三つのポリシーの策定・運用に当たってのガイドラインを作成いたしまして各大学に周知させていただいているところでございます。

このことを通じて大学教育の入り口から出口まで、これを一貫したものとしてとらえた上で高等学校教育、社会を含めて発信していくと。また大学教育の充実に向けた PDCA サイクルを確立していってもらおうということで取組を進めているところでございます。



その上でこれから大学入学者選抜についてのお話をいたしますけれども、こちらは今の現状でございますが、国立大学については一般選抜が中心、一方で私立についてはAO・推薦入試で経由して入学している、約半数がAO・推薦といったようなデータでございます。

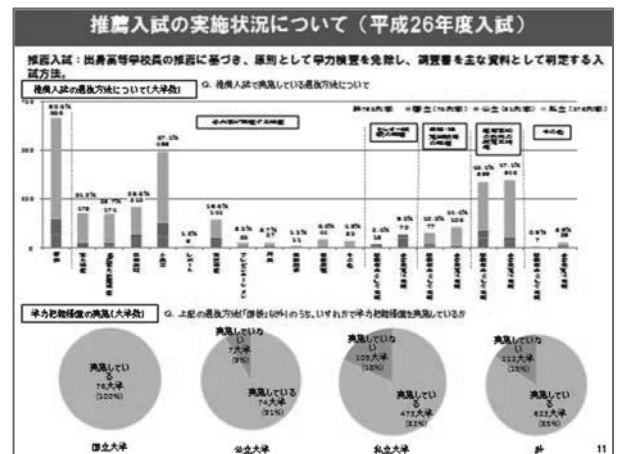


そういう中で今、国立大学協会の方では昨年の9月にアクションプランを作成しております、この中で推薦・AO、国際バカロレア入試等といったような多面的・総合的な評価の取組、この部分を今後33年度を目指して入学定員の30%を目標に取り組んでいくといったような方向性も示されております。

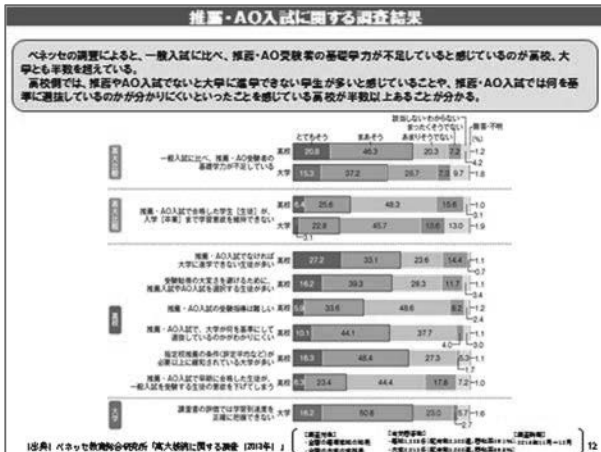
一方で現行のAO・推薦の課題でございます。特にこの点については大学によってもそれぞれでございますけれども、かなりAO・推薦で学力不問になっている大学があるのではないかという部分がございます。



AO入試については詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接といったところで枠組みとしてはあるわけですが、結局その中で知識・技能面、思考力・判断力・表現力の面を含めてしっかり評価できているのかどうかといったような観点で申しますと、なかなかその部分、実質的に見られてない部分もあるんじゃないかといった評価もなされております。



また推薦入試につきましても、これも推薦に基づいて原則、学力検査を免除し、調査書を主な資料として活用するといったところがございますけれども、例えばその調査書の活用状況につきましても合否判定、出願要件を用いているところも半分以下というところもございますけれども、なかなか実質的なところは見られていない大学もあるんじゃないかといったような指摘もなされているところがございます。



これはベネッセの調査結果でございますけども、一般入試に比べて推薦・AOが不足していると感じている高校、大学、これが半数を越えているといった状況も見られるところでございます。

個別大学における入学選抜改革のボイオウ (高大接続システム改革会議報告より)

(1) 大学入学選抜改革の基本的な考え方

- 大学入学選抜が、「学力の3要素」の育成に向けて、高等学校における指導の在り方の本質的な改善を促し、また、大学の質的転換を大きく加速し、改革の好循環をもたらすものとなるよう、個別大学の入学選抜と大学入学選抜における共通テストの双方について改革を進める。

(2) 個別大学における入学選抜改革

- 「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学選抜への改善
 - 各大学において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学受入れの方針において、「学力の3要素」に照準し、入学希望者に求める能力と評価方法の関係を明確化し、それに基づく入学選抜を実施するものへ改善。
 - 今後、「学力の3要素」を評価するため、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入による「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の十分な評価とともに、調査書や大学入学希望理由書、面接など多様な評価方法を工夫しつつ、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」についての評価を重視すべき。
- 多様な背景を持つ受検者の選抜
 - 年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境にかかわらず、多様な背景を持つ入学希望者がより適切に評価される仕組みを構築。
- 入学選抜で学力の評価が十分に行われていない大学における入学選抜の改善
 - 多様な評価の方法(小論文、プレゼンテーション、推薦書等)、出題科目の見直しや作問の改善、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の活用、調査書の有効な活用等により入学選抜を改善。

こういった中での最終報告の議論のまとめでございますけども、まず入学選抜改革の基本的な考え方といたしましては、この学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学選抜に変えていくということで、先ほど三つの方針を踏まえた、入学者の受け入れ方針。その中で入学者に求める能力、また評価方法の関係を明確化していくと、それに基づく入学選抜を実施するものに改善していく必要があるというところでございます。その上で多様な背景を持つ受験者の選抜ですとか、また入学選抜で学力の評価が十分に行われていない大学についても多様な評価方法を活用する中で、また今後、新たに導入されます大学入学希望者学力評価テスト(仮称)等も活用しながら入学選抜の改善に努めていくとい

たような内容が盛り込まれているところでございます。

個別大学における入学選抜改革のボイオウ (高大接続システム改革会議報告より)

- 「大学入学選抜実施要項」における「AO入試」「推薦入試」「一般入試」の見直しなどを通じた新たなルールづくり
 - 学力の3要素を多面的・総合的に評価することができる見直し
 - 大学入学選抜実施要項の「知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず」(AO入試)、「原則として学力検査を免除し」(推薦入試)の記載の削除
 - 一般入試における「調査書」や「学修計画書」等の積極的な活用、解答の自由度の高い記述式や小論文等の導入・充実
 - 選抜の実施時期に関するルールづくり
 - 採用する具体的な評価方法を踏まえて実施基準日を設定
 - 例：面接(8月～)、推薦書の提出(11月～)、各教科・科目のテスト(2月～)
 - 応募・選抜時期のいたずらな早期化や複雑化を招くことにならないよう十分検討。
- 大学入学前の多様な学習や活動に係る調査書や提出書類等の改善
 - 「調査書」や「推薦書」の見直し
 - 入学希望者が本人が主体的に記載する「活動報告書」「学修計画書」等の積極的な活用
 - 平成29年度初年度を目途に予定、平成32年度から実施される選抜から適用
- 個別大学における入学選抜改革を推進するための支援
 - 各大学において、アドミッション・オフィスの整備・強化やアドミッション・オフィサーなど専門人材の育成・配置等に取り進む
 - 国も効果的な財政支援等を実施

こちらの方が改革内容の方向性でございますけども、まず現行の大学入学選抜実施要項の中でこのAO・推薦、一般の入試の定義がなされておりますけども、その部分の見直しなどを通じた新たなルール作りというところでございます。現行の要項の中では例えばAO入試の中では知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とするといった内容ですとか、あるいは推薦入試につきましては「原則として学力検査を免除し」といったような記載がございます。この点が全くもう学力を問わなくてもいいのではないかという変な誤解もあつたりですとか。實際上、結局その学力が十分評価できないまま選抜が行われているという状況もございまして。ここについては今後の見直しの中でこういった規定は削除すべきではないかといったことが盛り込まれているというところでございます。

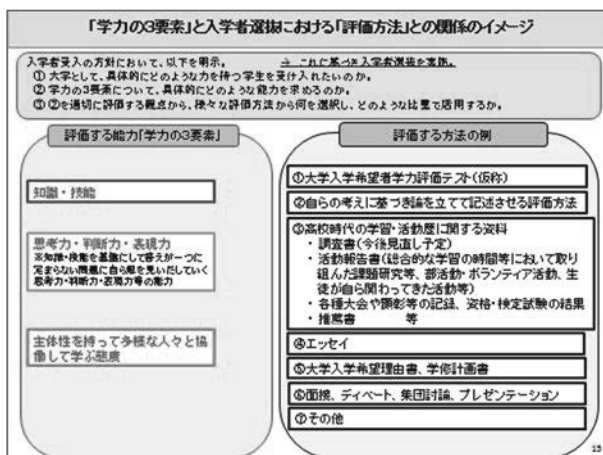
一方で一般入試におきましても調査書、学修計画書等の積極的な活用ですとか、大学入学希望者学力評価テスト(仮称)導入等の状況も踏まえながら、その解答の自由度の高い記述式、小論文の導入・充実といったようなことも盛り込まれております。

さらにこの選抜の実施時期に関するルールということで、この区分の見直しはしていくんですが、一方である程度具体的な評価方法ごとの実施基準日の設定をしていく必要があるのではないかと。また、この応募選抜時期についていたずらな早期化、

複雑化を招くことにならないような工夫、そういったことも踏まえながら十分検討を進めるべきといったことが盛り込まれております。この最終報告を受けまして大学・高校関係者の協議の場で具体的な在り方を明確化していくということで、平成 29 年度初頭を目途に予告をして、32 年度から実施される選抜から適用していこうということが盛り込まれているところでございます。

また大学入学前の多様な学習・活動に係る調査書、提出書類の改善ということで、この具体的な活動を見られるような調査書、また学力の 3 要素を評価できる推薦書の見直しといったようなこと。さらに高校教員が書く書類だけではなくて、いわゆる入学希望者本人が記載する活動報告書、学修計画書、そういったものも積極的に活用しながら評価をしていくべきではないかということでございます。この点についても先ほどと同様のスケジュール感で動いていきたいというところでございます。

また、こういった個別大学の入学者選抜改革を推進するための支援ということで、各大学でもアドミッション・オフィスの整備・強化、アドミッション・オフィサーの専門的人材の育成・輩出といったようなことでの取組を進めていただく。また国としても運営費交付金、私学助成等を通じた財政支援、そういったものに取り組んでいくといったところが今後の課題、整理としてなされているところでございます。



また学力の 3 要素と評価方法のイメージについて

はこういった三つの要素に対応して、実際それぞれの大学で具体的にどのような能力を求めるのか。また評価方法としても様々な評価方法はございますけども、実際その中から何を選択してどのような比重で活用するかといったことがポイントになってくるところでございます。

【大学入学希望者学力評価テスト(仮称)】の制度設計のポイント(高大試験システム改革会議報告書より)

【目的・対象者】

- 大学入学希望者を対象に、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価。

【対象教科・科目】

- 次期学習指導要領下における基本的枠組み(平成36年度～)
 - ・ 次期学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、特に思考力・判断力・表現力を構成する諸能力をより適切に評価。
 - ・ 次期学習指導要領での導入が検討されている「数理探究(仮称)」や、教科「情報」についても出題。
- 現行学習指導要領下における基本的枠組み(平成32～35年度)
 - ・ 次期学習指導要領改訂の議論の方向性を勘案するとともに、大学教育を受けるために必要な諸能力をより適切に評価。
 - ・ 試験の科目数については、できるだけ簡素化。

【マークシート式問題】

- より思考力・判断力・表現力を重視した作問へ改善。
 - (例) 正解が一つに限られない問題、正解を選択させるのではなく、数値や記号等を直接マークさせる問題など
- 評価結果は、現在よりも多くの情報(例えば、各科目の領域ごと、問ごとの解答状況も含めて提供するなど)を各大学に提供。

こちらの方が大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の制度設計のポイントの部分でございまして、

今回、まず目的といたしましては、大学教育を受けるために必要な能力ということで、知識・技能を十分有しているかという評価を行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価していくといったようなこと。また最終報告の中では平成 32 年度から取り組むこと、平成 36 年度以降取り組むことを分けて整理しておりまして、この対象教科科目といたしましては先ほどの次期改訂の基本的な枠組み。そういったものも踏まえながらまず平成 36 年度以降のほうを先にお示ししておりますけども、次期学習指導要領の趣旨を踏まえて、特に思考力等を構成する諸能力をより適切に評価していくといったこと。また、現在検討されております数理探究、教科情報に対応する科目についても出題していくべきといったようなこと。また、現行学習指導要領下での取組につきましても、この大学教育を受けるために必要な諸能力をより適切に評価していくといったようなこと。科目数をできるだけ簡素化するといったようなことが盛り込まれております。

またマークシート式問題の改善につきましては、

より思考力・判断力・表現力を重視した作問へ改善していくということで、例えば正解が一つに限らない問題ですとか、正解を選択させる問題でなくて数値をマークさせる問題といったようなことで、こちらの方は今年の2月の改革会議の場でもマークシート式の改善のイメージ例をお示しさせていただいたりといったことも高大接続の過程ではございました。

また、その評価結果でございますけども、このマークシート式部分については段階別というより、むしろ現在よりも多くの情報を提供していくと。例えば各科目の領域ごとということの解答状況も合わせて提供するというような形で整理がなされております。

<p>【大学入学希望者学力評価テスト(仮称)】の制度設計のポイント(高大接続システム改革会議報告書より)</p> <p>【記述式問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後どのような分野においても主体性を持って活動するために重要となる、複数の情報を統合し構造化して新しい考えをまとめる思考・判断の能力や、その過程を表現する能力の評価のため、記述式問題を導入。 ○ 共通テストに記述式を導入することにより、高等学校教育を生徒の能動的な学習をより重視したものに改善。諸外国の大学入学資格試験でも記述式は多い。 (例) 英国のGCSE-Aレベル、社のアドトゥアー、仏のパカロリアなど ○ 国立大学の二次試験のような解答の自由度の高い記述式ではなく、設問で一定の条件を設定し、それを踏まえて結論や結論に至るプロセス等を解答させる「条件付き記述式」を中心に作問。対象は、当面、国語、数学。 ※ 平成32～35年度:短文記述式、平成36年度～より文字数の多い問題を導入 ○ 評価結果は段階別表示。 ○ 採点業務を効率的・安定的に実施するための補助として、答案のクラスタリング(類似した解答ごとにグループ化)などの業務にコンピュータを効果的に活用することも含め、新たな技術の開発と活用を積極的に進める。 ○ 実施時期については、高等学校教育への影響や大学入学選抜の合否判定のタイミング等に関する関係者の意見も聞きながら、マークシート式問題と同日に実施する案、マークシート式問題と別の日に実施する案のそれぞれについて、十分に検討。
--

その上で新しいテストの中での一番重要な課題になってまいります、記述式の導入の部分でございます。これからの時代に求められる問題発見解決の能力。その中でも主体性を持って活動するためにも重要になってくるような複数の情報も統合して構造化して新しい考えをまとめる思考判断の能力ですとか、その過程を表現する能力を評価するために記述式問題を導入するといったようなことが盛り込まれています。当然、現行の大学入試センター試験の中でも思考力等々の問題ということで様々な工夫がなされているところでございますし、特に分析的な思考力等を評価する上ではこれまでの取組、実績でございます。それに加えまして、またマークシートの改善と併せてこの記述式の導入で、さらにステップアップをしていこうというところでございます。今回の共

通テストの中でこの記述式を導入することによって高等学校の言語活動の取組、記録、要約、説明、論述、討論といったようなこと。そういった動的な学習をより重視したものに改善していこうといったところを狙いとしております。

当然その共通テストで導入するということになりますと、50万人規模の受験生を対象にしているような内容になってまいります。そういう中で国立大学の二次試験で行われていますような解答の自由度の高い記述式、小論文といった形式ではなくていわゆる設問で一定の条件を設定して、そこに至る結論のプロセスを解答させるような条件付き記述式、これを中心に作問すべきではないかと。当面は国語と数学でまず導入してはどうかというところでございます。その上で平成32年度からはまず短文記述式、平成36年度からより文字数の多い問題を導入していくということが段階感としては示されております。さらに評価結果については段階別表示というところ。またこの採点業務をより効率的・安定的に実施するための補助といたしまして答案のクラスタリング。これは類似した解答ごとにグループ化して採点自体を効率的にやれるようにといったことで、この中でコンピュータを効果的に活用することを含めて技術開発を積極的に進めるべきといったようなことが盛り込まれております。

この実施時期の関係につきましては高等学校教育の影響、また一方で大学入学選抜の合否のタイミングという両にらみでやっていかないといけない状況でございます。また記述式がどういった能力をさらに問うのか。また、どれぐらい採点時間がかかるのかといったような状況。そういう状況も勘案しながらこのマークシートと同日に実施する案、また別日程で実施する案、それぞれについて十分に検討していく必要があるというところが盛り込まれております。

【大学入学希望者学力評価テスト(仮称)】の制度設計のポイント(高大接続システム改革会議委員報告より)

【英語の多技能を評価する問題】

- 四技能の評価を推進。「話すこと」については、環境整備や採点等の観点から、32年度からの実施可能性について十分に検討。

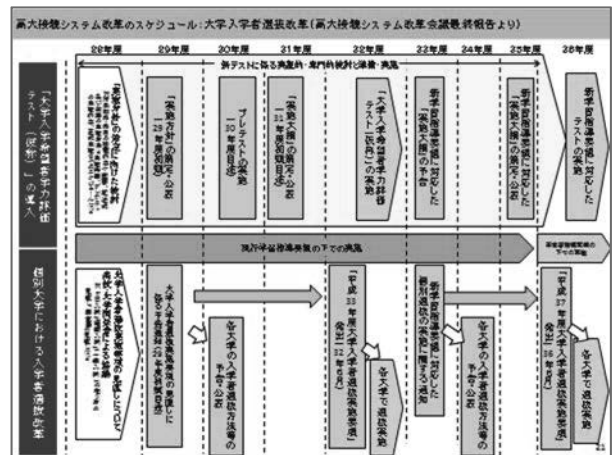
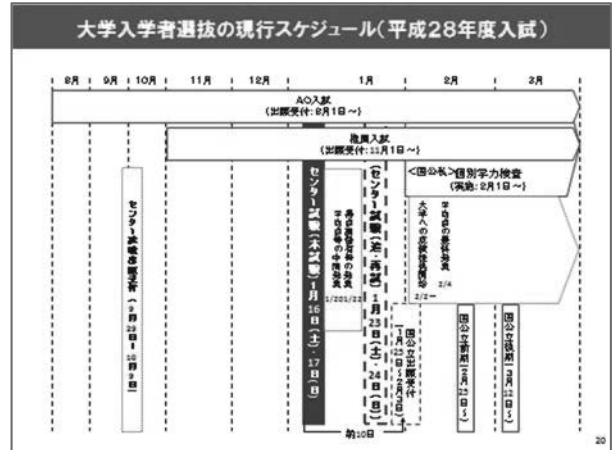
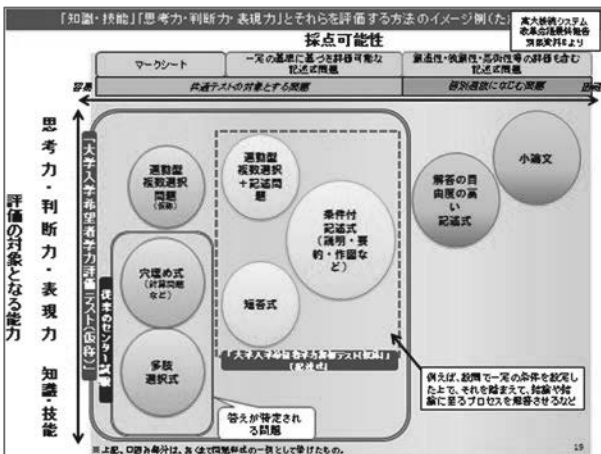
【複数回実施】

- 日程上の問題、CBTの導入や等化等による資格試験的な取扱いの可能性などを中心として、引き続き検討。

【今後の検討体制】

- 「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、改革の狙いを具体化するための方法等について証証的・専門的に検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映。

英語4技能につきましては、この4技能評価を推進していくという前提でございますけれども、特に話すことについては環境整備・採点の観点から平成32年度の実施可能性について十分に検討していくということが盛り込まれております。さらに中教審答申等でも言われておりました複数回実施の部分についてはですけども、この点については日程上の問題、また平成36年度以降を目指してCBTの導入を目指しておりますので、そういった状況、また等化等による資格試験的な扱いの可能性、そういったものを中心として引き続き検討していくところでございます。その上で最終報告を受けて関係団体の参画を得てこの専門的な実証的な検討、新テストの実施方針につなげていくということでございます。



こちらが平成32年度実施、また平成36年度実施を目指した工程表でございますけれども、今、高大接続改革の推進体制ということで大学入学希望者学力評価テスト(仮称)につきましては大学入学者選抜方法の改善に関する協議。また、個別入学者選抜改革については改善協議。

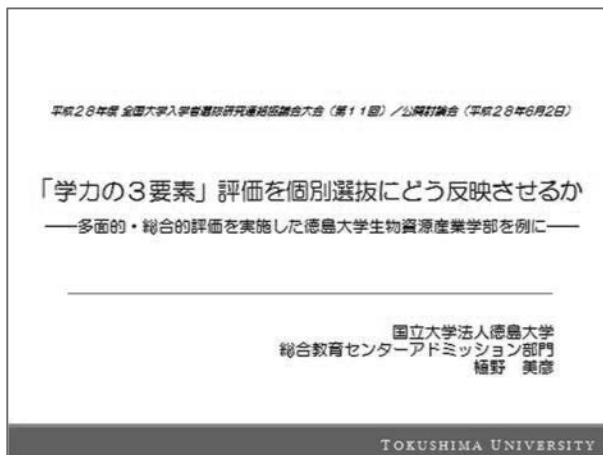
また大学入学希望者学力評価テスト(仮称)については検討準備グループを立ち上げて検討を進めていくということでございます。この間の検討の中では当然、大学入試センターでもこのフィージビリティの検証事業をやっていただくところもございまして、また専門家・有識者の方々の御意見も踏まえながらこの中身を詰めていきたいところでございます。以上が高大接続の文科省における検討状況でございます。

本郷 橋田室長、どうもありがとうございました。それでは最後の御報告になりますけれども徳島大学の植野美彦先生にお願いしたいと存じます。植野

先生は現在徳島大学総合教育センターの准教授で、今年春に新たに改組されました新学部におきまして学力の3要素を意識した新しい枠組みでの入試を企画・実施され、また現在はそれによって入学した子供たちの、入試と連動した形での教育カリキュラムの構築ということに当たっておられます。では、植野先生、よろしくお願いいたします。

植野 美彦（徳島大学 総合教育センター准教授）

『学力の3要素』評価を個別選抜にどう反映させるか—多面的・総合的評価を実施した徳島大学生物資源産業学部を例に—



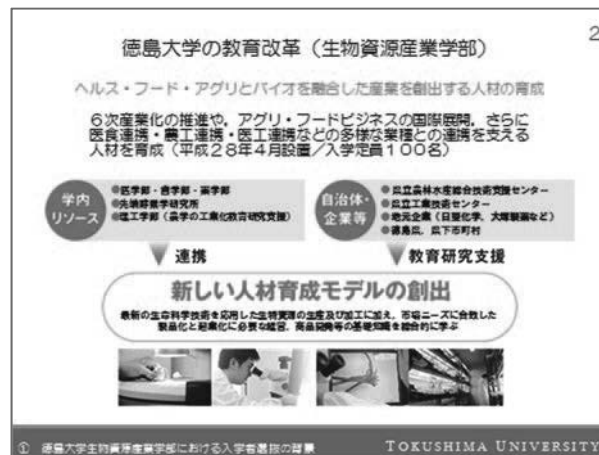
植野 御紹介にあずかりました徳島大学の植野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私から、こちら画面に出ています『学力の3要素』評価を個別選抜にどう反映させるか』ということで、先ほども荒瀬先生から学力の3要素については非常に丁寧に御説明をいただきました。私としては実際に高大接続改革実行プランが出たあたりから、その年で設置審を通しまして、この4月から新しく学部生を迎えました生物資源産業学部、こちらの実際の入試をどういう形でやっていったか、どうアドミッション・ポリシーを踏まえて評価をしていったかというところを中心に、一つの事例として御紹介させていただければと思います。よろしくお願いいたします。



まず、本日の内容ですけれども、最初に入学者選抜の背景ということで、冒頭で佐々木先生からお話がありましたように、入学者選抜改革ということにどうしても焦点を当てられていますが、実はこの学部も大きな大学教育の改革をやった上で、多面的・総合的評価が妥当であるという観点で選抜の開発を行っています。その辺りのことをお話しいたします。続きまして学力の3要素を個別選抜でどう評価するかということ、この新しい学部のアドミッション・ポリシーをもとに御紹介させていただきまして最後、総括ということです。

はじめに、徳島大学の生物資源産業学部がどこに点在するか、このマップを使いまして、御説明いたします。こちら大阪からでしたら、JRの神戸線舞子駅で降りていただきまして、バスで大体1時間20分で到着することができます。この徳島駅の東側の常三島地区に生物資源産業学部が点在しているというようなロケーションになっております。



こちらの学部、まず入試がどうのということ以前に大きな教育改革、特徴的なことを御紹介させていただきたいと思います。こちらにあります「ヘルス・フード・アグリとバイオを融合した産業を創出する人材の育成」ということですが、今、地方創生という一つの命題が出ております。その中で6次産業化、1次産業、2次産業、3次産業、1×2×3、そういった産業に貢献できる人材を養成することが地方創生にとっては重要な要素であるということが一つ言えまして、その6次産業化の推進、と「医食、農工、医工連携」を支える人材育成を掲げております。そして、こちらにありますように本学では生命科学系の学部が多く存在して、あとは研究施設、理工学部との連携という学内のリソースを活用することとしています。こちらの写真は、徳島大学は卒業者が青色LEDを開発したことが有名ですけども、そのLEDを活用した植物工場の写真で、こういった研究もこの生物資源産業学部では行っています。

そのほか自治体、県立農林水産総合技術支援センター、これはいわゆる農業大学校でありまして、あるいは地元の企業、日亜化学、大塚製薬、徳島県などからの支援を受けています。最近では関西の大手種苗メーカーと協定を結びまして共同で何か研究できるのでないかというように徳島は比較的関西圏に近いエリアでございますので、これから関西地区からも非常に注目をされていくのではないかと考えています。

生物資源産業学部の予想される進路と連動カリキュラム一例 ³

生物資源産業学部 生物資源産業学科
予想される進路

応用生命コース	食料科学コース	生物生産システムコース
<p>おもな進路</p> <ul style="list-style-type: none"> • 産業界 • 研究機関 • 大学院進学 など 	<p>おもな進路</p> <ul style="list-style-type: none"> • アグリビジネス • 産業界 • 研究機関 • 大学院進学 など 	<p>おもな進路</p> <ul style="list-style-type: none"> • アグリビジネス • 産業界 • 研究機関 • 大学院進学 など

「経営者」に特化したカリキュラムを特徴 (一部)

- 3週間以上のインターンシップを必修化
- 経済・経営系科目を1年次～3年次に設定
→ 「経営体験実習 (ビジネスプラン作成)」「アグリビジネス経営論」「ブランド戦略論」など
- ラーニング・ポートフォリオの導入

① 徳島大学生物資源産業学部における入学希望者の募集 TOKUSHIMA UNIVERSITY

こういった連携、教育研究支援をもとに新しい人

材モデルの創出ということで示しておりますが、概念的な説明をするよりかは、具体的にどういう人材を輩出するかというところの大きな特徴をこのスライドでちょっと挙げさせていただきたいと思います。

入学してからコース配属は2年次に行いますが、主な進路の筆頭に挙げているのが全部自営であって、発酵醸造業自営、フードビジネス自営、農業自営と示しております、これを大学案内とか大学のホームページとかで書いている大学は多分少ないと思います。実は私が進学相談会で保護者の方にどういう学部ができてどういう学生を輩出するのかというお話をする際にこの自営というキーワードを出しますと、そんなことが大学でできるんですかというようなことを多く言われました。しかし、新しい学部ですし、これからいろんな時代の変化が訪れるに当たっていろんなリスクに向かっていけるような学生を育てていくのは非常に重要なことですし、特に地方においては雇用の問題があると思っています。自分で何か考え、自分で何かモデルを築く。そういった学生を輩出していきたい。もちろんこれはある意味、ディプロマ・ポリシーという部分にもなってきますけども、そのディプロマ・ポリシーに関連して、起業化というキーワードに関連したカリキュラムを多数設けています。例えば、3週間以上のインターンシップの必修化、あとは、経済・経営、農業経済、生物資源産業学をカリキュラムに組み入れたり、初年次にビジネスプラン、アグリビジネスの企業論、ブランド戦略論などもあります。理系の学生に対してこういった経済・経営系の科目を設けていることが特徴です。あとはラーニング・ポートフォリオ、要するにこれは振り返り。将来経営者になるということでしたら常に業績を振り返っていくという習慣も必要になってくると思いますので、こういった振り返りの習慣を定着していくようなカリキュラムを設けています。

4

生物資源産業学部の教育に連動した、入学選抜を行うには？

- 地方創生を担う学生に求める能力を考える
 - 18歳人口減少、地方国立大学という境遇からどのような能力に比重を置いて評価すべきか？
- 入学選抜改革（個別選抜改革）という命題
 - 「学力の3要素」をどう評価するか？
特に、「主体性・多様性・協働性」の評価

アドミッション・ポリシー（AP）を根底から考え、機能化へ

① 徳島大学生物資源産業学部における入学選抜の経緯 TOKUSHIMA UNIVERSITY

これらのことから今までの知識・教養、もちろん知識は非常に大事ですけども、それ以前にもっと大事なのは、学力の3要素の一部である主体性・多様性・協働性の評価です。これをしっかり評価していく必要があるのではないかとということで、この教育に連動した入学選抜を行うには何が必要かということよく考えてみました。まず、地方創生を担う学生に求める能力を考えていく。18歳人口はこれから減ってまいります。地方国立大学はこれまでとは異なる局面を迎える状況になります。特に本学では関西地区に近い国立大学ですので、より選抜性の高い大学にどうしても志願者が引っ張られてしまう。そういう環境の中で、優秀な学生を求めるには学力の3要素の中でも、こういったところに特に力を持っている学生が欲しいということをしっかり明確化していく必要があるのではないかと考えています。

あとは昨今言われておりますように入学選抜改革。まず、個別選抜改革については新しい共通テストが出る前に個別選抜改革を進めていくことが提言されていますので、この学力の3要素をどう評価していくかということをしっかり考えていく必要があります。

そういった中でこのアドミッション・ポリシー。今まで概念的だというようなことも実際に私は各受験生の方、保護者の方々と接する中で言われてきましたが、このアドミッション・ポリシーをまず根底からしっかり考えて、どういう学生を求めて、具体的にどうやって評価をしていくのか、なおかつ機能

化していく必要があるということで、このアドミッション・ポリシーの策定をこの学部はしっかり入念に行ってまいりました。

5

アドミッション・ポリシー（AP）に盛り込むべきポイント

- 1 各大学の強み、特色や社会的な役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか。→下記
- 2 入学者に求める能力は何か。→スライド6
- 3 入学選抜において、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するか。（どのような要素に比重を置くのか、どのような評価方法を活用するのかなど）→スライド8～

文部科学省 大学入試課（2015）「「個別の大学のアドミッション・ポリシー（入学選抜方針）に関する資料」より 生物資源産業学部AP策定に参考されたもの

生物資源産業学部では、バイオテクノロジーを応用した生物資源の生産、医薬、食品としての有効利用に関連する幅広い知識、国際的に通用する専門性、バイオ産業創出に必要な起業マインドを持った人材の育成を目的としています。そのため、生物資源産業学部では、次のような人物を求めています。

…生物資源産業学部でどのような人物を育成するか？ を簡潔にしたもの

① 徳島大学生物資源産業学部における入学選抜の経緯 TOKUSHIMA UNIVERSITY

橋田室長のいらっしゃる大学入試室において、このアドミッション・ポリシーに盛り込むべきポイント、これは要するに事例集ですが、これが非常に参考になると思います。本学のアドミッション・ポリシーを策定したちょうど後に、公表されたものですが、これはよくまとめられていると思います。

1番目、「各大学の強み、特色や社会的な役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるか」を示したものが、こちらのスライドに記載しています。特にこれ、ディプロマ・ポリシーに関係する部分だと思っております。本学では生物資源産業学部ではバイオテクノロジーを応用した……ということで、この中にも先ほど私が御紹介しました起業マインドを持った人材の育成を目的とすることも踏まえています。そういった中でどういう学生を求めるかということが2番目になりまして、入学者に求める能力は何か。こちらがスライドの6番目になります。

APに学力の3要素を反映 入学選考の観点から

● 生物資源産業学部 求める人物像 (6観点)

学力の3要素: 関心・意欲、思考・判断力、主体性・多様性・協働性

生物資源産業学部の求める人物像: 関心・意欲、思考・判断力、主体性・多様性・協働性、探究力

求める人物像	定義
関心・意欲	バイパスの1科目、2科目、3科目、4科目、5科目、6科目に学びたい科目があること、関心・意欲・意欲
思考・判断力	自分で課題を解決できること、自分で課題を解決できること、自分で課題を解決できること
主体性・多様性・協働性	自分で課題を解決できること、自分で課題を解決できること、自分で課題を解決できること
探究力	自分で課題を解決できること、自分で課題を解決できること、自分で課題を解決できること

※上記は平成28年度入学選考の内容です。年度により変更される場合があります。入学選考の要項を必ずご確認ください。

② 「学力の3要素」を個別選考でどう評価するの
— 徳島大学生物資源産業学部のAPをめぐって — TOKUSHIMA UNIVERSITY

このスライドの6番目に生物資源産業学部の求める人物像、全てで6観点、「関心・意欲・態度」、「探究力」、「表現力」、「知識・教養」、「思考・判断力」、「協働性」、この6観点を求める人物像として掲げておまして、それぞれの定義をこちらのように簡潔にまとめて、受験生により理解がされやすい内容に配慮したものを作っております。全てこちらの「探究力」以外は学力の3要素を踏襲した内容になっています。

参考：求める人物像「探究力」とは？

自分が関心をもったことを深く掘り下げようとする人

具体的に、例として…

- 自分の関心に対する具体性をもつ
→ あれがしたい、これがしたいだけでは通用しない
★ 学びの設計書で評価
- 生物資源産業で抱える諸問題の課題解決策を見極める
→ 正解のない問いに対する考え方
★ 総合問題で評価
- 徳島大学理念への理解 etc.

② 「学力の3要素」を個別選考でどう評価するの
— 徳島大学生物資源産業学部のAPをめぐって — TOKUSHIMA UNIVERSITY

生物資源産業学部が独自に示した探究力という観点、この定義は自分が関心を持ったことを深く掘り下げようとする人です。具体的には、自分の関心に対して具体性を持つこと。これは後ほど触れます、学びの設計書というところで評価をしまして、あれがしたい、これがしたいということは誰でも言うことはできるんですけども、もう少し深い具体性、これをちゃんと評価していくということは非常に大事です。あとは正解のない問いに対する考え方、生物

資源産業で抱える諸問題の課題解決策をちゃんと見極めていく。探究力は見極めていくことが一つ重要な要素になりますので、こういったところを中心にこの学部では独自に策定した経緯がございます。これは学力の3要素にも非常に影響を受けるものだと思っておりますし、現在高等学校でも探究科とか探究コースであるとか、新しく設置されている背景があるというように、この言葉は非常に高大接続にとっても重要な要素ではないかと考えています。あとは徳島大学の理念で、例年、大学案内の学長の挨拶のところにこの探究という言葉はおおむね入ってきております。そういった本学の理念にも共通するところからこのポリシーを定めさせていただいています。

APと入学選考方法の関係性 入学選考において、高校時代に培った学力の3要素を、このように評価するのではなく、このように評価する方が、より効果的に評価できる場合があります。

● APと入学選考方法を完全に連動化

横軸：重点評価項目=求める人物像 (AP)

入学選考方法	関心・意欲・態度	表現力	知識・教養	思考・判断力	協働性
(センター試験)					
総合問題					
集団討論					
個人面接					
(口頭試問)					
調査書					
学びの設計書					

※上記は平成28年度入学選考の内容です。年度により変更される場合があります。入学選考の要項を必ずご確認ください。

② 「学力の3要素」を個別選考でどう評価するの
— 徳島大学生物資源産業学部のAPをめぐって — TOKUSHIMA UNIVERSITY

こちらのスライド8以降に示しておりますところは、実は本学のアドミッション・ポリシーで重要な要素になるんですけども、アドミッション・ポリシーを具体的に表にして受験生に分かりやすい形でまとめたものです。

こちら横軸は先ほど申しました求める人物像、これを重点評価項目として設定しています。全て学力の3要素を網羅した6観点になります。こちら、縦軸ですね。縦軸は入学選考方法である、総合問題、集団討論、集団面接、個人面接、調査書、動機書、設計書という形になっております。今までの「面接」というような一つのくりにしたものを細分化しまして、それから調査書、動機書、設計書というように一般的に言う書類選考も細分化してやって多面

的・総合的評価を行うということです。こちらのポリシーに書いてありますが、例えば集団討論と集団面接については、集団討論は「表現力」、「思考・判断力」、「協働力」を評価し、集団面接は、「関心・意欲・態度」、「表現力」を評価するというようにそれぞれの選抜で重点評価をするものはこれですということを明確に示しています。やはり短い時間で面接をする、短い時間で集団討論することは、全てのアドミッション・ポリシーに記載したことの評価が難しいですから、選抜の細分化をしてそこで評価するポイントをしっかり分けて丁寧に評価しています。丁寧な入試ということはよく言われておりますけれども、一つの選抜方法で6観点の評価は全てに無理が生じます。先ほど私が申しましたように、この選抜ではこのアドミッション・ポリシーのここここを評価して、あとは全体的にバランスの担保を保ちながらアドミッション・ポリシーを考えていったという状況です。本学部の場合は先ほど起業化というところが一つのキーワードになっておりますので、特にこの主体性と表現力の評価は重要だと考えています。表現力は口述、あるいは論述、両方を示すことになっていきますので、こちらの評価に重点を置いて実施したという経緯がございます。

9

各々の入学者選抜で何を評価？ 10

● スライド8 (表) の明文化とわかりやすい呼称

入学者選抜の基本方針

一般入試 (前期) 「国・英・学力」重視型

大学入試センター試験で「国語・判断力」「読解・読書」を評価し、個別試験で「国語・判断力」「読解力」「関心・意欲・態度」「読解力」を評価します。受験のみならず、学習意欲や自分で課題を自覚し、主体的に学習・行動する態度 (国・英の学力) を中心に総合的に評価します。

一般入試 (後期) 「国・英・学力」重視型

大学入試センター試験で「国語・判断力」「読解・読書」を重点的に評価し、個別試験で「国語・判断力」「読解力」「関心・意欲・態度」を評価します。より深い読解力を中心、国語を中心とした選抜で優秀な人材を採りたいと考えています。

推薦入試 I (大学入試センター試験長官推薦) 地方創生型

個別試験で「関心・意欲・態度」「読解力」を重点的に評価し、「読解力」「国語・判断力」「読解・読書」を重点的に評価します。推薦型選抜は、地域に貢献できる人材を採りたいと考えています。推薦入試は、地方創生に貢献できる学生の導入を目的としています (地域特形型)。大学入試センター試験は課外です。2段階にわたる個別試験で選抜します。

推薦入試 II (大学入試センター試験長官推薦) 主体性・表現力重視型

前期の大学入試センター試験で「国語・判断力」「読解・読書」を評価し、個別試験で「関心・意欲・態度」「読解力」を重点的に評価し、「読解力」「国語・判断力」を合わせて評価します。高等学校段階における多様な能力、関心等を重視し、それを表現できる人材を総合的に採りたいと考えています。

※以上は前期より変更入試の行方です。前期より変更入試の行方入学者選抜要項等で確認ください。

② 「学力の充実」を総合選抜でどの評価するか
一見大学入試センター試験のAPを中心として TOKUSHIMA UNIVERSITY

こちら、入学者選抜の基本方針ですね。この基本方針につきましては実はここに書いてある表を文章として書き起こしているだけになります。ですから受験生に説明するときはこの表を中心に説明をしています。あとは具体的に分かりやすい呼称ですね。

前期は確かな学力重視型、後期は知識・思考力重視型。推薦Iについては専門高校枠ですけれども地方創生型、推薦IIは主体性・表現力重視型というように定めて具体的な方針を簡潔に分かりやすくまとめております。

10

入学者選抜方法の具体は？ 10

● 具体内容の公表は、「公正な評価」という観点からは必要不可欠

入学者選抜方針における選抜内容

入学者選抜方式	選抜区分	選抜内容
前期試験	一般入試 (前期)	国語で書かれた文章の理解能力、下記の科目の知識・読解能力を評価する。 ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
後期試験	推薦 I	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験	一般入試 (前期)	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験 (口頭試問含む)	推薦 II	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験	推薦 I	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験	推薦 II	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験	推薦 I	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験	推薦 II	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験	推薦 I	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)
推薦試験	推薦 II	国語 (読解) ①国語 (読解) ②国語 (読解) ③国語 (読解) ④国語 (読解) ⑤国語 (読解) ⑥国語 (読解) ⑦国語 (読解) ⑧国語 (読解) ⑨国語 (読解) ⑩国語 (読解)

※以上は前期より変更入試の行方です。前期より変更入試の行方入学者選抜要項等で確認ください。

② 「学力の充実」を総合選抜でどの評価するか
一見大学入試センター試験のAPを中心として TOKUSHIMA UNIVERSITY

次に、具体的な入学者選抜方法についてですが、これだけ書けば対策に偏執されるのではないかってお考えかもしれませんが、やはり大学として公正な評価をしていくという観点から言うと、このアドミッション・ポリシーをかなり具体化していますので、選抜についてもどういう評価をしていくか、どういう内容でやっていくかというところをしっかりと示しておく必要があると思っています。総合問題では具体的な内容をこちらに書いてありますように定めておまして、あとは下にあります、志望動機書、学びの設計書。ちょっとこの二つを御説明しますと、これはいわゆる志望理由書を分割したようなイメージを持たれるかもしれませんが、志望理由書は「今まで」で学びの設計書は「これから」の視点に立って評価しています。要するに高等学校時代に培ってきたことは、それはそれでちゃんと評価をして、大学に入って将来どう考えているかっていうこと、それを「今まで」と「これから」というところで完全に分けて書類選考では評価していることがこの選抜の一つのポイントになっております。あとは集団面接、集団討論についても細かく受験生に理解ができるように考えまして、こちらの選抜内容を策定しております。あとは推薦I、推薦II、あと一般前期・

後期ありますけども、もう先生方は御覧のように、面接型と言われるものが非常に多い。ですから実際の実施運営上は正直言いますとかなり大変です。かなり大変ですが、より丁寧な入試を学部の先生方と一緒にやってやろうということで、この1年間乗り切りまして非常に元気な学生が入ってきたように思っています。

11

入学選抜の比重は？

入学選抜において、高等学校までに培ってきた学力のほかに、どのような評価をするのか、「学力の3要素」に基き、どのような評価をするのか、このように評価方法を決定しています。

● 4つの類型できめ細かな入学選抜を実施

入学選抜における選抜方法・配点

「学力の3要素」重視型【50名】 ＜一般入試前期＞		知識・技能重視型【20名】 ＜一般入試後期＞	
選抜方法	配点(1000点)	選抜方法	配点(1000点)
センター試験(5割)	500点	センター試験(5割)	700点
総合試験	300点	総合試験	300点
面接試験	200点		

※一般入試は推薦併用

地方創生型(専門高校等)【一般枠4名、地枠4名】 ＜推薦入試＞		主体性・表現重視型【22名】 ＜推薦入試＞	
選抜方法	配点(1000点)	選抜方法	配点(1000点)
推薦書	100点	センター試験(3割)	300点
志望動機書	150点	推薦書	100点
学力の総計書	150点	志望動機書	100点
面接試験	300点	学力の総計書	100点
個人面接(口頭試験)	300点	面接試験	200点
		面接試験	200点

※上記は平均20名以内の枠内です。平均20名以内の枠内は入学選抜実施まで確認してください。

② 「学力の3要素」を個別選抜でどう評価するか
推薦入試と併用可能なAPを軸として

TOKUSHIMA UNIVERSITY

なお、一般入試後期では面接は課していません。やはり面接、特に口述による表現力、もちろんそれも一つの能力ですけども、論述による表現力には非常に力を持っているけども、なかなかうまく相手に対してアウトプットしていくことが難しいという学生も中にはいると思います。そういったところをある程度配慮した選抜設計が必要ではないかと思っています。

あとは推薦入試Iでは、これは専門高校枠、この学部の特性でありますようにやはり農業の実習などを高校時代にしっかりやってきた者を評価できるような選抜区分も一つ残しております。

12

入学選抜の比重は？

● 配点はすべて1000点満点、全選抜区分で多面的・総合的評価

受験生の多様な能力にかかわるウエイトイメージ

※推薦入試Iは、個人面接で口頭試験を実施

② 「学力の3要素」を個別選抜でどう評価するか
推薦入試と併用可能なAPを軸として

TOKUSHIMA UNIVERSITY

あとこちらは全体的なイメージとしてとらえていただきたいんですけども、配点は全て1,000点満点です。推薦Iは専門高校枠、推薦II、一般入試前期・後期、これは特に学科の縛りはございません。知識・技能等以外の評価とありますが、推薦Iで全く学力不問にしているわけではありませんので、こちらはちゃんと口頭試験とか、あるいは調査書、そういった評価方法を活用いたしまして学力のチェックはしっかり行っています。全体的なイメージとしまして各選抜で知識・技能型とそれ以外の評価、多少バランスを分けて選抜の設計をしたところを一つのイメージとして御紹介をさせていただきました。

13

「学力の3要素」評価を個別選抜にどう反映させるか …課題も含めて

- APの見直し、検証が不可欠
 - 「学力の3要素」評価を含めたAPと入学選抜方法の整合性が重要
 - 大学・学部の特性により、「学力の3要素」評価の強弱はあってよい
- アドミッション組織(専門組織・学部も含めた教職員との連携体制)の充実
 - 上述の整合性に関わる点検・検証組織として
 - 選抜に関わるFD企画、追跡研究
- 一般入試(個別)での「多面的・総合的評価」実施はどこまで?
 - 学力の3要素の一部「読解性」評価の難しさ(推薦・AOでは可能)
 - 一般入試(個別)は国立大学で蓄積した経験値をいかすことから

③ 総括

TOKUSHIMA UNIVERSITY

では学力の3要素評価を個別選抜、こちらにどのように反映させていくかということの課題も含めて実際にこの1年間やってきたことを考えまして御報告を差し上げたいと思います。やはりこれから選抜改革が進んでいくと思いますけども、一番重要なのはアドミッション・ポリシーの見直し。実際、選抜

と書いてあることとしっかり整合性が取れていくかというところの検証が不可欠だと思っています。

それはやはり学力の3要素評価を含めてこの整合性を見るもの。あとは大学学部によっては学力の3要素の評価の強弱、本学の場合は主体性と、あと表現力、そういったところの評価を中心に考えた選抜をしておりますので、こういった強弱は多少あってもいいのではないかと思います。

次にアドミッション組織の充実。これは先ほど橋田室長からもお話がありましたように、これから入試改革は進んでいくとしましたならば専門組織、あるいは学部、事務組織、そういったところとの連携体制をしっかり考えていく必要があると思っています。これは本学の場合になりますけども、アドミッション・ポリシーの整合性に関わる点検・検証、あとは選抜に関わるFDの企画、あとは実際入った学生がどういう形で4年間過ごして卒業していったかという追跡、選抜の妥当性の研究。そういったことを行っていくべきではないかと考えています。

そして、一般入試の在り方です。本学部は一般入試の定員は50名でした。実際の志願倍率は2.6倍という結果になったのですが、本学部は小規模の学部でしたから、この一般入試でも多面的・総合的評価が実現できたと思っています。ただし、この学力の3要素の一部、協働性の評価は、この選抜の設計から実施した段階でこれは非常に難しいと思います。ペーパー試験ではなかなか協働性は評価がしにくいですし、一般入試で集団討論を課せばいいかというところやはり実施運営上のいろんな問題も出てきます。ですから、集団面接の中でも協働性の評価自体、多少はできるけども、より丁寧に見るといってもなかなか難しい側面があります。推薦・AO入試を30%に目標にすることが示されていますので、それから選抜の改革を行っていくという方向性は重要だと思っていますし、協働性の評価をこちらのほうで丁寧にやっていくということは可能だと思っていますので、これを中心に選抜の改革を進めていくべきではないかと考えております。

あとは国立大学では一般入試の個別試験はやはりいろんな経験値、教科型試験につきましても小論文型試験につきましてもそれぞれのノウハウを蓄積してきておりますし、思考力をちゃんと問えるような、あるいは表現力を問えるような試験にもなっております。そういったものはやはり大事にしていきたいと考えています。

14

生物資源産業学部 平成28年度入学者の状況

(まだ入学して数ヶ月)

- アクティブ・ラーニングに関する授業の反応良好
- 学生自ら、農業クラブをつくりたいなど積極的
- 入学者アンケートで「アドミッション・ポリシーを知っていたか」という項目では、周知度が高いレベル

主体性と表現力の評価を重視したこと、APを明確化した成果

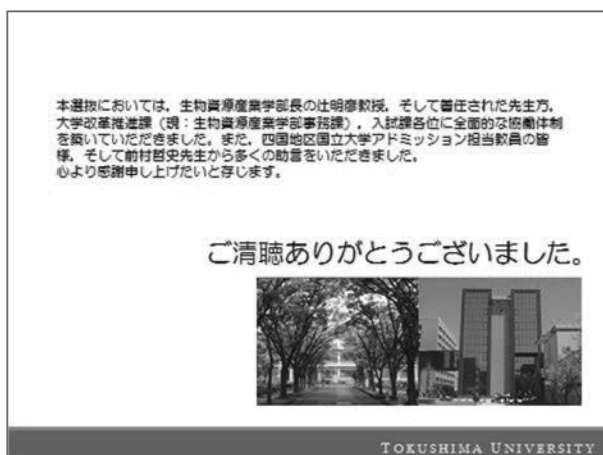
これから追跡研究を実施

③ 総括 TOKUSHIMA UNIVERSITY

最後になりますけども生物資源産業学部の学生が実際に入ってからどういう状況かということをお報告させていただきたいと思います。アクティブ・ラーニングに関する授業、本学は1年生全員にSIH道場と言いましてアクティブ・ラーニングを中心とした学生と教員が共に学び合う授業を取り入れております。こういった授業の評価は良好です。あとは学生自ら農業クラブを作りたいということで、アグリクラブ・クローバーという農業クラブができて、これは本学側が作ったわけではなくて学生自らこの生物資源産業学部の学部長のところに駆け込んで、こういったクラブを作りたいということで定員100人ですけど、これは6人とか7人の世界ではなくて、40人ぐらい学生が主体的になってそういった農業クラブを作って今、田植えをしたりであるとか草取りをしたりであるとか。そういったところからスタートしているような非常に元気のある学生が入ってきています。

あとはアドミッション・ポリシーを明確化したということで入学者アンケート、まだ集計途上ですけども、8割ぐらいの学生がアドミッション・ポリシ

一はちゃんと見た、あるいはある程度しっかり見てきたという回答が寄せられていますので、ポリシーを明確にして具体化すれば学生もしっかりそこを理解して入学してきてくれるのではないかと考えております。ですので、この主体性と表現力の評価を重視したことで明確化した成果を、これから入ってきた学生の追跡でしっかり我々で行っていきたく思います。以上、御清聴どうもありがとうございました。



本郷 植野先生、どうもありがとうございました。それではこれから 15 分の休憩に入りたいと思います。休憩中に係の者が客席から質問票を集めます。この機会でございますのでぜひとも報告者の先生方に質問等をお寄せいただければと思います。それを踏まえまして 40 分から第 2 部になりますけれども、再びこの討論会続けさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

— 休 憩 —

伯井 それでは公開討論会を再開させていただきます。前半は各先生より非常に限られた時間の中、コンパクトに分かりやすく説明いただきまして誠にありがとうございます。

まず、ただいま頂いております質問に対してできる限り、時間の許す限りでございますが、お答えいただきたいと思うんですが、その前に先ほどの徳島大学のプレゼンに引き続きまして共催大学でござい

ます立命館大学、本日司会者の本郷先生より取組例を簡単に御紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

本郷 真紹（立命館理事補佐／立命館大学文学部教授）

「立命館の取組について」

本郷 それでは質問の集計を行っております間に少しばかり私どものこれまでの取組や課題をお伝えできればと思っております。

やはり多様性というのは大学での学生の成長に一番大きなポイントになるという、そういう理念の下で私どもの大学でも 20 年ほど前からアラカルト入試と言われるような、高等学校の先生方にとっては、入試のデパートではないかというぐらいのいろんな仕組みの入試を設定してやってきました。その経緯でかなり子供たちの多様な性格・特性ということについては一つの特色が出せたかと思うんですけども、やはり一番の問題はそういう多様な入り口を使って入ってくる子が全て入った時点でなべて一律にされるということです。推薦であろうと AO であろうと一般入試であろうとそれぞれの特性を見計らって入れながら、実際に入ってくると、最初のオリエンテーションの段階から結局これが必修ですよ、これは選択ですよ。年間でこれだけの単位取りなさいと。つまり教学のポリシーに則った同じような履修を課してしまうと。それによってかなりその特性が失われていくということが大きく問題になってまいります。

大学の中における評価指標は、これは本来は多様な学生ですから多様な評価指標で測るべきだと思うんですけども、強いて上げればそれは 4 年後のキャリア実績、あるいは実際に就職してから数年たったときの活躍の度合いというものではないとその多様性が本当に大学でどれだけ進展できたのかということについては検証できないと。なかなかそこまで追跡調査は及んでいないというのが実態ですね。それで、学生の評価指標というと、よく頼りがちなのが GPA ということになってくるんですが、その GPA

頼りの大学の成績評価でしたら、これはもう圧倒的に一般入試で入った子は有利です。実は今週も本学が独自に設定しております1年間の成績優秀者に対して奨学金を出すというような制度に則って、ほんの数%程度ですけれどもその選考がなされたんです。昨年度1年間で、1回生の成績をGPAを総合してみると表彰者は全員一般入試、特別入試はおりません、という結果になっています。3回生、4回生でも数名ですね。90%以上は一般入試の子ということになりますので、そういった評価指標に頼る以上は、一般入試で入ってくる学生をどれだけ確保するかということが私立大学にとっては非常に大きな問題になってくる。

本来、今次の入試改革の前提というのは、画一化された多教科・多科目の、しかもハイレベルで合格してくる子供たちがどちらかというと没个性的、没主体的で多様に欠けるというような観点から議論がなされたと思うんです。私立大学の場合は逆に、多様な子にどれだけいわゆる学力の3要素の第1、第2番目の要素を保証するかという課題があり、当然のことながら入試における基礎学力検証しか仕方がないだろうという形で、私どもの大学でも7~8年前から大きくかじを取り直してアラカルト入試はやめまして、できる限り一般入試へのシフトをやってきたという経緯がございます。現在は1学年7,000~8,000名の入学者のうち大体65%が一般入試、センター試験か独自入試かセンタープラス独自の複合型か入ってきた子。残りの35%がAO・推薦、あるいは指定校でありますとか付属高、系列校から入ってきた子という構成になっております。

そうなると、当然定員管理の問題が出てまいります。一般入試で合格した子の多くは、それからの国立大学の合格に従って抜けていくと。そうすると一般入試で合格させる割合が増えれば増えるほど、経営的には非常にリスクが伴うことになってまいります。

特に今次、強く打ち出されております定員管理の厳格化。これが行われますとはっきり言ってもう私

学は非常に困った立場になって、例えば1,000名の定員では必ず入学者数を1,000名から1,050名までに抑えなさいというのは、これはもう神業です。できません。もしこれが今、言われているように新テストで段階別評価がなされたとしますと、これだけで合格者を出すのはものすごくリスクで、オーバーフローしてしまって結局お叱りを受けて補助金カットされるか、あるいは定員を割り込んでしまって、学納金には頼れないと、そういうようになってくるかどっちかになってしまうという、どっちにしたって非常にリスクだということです。この辺りのところをどういうふうに整理していくのかが、都市部の大規模私立大学ならではの申し上げていいのかどうか分かりませんが、我々が抱えている率直な課題と言えます。

あくまでも教学の多様性というものも十分に活用しながら、そしてまず子供たちに学力の3要素を身に付けさせながら伸ばしていく方策としては、やはり大学自身の改革が必須の条件になってくるというのは今日の報告者の先生方が提示されたとおりでと思います。ただ、高等学校の場合ですと、高等学校の先生は教科指導に加えて学級運営、それから校務分掌、それから課外の指導、さらには保護者への対応と、いろんな面にわたって100%子供たちに対峙すると。子供たちと一緒にいるような形で歩まれてくるわけですけども、大学の教員の場合は御承知のとおり教育と研究と管理運営の三つの部分で、特に学生に直接接するという部分は教育しかない。教育というのもせいぜいが週に1回行われているゼミで個人の名前と顔と特性を知るぐらいしかすべがないんです。それ以外の部分はなかなか学生一人一人について事細やかな指導を行うということとはできない。ならばこういうことをどういうふうにこれから改善していくのか。もちろん大学の教員の意識改革は非常に大事ですし、それがなければ動きませんが、もう少し教員頼みでない大学運営も今後考えられるんじゃないかと。

学校教育法の関係で大学は全てのことについて教

授会が権限を持って決めてきたという経緯がありますので、これを一朝一夕に変えるのは非常に難しい部分がありますが、例えば副担任じゃないですけれども大学の教員をサポートするというか、違った役割で学生を指導し、その成長を支えてもらえるような、そういう役割を持ったチューター的な人材が大学のスタッフの中に絶対必要になってくるだろうと思います。私学は幸いにして学納金との関係もあって国立大学に比べると職員の採用を重点的にやってきた経緯がありますので、そういった学生を支える役割を果たしてきてくれたのは明らかに職員でした。だから私立大学の力は半分以上は職員力でもっていただいているのではないかと思います。

これからは、やはりそういう形で教員の果たすべき役割と職員の果たすべき役割を明確にした上で、子供たち一人一人がそれぞれの特性に応じてどれだけの成長をその4年間ないしは6年間を通じて保証されるのか。それがどれだけ社会に出たときに有為な人材となり得るのかということで大学の真価が問われることになってくると思われ、そういう意味でやはりアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを三位一体で全体として考えていかないと。今はとにかくアドミッション・ポリシーの部分でマスコミでも話題になって取り上げられていますし、当然、高等学校の先生方、あるいは親御さんや生徒にしてみてもそれが一番の関心事になることは間違いないんですけども、やはり大学のカリキュラム・ポリシーや、あるいはディプロマ・ポリシーが旧態依然としていたんでは何もしないことになるのではないかと考える次第です。

その辺についてぜひとも先生方から御意見をいただきまして、これが本当に大学改革に直結させるようなかたちで反映されればと考えておるような次第です。以上でございます。

パネルディスカッション

伯井 ありがとうございます。会場からのたくさんの方の質問をいただいております。これ全部にお答え

するのは時間の関係上、難しゅうございますが、1つ、ただいま御発表いただきました本郷先生に私学を代表してお答えいただきたいと思うんです。進学者の大半の受け皿となる私立大学がこの高大接続改革の方向性をどのように受け止めてどのように対応しようとしているのか、これは高等学校関係者からの御質問でございます、恐らく国立大学はともかくとして、本当にそういうふうに私立大学が改革に前向きにいくのだろうかということを心配されている高校の先生方も多いと思うんです。その辺、申し訳ありませんが、この場は共催大学として私立大学を代表していただいて一言頂ければと。

本郷 今も申し上げましたように、今回の改革のそもそもの出発点が、どちらかというと国立大学のこれまでのアドミッションのありようというものに端を発して行われたという感じがございますので、私立はどうしても受け身にならざるを得ないところがあると思います。ただ、その中でやはりこれまでセンター試験に多くの学力検証を頼ってきたような、そういうシステムで、大半の私立大学にとりましては今後の共通テストの在りようがどうなるのかは非常に大きな問題です。それによって独自試験の内容、それから時期等についても抜本的に見直さなきゃならないことがあると思います。

もう一つ懸念されますのは、子供たちの個性を進展させるような関係から国大協なども今後、全体の入学定員の3割はAO・推薦入試で確保するというようなことを目標として掲げられております。もしこのような方針でAO・推薦入試が行われるとなると、当然のことながら年内の10月、11月に実施し、場合によっては新テストで学力の保証を求めると、あるいは独自に合格を出すか、どちらかの方法でそのAO・推薦の合格者を確定させてこられると思うんです。そうなってくると私立大学はその前に推薦・AOをやらねばなりません。となると、当然のことながら推薦・AO入試の前倒しが必ず起こります。懸念されるのは、特に今日は高等学校の先生方もたくさんお見えになっていると思いますけれ

ども、高等学校3年生の後半期は授業は成り立ちません。空洞化します。夏休みから受験モードに入ります。本当にそうなのかいということをよくよく考えた上で、今、恐らく文科省と中教審なども取り組んでおられるように、これからのルール作り、試験の執行時期、形態についてきっちりとした整理をしていただかないと大変なことになるんじゃないかということが懸念される次第です。以上でございます。

伯井 ありがとうございます。今、推薦・AOを含め特別入試についての見直しとその日程を含めたルール作りの御指摘が出ましたけれども、やはり一番多いのは橋田室長に対する質問であります。今の入試日程等のルール作りをどうしていくかということもお答えいただきたいと思うんです。それ以外にいくつかの質問をちょっと私の方で適宜集約させていただきますと、やはり大学入学希望者学力評価テスト（仮称）についての質問が多々ございます。このテストに関する検討会議が高大接続改革会議の最終報告を踏まえて最近走り始めたということですが、具体的にどのような論点で、いつぐらいまでに結論を出すのか教えてもらいたいということが一つの質問であります。

二つ目は、もう少しそもそも論ですが、センター試験に代わる大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入に当たってなぜ記述式問題を入れなければならないのか。現行の入試のように個別入試での記述式問題だけでは対応できない理由は何なのかということと、まず国語と数学で実施しようとしているのはなぜなのかという質問です。ほかにもありますけれども、その評価テストの具体的な検討状況、それから評価テストにおける記述式問題についての質問。それから推薦・AO等を含めた今後の公立大学も3割やろうとしている中で具体的な日程調整をどのような考え方でやろうとしているのかについてお答えいただければと思います。

橋田 御質問ありがとうございます。それでは、まず評価テストの関係でございますけれども、お手元の

配付資料の方の一番最後、私の説明資料の最後のところに少し高大接続改革の検討推進体制ということで2分割の資料、27～28ページ目に用意させていただいております。その中で今回の最終報告を受けまして大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の検討準備グループということでこちらを立ち上げさせていただいておりますけれども、こちらの方は平成29年度初頭の実施方針ということで、この実施方針の中にはいわゆる対象教科科目の出題内容・範囲ですとか、記述式英語の実施方法・時期。さらには成績表示、またプレテストの実施内容、推薦入試までのスケジュールといったようなことで、最終報告を受けてこういった内容を固めていくと。その上で29年度初頭にはこの実施方針をお示しできるようにということで作業を進めていきたいところでございます。

その中でも当面まず課題になりますのが、この作問の構造化といいますか、記述式について具体的にどういう能力を問うのかということと最終報告でも一定の整理はされておりますけれども、その中でも問うべき思考のプロセス、また情報間の関係性ということで共通点・相違点、原因と結果といったような形で、そういう問うべき内容を含めて整理をしていくと。その中で高等学校基礎学力テスト（仮称）、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）、各大学の個別選抜で問うべき能力・内容を明確にしていくという作業が必要になっているところでございます。また併せてこの記述式の関係で申しますと採点方法のところ、これも課題になってまいりますので、ここは実際その採点基準、評価基準の在り方とセットでこの採点方法、体制の部分を詰めていくと。その中で説明の中でも申し上げましたとおりクラスタリング等を含めたコンピュータの技術的な支援の可能性、またいわゆる民間の企業の、民間の事業者を活用するとすればどういう体制を考えるのか。またその個別大学の関与の在り方をどうしていくのかといったようなところの整理を進めていくところでございます。

この検討準備グループの名簿そのものはその下に
つけておりますけれども、これはいわゆる関係団体の
参画を得てというところが今回の一つの今後の検討
の中での課題でございます。こういう検討準備グル
ープの中には関係団体の代表に入っていており
ますけれども、当然その個別の専門的な検証事項が
ございます。この部分については一つには大学入試
センターの方にフィージビリティ検証ということで
この形式を含めた検証事業をやるような形で補助金
もつけておりますので、その中で専門家・有識者の
意見も聞きながら、作業しながらやっていくとい
うこと。また文部科学省自身もこの作問の在り方、採
点方法についてはそれぞれの専門分野の方々の意見
も聞きながらこの検討準備グループの議論に反映さ
せていくような段取りで考えております。

もう一点の共通テストに記述式を導入する意義の
部分でございますけれども、これからやはり求められ
る問題発見解決の力も、その中でも主体的に自ら考
え、その内容を表現していくという中でどうしても
マークシートの場合は既存の選択肢の中で答えを選
ぶという形になりますので、その中で当然分析的な
思考力は問えるわけです。一方でこの主体的な自ら
考え表現する力、そういう部分を共通テストで見て
いけないか、記述式という形で見ていけないかとい
うところでございます。その記述式について個別選
抜でやればいいのかというところもござい
ますけれども、どうしても個別選抜という形になりま
すと記述式でしっかりやっている大学の場合はまだ
対応できる余地もあろうかと思っておりますけれども、全体
として見た場合にその 50 万人規模の受験生に記述
式を導入するインパクトと申しますか。今回の改革
の一つの肝といたしましては高等学校の授業改善と
いう部分への影響ということもござい
ます。既に現
行の学習指導要領の中にも言語活動ということで記
録・要約・説明・論述・討論といったようなことで
盛り込まれておりまして、この平成 24 年度以降、
学習指導要領の取組が、始まっているところでござ
いますけれども、なかなかその部分がまだ、しっかり

やられている高校もありますけれどもその部分が進ん
でいないところもあるのではないかと。そういうと
きによく言われますのが、結局、入試が変わらない
とその部分も対応できませんというような声もよく
聞くところでございます。

小中学校の場合につきましては全国学力学習状況
調査の B 問題活用型の問題のインパクトもござい
ましてかなり授業改善も進んできているというところ。
この全国調査の結果自体も都道府県別の格差も
だんだん少なくなってきたりといったような成果
も出ておりますし、国際的な PISA 調査の中でも
V 字回復と言われておりますけれども、国際的にもト
ップレベルの学力を誇っている中でどうしても高校
部分の改善、その部分が課題になっているという中
で共通テストに記述式を入れる。その 50 万人規模
の影響も。当然、高校生は 100 万人規模でおります
けれども高校現場へのいわゆる授業改善、能動的な学
習、それを通じたこれから求められる力の育成とい
う観点で記述式の導入が重要であろうというところ
のこれまでの整理でございます。

また、国語と数学から実施する理由でございます
けれども、本当は全教科入れるといいのかもしれま
せんけれども、当然この部分については技術的な課題
を含めてある程度の優先順位を考えていかないとい
けないのではないかとこのところでございます。そ
の中で国語については結局、書く力、主体的に表現
する力を見ていく上でまさに国語はそれに相当する
科目というところですので、また言語活動の中核に
なる科目ですので国語を優先的に考えているとい
うこと。また、数学につきましてもいわゆる共通必履
修科目として設定されている科目でございますので
国語・数学・英語はそういう形になりますけれども、
そういう中でまずは国語・数学を優先的に考えて導
入すべきという整理がなされているところでござい
ます。

もう 1 点の入学者選抜の入試日程の関係でござい
ますけれども、こちらの方は今後、先ほどの検討体制
で申しますと 27 ページの大学入学者選抜方法の改

善に関する協議の場で御議論いただく予定にしております。

こちらの方は毎年出しております大学入学者選抜実施要項の関係で関係団体を含めて集まっていたいる会議体でございますけども、例年の要項だけではなくて、この平成 32 年度実施の入試、つまり平成 33 年度入学者選抜を見据えた上での検討をしていただく予定にしております。いわゆる 2 年程度前予告の関係もございますので、この点については平成 29 年度初頭を目途に実施要項の見直しの告知ができるようにということで進めていきたいと考えております。

この入学者選抜のルールの関係で申しますと、一般入試、推薦入試、AO 入試の区分の在り方そのものをどうするかというところもございますし、様々な評価手法を含めた実施時期ですね。今回の最終報告の中では例えば面接については 8 月以降、推薦書の提出は 11 月以降、各教科科目のテストについては 2 月以降といったような形で例示させていただいております。ここの日程感はこの要推薦等と同じような日程感になるんですが、実際この応募推薦時期のいたずらな早期化、また複雑化を招かないようにというところを含めて検討していくべきとなっております。そこは現在、定員の上限も要項の中で設けたりしておりますけども、推薦の場合の。その取扱いを含めてどうするかという議論も必要になってまいりますし、当然、私立大学の関係の先生方を含めて御懸念の点がございます。そここのところは国立大学関係者、私学団体の関係者含めてこの協議の場、あるいは個別にも団体等の関係含めて調整が必要になってくると思っておりますので、この 1 年その作業を進めていきたいと考えております。

伯井 ありがとうございます。大学入試センター試験は志願者数が 50 万人以上、現役受験生の約半数が受ける非常に影響の大きいテストであるということから、条件付きであっても、あるいは文章量が仮に少なくとも何らかの形で記述式を導入して、そういった資質・能力を測っていこうという趣旨だと

思うんです。そこでよく最近指摘されております、これは佐々木先生と荒瀬先生にお答えいただきたいと思うんですけれども、高校生あるいは大学 1 年生年齢の子供たちの書く力とか文章を読む力とか、A4、1 枚で簡単なレポートを書く力とか、あるいは場面に応じて表現する力とか非常に落ちていると言われているんです。それが今回の記述式を導入しようということのある意味、背景にあると思うんで、その辺の現状は佐々木先生や荒瀬先生どんなふう感じておられますか。

佐々木 おっしゃるとおりですが、なぜそこをペーパーテストで全部判断しようとするのか、私は大いに問題があると思うんです。思考力・判断力・表現力で、ペーパーじゃなくても人間というものを多面的なその人の能力を見るという人間力をもう少し尊重したらいいんじゃないのかと思うんです。社会に出て、例えば営業の会社に入りました、ペーパーテストに受かったら取引するよって、そのようなことはありませんからね。だからその表現力ひとつ取っても、私はこの場で初対面の皆様方にお話をさせていただいています。私がぼそぼそ話をしていたとしたら、「この人、何を話しているのだろう」って思われるわけですよ。このようなことはペーパーで見えるものではないし、見るべきものではないと思います。こんな 50 万人受けるようなテストを多様性と言いながら一つのテストでやること自体が難しいでしょう。でもやろうっていうのは尊いと思いますからやれば良いと思いますけど、僕はペーパー以外の力を測っていかない限り日本のこれからの活力は出てこないと思っています。

荒瀬 テストそのものをどうするかというのは今後、考えていくことになっておりますのでいろんな方の御意見をいただきながらやっていくことになろうかと思うんです。今の御質問の読むこととか書くこととか、あるいは場面に応じて表現することとかの力が落ちているかっていうと、感覚的には私を含めて皆さん落ちていると思われるかと思うんですが、具体的にどう落ちているのかがなかなか実証で

きない部分があるような気がしています。ですから、そういったことを含めて、今の高校生のどこが問題なのかを考えると、ちょっと御質問の趣旨から外れますけれども、そういうことを考えることを学習指導要領の改訂とか基礎学力テストの導入とかでもってやっていけないかなっていうことを思います。本当に力が落ちているのかどうかというのは、この頃の若い人はとかいう言葉で丸められて言われてしまっているような気もしないでもないです。ただし、大変深刻な問題があるというのは、これは実際に国立情報学研究所の研究で出てきています。非常に簡単な文を高校生が読めない。こういう言い方は誤解を生みそうですけれども、その高校生は学力的に見てどうかと言うと必ずしも低いとは言えないのに非常に簡単な文が読めない。これは文が読めないのか読もうとしないのかといったようなことも含めてきちっと考えていかなければならないと思うんです。そういうことを考えていくのが私たちの責任ではないかと思っています。

伯井 ありがとうございます。ペーパーテストだけでその多面的な能力は評価できないというのはそのとおりだと思いますが、その辺、橋田さんに少しお話したいのと。あと一つ、これも佐々木先生への御質問ですが、先生のお話非常に感銘を受けたということを前提にして、佐々木先生は多様性の評価をすることについて具体的にどのような方法をお考えなのかというものがありましたので、橋田さんの後にお答えいただければと思います。

橋田 先ほどの点で申しますと、どうしても先ほどの点は共通テストの記述式という観点でのお話になりましたけれども、今回の改革の柱としては個別選抜を学力の3要素を重視した多面的・総合的な評価に変えていくということで、そういう中で大学入学希望者学力評価テスト（仮称）だけではなくて調査書等の書類にプラスして、面接・集団討論・プレゼンテーションといったような形で多様な評価方法を活用した上で、各大学で求める人材を評価し選抜していくと、また教育していくという非常に重要なと

ころでございます。そういう意味でまさに佐々木先生がおっしゃったような方向で今、改革を進めていこうということでございますので、そのところはしっかり各大学の方でも実際、学力の3要素に対応してどういう人材を求めるのか。

その評価のところをどのような形で実施していくのかを考えて取り組んでいただきたいと。そういう意味で国としても三つのポリシーのガイドライン、省令改正ガイドラインをお示しさせていただいたりですとか、財政的な支援の関係でも交付金、私学助成、あるいは委託事業等を通じて支援していこうと取り組んでいるところでございます。本当は佐々木先生のようにプレゼン能力を皆が持てるようになれば日本も変わっていくなとも思いますし、そういう意味で単にそのペーパーの力だけではなくて主体的に発言・行動していくような力、自立的に生きていくような力。そういうものを入学者選抜でも評価し、またその後の教育にもつなげていくということが重要になってくると思っております。

伯井 それでは佐々木先生。佐々木先生にもう一つ質問がありまして、これまでも入試改革、多面的・多面的評価なんていうのが言われてきたけれどもあんまり実現してこなかったと。その辺はなぜなのかということ佐々木先生の見目とどういうことであつたのかということも御質問にお答えいただければという質問を頂戴しておりますので、併せて御回答いただければありがたいと思います。

佐々木 皆様を一気に敵に回すかもしれませんが、例えば評価する側が本当に実社会を知った上でいろんなことを見て、その経験から評価をしているのかとお聞きしたいのです。つまり大学にずっといて教員になられてという状況で、ある面では非常に保護された状態ですよ。例えば一般企業であれば30年間生存する会社は、帝国データバンクのデータによりますと2%とか、非常に厳しいわけですよ。大学の教員の方々にその中でもまれていく力があるのかと。アカデミックな世界では素晴らしいかとは思いますが、その観点から面接ではなかなか見え

ないことであると思うんですね。

例えば、これは笑い話じゃないですけど小学校入試で面接だと、面接官が幼稚園の子に「あなたは友達と仲良くしますか」って質問しますと、「はい、仲良くします」って、あ、この子なかなかいい子ではないかと。でも実際に入学してから、友達と仲良くしないこともあるかも分からないですよ。面接では分からないわけですよ。でも、入試で行動観察を取り入れ、例えば1時間自由に遊ばせると、横入りしたり物を取ったりしているのを幼稚園の子だから素直に行動に出ますよね。そういう子供の行動を見たら実際のことが見えてくるわけです。例えば、新卒の学生を多面評価で我々の会社では2回選考をし、面接は最終私がするまでは一切しません。面接では分からないので、いくらでもそれ用の自分を作り出すから。

では、学生を選考する際の実例をお話します。ここにボックスがあり、この中に10枚紙を入れて、好きなものを選んでください。その紙には、ホッチキスとか鉛筆とか時計とかが書かれていて、ボックスに入っているんですよ。これを5分で私のある会社の社長だとして、これをあなた、売り込んでください。はい、どうぞって、いきなり学生にしてもらうんですよ。それで何を見るのかと、論理力がどうなんだとか、情熱はどうあるのかとか表現力がどうなんだとか、それを通して、本当に買いたいという気持ちにどれだけさせられるかと。こんなことを見るわけです。これは評価者のトレーニングが要るかと思いますが、それはある程度経験していれば、例えば体操とかスキーのジャンプでもどれだけの距離飛んだかとか、どうだったかっていう客観的な数値的なものが出ないものでも見る力があるわけです。いくつか例を挙げましたが、このようなことを通して人物を多面的に見て、評価することができるのではないのでしょうか。

伯井 確かに企業の採用、役所もそうですけども採用においては、お話にもありましたように2億円の買い物ですので、相当一人一人の能力・適性をもう

根掘り葉掘り見ながらやっているわけです。

入試は多面的・総合的に評価するといってもなかなかそこまでの労力を傾注することが難しいという問題はございます。一方でもう少しアドミッション・オフィスであるとかアドミッション・オフィサーの人材機能の育成はよその国よりも日本ははるかに遅れているんじゃないかということが言われているんですけども、この点に関して徳島大学は非常に素晴らしい取組をされておりまして、植野先生にはもう一つ、実際に起業家精神、あるいは自営というようなことを教育の中でやるとしても具体的に本当にどうやってやっているんだと、そういうことを大学で果たしてできるのかというような御質問もいただいていますので、そういうきめ細かな入試する場合の御苦労あるいは体制整備。それから実際、教育を行う場合の御苦労についてお話しいただいて、橋田さんには文科省としてそういう各個別大学の入学者選抜機能強化をどういう方向で行っていかうと。これはお金も要る話だと思うんですけども、続けてお答えいただければと思います。

植野 御質問ありがとうございます。まずアドミッション・オフィスの在り方につきましての御質問ですけども、現行においてはアドミッション・オフィスの実際各国立大学の中で言いますとそんなに人数が多く存在している大学はまだ少ないのが現状です。ですから本学においてはまず学部、あとは事務組織との完全な協働体制の下に今、進めております。ですから、ある程度アドミッションで請け負う業務、あるいは学部でやっていただく業務、そのあたりのすみ分けをしっかりと明確化していくことを今、考えていかなくはなりません。その中でやはり公平・公正な入試をしていくという中では評価の在り方は非常に重要な要素です。そこは学部の先生で担えるところもありますが、モデル自体はアドミッション・オフィスで構築をして、それを全体に共有化していくような在り方が現状でできる範囲なのではないかと思えます。

あとは、偏った人材だけじゃなくて研究畑から来

られた先生、あるいは企業から来られた先生、あるいは高等学校から来られた先生。そういったいろいろな人材が入ってくることで評価の精度を向上させていくことを検討していく。あるいは、人を増やすということはなかなか難しい時代ですので、今、現在私どもは四国地区国立大学連合アドミッションセンターといいまして、愛媛大学、香川大学、高知大学、鳴門教育大学、本学。こういった大学間で連携して何か評価、あるいは評価指標の開発、そういったことを進めていくことが現実的じゃないかと思っております。

後者の質問につきましては、まず起業家ということとはなかなか難しいのですが、考えられる手段としましては、私がいろいろと教育側にヒアリングした中では、企業との連携を3週間にわたってインターンシップを必修化させるだけではなくて、実際、学外に行って卒業論文を書いたりとか、企業の研究施設の中に入っていろいろ意見交換をするようなことをやっていくカリキュラム設定を多様に設けられています。ですから学内だけでとどまることなく理想を言えば主体性がある学生でしたらどんどん自ら外に出ていっていろいろなことを吸収していくことです。まだ1年次では実習レベルですけども、2年次、3年次、4年次。特に4年次の卒業研究においては学外でどんどんやってくださいという方向性をカリキュラムの中に大筋を立てておりますので、そういったところからいろいろ吸収していくようなことを考えております。よろしいでしょうか。

伯井 ありがとうございます。では、橋田さん、お願いします。

橋田 先ほどの財政的な支援に関わるようになってまいりますけども、今回、高大接続改革に関連する予算自体は50億円ほど積んでおりますけども、その中で各大学の入学者選抜の支援ということで運営費交付金は20億、私学助成の中では私立大学等総合支援事業の10億円の枠内でこの支援ができるようにということで取組は進めているところであります。また、大学入学者選抜推進委託事業を新しく

平成28年度からやる形になっておりますけども、この中ではメニューの一つとして主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を含めた評価の在り方、特に書類審査を含めた多面的・総合的な評価の部分。そこのところの取組も検証していただくというようなこともやっております。こういう取組の部分、各大学の取組にとどまらせることがないように、その成果と課題を国としても押さえた上で全国に還元していくような取組、そういうこともまた今後は求められるんじゃないかと捉えております。

伯井 ありがとうございます。(客席からの質問の申し出に) あ、どうぞ。

質問者A 先ほどの佐々木さんの発言に正面から皆さんお答えしていないような感じなので、2点発言したいんですけども、一つはそもそも私もそうですけどもアカデミックなキャリアを経て大学の教員になっているわけです。そういう人間が答えのない問題を解決する若者を育てていくことができるのかってまず大きな問題の一つはあると思うんです。当然それは困難な課題なんで、困難さをまず直視することが必要だと思うんで、その佐々木さんの問題提起を特に文科省はどう考えているのか伺いたいことが一つあります。

それが一つとして、もう一つ例を挙げますと、うちの大学でも学力だけではないコンピテンシーの評価を大学の評価の中に入れようってことでいろいろ議論をやっているんですけども、ある中堅のすごいやる気のある教員がこう言ったんですね。私はコンピテンシーがないから大学教員になったと、なんで私が学生たちのコンピテンシーを評価できるんだって発言して、そういう問題で現場はいろいろ苦労しているわけです。その点は佐々木さんの発言と非常に裏表で重なる問題だと思ってそれが一つ。それからもう一つはこれも佐々木さんが言われたことで人間力を評価するっていうことは相当、手間暇をかけないと正確な評価はできないわけですね。ところがなぜそれを正面からやろうとしないのか。むしろ非常にテクニカルに予算的にも物理的にも限られた全

国一斉のセンター入試の改良版という形でそれをやろうとするのか。もしそれを本当にやろうとするんだったら個別大学の個別入試のところで1週間、2週間かけてやっていく必要がある。うちの大学でいけば1学年800人でそのうちの6割が一般入試で来たとしても700人か600人。その3倍の学生だと1,800人ぐらいの志願者をその時間と手間暇をかけてやろうと思ったら1,800人はやらなきゃいけないわけです。それは実際にやったことないわけですが、相当な労力と時間と人員を投じなきゃできないわけですね。でも本当に21世紀の日本を考えようと思っているのであればそういったところに資金と予算をつけてそういう改革をプッシュする必要があると思うんです。だけど、どうも文科省はその迫力に欠けている。今の橋田さんの発言を聞いていても非常に官僚的な答弁というふうに私には聞こえます。

ですから、もし本当に改革するのであれば財務省に対して予算要求も行ってもらって個別大学がそういうことをやれる体制を作ってほしい。例えば我々の先行事例としてハーバード大学とかの事例が出ていますけども、あそこはOBたち数百名を使って正確な時間は覚えていませんけど何週間もかけて、しかも彼らは訓練する時間も作っているわけですね。そういうことをやればそういうグローバルな答えのない問題を探求する人材を作っていく可能性もあると思うんです。けどもそういう本来やるべきところに手間暇かけないでセンター試験もどきの修正を行って、つまりペーパーだけで、確かに高校教育にインパクトを与えるって議論は否定しませんから今よりはましになると思いますけども、本気なんですかっていうところが。だから佐々木さんが問題提起をするの、いろんな委員会ありますよね。28ページ、29ページ、さっき挙げられた。あそこのメンバーと佐々木さんの提起した問題についてぜひ正面から議論して、その答申を来年のここで報告してほしいなと私は思います。

伯井 ありがとうございます。前段のアカデミッ

ク・キャリアの人材で卒業後にどうやって対応していくのかというのはむしろ徳島大学で現にやっておられる植野先生から一言と、あと橋田さんから一言いただいて、最後に、本郷先生に簡単に総括いただければと思っております。

植野 先ほどアドミッション・オフィスの充実ということでちょっとお話をさせていただいたんですけども、やはり各学部の先生も教育研究の分野で非常に力を注がれており、選抜の方に、熱心な先生に協力をしていただけたところはあるんですけども、やはり我々の方である程度そういったところを吸い上げていかなければならないということは非常に感じております。そういった観点ではアドミッション・オフィスの充実も財政的なところは非常に大きな部分になってきますので、ぜひそういったところはこれから日本の中、全体として取り組んでいただきたいところがあります。以上です。

橋田 まさにその答えがない問題に自ら解を見いだしていくというのは今回、子供たちだけではなくて大人、研究者を含めて大学関係者を含めて問われているところだと思います。そういう意味でこの入学者選抜を行う教員自身の力量も問われてきますし、それに対して国としてもこの方策を考えていかないといけないところはあるかと思っております。

また、その予算的なところでは確かに何百億でも何千億でも投じることができればとは思いますが、一方で限られた厳しい財政事情もございます。そういう中での50億、その中での20億、10億という先ほどのお話でしたけども、このところは今後とも我々としても財政当局に働き掛けていかないとはいけませんし、この点については国公立大学の学長先生だけではなくて、この入試の関係者の力もお借りしながら、その成果の部分や必要性をアピールしながら財政的な予算取りも頑張っていきたいと考えております。

佐々木 私学で例えば10万人以上受けるような大学で面接、丁寧な選考をどうするんだというときに、私がお答えしているのは、MITでは卒業生を、全て

民間に勤めている人を面接官として選考に呼びます、複数面接で。もし入学に値しない学生を選んだ面接官はもう二度と呼ばないと。卒業生をボランティアで活用したら、もちろんできる大学、できない大学があるかもしれませんが、コスト負担は基本ないですよ。これはハーバード大学を調べましたが、寄付で2兆円の基金を作るのに500人のファンドレイザーを雇って5年がかりで資金獲得しているのです。では国立大学含めて自らお金を引っ張ってくる気持ちがある大学はどれくらいあるのかということ。文科省にあえて言いますが、お金引っ張ってくると言いますが、私は教育再生実行会議の専門の委員会第8次提言の際に、財務省の担当者と呼んでくださいよと言いました。文科省の方や大学のいろんな関係者の人は、リスクもあるから言えない分、私がいいますからと。検討しますって言われましたが、財務省の方が会議に来られることはありませんでした。でも、その文科省の方は非常に誠実で真面目で一生懸命ですが、これはもう政治マターだし、やはり日本は教育の分野に入る公的財源があまりにも少ないと思います。高齢者の方には申し訳ないですが、年金、介護、医療にお金をかけ過ぎているのです。90歳で夫婦で平均ですよ。1年間に900万円税金が投入されていますから。22歳までは年間150万です。今日働いている皆様は年間50万です、公的資金使われるのは、ものすごくバランスが悪いと思います。ですからぜひ18歳から選挙権があるわけですから若い人たちは選挙へ行って、自分たち若者が潤うようにしないと政治が変わらないですよ。教育が一番大事だと思っていますから、諦めずに皆様方、頑張ってくださいと思いますし、私も頑張ります。(拍手)

伯井 ありがとうございます。大分総括をしていただきましたが、さらに本郷先生からもよろしく願います。

本郷 もう私の方から何も申し上げることないんですけど、ただ、国公私立の別を問わずこれから我々が一番真剣に考えなきゃならないのは、むしろどち

らかというと新テストがどうなるかということもさることながら独自入試をどうするかという問題だと思います。そこについての議論がなかなかまだ煮詰まっていない。これは国立でも私立でも同じことじゃないかと思うんです。しかし、明らかに独自入試のところではアドミッション・ポリシーを明確に打ち出し、先ほども申し上げましたように入学後のカリキュラムと連動した形での特色ある入試は一体どういう形で何を問うて何を求めていくのか。これを積極的に打ち出していかないと、本当の意味で生徒さんから選ばれる対象にはならないんじゃないかと。もちろんその間には他大学さんとの相対的な関係における課題もたくさんありまして、その辺のところは十分配慮しなければなりませんけれども、やはりオリジナリティーを打ち出していくということが我々に求められているのであって、そのためにいろいろこういった場で情報交換もし、いろいろ御意見もいただきながら策定していく必要があるんじゃないかということも改めて実感させていただいたような次第でございます。漠然とした感想で申し訳ございませんけれども、これで私の総括に代えさせていただきますと思います。ありがとうございます。**伯井** 本郷先生、ありがとうございます。ちょっと時間が超過してしまいましたし、また全ての質問にお答えすることができず申し訳ございませんでした。最後にパネリストの皆さんに非常に簡潔に説明していただき、またいろんな質問に対して誠実にお答えいただきましたパネリストの先生方に拍手をもらってお礼していただきますようお願いいたします(拍手)。どうもありがとうございました。

それでは公開討論会をこれで終了いたします。御協力ありがとうございました。

全国大学入学者選抜研究連絡協議会

平成28年度入研協大会（第11回）「公開討論会」

「大学入学者選抜の新しい方向性」

—高大接続改革、新「学力検証」のあり方、そして日本の大学入試構造の将来像—

当日スライド（抜粋）拡大版

佐々木 喜一（成基コミュニティグループ代表）

荒瀬 克己（大谷大学 文学部教授）

橋田 裕（文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室長）

植野 美彦（徳島大学 総合教育センター准教授）

何故、大学教育・入試改革が必要なのか!?

成基コミュニティグループ代表 兼 CEO
 教育再生実行会議委員/教育再生実行アドバイザー
 教育再生実行会議提言フォローアップ会合委員
 佐々木 喜一

© 2016 Seiki Community Group

高大接続システム改革会議「最終報告」

I 検討の背景と狙い

○ これからの時代に我が国で学ぶ子供たちは、明治以来の近代教育が支えてきた社会とは質的に異なる社会で生活をし、仕事をしていくことになる。国際的にはグローバル化・多極化の進展、新興国・地域の勃興、産業構造や就業構造の転換、国内では生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、地方創生への対応等、新たな時代に向けて国内外に大きな社会変動が起こっているためである。

○ このような大きな社会変動の中では、これからの我が国や世界でどのような産業構造が形成され、どのような社会が実現されていくか、誰も予見できない。確実に言えるのは、先行きの不透明な時代であるからこそ、多様な人々と協力しながら主体性を持って人生を切り開いていく力が重要になるということである。また、知識の量だけでなく、深とんとした状況の中に問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造していくための資質や能力が重要になるということである。

○ こうした資質や能力は、先達諸国に追いつくという明確な目標の下で、知識・技能を自動的に習得する能力が重視されたこれまでの時代の教育では、十分に育成することはできない。次代を担う若い世代はもろろん、社会人を含め、これからの時代を生きていく全ての人が、こうした資質・能力を育むことができるよう、抜本的な教育改革を進める必要がある。

○ 我が国と世界が大きな転換期を迎えた現在、この教育改革は、幕末から明治にかけての教育の変革に匹敵する大きな改革であり、それが成就できるかどうか我が国の命運を左右すると言っても過言ではない。

○ これからの時代に向けた教育改革を進めるに当たり、身に付けるべき力として特に重視すべきは、(1) 十分な知識・技能、(2) それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、そして(3) これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度である。これからの教育は、この(1)～(3) (これらを「最終報告」において「学力の3要素」と呼ぶ。)の全てを一人一人の学習者が身に付け、予見の困難な時代に、

1 学校教育法に係るいわゆる「学力の3要素」については、同法第30条第2項で、小学校における教育において、「基礎的な知識及び技能」、「これらを基盤として課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」を養うことに特に重きを置かなければならないと規定されており、この規定は中学校、高等学校、中等教育学校にも準用されている。中央教育審議会「新しい時代にあふむべき高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての学習者が夢や目標を学校から、実身に反映させるために～(最終)」(平成26年12月25日) (以下「高大接続改革答申」という。)) においては、この「学力の3要素」について、社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し、「高等学校教育を通じて(1) これからの時代に対応できるように必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」「自律性・多様性・協働性」を養うこと、(2) その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探求し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと、(3) さらにその基盤となる「知識・技能」を習得させること」とした上で、「大学においては、それらを更に発展・向上させるとともに、これらを統合した学力を鍛錬すること」と規定した。本「最終報告」に掲げる「学

-3-

I 検討の背景と狙い

- これからの時代に我が国で学ぶ子供たちは、明治以来の近代教育が支えてきた社会とは質的に異なる社会で生活をし、仕事をしていくことになる。国際的にはグローバル化・多極化の進展、新興国・地域の勃興、産業構造や就業構造の転換、国内では生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、地方創生への対応等、新たな時代に向けて国内外に大きな社会変動が起こっているためである。

このこと(背景)を理解せずに、
 教育改革の内容を
 本当に理解することは出来ません。

高大接続システム改革会議「最終報告」
 2016年3月31日

© 2016 Seiki Community Group

■ 教育再生実行会議構成メンバー(2013年1月15日～2015年10月5日)

※敬称略・有識者は五十音順

	安倍 晋三	第97第内閣総理大臣	
	下村 博文	文部科学大臣	
	漆紫 穂子	品川女子学院校長 ※平成26年9月17日より	
	大竹 美喜	アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)創業者	
	尾崎 正直	高知県知事	
	貝ノ瀬 滋	政策研究大学院大学客員教授	
	加戸 守行	前愛媛県知事	
	蒲島 郁夫	熊本県知事	
座長	鎌田 薫	早稲田大学総長	
	川合 眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事長特別補佐	
	河野 達信	岩国市立高森小学校教諭、前全日本教職員連盟委員長	
	佐々木 喜一	成基コミュニティグループ代表	
	鈴木 高弘	専修大学附属高等学校理事・前校長、NPO法人老楽塾理事長	
	曾野 綾子	作家 ※第四次提言平成25年10月31日まで	
	武田 美保	スポーツ/教育コメンテーター	
副座長	佃 和夫	三菱重工業株式会社相談役	
	向井 千秋	東京理科大学副学長、日本学術会議副会長 ※平成26年9月17日より	
	八木 秀次	麗澤大学教授	
	山内 昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授	
	遠藤 利明	自民党 衆議院議員 / 教育再生実行本部長	
	富田 茂之	公明党 衆議院議員	

© 2016 Seiki Community Group

【国公立全体のスコア分布】

<読むこと>				<聞くこと>				<書くこと>				<話すこと>							
CEFR	得点	Reading	割合	CEFR	得点	Listening	割合	CEFR	得点	Writing	割合	CEFR	得点	Speaking	割合				
B2	320	77	0.2%	B2	320	175	0.3%	B2	140	2	0.0%	B1	14	274	1.7%				
	310	18				310		50				135	0				13	272	
	300	27				300		70				130	3				12	415	
	290	37				290		88				125	7				11	501	
	280	69				280		109				120	33				10	657	
	270	82			B1	270		126	2.0%			115	45				9	691	
	260	107				260		160					110	175				8	770
	250	157				250		227					105	222				7	946
	240	195				240		256					100	578				6	1185
	230	317				230		341					95	608				5	1632
	220	420			220	454				90	1,183			4	1,105				
	210	561			210	615		A2		85	946	12.8%		3	1,648				
	200	778			200	748				80	1,804				2	1,450			
	190	1,124			190	992				75	1,736				1	2,827			
	180	1,477			180	1,241	21.8%			70	1,971				0	2,210			
	170	1,956			170	1,731				65	1,816				平均	4.5			
	160	2,610			160	2,199				60	2,247				調査対象	16,583			
	150	3,545	25.1%		150	2,996				55	1,978				0点	2,210			
	140	5,245				140		4,034			50		2,516			割合	13.3%		
	130	8,192				130		5,438			45		2,111						
	120	11,790				120		7,684			40		2,417						
	110	12,908				110		8,831			35	1,988							
	100	9,796				100		9,026			30	2,497							
	90	4,698				90		7,840			25	2,080							
	80	1,823				80	5,782			20	2,258								
	70	604				70	3,474			15	2,167								
	60	208				60	2,125			10	2,562								
	50	76			50	920			5	2,913									
	40	51			40	396			0	30,089									
	30	19			30	189			平均	27.2									
	20	2			20	106			調査対象	69,052									
	10	0			10	99			0点	20,139									
	0	285			0	352			割合	29.2%									
	平均	128.4			平均	120.3													
	調査対象	68,854			調査対象	68,854													

【生徒全体の英語力の傾向】

- 4技能の全てにおいて、C2・C1に相当する英語力を持っている高校生は皆無
- B2・B1に相当する英語力を持っている学生数で見ても、「読む」「聞く」「話す」で全体の2%程度、「書く」にいたっては、全体の0.7%がやっとB1相当(英検2級レベル)の力を持っているにとどまる。

© 2016 Seiki Community Group

順位	国名	Speaking	Writing	Totalスコア
1	Singapore	24	25	98
2	India	23	23	91
3	Pakistan	24	23	90
4	Malaysia	22	23	89
4	Philippines	24	23	89
6	Republic of Korea	21	22	85
6	Sri Lanka	22	21	85
8	Bangladesh	21	22	84
9	Hong Kong	21	22	83
9	Indonesia	20	21	82
9	Nepal	21	21	83
9	Republic of	21	21	82
13	Kazakhstan	22	20	80
14	Bhutan	22	21	79
14	Myanmar	20	21	79
14	Taiwan	20	20	79
14	Uzbekistan	21	20	79
18	Vietnam	19	21	78
18	Azerbaijan	20	20	78
20	China	19	20	77
21	Kyrgyzstan	20	20	76
21	Macao	19	20	76
21	Thailand	19	20	76
24	Turkmenistan	20	19	74
25	Afghanistan	21	19	71
26	Japan	17	18	70
26	Mongolia	19	18	70
28	Cambodia	19	19	69
29	Lao, People's Democratic Republic	20	18	68
29	Tajikistan	20	17	68
31	Timor-Leste	19	18	62

アジアのTOEFL平均スコアランキング

日本はアジア圏では
31か国中26位と低い位置にあり、
特にスピーキングとライティングの
点数が低く、スピーキングの点数は
アジア圏で**最下位**となっている。

なお、世界の順位では

1位：オランダ

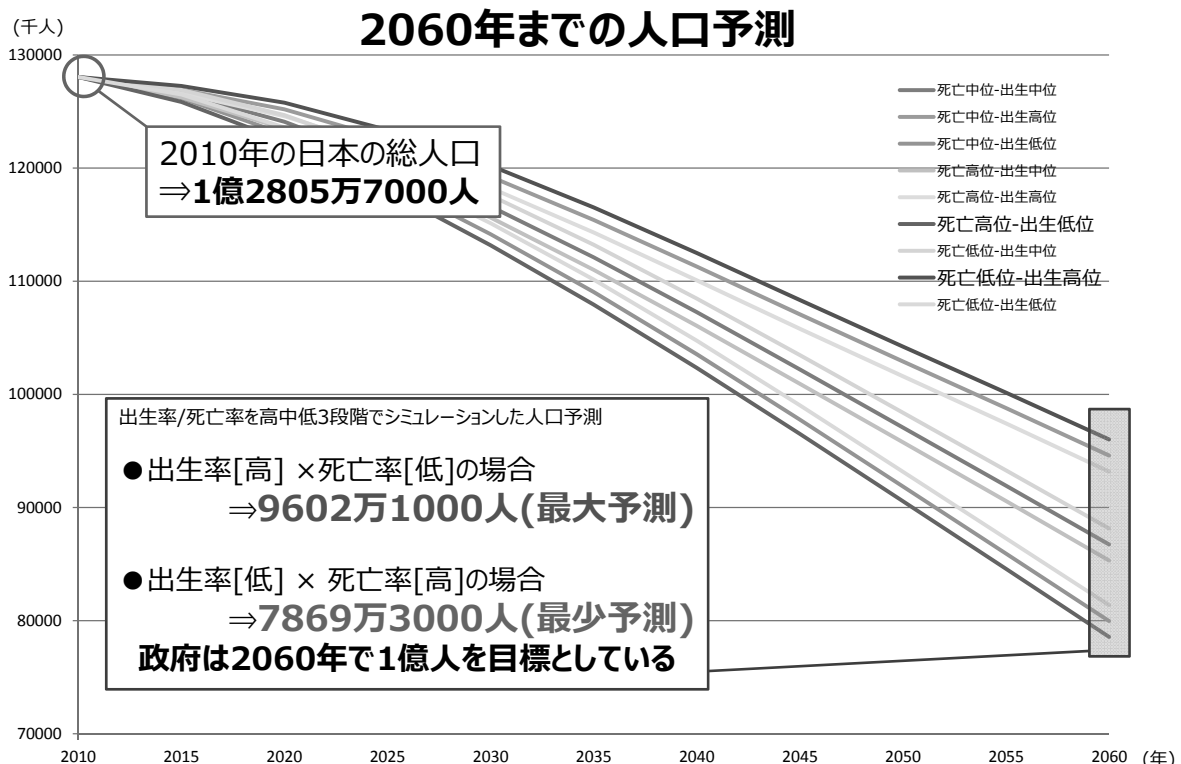
2位：デンマーク

3位：シンガポール・オーストラリア

であり、**日本の順位は135位**である。

(韓国は80位、中国は77位)

出典：ETS 2013年度TOEFL国別平均スコア(アジア圏のみ抜粋、並び替え)



■ 国民一人あたりのGDPランキング

順位	名称	単位: USドル	地域
1位	ルクセンブルク	101,994.09	ヨーロッパ
2位	スイス	80,675.31	ヨーロッパ
3位	カタール	76,576.08	中東
4位	ノルウェー	74,822.11	ヨーロッパ
5位	マカオ	69,309.42	アジア
6位	アメリカ	55,805.20	北米

25位	イスラエル	35,343.34	中東
26位	日本	32,485.55	アジア
27位	イタリア	29,866.58	ヨーロッパ
28位	クウェート	29,363.03	中東
29位	ブルネイ	28,236.64	アジア

44位	ギリシャ	18,064.29	ヨーロッパ
45位	エストニア	17,288.08	ヨーロッパ
46位	チェコ	17,256.92	ヨーロッパ
47位	セントクリストファー・ネイビス	16,070.42	中南米
48位	パラオ	15,991.74	オセアニア

2015年現在、
日本の1人あたりのGDPは
◇**32,485.55ドル(US)**
◇**世界26位**
※ルクセンブルクの1/3
スイスの2/5

少子高齢化の促進
労働人口の減少

現代において労働人口が半減すると
GDPが500兆円→250兆円となり、
(単純計算すると)
一人当たりのGDPは**45位**になる。

出典：International Monetary Fund, World Economics Outlook Databases (April, 2016)

© 2016 Seiki Community Group

【背景を受けて】

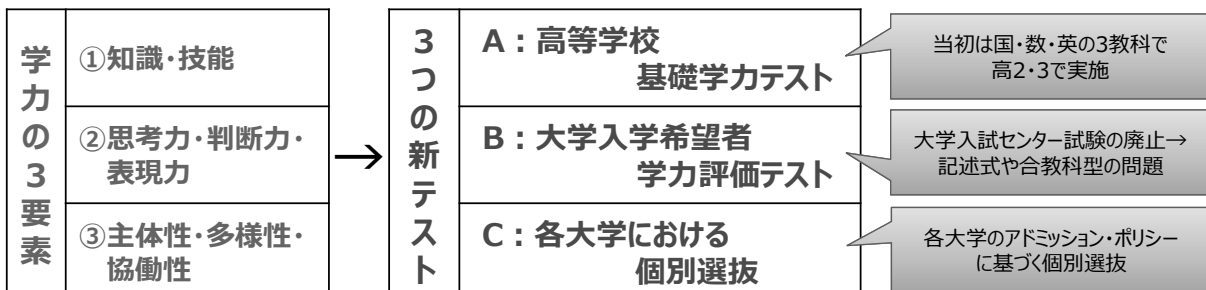
今まで《Before2020》

画一的な一斉テストで、主に
知識の暗記および再生を問う評価



これから《After2020》

一点刻みではない、
多面的、総合的な評価



各大学のアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）に基づき、入学希望者（受験者）の
多様な資質や能力を、様々な方法で評価する入試へ

「偏差値だけで合否が決まる入試」からの転換

© 2016 Seiki Community Group

【学力の3要素と3つのテストの位置づけ（イメージ）】 ※それぞれのテストで、学力の3要素を見る。

	学力の3要素		
	知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性・多様性・協働性
高 ↑ テストの難易度 ↓ 低	B：大学入学希望者 学力評価テスト		C：各大学における 個別選抜 (独自の評価、選抜方法) ※小論文・大学入学希望理由書・ 学修計画書・面接・集団討論・ プレゼンテーション・調査書・ 推薦書等
	A：高等学校 基礎学力テスト		
	短期 ←	身に付けるためにかかる期間	→ 長期

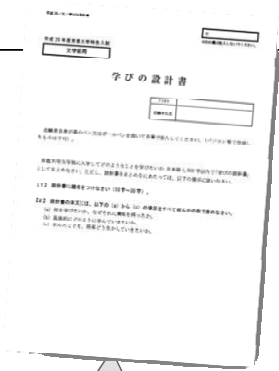
※文部科学省 高大接続改革 関係資料 「高等学校基礎学力テスト（仮称）」と「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の難易度と活用方策イメージを基に作成。

© 2016 Seiki Community Group

C 各大学における個別選抜

③各大学における個別選抜 具体的な評価方法の例

- 1. 「大学入学者希望者学力評価テスト」の結果
- 2. 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法
- 3. 調査書
- 4. 活動報告書（個人の多様な活動・ボランティア・部活動・各種団体活動等）
- 5. 各種大会や顕彰等の記録、資格・検定試験の結果
- 6. 推薦書等
- 7. エッセイ、大学入学希望理由書、学修計画書
- 8. 面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション
- 9. その他



(例)
京都大学特色入試
の提出資料
「学びの設計書」

※高大接続システム会議
「中間まとめ」 P36より

各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、これらの評価方法等を用いて、各大学それぞれの個別選抜が行われる。

© 2016 Seiki Community Group

C 各大学における個別選抜

- ① 求める学生像を明確にするために、各大学のアドミッション・ポリシーを明確化（※次ページ）し、それに基づく選抜を行う。
 - ② 個別の大学がディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育方針）に合うと考えられる多様な入学者を選抜できるようにするとともに、入学希望者にとっては、大学入学者選抜を、人生の最終目的に見立てるのではなく、卒業後の自分の人生を開くに値する大学かどうかを見極める有意義な手段にできるようにする。（高大接続システム会議「中間まとめ」 P36より）
- 受験生は、自分の人生でやりたいこと、実現したいこと＝自分の「志」を明確にしておく必要があるということ。

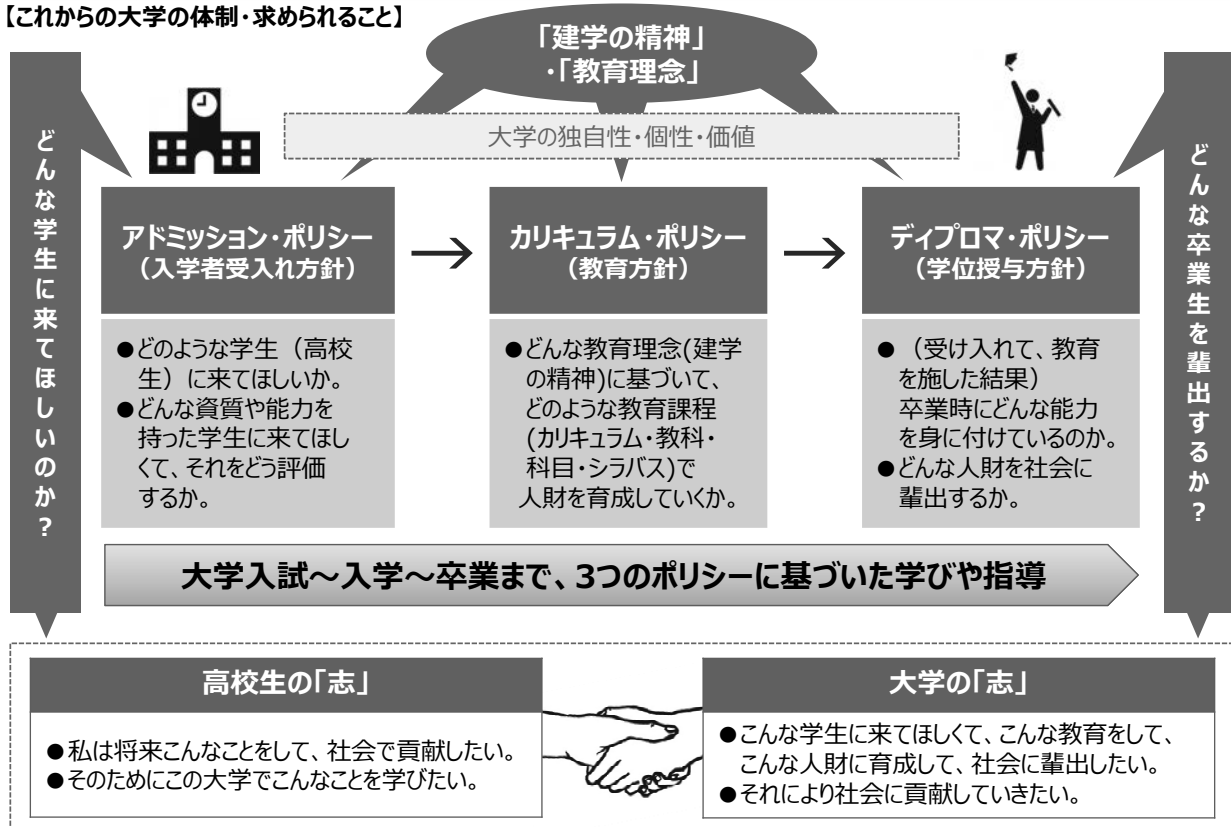
© 2016 Seiki Community Group

【※参考】 アドミッション・ポリシーの明確化について

- ① アドミッションポリシーについては、現在でも「入学者に関する受入方針」を「公表」することが、学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号にて義務づけられている。
- ② しかし、アドミッションポリシーの「策定」に関する明確な規定はなく、これまで規定がなかったディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育方針）と併せて、3つのポリシーを各大学が一体的に策定し公表することを法令上義務付けることを国として現在検討している。
- ③ 文部科学省の担当者曰く「2016年(平成28年)度中に法令改正を行い、2018年(平成29年)4月1日年度から施行する」とのこと。

© 2016 Seiki Community Group

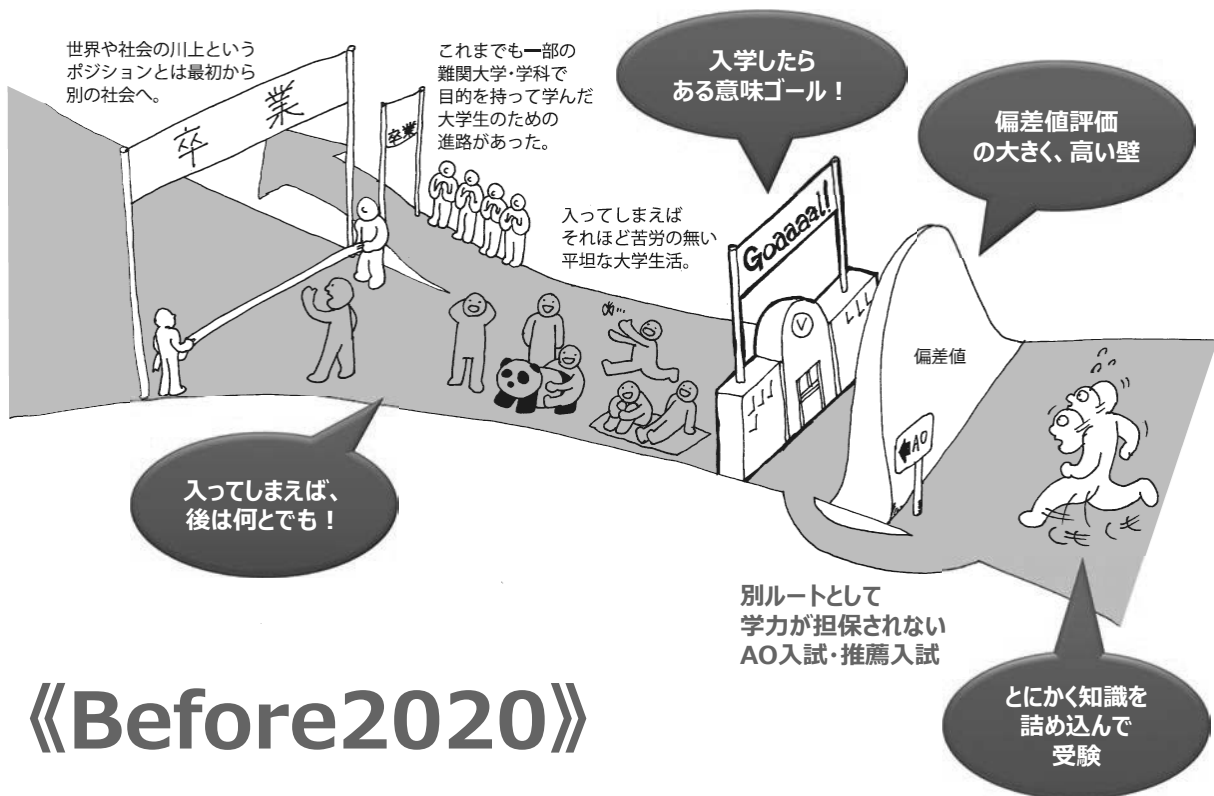
【これからの大学の体制・求められること】



**これからの大学入試は、
「お互いの志をマッチングさせる入試」
＝「相互意志確認型入試」
であると言える。**

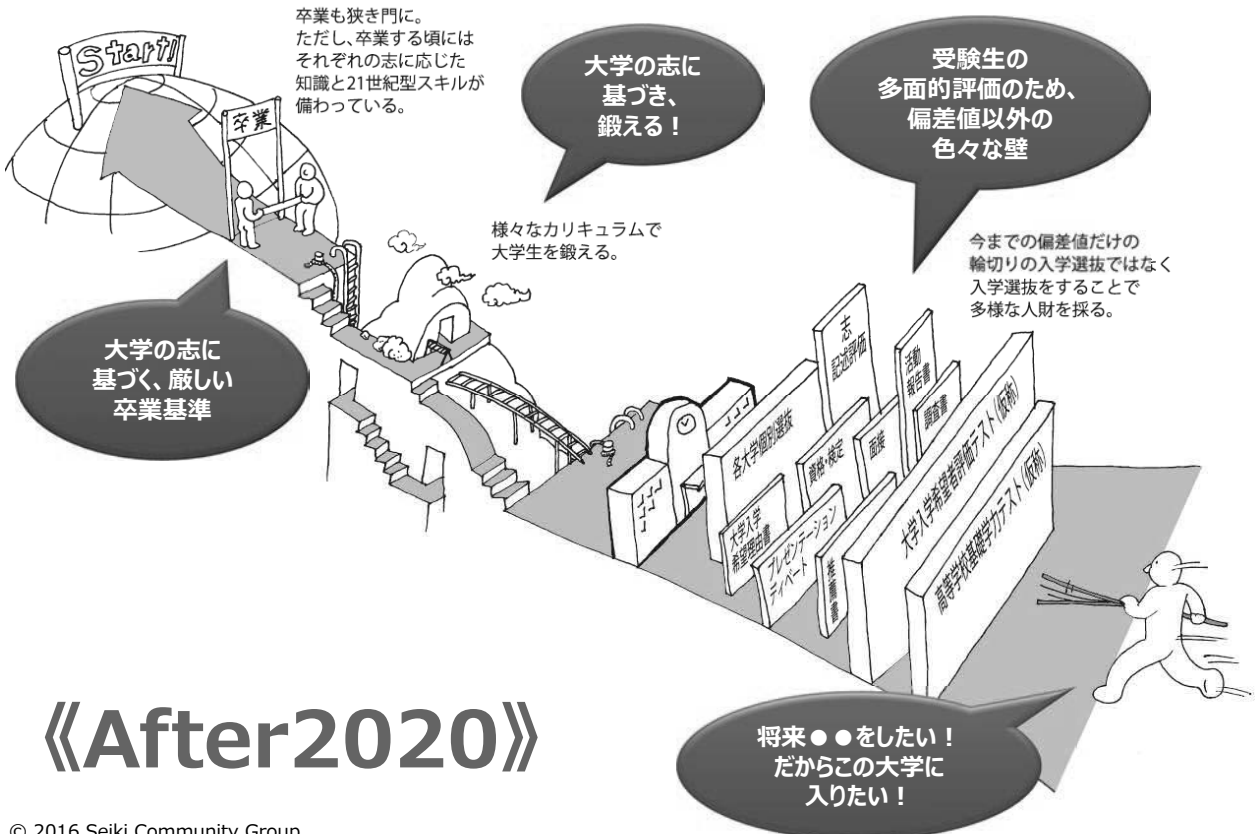


- 大学側と、高校生側が相互に、それぞれの意志を確認し合う入試となる。
- そのために、大学側の「志」（こんな学生に来てほしくて、こんな教育して、こんな人財に育成して、社会に輩出するか）と高校生側の「志」（私は将来「こんなことをして、社会に貢献したい、そのためのこの大学で学びたい）をいかにマッチングさせることができるかが重要。



《Before2020》

© 2016 Seiki Community Group



《After2020》

© 2016 Seiki Community Group

高校生を通して見た入試改革

2016年6月2日

大谷大学文学部 荒瀬克己

高大接続システム改革会議「最終報告」 2016. 3. 31

I 検討の背景と狙い

II 高大接続システム改革の基本的な内容

(1) 高大接続システム改革の基本的な内容

ア 高等学校教育改革 イ 大学教育改革

ウ 大学入学者選抜改革

(2) 段階を踏まえた着実な実施

III 高大接続システム改革の実現のための具体的方策

1. 高等学校教育改革

(2) 教育課程の見直し (4) 多面的な評価の充実

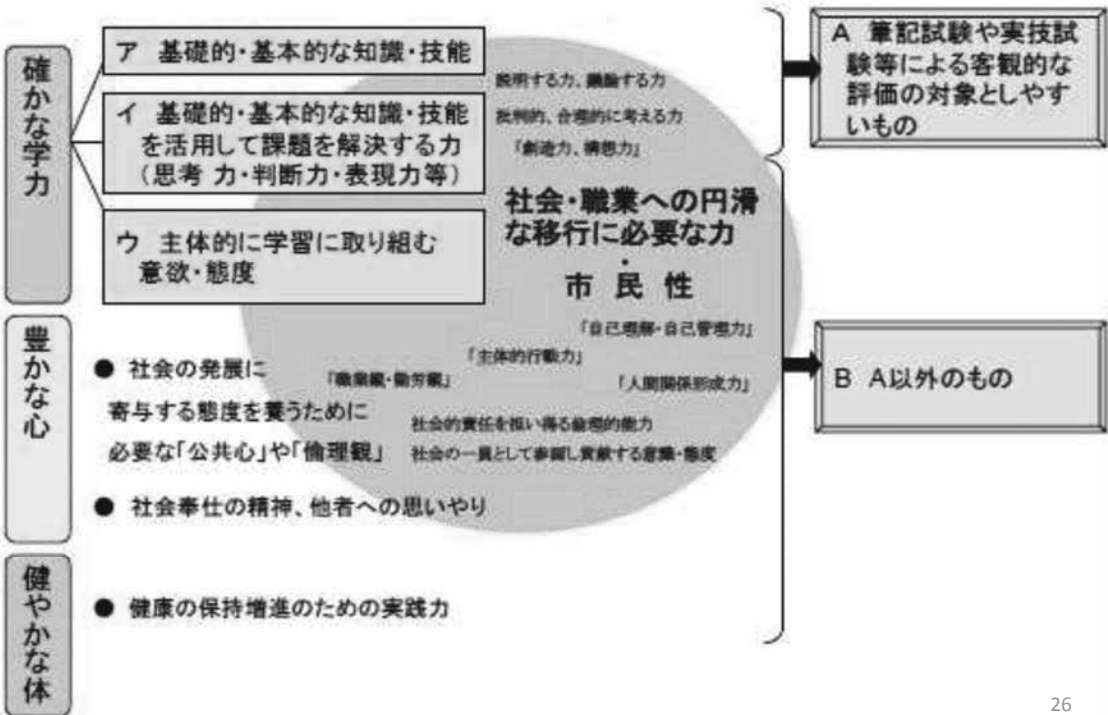
(5) 高等学校教育の質の向上に向けたカリキュラム・
マネジメントの確立とPDCAサイクルの構築

(6) 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入

《参考》 「コア」を構成する資質・能力（イメージ）

コアを構成する資質・能力（イメージ）

生徒が高等学校教育を通じて身に付けるべきもの



高大接続改革における 大学入学者選抜改革について

文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室長
橋田 裕

1

高大接続改革の議論・検討の経緯等

中央教育審議会へ諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(平成24年8月28日)

○文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)

○高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月22日)

○平成24年8月の諮問以来、2年4か月余の審議を経て答申。
○今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめ現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日)文部科学大臣決定

○高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

「高大接続システム改革会議」(平成27年3月～)

○高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。平成28年3月に最終報告。

3

高大接続システム改革の全体像イメージ(高大接続システム改革会議最終報告より)

—「高等学校教育」、「大学教育」、「大学入学者選抜」の一体的改革による「学力の3要素」の伸長—

高等学校教育改革 《「学力の3要素」の確実な育成》

✓学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し
(「歴史総合(仮称)」、「数理探究(仮称)」、情報活用能力を育成する新科目など)
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進

✓学習・指導方法の改善

- アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善
- 教員の養成・採用・研修の見直し

✓多面的な評価の推進

- 学習評価の改善
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
- 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。
CBT導入を検討。
(平成31~34年度:試行実施、平成35年度~:新学習指導要領に対応)
- 「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映
- 農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

(平成32年度~実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応)

- ◎ 思考力・判断力・表現力の一層の重視
- 記述式問題の段階的導入
平成32~35年度:短文記述式
平成36年度~:より文字数の多い記述式
- マークシート式問題の改善(平成32年度~)
- CBTの検討・導入(平成36年度以降の導入を目指す)
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化等々を中心として、引き続き検討
- 「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映

✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
- ※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- 新たな選抜実施ルールの構築
- 「調査書」の改善や「学修計画書」等の充実
- 「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

大学入学者選抜改革

大学教育改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

《「学力の3要素」の更なる伸長》

✓三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ)に基づく大学教育の質的転換

- 関係省令の改正(「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化)
(平成28年3月改正、平成29年4月施行)
- 「三つの方針」の策定・運用に関する「参考指針」の作成(平成28年3月)
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化

✓認証評価制度の改善

- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換促進や、内部質保証を重視した評価)
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

学習指導要領改訂の視点

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ①「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」
各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。
- ②「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」
主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(人間性や学びに向かう力等)」
①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

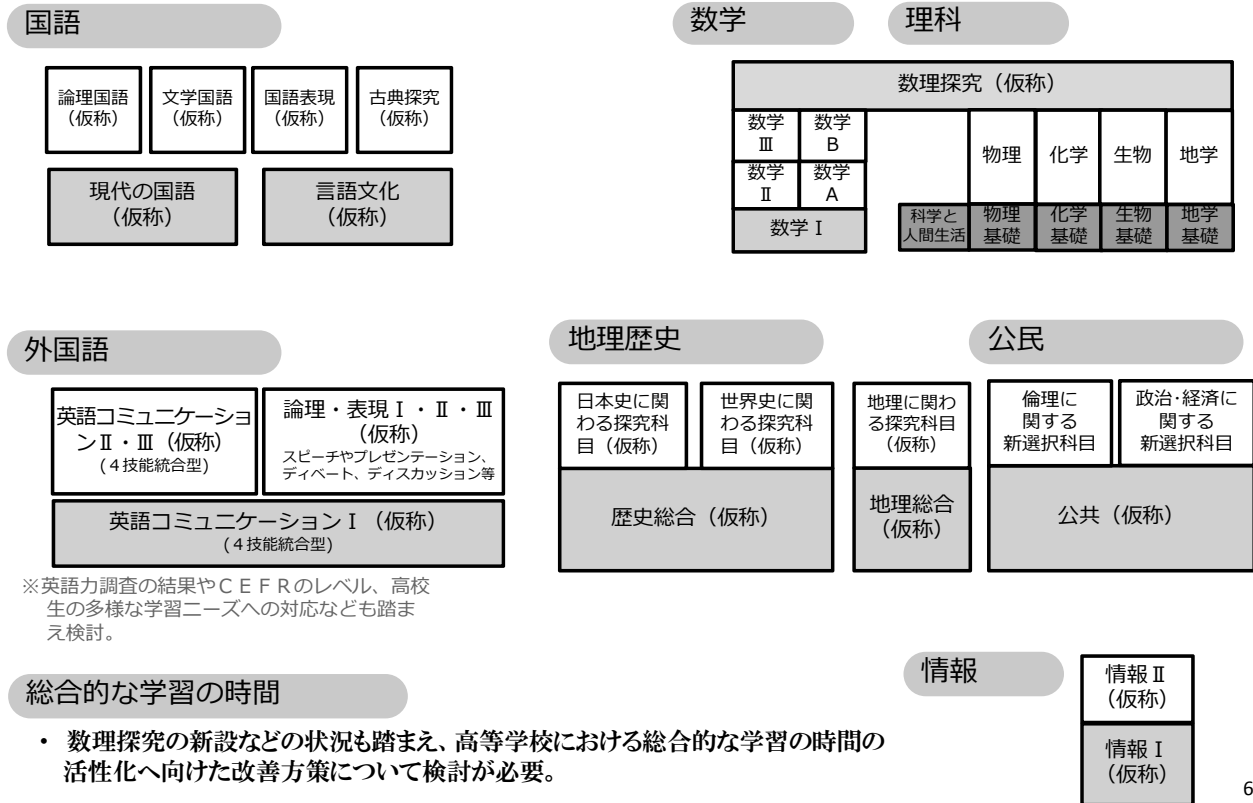
- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善(地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必修科目の設置や科目構成の見直しなど抜本的な検討を行う。) 等

どのように学ぶか

アクティブ・ラーニングの視点からの 不断の授業改善

- ◆ 習得・活用・探究という学習プロセスのなかで、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの課程が実現できているかどうか
- ◆ 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

高等学校の教科・科目構成について(案)



高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

「学校教育法施行規則の改正」

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けたPDCAサイクルの確立 ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針

(主な内容)

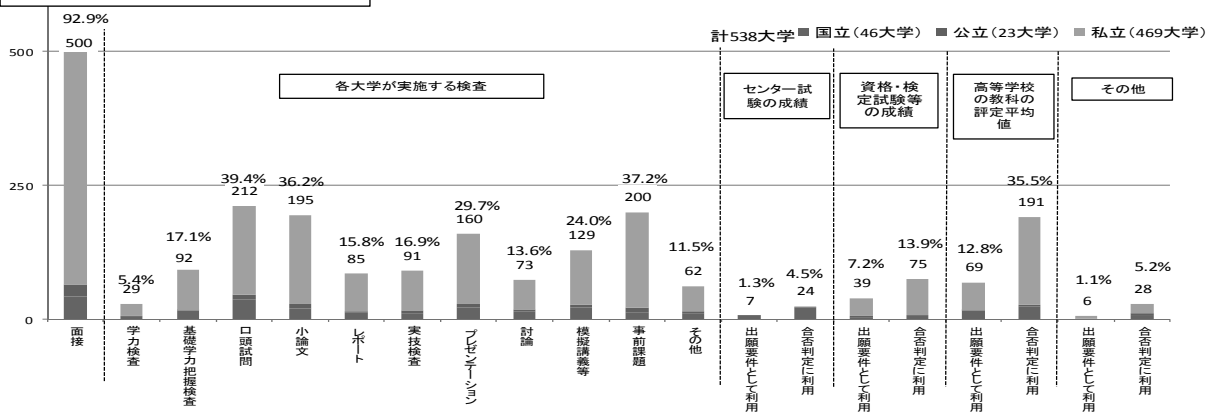
- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

AO入試の実施状況について（平成26年度入試）

AO入試：詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

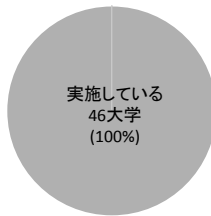
AO入試の選抜方法について(大学数)

Q. AO入試で実施している選抜方法について

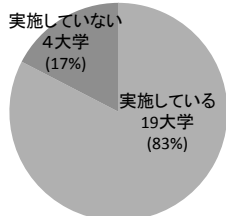


学力把握措置の実施(大学数)

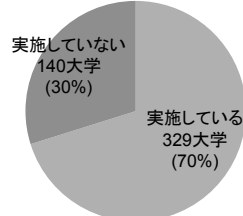
Q. 上記の選抜方法(「面接」以外)のうち、いずれかで学力把握措置を実施しているか。



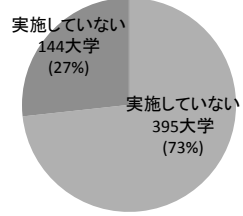
国立大学



公立大学



私立大学



計

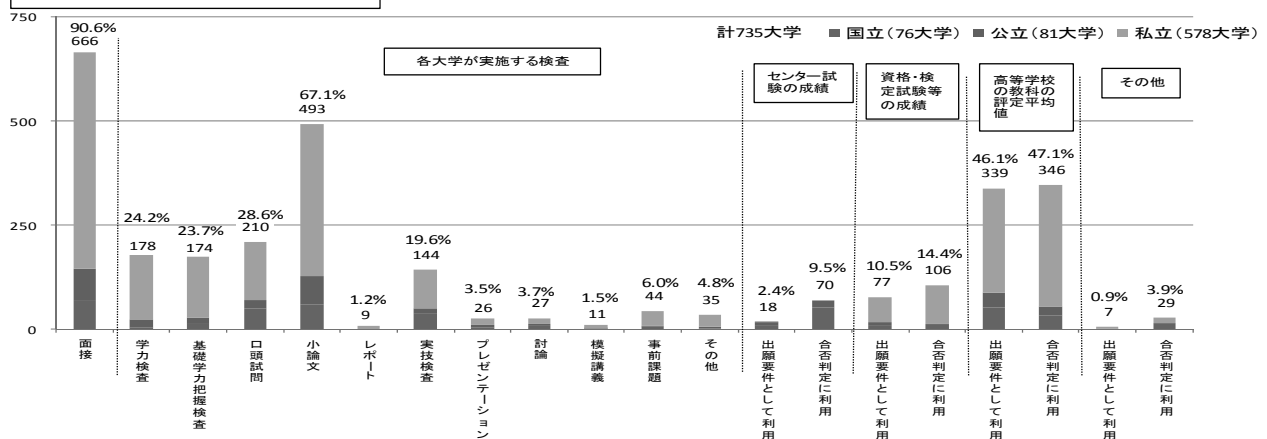
10

推薦入試の実施状況について（平成26年度入試）

推薦入試：出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。

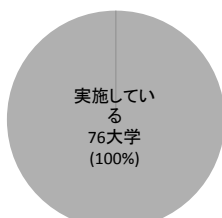
推薦入試の選抜方法について(大学数)

Q. 推薦入試で実施している選抜方法について

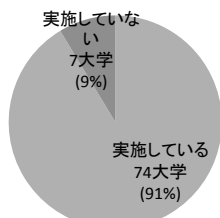


学力把握措置の実施(大学数)

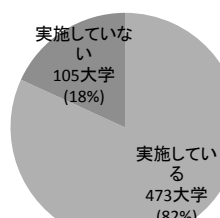
Q. 上記の選抜方法(「面接」以外)のうち、いずれかで学力把握措置を実施しているか



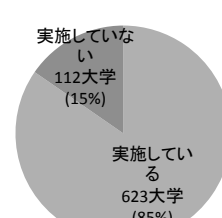
国立大学



公立大学



私立大学

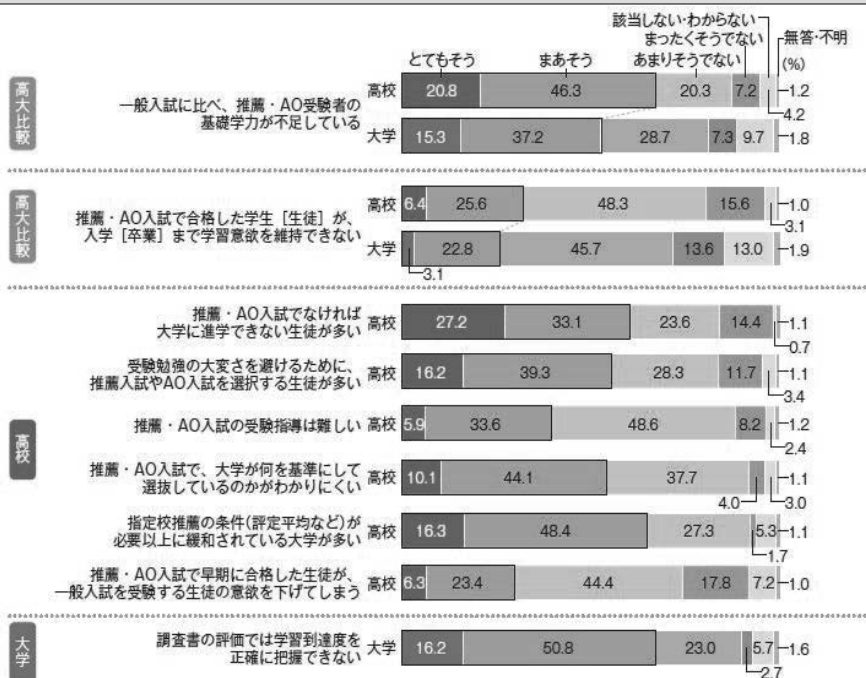


計

11

推薦・AO入試に関する調査結果

ベネッセの調査によると、一般入試に比べ、推薦・AO受験者の基礎学力が不足していると感じているのが高校、大学とも半数を超えている。
 高校側では、推薦やAO入試でないと大学に進学できない学生が多いと感じていることや、推薦・AO入試では何を基準に選抜しているのかが分かりにくいといったことを感じている高校が半数以上あることが分かる。



(出典) ベネッセ教育総合研究所「高大接続に関する調査(2013年)」

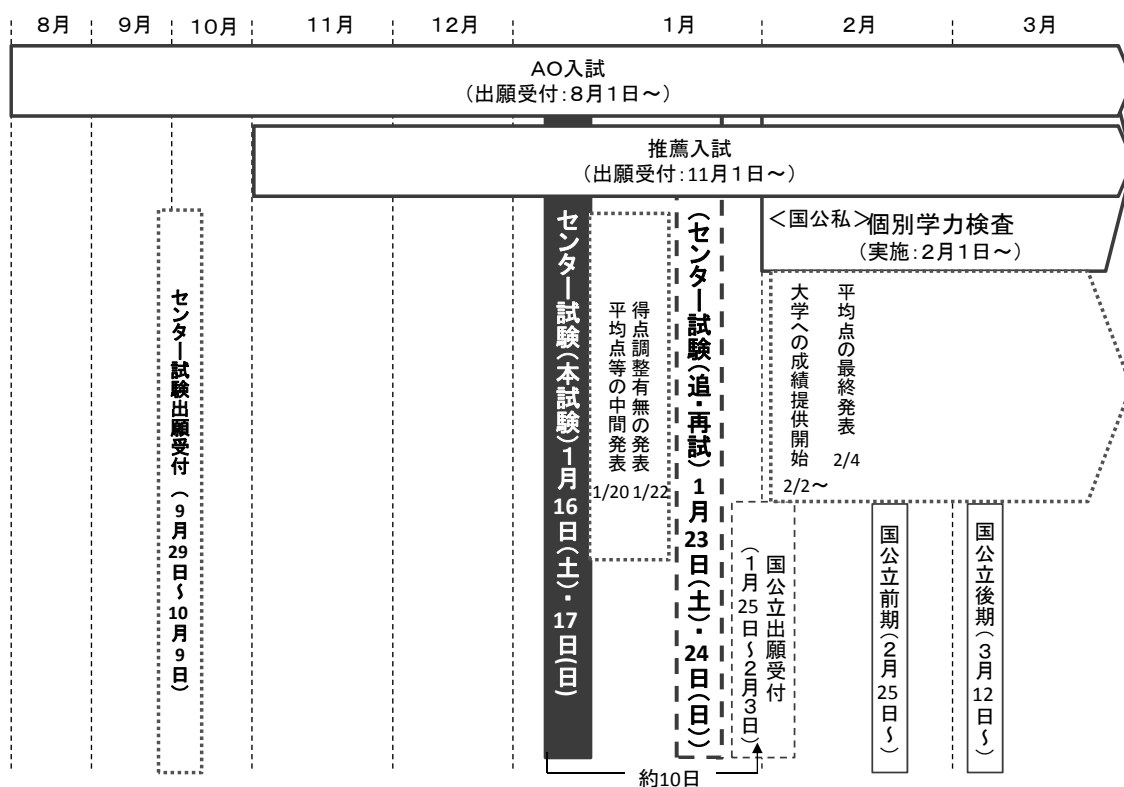
【調査対象】
 ・全国の高等学校の校長
 ・全国の大学の学科長

【有効回答数】
 ・高校1,228名(配布数2,500通、回収率49.1%)
 ・大学2,012名(配布数5,060通、回収率39.8%)

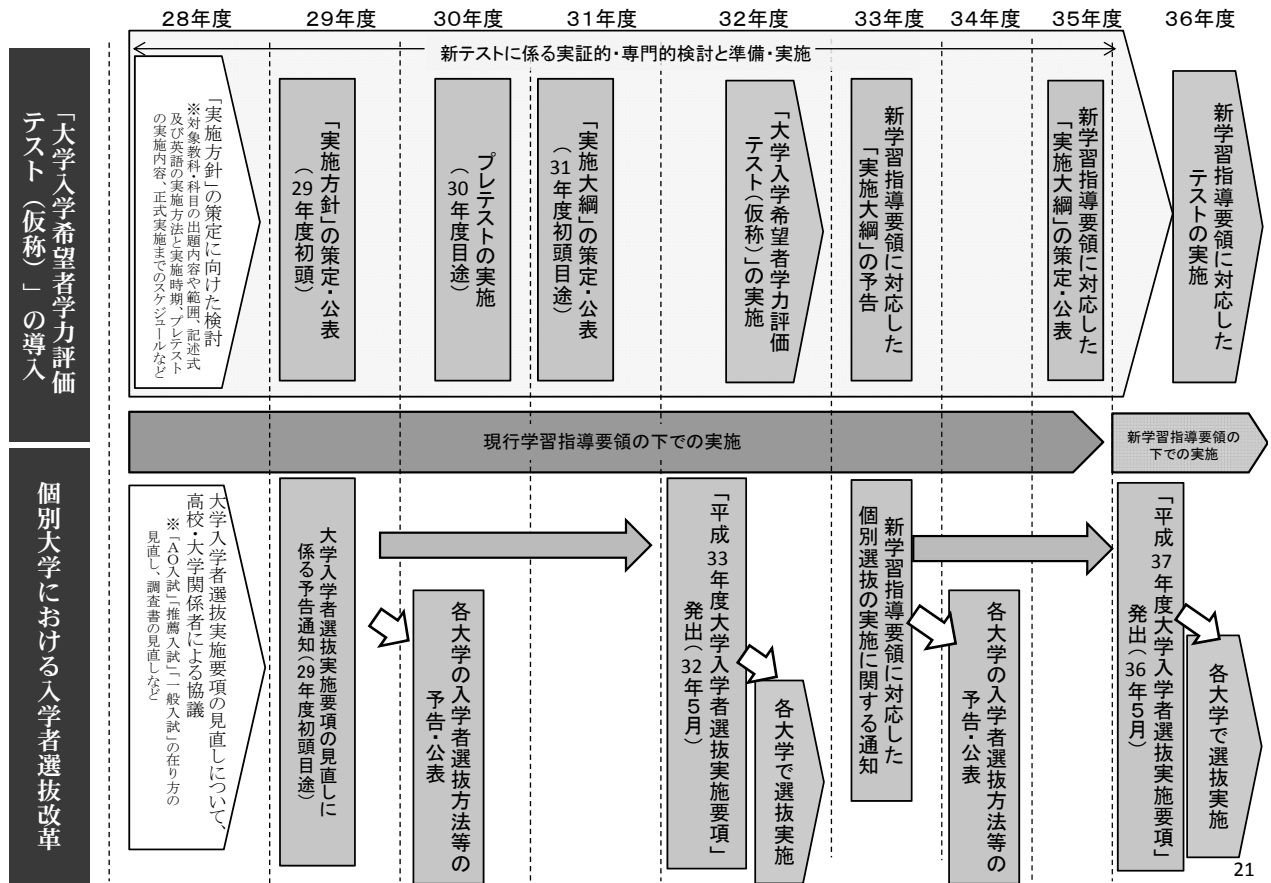
【調査時期】
 ・2013年11月～12月

12

大学入学者選抜の現行スケジュール(平成28年度入試)



20



「学力の3要素」評価を個別選抜にどう反映させるか

——多面的・総合的評価を実施した徳島大学生物資源産業学部を例に——

国立大学法人徳島大学
総合教育センターアドミッション部門
植野 美彦

TOKUSHIMA UNIVERSITY

1

本日の内容 ※説明時のスライドNo.は右上の番号で示します。

- ① 徳島大学生物資源産業学部における入学者選抜の背景
- ② 「学力の3要素」を個別選抜でどう評価するか
——徳島大学生物資源産業学部のAPをもとに——
- ③ 総括

徳島大学MAP

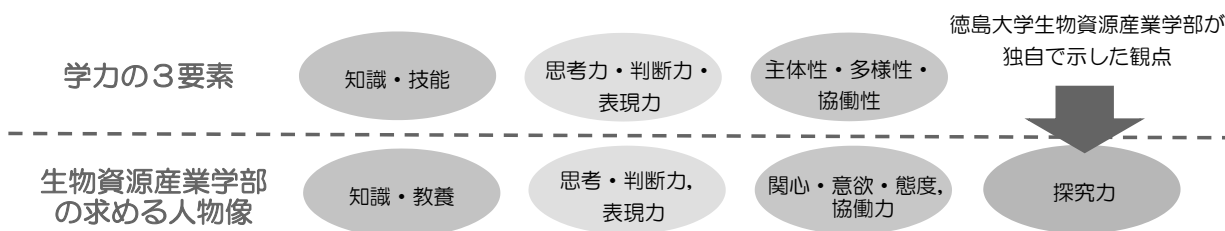


TOKUSHIMA UNIVERSITY

APに学力の3要素を反映

入学者に求める能力は何か。

● 生物資源産業学部 求める人物像（6観点）



求める人物像	定義
関心・意欲・態度	バイオテクノロジー、生命、医療、食料、農業、環境に強い関心と学びに対する意欲があり、自分で明確な目標をもっている人
探究力	自分が関心を持ったことを深く掘り下げようとする人
表現力	自分が伝えたいことを相手に表現できる人
知識・教養	本学部の専門分野を学ぶために、高等学校で身につける文科系・理科系にわたる基礎的な知識・教養をもつ人
思考・判断力	今までの知識・教養をもとに思考を深めて適切に判断できる人
協働力	問題解決のために、国籍や世代、考え方にとらわれることなく、対等の立場で協力できる人

※上記は平成28年度入試向けの内容です。現在、平成29年度入試向けに高等学校等で修得すべき具体的な内容（教科・科目等）の明示など、改良を進めることを検討中。

- ② 「学力の3要素」を個別選抜でどう評価するか
—徳島大学生物資源産業学部のAPをもとに—

TOKUSHIMA UNIVERSITY

APと入学者選抜方法の関係性

入学者選抜において、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するのか。（どのような要素に比重を置くのか、どのような評価方法を活用するのかなど）

● APと入学者選抜方法を完全に連動化

横軸：重点評価項目＝求める人物像（AP）

縦軸：選抜方法Ⅱ多面的・総合的評価

選抜の細分化

学力の3要素を網羅

入学者選抜方法	関心・意欲・態度	探究力	表現力	知識・教養	思考・判断力	協働力
(センター試験)				○	○	
総合問題		○	○		○	
集団討論			○		○	○
集団面接	○	主体性と表現力に重点!	○			
個人面接(口頭試問含む)	○			○		
調査書	○					○
志望動機書	○		○			
学びの設計書		○	○			

丁寧な入試＝1つの選抜方法で6観点全ての評価は無理が生じる、バランスの担保

※上記は平成28年度入試向けの内容です。平成29年度入試向けの内容は入学者選抜要項等で確認してください。

- ② 「学力の3要素」を個別選抜でどう評価するか
—徳島大学生物資源産業学部のAPをもとに—

TOKUSHIMA UNIVERSITY

各々の入学者選抜で何を評価？

入学者選抜において、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するのか。（どのような要素に比重を置くのか、どのような評価方法を活用するのかなど）

● スライド8（表）の明文化とわかりやすい呼称

入学者選抜の基本方針

一般入試（前期日程）「確かな学力」重視型

大学入試センター試験で「思考・判断力」「知識・教養」を評価し、個別試験では「思考・判断力」「表現力」「関心・意欲・態度」「探究力」を評価します。知識のみならず、学ぶ意欲や自分で課題を発見し、主体的に判断・行動する資質（確かな学力）をもつ人を総合的に選抜します。

一般入試（後期日程）知識・思考力重視型

大学入試センター試験で「思考・判断力」「知識・教養」を重点的に評価し、個別試験では「思考・判断力」「探究力」「表現力」を評価します。より深い知識とともに、思考を巡らせて表現できる人を総合的に選抜します。

推薦入試Ⅰ（大学入試センター試験を課さない） 地方創生型

個別試験で「関心・意欲・態度」「表現力」を重点的に評価し、「協働力」「探究力」「思考・判断力」「知識・教養」を合わせて総合的に評価します。地方創生型入試は、地域産業界と結びつきの強い専門教育を行っている学科を対象とし、地方創生に意欲をもつ学生の受入を目的としています（地域枠あり）。大学入試センター試験は課さず、2段階にわたる個別試験で選抜します。

推薦入試Ⅱ（大学入試センター試験を課す） 主体性・表現力重視型*呼称変更

3教科の大学入試センター試験でより深い「思考・判断力」「知識・教養」を評価します。個別試験では、2段階にわたって「関心・意欲・態度」「表現力」を重点的に評価し、「協働力」「探究力」「思考・判断力」を合わせて評価します。高等学校段階における多様な能力、関心等を重視し、それを表現できる人を総合的に選抜します。

※上記は平成28年度入試向けの内容です。平成29年度入試向けの内容は入学者選抜要項等で確認してください。

- ② 「学力の3要素」を個別選抜でどう評価するか
—徳島大学生物資源産業界学部のAPをもとに—

TOKUSHIMA UNIVERSITY

入学者選抜方法の具体は？

入学者選抜において、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するのか。（どのような要素に比重を置くのか、どのような評価方法を活用するのかなど）

● 具体内容の公表は、「公正な評価」という観点からは必要不可欠

入学者選抜方法における選抜内容

入学者選抜方法	選抜区分	選抜内容
総合問題	一般入試（前期） 一般入試（後期）	日本語で書かれた文章や図表等により、下記の力を問う記述・論述式の出題を行う。 ①化学（化基・化）に関する基礎学力とそれに関連した数学的視点を用いた思考・判断力 ②現代の社会における諸問題（バイオテクノロジー、食料、農業等で抱える問題）への深い関心と、自らの考えを表現する力。
集団討論	推薦Ⅰ 推薦Ⅱ	概ね3名～6名を1グループとし、複数の評価担当者による集団討論を行う。試験準備室で、テーマの提示（バイオテクノロジー、食料、農業関連）・説明ののち、15分間で自分の見解のまとめ（所定の記述用紙の記入と提出有）を行う。試験室で最大20分間の討論を行う（終了5分前よりまとめ）。討論の進行役は評価担当者が行い、発言は原則として挙手制によって実施する。
集団面接	一般入試（前期） 推薦Ⅱ	概ね3名～6名を1グループとし、複数の面接担当者による集団面接を行う。志望動機・志望理由を中心に面接を約20分～30分間で行う。提出書類等の確認をする場合があり、発言は原則として順番制によって実施する。 ※一般入試（前期）では、集団面接開始15分前に試験準備室で現代の社会における諸問題（バイオテクノロジー、食料、農業等で抱える問題）に関するテーマを提示し、その考察を集団面接で簡潔に述べてもらう。
個人面接（口頭試問含む）	推薦Ⅰ	複数の面接担当者による個人面接を行う。志望動機・志望理由を中心に面接を10分～15分で行う。提出書類等の確認をする場合がある。また、高校の基礎学力（「化学基礎」）を確認するため、口頭試問を行う。
調査書	推薦Ⅰ 推薦Ⅱ	調査書では高等学校での生活状況（特別活動・指導上の参考となる諸事項等）を重点的に評価し、学習の記録を参考とする。なお、資格・検定試験の成績等のほか、プロジェクト活動やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験がある場合は、集団面接と個人面接（口頭試問含む）においても参考資料とするため、具体的に記入しておくこと。
志望動機書	推薦Ⅰ 推薦Ⅱ	当大学・学部への志望動機について今までの学生生活等の状況を踏まえて、300字～400字で簡潔に作成して提出する。 ※志望動機書は「今まで」、学びの設計書は「これから」という視点を中心に作成
学びの設計書	推薦Ⅰ 推薦Ⅱ	大学・社会人までを繋ぐ設計書を作成する。自分がこれから学びたい分野の理由を含めて、300字～400字で簡潔に作成して提出する。

※上記は平成28年度入試向けの内容です。平成29年度入試向けの内容は入学者選抜要項等で確認してください。

- ② 「学力の3要素」を個別選抜でどう評価するか
—徳島大学生物資源産業界学部のAPをもとに—

TOKUSHIMA UNIVERSITY

特集 2

平成 28 年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第 11 回）企画討論会

「入試研究と入試改革」

日 時：平成 28 年 6 月 2 日（木）14:00～17:00

会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス B 棟
立命館いばらきフューチャープラザ 2F グランドホール

司 会：川嶋 太津夫（大阪大学教授 グローバルアドミッションズオフィス）
大塚 雄作（大学入試センター教授 試験・研究統括官）

パネリスト及びサブテーマ：

石岡 恒憲（大学入試センター教授 研究開発部）

「米国における SAT の改革と入試研究」

山本 以和子（京都工芸繊維大学准教授 アドミッションセンター）

「韓国の入学査定官制度から見たアドミッションオフィサーと入試研究」

西郡 大（佐賀大学准教授 アドミッションセンター）

「日本のアドミッションセンターと機関研究としての大学入試研究」

倉元 直樹（東北大学教授 高度教養教育・学生支援機構）

「『大学入試学』と教育政策」

指定討論者：南風原 朝和（東京大学理事・副学長）

内 容

大学入試改革の具体的な見通しがなかなか見えてこない一つの原因として、「大学入試に関わる研究成果が十分に生かされていないのではないか」という声を聞く。入試は、ほとんどの人が体験していることであり、それに基づいた何らかの意見をみんなが持っており、一方で、それらの個々の経験を上回る入試研究の知見が十分に共有されてきていないというところにその一因があると言える。しかし、入試研究がそのレベルに終始すると、将来再び入試改革論議が起こったときに同じ轍を踏むことにもなりかねない。その点で、一昨年末の中教審答申にも、「入学者の追跡調査等による、選抜方法の妥当性・信頼性の検証」「評価方法の工夫改善、評価に関する専門的人材の育成・活用」といった表現で入試研究につながる提言が盛り込まれている。入試研究によって、入試改革の成果を的確に把握していくことは、それ自体、入試改革の重要な課題の一つということである。

入試研究は、「研究」は学術研究として価値中立的でなければならないという考え方から、既存の研究枠組みの中で進められることも少なくなく、それによって、研究から得られた知見が広がりにくいという側面を持っている。一方で、学術研究も社会に資するべきものという考え方も広がりつつあり、その点で、開かれた入試研究の在り方を模索する時期に来ているとも言えるだろう。その際に、例えば、個人情報保護と追跡調査研究における研究倫理の問題、それに伴う、高校、入試、大学の連携の困難さ、また、入試研究に関わる人材の確保とその養成の課題など、我が国においては入試研究推進に向けて少なくともいくつかの課題のあることも容易に共有できることであろう。

そこでまず、入試研究が入試改革等にどのように結び付けられてきているのか、また、どのような研究環境の下で、どのような研究体制が保持されてきているのか、また、今後どのような課題を解決していかなければならないのかといった点について、いくつかの事例を内外に求めてみることにしたい。それらを通して、我が国における入試研究の在り方や課題を改めて浮き彫りにし、入試改革の動向を的確に把握するためにどういう準備をしていけばよいかを共有すると共に、入試研究の今後の活性化の一つの足がかりとしたい。

司会：大塚 雄作（大学入試センター試験・研究統括官）
川嶋 太津夫（大阪大学高等教育入試研究開発センター）

○司会（大塚）

定刻になりましたので午後の部を始めさせていただきます。

企画討論会の司会を担当いたしますのは、私、大学入試センター試験・研究統括官の大塚と、大阪大学高等教育入試研究開発センターの教授であります川嶋太津夫先生の二人です。よろしくお願いいたします。

午前中の公開討論会は共催大学であります立命館大学の方で企画をしていただきましたのに対して、この企画討論会は、川嶋先生に委員長をお願いしております入研協の企画委員会の方で企画を進めてきております。公開討論会、企画討論会の区別は基本的にその点にあるとお考えいただいてよろしいかと思えます。

今回は、入試研究協議会ということでもありますので、その入試研究というものの在り方をあらためて問い直してみようということで、「入試研究と入試改革」というテーマにいたしました。

今日も随分多くの方にお集まりいただいて驚いていますが、昨今の入試改革の議論は社会的にも大きな関心を呼んでいます。しかし、この入試改革というものは、10年、20年ごとに何度も行われてきておりまして決して今回が初めてのことでありません。20年近く前に出されました高大接続の答申などを見ましてもほとんど今回と同じような趣旨のことが書かれていて、それがほとんど実現しないままできていることに気付かされます。なぜ、それが実現できないのかという点をまずは総括しておかないと、また同じ轍を踏むことになるのではないかと、という思いもあります。そういう意味で、入試研究がその基盤としてしっかりと積み重ねられ、その知見が共有されていく、そういった風土を作っていくことが肝要ではないかということが本企画の一つの趣

旨であります。

今、入試改革の流れの中で様々な課題が取り上げられてきておりますが、例えば、新テストに関しましても、フィージビリティ・スタディなどの研究が事前には必ず行われることとなります。私は、実は最初に就職しましたのが大学入試センターの研究部でありまして、その頃の調査研究課題の一つに、当時は「共通1次試験」ということとなりますが、共通テストに英語のリスニングテストを導入するということがありました。1983～1984年になりますか、実際に英語リスニングテストのフィージビリティ・スタディが行われておりまして、主に大教室における音響の公平性に関わる実験が行われておりました。しかし、大教室などでは音響学的に平等とは言えないという結果が出まして、当時は導入に至らなかったわけで、実際にリスニングがセンター試験に導入されたのはそれから20数年後の2006年度入試からでした。フィージビリティ・スタディの結果に基づいて、そして今のICプレーヤーというメディアが出現して、やっと導入されたということになるわけで、そういう研究の積み重ねが新テストに関しても必要となるだろうと思えます。

また、とりわけ個別試験においては、「多面的・総合的評価」ということも言われておりますが、これも本来、調査研究を踏まえた裏付けが求められるところでもあります。「日本テスト学会」から出された『テスト・スタンダード』という、試験が具備すべき要件がまとめられている規準があります。その中心的な要件として妥当性、信頼性という概念が取り上げられておりまして、多面的・総合的な評価に関わる試験手法を開発した際には、そういった観点からの検証も行っていく必要があるだろうと思えます。

その際に、特に、妥当性に関わる研究などの場合には、個人を追跡していくこととなりますので、個人情報保護といった点に十分に留意することが求められることとなります。いわゆるこの種の入試研究における「研究倫理」をいかに担保していくのかということが問題となるわけですが、これが

行き過ぎると研究自体ができなくなってしまうので、どの範囲でデータの利用が許されるのかといった点について共有していくということも非常に大きな課題になってきているのだらうと思いますし。

また、研究というのは一つの枠組みの中で何が起こるのかというアプローチができる範囲であればやりやすい部分がありますが、入試といった現実の問題はその枠組みを超えていろいろな形の問題、例えば教育にどういう影響があるのかといった、入試の枠を超えてのインパクトについても検討していかなければならないという難しさを抱えています。

入試研究を進めるに当たっての課題は他にも多くのものがありますが、ここではその一端を共有していくことができると考えております。そこでまず、アメリカの共通試験の代表であります SAT についてどんな研究をやられていて、その研究成果に基づいてどういう改革が行われているのかということ、大学入試センター研究開発部教授の石岡恒憲先生から御紹介いただきます。続いて、韓国では、入学査定官という入試に関わる職員を研修で育てて入試に関わらせているという実情もありますので、韓国の入学査定官の研修の在り方、研修プログラムなどへの研究成果の活用のされ方などについて、京都工芸繊維大学アドミッション・センター准教授の山本以和子先生に御紹介いただきます。

続いて、日本のアドミッション・センターと機関研究としての大学入試研究ということで、佐賀大学アドミッション・センター准教授の西郡大先生に御紹介いただきたいと思います。研究と入試改革をどういう形で結び付けているのかということ、アメリカ、韓国、日本の三つの事例から見ていくことにしたいと思います。

それを受けて、東北大学高度教養教育学生支援機構教授の倉元直樹先生から、そのような大学入試に関わる研究を「大学入試学」として位置付けていこうという提言をしていただくという流れを考えております。

その後、休憩を挟みまして、指定討論者といたし

まして、皆さんよく御存じの、日本の教育測定に関しては第一人者であります、東京大学理事・副学長の南風原朝和先生に論点の整理をお願いいたしました、皆さま方からの質問も踏まえてディスカッションを進めていきたいと思っております。

それではまず、石岡先生、よろしく願いいたします。



○石岡

はい。御紹介ありがとうございます。では、「米国における SAT の改革と入試研究」というタイトルで発表させていただきます。



発表の構成でございますが、まず初めに SAT の概要について御説明いたします。次に改革の変遷、1994年、2005年、2016年、11年おきに3回ほど改革が行われておりますが、その改革の内容を御紹介するとともに、改革の経緯につきまして、入試研

究といった立場から御説明してまいりたいと思います。

SAT

- アメリカ大学入学に必要な共通テストの一つ
- アメリカ大学入試
 - 共通出願用紙(エッセイあり)
 - SAT(ACT)+GPA+(エッセイ)+推薦状(2通)
- 競争大学では +
 - SAT科目テスト(通称SATⅡ) + (高度カリキュラムやAPを含む重み付き)GPA+面接
- 共通テストの改訂
 - ほぼ11年おき;2016年春(3月)から改訂
 - カレッジボードが主催

さて、SAT と申しますのはアメリカの大学入学に必要な共通テストの一つでございます。アメリカの大学入試は、日本の場合と違っておまして、基本的に個別の大学による試験がございません。ではどのようにするかという、共通出願用紙、Common Format (コモンフォーマット) と呼ばれる共通出願用紙に必要な事項を埋めます。この中にはエッセイが含まれております。次にSATやACTといった共通試験というものを受験します。次にGPA、高校の成績を付けます。また大学によってはエッセイ試験を課します。

あとは推薦状が2通必要です。1通は、学校の担任の先生に書いてもらうことが多いようです。もう1通は、例えばスポーツをやっている方であればそのクラブの先生であるとか、コミュニティに入っている方であればそのコミュニティの代表者であるとか、進路指導のカウンセラーであったり、本人をよく知る人が書きます。

競争大学では、これに加えまして、SATのサブジェクトテストと呼ばれるもの、通称「SATⅡ」と言っていますが、これを2科目程度受験します。また、高校の授業も高度カリキュラムと呼ばれるものですか、アドバンスド・プレースメントと言われる大学と単位互換のできるような高度な授業をとった場合には、ボーナスポイントが付いております、そのようなボーナスを付けた重み付きのGPAという

ものを提出します。あとそれに加えて面接を行います。面接はその大学のOBの方がされることが多いようです。

いずれにいたしましても共通テストを受ける必要がありますが、SATはこれがほぼ11年おき、1994年から11年おきに改訂されています。直近のものは2016年、今年の春、3月からでございます。カレッジボードという言葉ば大学協会のような所が主催しております。

1994年

(解答: 7/12)

- SAT I
 - 言語テスト
 - 批評的読解 40問
 - 類推 19問
 - 文章完成 19問
 - 数学テスト
 - 多肢選択(5択) 35問
 - 数量比較(4択) 15問
 - グリッドイン 10問
- SAT II
 - 科目テスト(英語=国語、歴史、数学、理科、外国語:20科目以上)
 - 多肢選択(5択、外国語:4択)

さて、1994年のSATでございますが、当時はSAT I と呼ばれるものとSAT II と呼ばれるもの、二つございました。SAT I と呼ばれるものは大きく分けて二つありまして、一つはVerbal (バーバル) と呼ばれる言語テストです。これは批評的読解の問題が40問、これは語彙類推の問題が19問、空所に適当な語を入れて文章を完成させる問題が19問出ます。

数学テストは、一般には多肢選択の問題が多くて35問、次が数量比較、AとBと両方与えてAが大きい、Bが大きい、等しい、若しくは与えられた条件からは分からない、だいたい4択の問題が出ます。これが15問です。次に、グリッドインと呼ばれる多肢選択でない解答方式の問題が10問出ます。これが普通のグリッドインの例なんです、答えが12分の7である場合には、7/12という形でマークを塗るといったタイプの問題であります。こういう問題が10問出ます。

SAT II というのは、科目テストでございます、英語(国語)、歴史、数学、理科、外国語など20科

目以上用意しております。全部受ける必要はなくて、大抵は2科目程度受験することが多いようです。これらは全て多肢選択になっておりまして、5択ですが、外国語に関しましては4択になっております。

2005年

- SAT 2領域から3領域に
- SAT I → SAT、SAT II → SAT 科目テスト
- 新SAT
 - Critical Reading (批評的読解)
 - 従来の言語テスト: 75分→70分
 - 類推の削除(単純な語彙暗記)
 - Writing (60分)
 - 多肢選択(35分)とエッセイ(25分)
 - Math (75分→70分)
 - 数量比較の削除
 - 代数II、絶対値、関数表記、負や分数の指数 等の追加

さて、2005年にこのSATの改革がありました。VerbalとMathの2領域からCritical Reading, Writing, Mathの3領域に変わったわけです。そして、SAT IがSAT, SAT IIがSAT Subject Test (SAT科目テスト)と名前が変わりました。単にSATといった場合は従前のSAT Iのことを指すことになります。

さて、この新SATの3領域ですが、一つはCritical Readingといわれる批評的読解の問題です。これは従来のバーバルのテストに相当するわけですが、語彙類推の問題は削除されました。これは語彙類推の問題が単純な語彙暗記を促進しているという批判があったからです。

目玉になったのが、追加されたのがこのライティングの試験であります。これは文章を良くするための多肢選択の問題が出ます。文章をうまく並べ替えたりとか、必要な接続詞を入れたりするようなマルチプルチョイスの問題が出ます。あと実際にエッセイを書かすという問題が出ます。これでライティング試験になっています。

また、Math (数学)の問題につきましては、数量比較の問題が削除されました。また、代数のIIとか絶対値、関数表記、負や分数の指数、いわゆるちょっと難しい、今までからするとちょっと難しめのカ

リキュラムが採用されるようになりました。

エッセイ試験の採用

- SAT(2005年3月)、ACT(2005年2月)
- 25分:必須 vs 30分:オプション
- Writing
 - 大学や将来において成功するための重要なスキル
 - エッセイ試験を追加した方が予測妥当性が上がる(カリフォルニア大学)
 - IBSAT+Writing 科目テスト→.06~.08上昇

2005年の改革の目玉になったのが、エッセイ試験の採用であります。時を同じくしてもう一つの共通テストであるACTの方もエッセイ試験が採用されました。SATの方は25分で必須であります、ACTのほうは30分でオプション、受けるかどうかは任意です。

エッセイを含むライティングのセクションが加わったわけですが、その理由としては、このライティングの試験が大学や将来において成功するために最も重要なスキルであるという判断がされたからであります。そして、その客観的な証拠といえますか、研究といたしましては、エッセイ試験を追加したほうが予測妥当性が上がるというカリフォルニア大学の研究成果に基づいているわけであります。つまり、従前のSATとこのライティングの科目テストを加えることによって予測妥当性が0.06~0.08ポイント上昇したという結果が基になっているわけです。

大学1年次成績の予測妥当性検証

- For your college success
 - 大学4年間で良い成績で卒業すること
 - 大学1年次の成績

実はこの予測妥当性が、この試験設計をする上で非常にキーになっております。私、10年ほど前にニューヨークのカレッジボードに行きましたことがあります。受付の後ろの壁に「For Your College Success」と書いてあるわけです。一つのスローガンになっているわけですが、このカレッジ・サクセスというのは、大学4年間を良い成績で卒業することを示しています。そのためにはどうすればいいかという大学1年の成績が良ければいい。大学1年をうまくやり超えれば4年間うまくいくということが分かっておりますので、基本的にはこの大学1年時の成績を最もよく予測するために試験が設計されているということになります。

Mathの改訂

- 代数Ⅱの追加
 - 高校生の70%が卒業前年末までに終了
- 進学希望者
 - 97%が3 years of Math 終了←4年制大学の要件
 - 69%が4 years of Math 終了
- 数量比較 削除
 - 高校のカリキュラムと直接的に結び付いていない

また、この年は数学、Mathの改訂が行われました。この時には、代数Ⅱを追加したわけですが、追加すべきかどうかに関して綿密な調査が行われました。その結果が高校生の70%、これは進学しない人も含めてです。含めて70%が卒業前年までMathⅡのところを履修している。で、MathⅡは非常に重要だろうというふうな判断がされました。進学希望者だけに限ると、3年時のMathを終えたのがほぼ97%でありますし、Four Years Mathは69%が採用していると、したがってMathⅡを入れてもいいんじゃないかといった議論がされたようです。

また、数量比較がこの年からは削除されましたが、これはこの試験の出し方が高校のカリキュラムと直接的に結び付いていないといった判断によって削除されたわけです。

SAT改訂の背景

- 1990年ブルーリボン委員会(諮問組織)による報告書
 - Beyond Prediction (予測を越えて)
 - College Entrance Examination Board
- 1994年 改訂
 - 反意語antonymの問題が削除
 - より長文の読解が追加
 - 数学:グリッドイン追加、電卓の使用
- Writing セクションを加えるべきとの提言
 - Pearson社のePenシステム; 2005年導入



さて、この一連の改革は1990年のブルーリボン委員会による報告書にまとめられており、これによるとされています。ブルーリボン委員会というのは、特別な固有名詞ではなくて、専門者会議ですとか、諮問機関に与えられる比較的一般的な名称であるようですが、カレッジボードでもそのような諮問委員会が作られて報告書が作られました。『Beyond Prediction』(予測を越えて)というタイトルになっていますが、現在でもインターネットからダウンロードすることができます。200ページ以上あるかなり大部なものです。発行人はCollege Entrance Examination Board、現在のカレッジボードが作っているわけです。

この報告書の中に書かれている提言に従って1994年の改訂が行われているわけです。具体的には、反意語の問題が削除されてより長文の読解が追加されました。数学では先ほど申しましたグリッドインの問題が追加されました。また、電卓の使用が許可されました。障害者だけでなく、健常者も電卓が使えるということです。

この報告書にはライティングセクションを加えるべきという提言もされていたのですが、当時はまだインターネットの普及が十分ではなくて、その後ピアソン社のePENシステム、エッセイを試験官に配送して採点をして返す一連のシステムですが、そのシステムの完成を待って2005年から採用されたということになります。

2005年改訂

□ 事前研究

- Critical Reading変更, 類推削除しても推定精度が低下しないか→易しい問題と難しい問題を増やす
- Math: 代数Ⅱ追加の成績に与える影響は少。むしろ設問の難易度に依存
- 疲労の影響(試験時間45分増) 5-6時間が限度

□ 事後確認(フィールドテスト)

- 679高校、45,000人
- 新SATスコアと従前SATスコアが比較可能か
- 性や人種の違い

10

さて、2005年の改訂につきましては、その前に多くの事前研究がなされました。クリティカルリーディングが変更になって語彙類推が削除されたわけですが、そのようなことを行っても推定精度が低下しないのかといったことに関して十分な調査が行われました。その結果、従来よりも易しい問題と難しい問題の両方を増やす必要があるといった結果が出て、それによって改革が行われていたわけです。

また、数学では、代数Ⅱが追加されたわけですが、それによって推定精度が変わらないかといったことも同様に調査されたわけです。その結果、代数Ⅱを追加することによる影響は少なく、むしろ設問の難易度によるといった結果が出ております。また、試験時間が45分増えましたので、その疲労による影響という調査もされました。その結果、一般の受験生は1日当たり5~6時間が限度であるといった結果が出て、そのように試験設計がされたわけです。

そして、その後も事後確認でフィールドテストが実施されました。679の高校4万5,000人を対象として新しいSATのスコアと従前のSATスコアが比較可能かどうかということに関して調査が行われたわけです。性別や人種による違いが生じないのかどうかといったことに関して詳しく調査が行われております。

2016年

□ 3領域から2領域に(2,400点→1,600点)

- Evidence-Based Reading and Writing
 - Reading
 - Writing and Language
- Math

11

さて、2016年では3領域からまた元の2領域に戻りました。1領域800点の満点ですから、2,400点満点から1,600点に戻ったということになります。そして、Verbal系といいますか、言語系の試験はエビデンスベースのReading and Writing、証拠に基づいた読解とライティングといった形になって、リーディングとライティングのセクションがそれぞれサブセクションになったということです。

一方、Mathはそのままです。したがって、今までMathは全体の3分の1の比率だったわけですが、この年からは2分の1になったわけですので、相対的に数学の比重が増えたということが言えるかと思えます。

8つの変更点

1. 文脈における語彙の意味理解
2. 証拠に基づいた読解
 - 選択肢解答+その解答となる根拠
3. エッセイ出題形式の変更
 - 受験者がどう思うか、ではなくて
 - 著者がどのような技法を使っているかについての受験者の評価と意見
 - エッセイは必須からオプションに
4. 数学は重要な分野のみに限定

12

2016年の改革のポイントは大きく分けて八つあると言われています。一つは文脈における語彙の意味理解、一つの語は大抵の場合は多義語、複数の意味を持つわけです。その意味が文脈によって違ってきますので、「この文脈ではこの語彙はこんな意味だ

よ」っていうのを問うような問題が出されたということです。

2 番目は証拠に基づいた読解というものです。センター試験でも国語の問題で、「この文章を最もよく説明するものを次の選択肢から選べ」などというような問題が出るわけですが、その選択肢のどれを選ぶかという選択肢の番号に加えて、なぜそれを選んだかという根拠を示すパラグラフの番号を書く、その二つを一緒に答えることによって初めて得点になるといった出題形式に変わったわけです。

3 番目の特徴は、エッセイの出題形式が変わりました。今までは素材文を与えられて、それに関して受験者がどう思っているかを比較的自由に書くことができたわけですが、素材文の著者がどのような技法を使ってこの文章を書いているかについての受験生が下す評価と意見といったものになりまして、ある程度客観性を帯びたような文章が求められるようになりました。また、エッセイは必須からオプションに格下げになったわけです。

4 番目は、数学は重要な分野のみに限定して出されるようになりました。

8つの変更点(続き)

5. 現実の世界に根ざした質問

■ チャートやグラフ

6. 理科、社会のコンテキストを読解や数学で

7. 米国建国文書及びグローバルカンバセーション

8. 不正解の解答は減点されない

5 番目は、現実の世界に根ざした質問が出るようになりまして、チャートやグラフなどの問題が多く出されます。6 番目は、5 番目に関係するのですが、理科や社会のコンテキストを使って読解や数学の問題を解くといった形になります。

7 番目としては、米国建国に関する文書ですとか、Global Conversation (グローバル・カンバセーション)

ン)、これは例えばガンジーなどの偉人の演説などを Global Conversation と言っているようですが、そのようなものの一節の中から出題されるということです。8 番目は不正解の解答は減点されません。今までは不正解の場合に減点されましたが、減点されなくなりました。

再設計の方針(CBE日く)

“college readiness and success”

(大学に入るための準備ができていることと大学での成功)

- 最もクリティカルなものが「スキルと知識」(ライティングスキル等)
- これを最もよく反映するように再設計した
- 最新の研究結果に基づく

そして、これらの再設計の方針は、カレッジボードが言うには「College Readiness and Success」ということになっています。カレッジ・レディネスというのは大学に入るための準備ができているかということです。カレッジ・サクセスというのは大学4年間でうまく成功するかということ、いい成績をとってうまく卒業できるかといったことを言っているわけですが、この二つ、「レディネスとサクセスの両方が必要だよ」といったことをうたっています。

そして、そのために最もクリティカルなものがスキルと知識だとしています。このスキルというのは、ライティング・スキルとかコミュニケーション・スキルなどという言葉がありますように、ちょっと表現に関するようなものも問われているわけです。そして、これらを最もよく反映するように再設計(リデザイン)したと言っています。そして、これらは全て最新の研究成果に基づくとしています。

“Strong Research Base”による

➤ 証拠に基づいてレビュー

- デューク大学 ■ コーネル大学
- テキサスA&M大学 ■ UCB

➤ 2013年以降80以上の大学での打ち合わせを設定

➤ コモンコアスタンダード

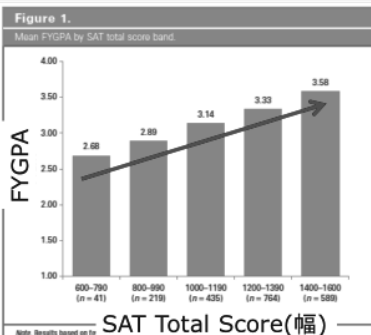
- national survey(2011) by David Conley
- 1,800名の高等学校教師
- 数学 ■ 代数がとりわけ必要

15

彼らはそれを Strong Research Based という言い方をしていますが、実際、この証拠に基づいてレビューをされています。具体的に名前が出ている大学がデューク大学、コーネル大学、テキサス A&M 大学、UC バークレーです。いずれも一流校と呼ばれているものであります。これ以外にも、2013 年以降 80 大学以上の大学で打合せを設定したとしております。

また、Common Core Standard, これは全米の高校で共通で学ぶべきカリキュラムを定めた基準、スタンダードなわけですが、これとの整合性といったものもとられるようになりました。1,800 名の高等学校教師とのヒアリング調査を基に数学、特に代数がとりわけ重要だといった話がなされて、新しい試験設計にはこの考えが反映されております。

SATのFYGPAの予測



16

そして、先ほどから出ている予測妥当性ということですが、これは縦軸がこの First Year GPA, 大学 1 年時の GPA です。横軸が SAT のスコアで

す。これを見ますと、右上がりの曲線が得られまして、要するに SAT は大学 1 年の予測妥当性があるといったことを彼らは主張しているわけでありまして。

まとめ

□ CB

- 大学教員や高校教員による意見
- 調査・研究の反映

□ 多くの変更

- 試験の形式、出題内容
- 試験科目の順番までも(エッセイを最初)

17

このように、カレッジボードは大学教員や高校教員による意見を集約したり調査をしたりして、その調査や研究の成果を反映して多くの変更がなされているわけです。具体的には試験の形式であったり出題内容であったりです。そして試験科目の順番です。どの科目をどういう順番でやったらいいのかということに関しても研究がされているわけです。その結果、エッセイ試験を最初に行うのがいいといった結論が出て、実際そのような設計になっております。

改革に向けて我々は何を研究すべきか

□ 細かい単位での成績追跡

- 選抜効果のでないよう
- 数学単元(ex.代数)別スコア/小論文/新問題

vs

大学講義単位/重要科目

□ 改革後の効果の検証

- 改革前の調査が必要

18

さて、最後に、「改革に向けて我々は何を研究すべきか」ということですが、より細かい単位での成績の追跡といったものが必要なのではないかと思います。単に共通テストと大学に入ってから総合の GPA などというふうな形で見ますと、いわゆる選抜効果によってあまりいい結果が出てこないわ

けです。何もよく見えてこないわけです。もっと細かい、例えば代数というような数学の単元や、あとは小論文を課したら小論文とか、何か新問題を考えたらその新問題、そういうものと、大学のどのような講座、若しくは重要と考える具体的な講座との成績が関係するのを見ていかないと、どのように入試を改革していくのかということにうまくつながらないのではないかと思います。

2 番目としては改革後の効果の検証が必要だということでもあります。当然ですが、それを行うには改革前の調査をしていなければ改革した後にはどう効果があるかといったことが分からないわけですから、改革前の調査も併せて必要だということと言えます。

SAT 記述テスト

- 短答式記述(1-2文)ではない
- エッセイテスト(字数制限なし)
 - 修辞(文章の良さ)/構成(論の掘り下げ・展開)/内容(プロンプトに答えているか)
 - (解答者の)主観から客観へ
 - 感想・意見から分析へ(2016年より)
 - ePENシステム、170万人(6-7回)
 - 膨大な採点者では質の保証が困難(基準あっても)
- 詳細は明日(6/3)の研究会第4セッションで

さて、SAT では今記述テストというものが採用されているわけですが、これは昨今議論されている比較的短い記述形式ではございません。いわゆるエッセイ試験と言われるもので字数制限のないものです。

そこで、エッセイ試験の膨大な採点者では全国レベルでの質の保証が困難である、基準表があっても質の保証が困難であるといった結果が出ています。それが故に今回エッセイ試験は格下げになったわけでありませぬ。

この記述試験についての詳細は明日の研究会の第4セッションで御報告させていただきますので、興味のある方はぜひ御参集いただければと思っております。以上でございます。ありがとうございます。

ます。

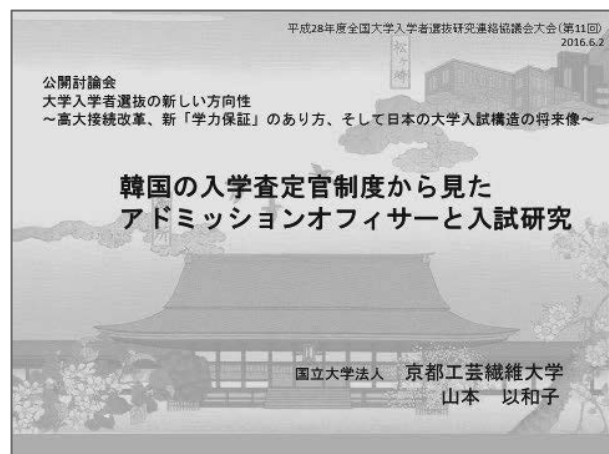
ご清聴ありがとうございました

○司会 (大塚)

石岡先生、どうもありがとうございました。それでは山本先生、御準備お願いいたします。

2016年度のSATの改訂については、前号の『大学入試研究ジャーナル』に概要がまとめられておりますので、また御参照いただければと思います。入試改革の効果は、改革の始まる前の「今」から研究を始めないといけないということが強調されていたと思われました。

それでは続きまして、京都工芸繊維大学の山本以和子先生から、「韓国の入学査定官制度から見たアドミッションオフィサーと入試研究」の御報告をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。



○山本

京都工芸繊維大学の山本です。私からは「韓国の入学査定官制度から見たアドミッションオフィサー

一と入試研究」ということでお話をさせていただきます。



韓国の入試と言えば、非常に激しい受験戦争を思い浮かべる方も多いと思います。韓国の大学修学能力試験は、日本の大学入試センター試験に当たります。通常、「修能試験」、「修能」と呼ばれているのですが、その試験日は校門前にこのような受験生の後輩たちがたくさん集まって「先輩頑張れ」とエールを送っている光景があります。



試験当日は、市バスでも「修能試験会場行、〇〇高校・〇〇高校」といった特別バスが運行します。大学修学能力試験は大学ではなくて高校で行います。試験に遅れそうな受験生を警察が先導して受験会場まで連れていくといったようなこともあります。実は私も一度、ソウルから日本に帰る飛行機がちょうど飛び立つ時に「今から修能試験のリスニングテストが始まります」というアナウンスが流れて、しばらく待機した経験があります。



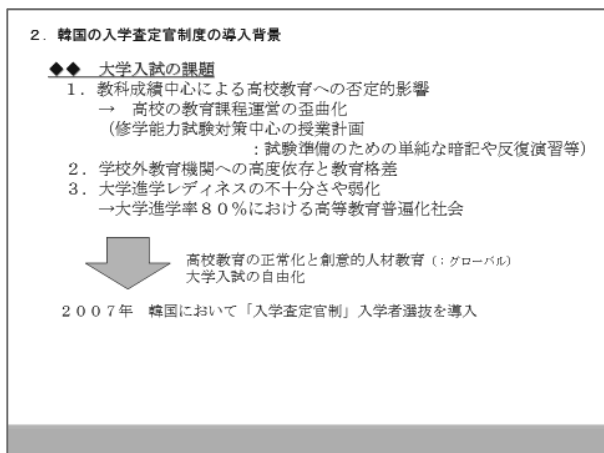
このように大学修学能力試験が行われる 11 月中旬頃は本当に街中「頑張れ！修能！」一色になっています。この写真は先輩たちを応援する後輩たちが使うグッズです。ここには、「合格してください」と書いており、こういうグッズが販売されたり、また「合格ゴールデンベル」と書かれているようなお菓子が売られていたりします。あとカフェやレストランでは、試験終了後に「試験お疲れイベント」のクーポンを配っていたりします。

このように全国民の注目度が非常に高いのが韓国の大学入試で、その熱狂は日本以上と言われています。ですので、入試改革も国家の重要な政策課題の一つに位置付けられており、政権が変わるたびごとに大学入試改革が行われます。



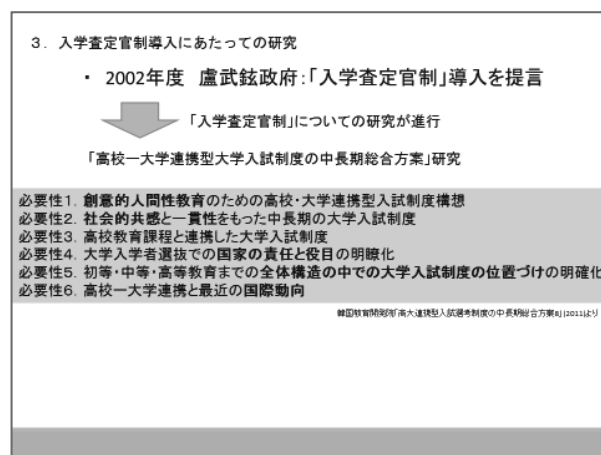
金泳三政権から少しずつ現在の入学査定官制度に向けた入試の方法を準備しています。例えば、1993 年、金泳三政権では学校生活記録簿というものが導入されています。金大中政権の頃、入試は大学

修学能力試験一本だけでした。ところが、そこに傾斜配点をしたりだとか、エッセイみたいなものを入れたりだとか、少しずつ多様化の方向性が採られました。入学査定官制と言われる入試は、盧武鉉政権から本格的に準備をして、実験的に導入されました。



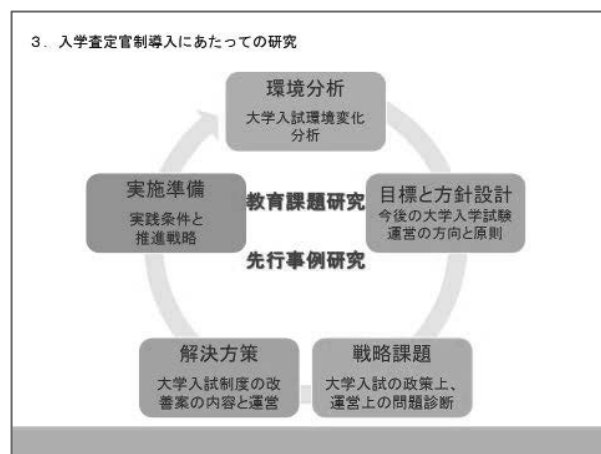
これらの入試改革の背景というのはこうです。これももう御存じの方が多くと思いますが、教科学力中心主義による高校教育への否定的な影響についてです。つまり、入試の対策を中心とした高校教育があって、その状況が国の教育課程を歪曲化していると言われていたのです。そして、その対策のために学校外教育機関への依存が非常に高く、そこに行ける生徒と行けない生徒の教育格差が生じてしまっているという課題があります。さらに、今や韓国は大学進学率 80% という状況になっていますが、日本と同様に新生の大学進学レディネスの不十分さが見られるようになったという指摘があるわけです。

このような大学入試の課題、高校教育の正常化、創意的人材教育、さらに大学入試の自律化といった戦略を持って 2007 年に「入学査定官制」という入学者選抜制度が導入されました。



盧武鉉政権から本格的な入学査定官制導入へ向けての研究が始まっています。一番中心となったのが韓国教育開発院の「高校・大学連携のための大学入試研究」という研究です。この研究は 8 年がかりで行われました。「高校・大学連携型大学入試研究の中長期総合方案」というのが、その研究の集大成です。ここではどのようにすれば高校が本来の教育目的を果たして高校生を大学生に移行できるようにするのかという問題に対して、大学入試制度を中心に研究をしています。

新しい入試制度の導入に向けて、六つの研究の必要性を設定しています。ここには、入試制度改革をするためには必要な視点及び一貫性をもって取り上げられている点です。



このプレゼンテーションは、その必要性に合わせてどのように研究課題を設計して研究を進めたかを表しています。

まず一つ目です。大学入試周辺環境の変化で注目

される変化要素は何かという環境分析，そして，現状入試の現状課題を確認します。二つ目が大学入試制度の基本方向と原則は何かとして入試制度のマストを読み解き，未来を描きます。さらに，大学入試制度の何が問題かという戦略課題を探って，大学入試制度をどのように改善するかという解決方策をその研究の中で示しています。最後に，大学入試制度改善のために必要な制度的基盤と実践条件は何かについて提案を行っています。

そして，教育課題研究と先行事例研究を中心に据えて研究が実施されました。特にこの先行事例研究ですが，韓国は，先に導入していた日本のAO入試について，徹底的に行っています。そこで，韓国が注目した日本からのグッド・プラティクスというのが二つあります。一つ目はAO入試の選考方法を各大学が自由に設定できる多様性，そして各大学の自律性を有している点，二つ目が高校と大学の教育連携が行われている点です。この二つは韓国における制度改革の中の大学入試選考方法の自由化と，そして高校教育正常化への寄与に大きく貢献をしました。

3. 入学査定官制導入にあたっての研究

◆韓国から見た日本のAO入試の限界点

- ① 総合的な学力の低下に対する入学者選考方法・手法の課題
- ② 学部教員による合否判定の既得性
- ③ AO入試について制限された役割→専門性向上の必要性がない状況
- ④ 日本のAO入試が相変わらず学業成績を中心とした選考基準+資格・業績主義

↓

◆今後の多面的・総合的入試の拡大による懸念点

- ① 学部教育や研究と並行して、多面的・総合的評価入試の業務が本当に可能？
- ② 教育情報や教育動向の変化・進化に対して、合否判定の専門性の向上は？

シンクタンク(2009)「日本事例を踏まえてみる入学査定官制の運営方策と課題」KEDI

一方，日本のAO入試の主な限界も分析をされています。学力低下問題に対する入試方法の開発課題や，学部教育システムと入学者選考の関係性，またそこに起因するアドミッション部門担当の役割と専門性向上の必要性の問題，そして学力と個人の経済力，学校と学校外機関の関係性とその弊害を日本のAO入試制度の限界と韓国は捉えました。

これらの中でも③について，韓国はどのように考

えたのかといいますと，入試の合否判定を例えば日本のような専攻学部の教員が行う場合，まず一つ目，学部教育や自分の研究するいわゆる学部所属の教員は多面的評価入試の業務が本当に可能なのかという疑問を持っています。それから二つ目，教育課程政策や教育動向など時代に応じた変化や研究の進行に伴って取り入れられる判定理論等の知見，変化や進化に対して専門性の向上を，その合否評価者たちに対して日本は行っていないようだが，それで評価ができるのかという懸念を指摘していました。この2点の懸念について，韓国では入学査定官の養成や研修システムを構築して補っています。

4. 韓国の大学入試

随時募集型(70%)		定時募集型(30%)	
選考類型	定員割合	選考類型	定員割合
調査書(教科)	39.7%	調査書(教科)	0.1%
調査書(総合)	20.3%	調査書(総合)	0.2%
論述重視	4.2%	修能試験重視	26.3%
実技重視	5.0%	実技重視	3.5%
その他	0.7%	その他	0.0%

韓国教育課程院編 2017年度大学入試情報より作成

内申書で、約60%もの定員の合否を決定

Source: Korea Institute of Technology LYNKNETS 2017

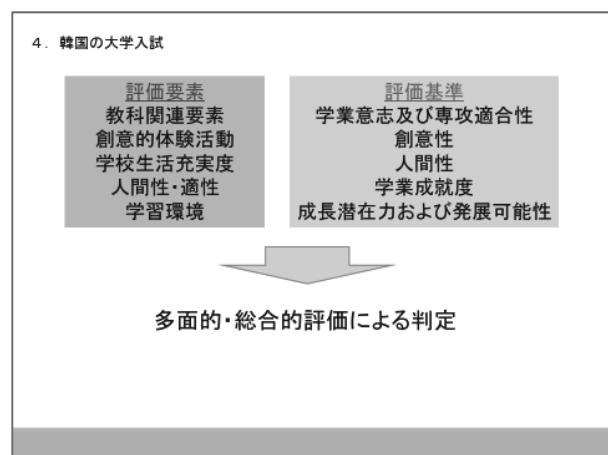
その前に，韓国の大学入試の現状を御存じない方もいらっしゃるかもしれませんので，簡単に説明をします。韓国の大学入試は競争を助長するということで大学ごとの教科試験が禁止をされています。その教科試験の代わりに大学修学能力試験に当たります。

大学入試は，まず大きく二つ，随時募集型と定時募集型に分かれます。随時は9月に出願をする早い選考です。普通は大学修学能力試験より先に出願をします。定時は随時の合格発表が終わった後に出願をします。随時の不合格者が定時を受験する形となるので，当然随時の方に第一志望者が集まる状況になっています。

随時募集型の試験では，総合学生生活記録簿，すなわち日本で言うところの調査書ですが，その調査書重視型選考における定員割合が約60%です。定時募

集型の大学修学能力試験重視型選抜というのは、随時募集型で不合格だった受験生がこちらに受けに来るので、この選抜の定員の割合が高くなっています。

韓国ではこの調査書重視型選抜の定員割合というのが年々増えていまして、特に有名大学の方がこの選抜を採用しているという状況になっています。



そして、調査書重視型選抜の評価要素と評価基準は、このようになっているわけです。こちらは、詳しくはお手元の資料を御覧いただくのと同時に、今年の3月発行の『大学入試研究ジャーナル』にも詳しく書いていますので、後ほど御覧になってください。

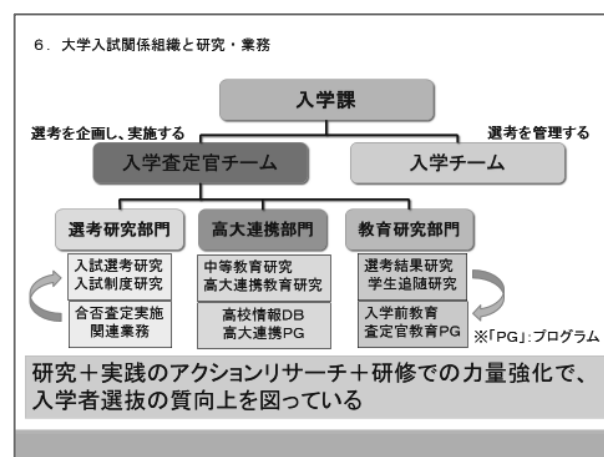
5. A大学（総合大学）の入学査定官人材

専任査定官 22名		委嘱査定官 70名	
専任査定官の経歴		専任査定官の前職(一部抜粋)	
大学関係者 (内教員)	9名	韓国教育開発院	
高校教師	5名	韓国教育課程評価院	
教育関係研究所等	5名	韓国大学教育協議会	
民間企業	3名	ソウル支庁開発研究院	
		延世大学教授	
		基督教大学教授	
		韓国外国語大学入学センター助教	
		淑明女子大 学生生活相談所	
		一山東高校教師	
		ポフン教育研究院	
		韓国研究財団SSK研究院	
博士學位	6名		
修士學位	16名		
多数の専任と委嘱査定官 前職は 教育関係者が多い 学位の指定がある			

では次に、入学査定官制がどのくらいの規模で行われているのかについてです。調査をさせていただいたのがソウル市内にある有名A大学です。入学定員は全体で約5,200名、そのうちの47.8%をこの調査書重視型選抜の入試で選考をしており、その志願者は、調査書重視型選抜で約20,000名います。

この20,000名を査定する規模についてお話しします。まず、フルタイムの専任査定官が22名います。それから委嘱査定官というのはその時期だけ採用されるパートタイムの査定官の方々に70名います。合計92名で査定を行っています。

そして、22名の専任査定官の前職を示しています。研究機関や実際に大学修学能力試験に関わる組織、大学の先生、高校の先生といった前歴を持たれた方が査定官になっています。それから、韓国の場合もアメリカアドミッション・オフィサーと同様に査定官になるには修士以上の学位が必要になっています。



続きまして、入学査定官はどのような組織を構成しているのかについてお話しします。代表的な組織図がこちらようになります。まず選考を企画して実施する入学査定官チームと、選考を管理する入学チームというチームに分かれています。入学査定官制入試に関係する調査書重視型選抜は入学査定官チームで判定を行います。その下には、選考研究部門、高大連携部門、教育研究部門と三つの部門に大きく分かれています。各々、業務に直結した研究も担当となり、実践と研究のアクションリサーチが、繰り返し行われています。

もう一つ、「+研修」とあります。こちらに査定官教育プログラムとありますが、この部門の担当者は、委嘱査定官の方々や新任の査定官、そしてもちろん自分たちを対象にした教育プログラムを企画し、実行をしており、さらにその研究も行っています。このような研修で入学査定官の業務スキルの強

化を図り、入学者選抜の質向上を図るような組織体制をとっています。

7. 入学査定官人材養成・訓練

	李明博政権		朴槿惠政権
	2009年 スタート期	2011年 拡大期	2016年 定着期
養成・訓練機関 養成機関は 5年間運営	5機関 (慶北大・高麗大・ソウル大・梨花女子大・全南大)	9機関 (ソウル大・梨花女子大・全南大・釜山大・慶尚大・東国大・成均館大・忠北大・蔚山外大)	韓国大学教育協議会を中心に各校で実施 (元養成機関・道橋・世明大学)
教育時間数	135-144時間	査定官志望者：135時間 現職査定官：100-135時間 委嘱査定官：30-60時間	新任(専任) 査定官：120時間 現職(専任) 査定官：80時間 新任(委嘱) 査定官：30時間 経歴(委嘱) 査定官：15時間
導入初期は、年間100時間以上の教育受講 現在は、類型により教育時間を設定+機関設置が自由			

次に専門性の向上に向けての取組についてお話しします。先述しましたように韓国の大学入試について国民は非常に高い関心を寄せています。多面的・総合的評価を取り入れるに当たっての一番の懸念は、評価の公正性や信頼性、妥当性でもありました。その懸念に入学査定官はどう回答するのかということ、こうです。「我々は、非常に多くの研修時間を要して教育を受けている」ということであり、さらに、「正式な手続きでセレクトされた人材である」と。また、「そのような向上し続ける人材の質は、結局公正性や信頼性に当然寄与するものであり、それを実際のこのような事実によって証明をしているのである」と韓国の関係者は回答しています。

入学査定官制を本格的に導入するに当たって、この入学査定官の専門性の保証や向上は急務であり、責務であるという認識のもと、設計がなされました。その内容がこのプレゼンです。制度導入のときは初め5機関でスタートしました。2011年はちょうどこの入学査定官制の拡大期です。そのときは研究機関が9機関で、年間100時間以上の教育を受講しなければなりません。養成・訓練の機関も、教育部(日本で言う文部科学省)が認定しました。現在では、査定官の養成も一段落ということで、指定機関はなくなりましたが、教育・研修プログラムのガイドラインは韓国大学教育協議会から提示されています。また、内容も査定官の類型による対応にな

っています。

新任査定官のための養成時間とは別に、現職査定官の研修時間というものも設定されました。さらに、委嘱査定官の方々の中でも経験者である経歴査定官は比較的短い時間の研修時間の義務付けがされていたりします。要するに研修時間も査定官の類型で分かれています。

現在では、研修機関は韓国大学教育協議会という入試情報を発信している協議会がありますが、そこを中心にして各校が自由に設定をして研修をしている状況になっています。

8. 入学査定官人材養成・訓練の教育内容領域

基本素養	専門スキル	実務能力
<ul style="list-style-type: none"> 入学査定官制概説 社会的責務と倫理 学生理解と高校教育課程 	<ul style="list-style-type: none"> 大学入学政策と制度 評価能力開発 選考要素分析 資料管理 意思疎通能力 	<ul style="list-style-type: none"> 評価指標開発 相談・広報技法 大学行政実務 合否判定模擬実習
<small>韓国大学教育協議会(2015) 大学の学生選抜力量強化のための職務研修およびワークショップより編集作成</small> 専門スキルだけでなく、基本素養や実務能力の教育が用意されている。		

次にその内容です。こちらにあるのは、新任の査定官用の内容です。基本素養、専門スキル、実務教育まで丁寧に研修しているところが特徴だと思います。現職や経験者の場合も、これよりさらに高度なプログラムで、領域の深い理解であったりとか、実践ワークショップであったりという形で研修が実施されています。

以上、このように韓国の査定官養成や育成の過程を通して、韓国はどのような高大接続を実現したいと考えているのでしょうか。通常、選抜はふるいだというふうに捉えられがちです。韓国もそうでした。厳しい入試で、ふるい落とししたら何事も鍛えられるに違いないといった、高校教育の内容も大学教育の内容もそっちのけになってしまうような選抜が垣間見られたりしていました。

そこで、やはりその考え方を変えましょうと、高校教育の教育課程をせずに受験対策に走らないよう、

高校教育を正常化するように入試はきちんと寄与しましょう、そして、高校教育と大学教育の間に入学試験というのをきちんと位置付けましょうというのが入学査定官制のキモとなります。つまり、高校と入試をつなぎにきたわけですね。これは韓国内のどの研究書、成果書を見ても書いてあるとおり、入試の大きなパラダイムの変更です。まさしく韓国にとっては、アーティキュレーションの考えに立ち返っているシステムで、日本は先を越されたなという感じがします。

9. 韓国の事例から日本に示唆すること

第15期中央教育審議会第二次答申(1997)抜粋

第2章 大学・高等学校の入学者選抜の改善
第2節 大学入学者選抜の改善
.....
(3) 大学入学者選抜の改善等の具体的な取組
.....
(B) 入学者選抜の改善を進めるための条件整備など関連する政策の推進
① アドミッション・オフィスの整備
選抜方法の多様化や評価尺度の多元化。特に、総合的かつ多面的な評価を重視するなどの丁寧な入学者選抜を行ったり、調査書の重視など初等中等教育の改善の方向を尊重した入学者選抜の改善を進めるためには、実施体制の整備は必要である。
我が国においても、こうした例を参考としつつ、我が国の大学の特性を踏まえた日本型のA.O.の在り方を検討し、その格段の整備を図っていくことが望まれる。

日本においてこの議論は、第15期の中央教育審議会第二次答申にあります、赤字の所がそれに当たります。その後の1999年、「中教審の初等中等教育と高等教育の接続の改善について」、この接続答申が出されたことによって日本はAO入試へ舵をきり始めたわけですね。

9. 韓国の事例から日本に示唆すること

「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」中央教育審議会答申(1999)抜粋

第5章 初等中等教育と高等教育との接続を重視した入学者選抜の改善

(3)入学者選抜そのものの具体的な改善方策
◎各大学が多様な進学希望者の能力・適性等を適切に評価するための選抜方法の開発
◎丁寧な入学者選抜を行うための体制の整備等
入学者選抜等についての高い専門性を有するスタッフを備えたアドミッション・オフィスの設置等、丁寧な入学者選抜を行うための体制を整えることが必要
◎適切な出題
④高等学校での学習成果を多面的に評価する入学者選抜
⑤大学入試センター試験の改善

そして、その時には高大接続の議論が数多く行われたわけなのです。答申の赤字部分にもありますと

おり、入試についての高い専門性を有するスタッフを備えたアドミッション・オフィスの設置だけでなく、ここにある下線部についても要求されていて、この頃から既に高校と入試をつなぐことを目指したビジョンがあったことは読み取れるわけです。

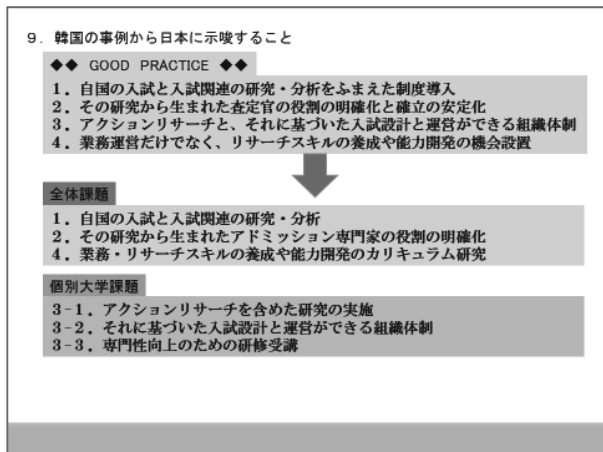
9. 韓国の事例から日本に示唆すること

2014.12 中央教育審議会「高大接続答申」
3. 改革を実現するための具体策 ④ 評価方法の改革

国及び新テストを担う実施主体は、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じた新たな入学者選抜方法・学力評価方法の開発、評価方法に関する専門人材の育成、教員の評価力の向上等に関する具体的な検討を行うこと。

あれから、10余年……さらに具体的！！

しかし、今回の中教審は、プレゼンテーションにあるように具体的にはっきりと示されました。ただ、ここで一つ気付かなければいけないことがあると思います。「ふるう」と「つなぐ」の場合の危険性が実はあるのです。単純な「つなぐ」ための入試選抜システムを採用した場合は受験生の質が下がれば、入試合格レベルも当然下げなければなりません。それを回避するためには入試や入学前教育でも成長を促す教育的入試が必要になってきます。具体的には、アドミッションの担当者が、受験生や高校教育についてきちんと知った上で、自分の大学教育に移行できるような入試をはじめ入学までのケア、要するに大学進学レディネス開発をしっかり構築できる人材でなければなりません。つまり高校教育も大学教育も両方の知見を持つ選考と教育の専門家といった者が必要となるのではないかと思います。



最後にまとめます。韓国の事例から得られたグッド・プラティクスは次のとおりです。韓国は、韓国の入試と入試関連の研究・分析を踏まえて制度を導入している点、またその研究から生まれた査定官の役割について明確に確立させている点、また制度政策のような大きな単位でも個別大学の実証研究のような小さな単位でも研究と実践を結び付けた組織体制を持っている点、そして、それらを実行することができる知識やスキル業務遂行能力の育成・能力開発の機会がある、ということが韓国からのグッド・プラティクスと考えられます。

ここから日本について考えられる全体課題、もう私が言わなくても皆さんお気づきかと思いますが、まず日本の入試とその関連についての総合的な研究と分析というのはやはりどこかでやる必要があるのではないかと思います。全体的な課題をプレゼンテーションに書いています。

それから、その研究から生まれたアドミッション専門家の役割の明確化です。日本は役割が大学によって異なる状況になっておりますので、やはりきちんと役割を整備して明確にしないといけないのではないかと思います。

次に、業務リサーチスキルの養成や能力開発のカリキュラムの研究といったところを各大学がバラバラでやるのではなく、最初にスタンダードを決めなければなりません。韓国もそうです。最近でこそ知識が共有化されたので各大学でバラバラにやっていますが、きちんとしたスタンダードが大学教

育研究協会から出されています。まずはスタンダードに沿って行い、さらに底上げをして、そこから各大学で質をどんどん高めていくというような考え方が大切かなと思います。これらは全体が取りまとめられるようなところでぜひとも、イニシエーターになっていただきたいなと思います。

次が個別大学の方ですが、やはりアクションリサーチを含めた研究というのをコツコツと進めていく必要もあります。その結果、エビデンス、成果、失敗も含めて結果に基づいた入試設計、運営ができる組織体制の構築並びに入試担当者のキャリアパスも他の教員同様に必要です。これらは、各大学が整えるべきですし、大学だけではなく、午前中にお話が出てきたところでも考えていただかないといけないと思います。そして、専門性向上のための研修をやはり個人、個人が受講していくということが大切かなと思います。

こういった課題に取り組む第一歩として本日の報告が有効なものになれば幸甚に存じます。御清聴ありがとうございました。

ご静聴ありがとうございました。

ご質問・お問い合わせは、以下まで

ewhay@kit.ac.jp

参考文献

ヤン・ジョンホ、ペク・スグン他（2012）「入学査定官制度分析調査研究」p18-52. 韓国大学教育協議会
 チョン・クアンヒ他（2010）「高校-大学連携のための大学入試選考の研究」韓国教育開発院
 韓国大学教育協議会（2015）「2015年度大学の学生選抜要項強化のための職務研修および研修計画（案）」
 チョン・クアンヒ他（2009）「日本事例を通してみる入学査定官制度運営方策と課題」韓国教育開発院
 K大学入学処（2016）「2016年 高校教育正常化寄与大学支援事業 事業報告書」ソウル市立大学経営大学院
 キム・ヒョンア（2016）「大学入試専門家の力量強化に向けた研修プログラム開発」
 山本以和子（2011）「일본 A O 입시 지원 언어 지원 (日本の A O 入試の運営と課題)」, RRM2011-33-4, 韓国教育開発院
 山本以和子（2014）「韓國大学入学者選抜の変容—入学査定官制導入後の経緯状況—」大学入試研究ジャーナルNo.21
 pp. 105-112, 大学入試センター
 山本以和子（2016）「多面的・総合的評価入試の判定資料に関する日韓比較調査」大学入試研究ジャーナルNo.25,
 pp. 29-36, 大学入試センター
 山本以和子（2016）「入学者選抜とレディネス開発の連携による高大トランジション達成に関する研究」
 京都工芸繊維大学

○司会（大塚）

山本先生、ありがとうございました。

私は「教育評価」の授業を担当しておりましたが、授業では必ず触れることになる、アメリカで 1930 年代に行われた「8 年研究」というビッグチャレンジのことを思い出しました。「8 年研究」は「教育評価」の考え方を変えたエポックメイキングな出来事であったわけですが、韓国でもそれだけの時間、余

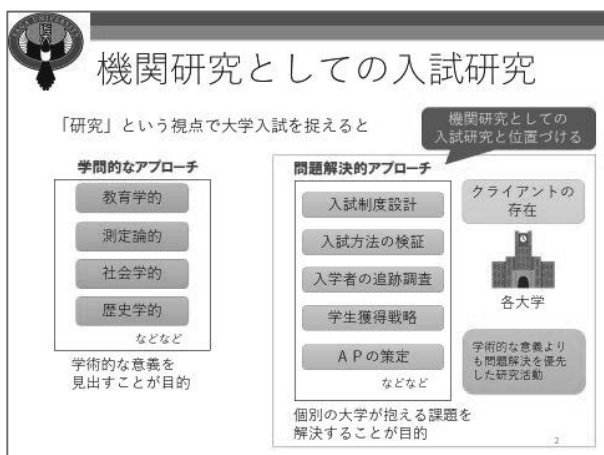
裕をもって研究に臨んでいて、それがベースになって制度作りに結び付いているという点で、査定官制度というのも魅力的だと感じた部分があります。ただ、何よりも日本に合った制度というのは何かを、他国の取組を参考にしながら我々自身が見つけていく必要があるということも改めて感じたところであります。

それでは、「日本のアドミッション・センターと機関研究としての大学入試研究」ということで、佐賀大学アドミッション・センターの西郡大先生、よろしく願いいたします。



○西郡

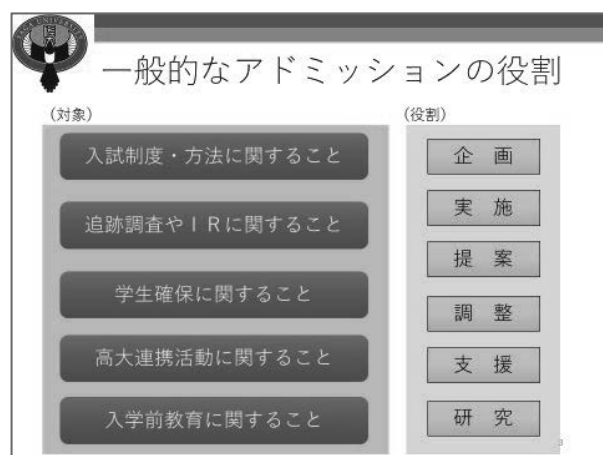
佐賀大学の西郡と申します。よろしく願いいたします。このタイトルにもありますように、機関研究としての大学入試研究ということに注目して御報告させていただきます。



まず、研究という視点で大学入試というのを捉えると、例えば学問的なアプローチとしてこういった

形で学術的な意義を見出すというようなことを目的とした研究というものが考えられます。こうした研究というものは非常に重要ですし、こういったところでしっかりと研究実績が積まれることは大切なことだと思いますが、一方で、個別の大学が抱える課題を解決することを目的とした問題解決タイプのアプローチをする研究というものも考えられます。

この特徴なんですけれども、ここではあえてクライアントという表現をしますが、各大学がアドミッション・センターのような組織を作って、そこに一つこういった研究を求めて、そのフィードバックを期待するというような形が考えられます。ある意味問題解決のアプローチということで、本日の報告ではこちらの方を機関研究、機関というのを大学と捉えて、お話させていただきます。



まず一般的なアドミッションの役割ということで、これは国立大学、公立大学、私立大学、様々な立場でその役割は異なってくると思われませんが、だいたいざっくりまとめるとこういったものが対象になってくるのではなかろうかと思えます。それぞれのこういった対象に対していろんな役割を担っているということが考えられますが、いろんなアドミッション・センター等の、規約と言いましょか、規則を見ても、役割としては企画とか実施、提案、そして、いろんな調整であるとか、研究であるとか、そういったことが基本的に求められているようです。どこに重点を置くかはそれぞれの大学の考え方もかもしれませんが、こういったものが一般的に日本の大

学のアドミッション・センターの役割として考えられるということでございます。

本報告の内容

- 入試研究を踏まえた取組み事例 (佐賀大学の事例)
- 入試研究の現実的課題
- これから検討すべき論点

佐賀大学 (学生数: 約7000名)	アドミッションセンター (平成19年10月設置)												
<ul style="list-style-type: none"> 教育学部 芸術地域デザイン学部 経済学部 医学部 理工学部 農学部 大学院 (5 研究科) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役割</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター長 (併任)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>専任教員, 特任教員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>入学者選抜方法等専門委員会 (学部選出委員)</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>広報・高大接続等専門委員会 (学部選出委員)</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>※ 事務担当 (入試課)</td> <td>8名</td> </tr> </tbody> </table>	役割	人数	センター長 (併任)	1名	専任教員, 特任教員	2名	入学者選抜方法等専門委員会 (学部選出委員)	6名	広報・高大接続等専門委員会 (学部選出委員)	6名	※ 事務担当 (入試課)	8名
役割	人数												
センター長 (併任)	1名												
専任教員, 特任教員	2名												
入学者選抜方法等専門委員会 (学部選出委員)	6名												
広報・高大接続等専門委員会 (学部選出委員)	6名												
※ 事務担当 (入試課)	8名												

そういった背景を踏まえて、報告の内容でございますが、まず一つ目に、入試研究を踏まえた取組事例ということで、佐賀大学で取り組んだ代表的なものを幾つか御紹介させていただきたいと思っております。それらを紹介した後に、いろいろ取り組んできた経験を通して、現実的にこういった部分が課題として考えられるんじゃないだろうかというところ、そして、これから検討すべき論点としてどういうものがあるのかということを整理してみたいと思っております。

佐賀大学は、九州にある国立大学の一つでございます。今年から6学部体制になりまして、だいたい学生数7,000名程度の規模の大学です。アドミッション・センターは、数年前、平成19年にできまして、今年特任の先生が就かれて専任の教員は2名ということで、事務組織は入試課に担当していただいております。

佐賀大学 A C の業務

- ① 入学者選抜の制度、方法等の設計に関すること。
- ② 入試広報の企画、立案等に関すること。
- ③ 高大接続、高大連携活動等の企画、立案等に関すること。
- ④ 入学者選抜等に係る調査研究に関すること。
- ⑤ その他入学者選抜に関すること。

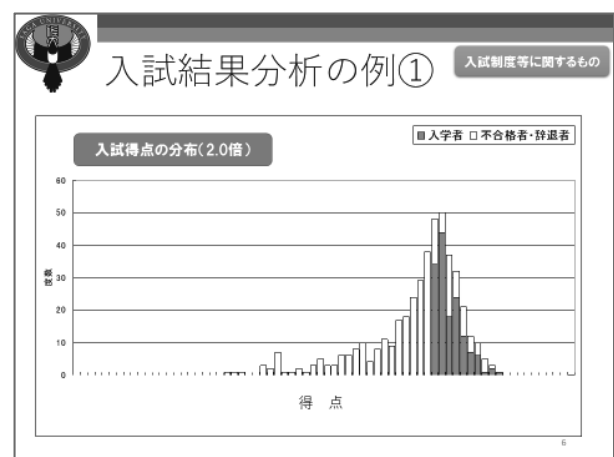
専門的立場から支援

入試制度等に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ■ 入試制度設計の支援 ■ 入試結果の検証・改善支援 ■ 新しい評価方法の開発 ■ 入学者の追跡調査 ■ 入試問題の分析 ■ AP 協定の支援 ■ 志願者動向の分析 ■ 他大学の入試状況調査・分析 ■ 進路指導現場のニーズ把握 など 	入試広報に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報イベントの企画・実施 ■ 広報媒体の企画・作成 ■ 広報ターゲットの分析 ■ 広報ネタの情報収集 など
高大連携に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ■ 出前講義のコーディネーター ■ 高大連携プログラムの開発 ■ SSH, SGH 等に関すること など 	

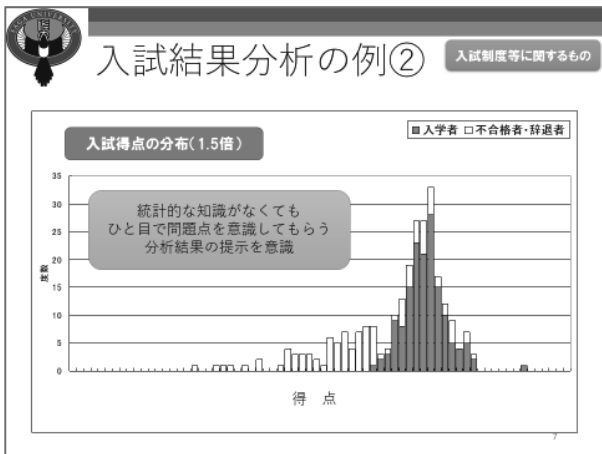
センターの業務は、ここにありますように、入学者選抜の制度や方法の設計に関することから始まりまして、広報、高大連携、そして調査研究、その他入学者選抜に関すること、という役割を担っていますが、ここで重要なのは、この「専門的立場からの支援」ということを規則にうたっております。ですので、ある程度の専門性というところから助言等を行っていくということになります。どんなものが具体的に入ってくるのかといいますと、入試制度に関するものとしては、ここにリストアップしていますが、制度設計に関する支援であるとか、あとは検証とか改善、そういったものから始まっているいろんなニーズ調査とかが該当するというふうになります。

また、入試広報に関するものも各大学でいろいろ取組をされていると思いますけれども、広報・イベントの企画や実施とか、研究というところからちょっと離れた部分の実務的なものが該当しますし、また高大連携に関しましても、出前講義のコーディネーターであるとか、高大連携プログラムの開発とか、SSH・SGHとの連携、そういったものを我々は対象としているところでございます。

本日はこの部分とこの部分の幾つか具体例を御紹介したいと思います。まずこちらを御覧ください。

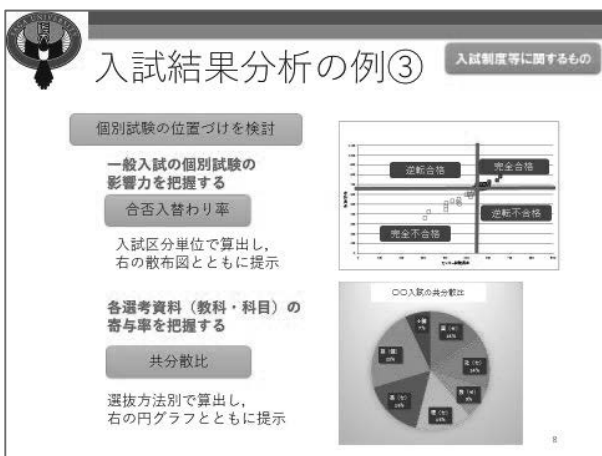


これは入試結果の分析として得点分布を示したものであります。実質競争倍率2倍の分布でございます。この色の付いているものが実際入学した人たちになるわけです。「ああ、2.0倍、こんな分布か」と。



これが1.5倍というふうになると、ピークを過ぎてこのように、ここまで合格者を出して取っている。なぜこういったものを出すのかというと、こういった分布図っていうのは平均とか標準偏差とか、そういったもので見ればある程度の分布というのは想像つくんですけども、やはり統計的な知識がなくても一目で問題点、2.0倍のときの入学者の層と、1.5倍のときの入学者の層というのはどれぐらい違うのかという、共通の問題意識を持ってもらうために必要だと考えて示しているものでございます。こういったことをきっかけに、じゃあどのようなことを考えていこうかというような議論につながるものだと考えております。

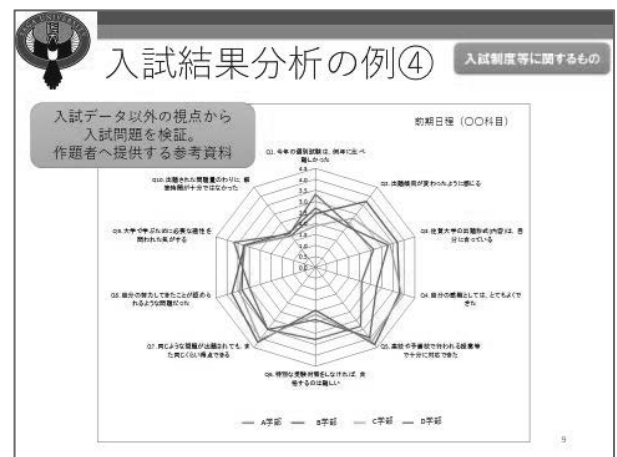
また、その他の具体例としましては個別試験、国立大学であると一般入試では個別試験を行います、その位置付けを検討するためにいろんな入試研究等で蓄積された手法がございます。



例えば、合否入れ替わり率ということで個別試験

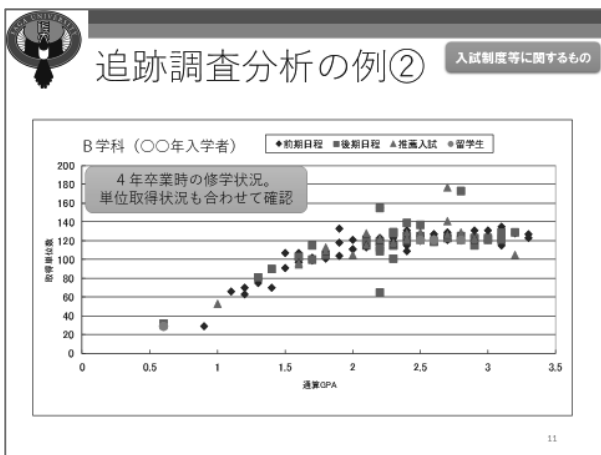
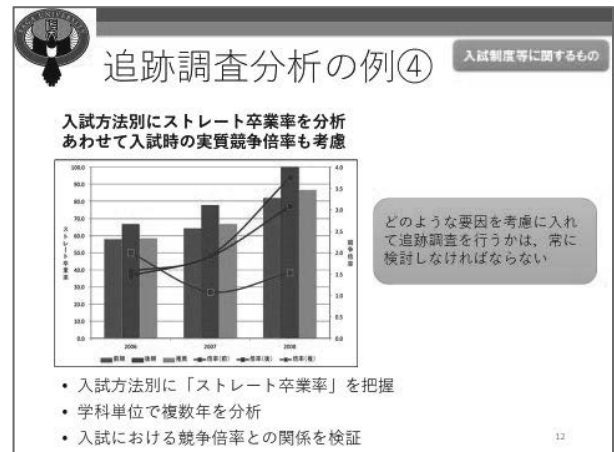
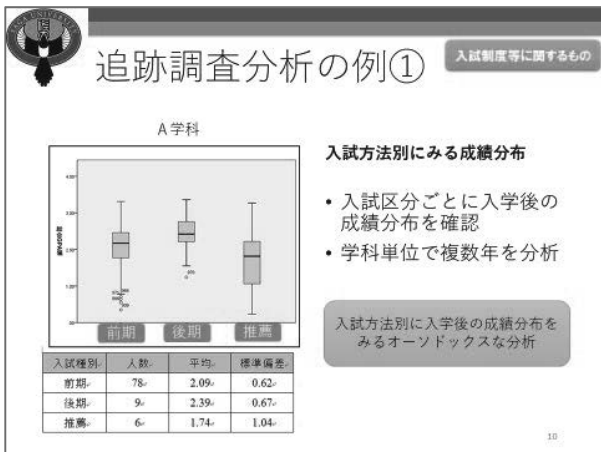
を課すことで何%ぐらいの人たちが入れ替わるのかとか、また共分散比という、非常に単純な計算なんですけれども、そういったものによって各選考資料の寄与率というものを把握する、というような幾つかの手法があります。こういったものによって、アドミッション・ポリシーでうたっている人材がしっかりと取れているのかどうかを検討する際の一つの材料になるのではないかと思います。

また、入試データだけではなく、実際の受験生が、自分が受験した入試についてどのように捉えているのかということも一つの分析対象になるのではないかと思います。



これは合格した人たちにアンケートをとって、どのように自分は対策してきたのかとか、今年の傾向はどうだったのかとか、そういったことを捉えることによって、翌年度の作題者にこれらの情報を提供して、どのような問題がどのように受験生に捉えられているのかということ参考にしてもらう資料として提供しているものです。

また、各大学どこも同じだと思いますが、追跡調査というものが非常に重要なものになると思います。



オードックスな手法ですけれども、選抜区分ごとに実際に入った学生の GPA の分布を見て、「ああ、この推薦はちょっと問題があるかもしれないな」とか、あとはこのように、4年後、卒業時に、それぞれの学科に入学した学生さんたちの取得単位数と GPA について選抜区分別の分布を把握してもらうというようなことも、入学した学生がどういった成績を残しているのかを把握する手法としてもよく用いられます。

また、競争倍率が高ければ良い学生が入るのかというようなことも非常に気になる点であります。



このような追跡調査なんですが、手作業で行うものすごい時間と手間暇がかかります。入試データと教務データとか、あとは卒業者のデータをつなげるというのを手作業でするとそれだけでものすごい時間とコストがかかるわけですが、効率的に追跡調査を行うためにはある程度のシステム化、データベース化というものをしておかないと継続的に

行っていくことが難しいということになりますので、やはりこういったものをどのように考えていくのかというところも入試研究を支える一つの基盤ではないかと思っております。

この追跡調査についてもうちちょっと深く考えてみたいんですが、追跡調査を行っていく上での課題点について少し考えてみたいと思います。

追跡調査の課題点 入試制度等に関するもの

【追跡調査の目的】 妥当性の検証

「入学者受入れの方針」に沿った学生を選抜できているか
測りたい特性を明確に定義して、それを測るための適切な方法を採用

現実：「アドミッション・ポリシー」≠選抜方法

(例) 【受入れ方針】「意欲があり行動力がある学生」
【選抜方法】 学力検査のみの入試方法

検証可能？

アドミッションポリシーと入試方法を対応させることが不可欠
どのようにアドミッションポリシーを見直すかの研究が必要
西都大「実質的な活用に向けた「入学者受入れの方針」の見直し」『大学入試研究ジャーナル』24, pp.113-119, 2014年3月

さらに、別の視点では
学力指標（GPA）以外の指標をどのように検討するかという問題

追跡調査の目的を簡単にまとめますと、アドミッション・ポリシーに沿って学生を選抜できているか、いわゆる妥当性の検証というところになりますが、これをしっかりと検証するためには、評価したい特性というものをしっかりと定義して、それを測るための適切な方法をとることが大切です。

ですが、これまで問題点とされてきたのはポリシーと選抜方法が合致していないということでございます。例えば、受入れ方針が、「意欲があり行動力がある学生」だと言っているが、実際の選抜方法は学力検査のみの入試方法であった場合、それらが整合していなくては検証が難しいと考えます。

ですので、そういったときに、じゃあどのように対応させてどのように見直すことが必要なのかというような研究が必要になってくるということになりますし、さらに今後、GPA以外の指標をどのように考えていくのかというのが、とても重要な研究テーマになるのではないかと思います。

特に、多面的・総合的評価というものが入っていけば、その後の評価指標というものがなければその方法での選抜手法の妥当性というものが示せなくな

ります。妥当性のない手法ということになりますので、やはりどのような指標を設定しておくのかは、いろいろと選抜方法を考える際に併せて検討しておかなければいけない点だと思います。

以上が追跡調査でございましたが、実際、調査研究だけではなく、アドミッション部門の役割として、この「提案」というものが重要なところではなからうかと思っています。

入試制度改善の提案 入試制度等に関するもの

- A学部の後期日程は、センター試験のみで合否判定（辞退率も高い）
- 高校から個別試験を課してほしいという要望は多かった
- 具体的に、どのような方向性で提案するか？

【現状把握】

- ◆ 入学辞退率に関するもの（辞退率が高い状況をどのように捉えるか）
性別、現浪、出身地域別、入試成績、高校設置区分、第一希望学科が否か
- ◆ 併願状況（志願者の流れ）
- ◆ 近隣大学の入試制度と近年の実績
- ◆ 高校における進路指導の実情（聞き取り調査）

【制度設計に関する学部への提案】

- 個別試験を課すことが望ましい
- どのような個別試験を課すか
- センター試験と個別試験の配点比率

分析結果の報告だけでなく分析に基づく提案

西都大「入試制度設計がもたらす志願者動向への影響—後期日程の制度設計を事例に—」『大学入試研究ジャーナル』25, pp.37-42, 2015年3月

例えば、これは本学のある事例なんですけれども、ある学部の後期日程はセンター試験のみで合否判定していて辞退率も非常に高かったという実態がありました。高校からはセンター試験だけではなくて個別試験を課してほしいという要望は聞いていて、課した方がよいということは感覚的には分かっていたんですが、これをどのように実際、提案して、形にするのかということでもまず行ったものが、ここに示しています現状把握ということで、実際の現状がどうなっているのかということをしっかり把握することでした。本当に辞退率が高いのかと、辞退している人たちはどういった人たちが抜けているのかというようなところを把握するであるとか、併願状況、近隣大学の入試制度とか近年の実績とか、そういった実態を把握して、じゃあその後どうするのかということ学部へ提案するという形になります。

結果的にこのときには、個別試験を課すことが望ましいのではないかと提案するとともに、個別試験を課すことがニーズとか実態にどのように合

っているのかということも学部へ示しました。結果的に志願者は1,000人規模で増加したということになりますが、分析に基づく提案というものが非常に重要なものになるのではないかと考えております。

さて、入試研究、選抜手法の研究だけではなく、どんなに良い手法を用いても、ある一定以上の志願者がいないと良い学生は取れないという意味では広報活動が非常に重要な業務になってくるわけです。

A C の広報活動業務 入試広報に関するもの

- 説明会
 - ▶高校や予備校等へ訪問して行うもの
 - ▶大学への訪問者に対して行うもの
 - ▶大学独自で行うもの
 - ▶他大学と合同で行うもの
 - ▶受験産業や自治体等が企画するもの
- オープンキャンパスの企画・実施
- 大学案内冊子の企画・編集
- ホームページの企画・編集
- その他広報媒体の企画・編集
- 広報用データベースの作成

【対象者】
高校生、予備校生、高校教員、保護者等

佐賀大学アプリ 大学案内冊子

説明会シーズン 入試広報に関するもの

7 JULY 2013 平成 25 年

説明会の種類
 高校を訪問して行うもの (青色)
 高校教員を対象としたもの (緑色)
 九州地区国立大学合同説明会 (赤色)

日	月	火	水	木	金	土
30	1 北九州	2	3	4	5 福岡市内	6
7	8 宮崎	9 鹿児島	10 佐世保	11 福岡市内	12 大分	13
14	15 熊本	16 山口	17 鳥取	18 佐賀市内	19 大宰府	20 佐賀市内
21	22 岡山	23 福岡市内	24 福岡市内	25 福岡市内	26 福岡市内	27 福岡市内
28	29 福岡市内	30 福岡市内	31 福岡市内	1 福岡市内	2 福岡市内	3

例えばこの説明会というものだけを見ても、数年前の私個人のスケジュールなんですが、7月の、いわゆる営業シーズンと呼ばれる月は、毎日どこかに行って説明会をしているということになります。

土日もほぼ無いというような状態で授業や会議の合間を縫って説明会等を行っている、スタッフがたくさんいればいろいろ手分けして行くこともできますが、そういった実際の業務の中でできれば効率的かつ効果的にやっていきたいと考えるわけです。

入試戦略のベース作り 入試広報に関するもの

効率的かつ効果的な活動に向けて: マーケティング調査
 (入試データや教育関連企業のデータ等を利用)

- 志願者の経年変化
 - ▶属性(性別、現浪、入試種別、出身高校など)
- 志願者の出身地域
- 志願者の得点状況
- 他大学との併願状況
- 周辺大学の入試状況

志願者層を知る
 広報ターゲット

(受験当事者に対するアンケート)

- 受験決定の要因
- 受験生として重視した情報源
- 大学に対するイメージ

広報活動の在り方
 大学の見られ方

そうすると、いろいろとデータ等をあさることで、実際どういった人たちが志願者層なのかとか、じゃあ、我々は誰をターゲットとして広報活動を行わなきゃいけないかというような基礎的な分析が必要になりますし、また、それを実際どのようにやっているのかとか、アンケート等々を実施して、我々がやっている広報活動の在り方の検証であるとか、どのように大学自体が見られているのか、そういったことを踏まえてコンテンツ等を構成しなければいけないということになります。

情報収集・効果検証に必要な調査技術 入試制度等に関するもの

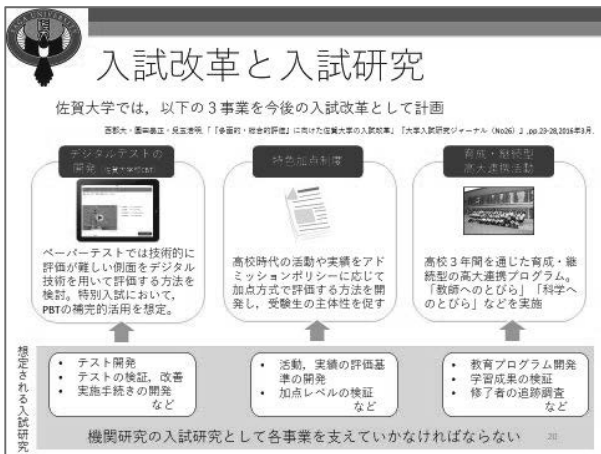
【アンケート調査】
 (定期調査)
 ■新入生アンケート
 ■オープンキャンパス参加者アンケート
 ■一般入試合格者アンケート
 ■出前講義受講者アンケート

(臨時調査)
 ■新学部設置のためのニーズ調査
 ■学内教員向けアンケート
 ■他大学対象のアンケート

【聞き取り調査】
 ■高校訪問等による聞き取り調査

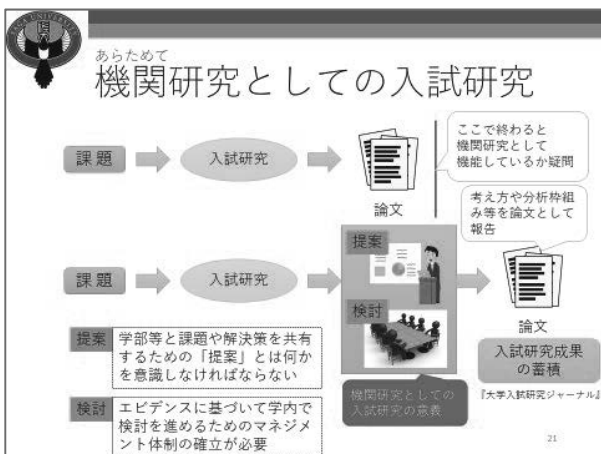
入試広報に関するもの
 高大連携に関するもの

そういった形でいろんな情報等を収集したり、効果検証を行うわけですが、これは入試制度、広報活動、高大連携にかかわらず、ある程度の社会調査に関する技術というものは不可欠なものになるのではなからうかと思えます。適当にアンケートを作ると適当なデータしか集まらなくて適当な分析にしかないという意味では、しっかりこういった設計ができるというのは重要なことだと思えます。



一方で、今後我々の大学でも入試改革を進めていくことになります。この三つの事業を中心に進めていくわけですが、ここにあります「ペーパーテストでは技術的に評価が難しい側面」というものを、デジタル技術を用いて評価する方法。これはペーパーテストを無くすのではなくて、補完的に活用するということを想定しておりますが、これのことにつきましては、明日の研究会でもその進捗の報告をしたいと考えています。

そのほかにも二つの事業がありますが、こういったものを支えるものとして、入試研究というものがあるわけで、今、実際そういったものを行っているということでございます。



以上、具体例を挙げて、機関研究としての入試研究ということを整理したときに、個人研究であれば、ある課題があって、研究を行って、論文を投稿して、掲載されればそれでいいのかもしれませんが、ここ

で終わってしまうと機関研究としては機能しているのか疑問なわけです。やはりこの論文になる過程において、実際の提案であるとか、その提案に基づいて学内で検討して進めていくことが必要になってくるのではないかと思います。この部分があってこそアドミッション・センターのような組織の存在意義を示せるのではないかと考えております。

入試研究の現実的課題

- データの取り扱い
 - ・ 個人情報や秘匿性の高い情報の取り扱い
 - ・ 分析までの遠い道のり(様々な手続きを経てようやくデータ取得)
- 入試研究に関する技術の共有と継承
 - ・ 追跡調査をめぐる議論(術(選抜効果)など)
 - ・ 組織的な問題(継続性をもった組織)
- アドミッション部門への理解
 - ・ 学内からの理解(何をやる組織なのか)
 - ・ 一定の理解を得るには、相応の実績作りが必須
 - ・ 事務部門との密な連携:円滑な活動のために不可欠
- 人材の配置と育成
 - ・ 入試研究ができる人材の配置、養成をどうするか

いろいろと話してきましたが、現実的な課題はどこにあるのかということですが、まず最初に直面するのは、データの取扱いでございます。やはり入試データとか成績データというのは秘匿性の高い個人情報を含んでいます。そうすると、分析まで非常に遠い道のりをたどらなければいけないと、様々な手続きを経てようやくデータを取得するというところから始まることが多いということであり

ます。また、入試研究に関する技術の共有と継承ということで、昔から追跡調査をめぐる議論というものがああります。先ほど石岡先生のスライドにも「選抜効果」の話が出てきましたが、この議論は、実は昔から繰り返されているということであり。その背景には、継続性を持った組織が無かった。委員会組織で検証して、終わって、また次の委員会組織がやってしまう。そういったところに問題があるのではないかと考えています。

次に、学内からのアドミッション部門への理解ということ。 「アドミッション・センターっていうのが作られたけれど、一体何をやる組織なのか」と

このようなことが共通理解を得られるまでには、それなりの時間と実績が必要になります。さらに、センターができただけでは機能しません。やはり入試課を中心とする事務組織との密な連携がないと円滑な活動というものはできないのではないかと考えております。

また、各先生方も先ほどから挙げられておりますが、人材の配置と育成、こういったところをどう考えていくのかというところは現実的な課題ではないかと思われま

個人的に考える
検討すべき論点

- IR (Institutional Research) との関係
 - ・ 大学マネジメントと入試研究
 - ・ データ収集、活用等に関する学内の整備
- 日本版アドミッションの「専門性」をどのように捉えるか
 - ・ 「専門性」に基づき人材育成の具体的な議論はできないか
- 教育接続と入試研究
 - ・ 高校教育と大学教育の架け橋として入試研究はどう貢献するか
- 大学間連携が進む可能性
 - ・ 人材育成や入試研究に関する技術の共有
 - ・ 大学間連携による入試制度の構築
 - ・ 問題作成、評価手法開発に関する連携
 - ・ 大学間連携における入試研究の役割

23

最後です。個人的に考える検討すべき視点というところではありますが、まず一つ目に IR です。Institutional Research (インスティテューショナル・リサーチ)、今、各大学でも推進をされているところだと思っておりますが、それとの関係をどう考えていくのかが一つの論点になるのではないかと思います。

大学マネジメントの中から入試研究をどう捉えるのかというところでもあります。先ほどデータ収集の難しさというものもありましたが、ひょっとすると IR という枠組みで考えていけば、かなり整備されていくのではないかと期待しています。

また、先ほど山本先生の話の中でもありましたが、日本版アドミッションの専門性というものをどのように捉えるのかということは二つ目の重要な視点ではなかろうかと思っております。育成しよう、育成しようというふうに言っても、この専門性っていうものは何なのかということが具体的にないとそういった検討は進まないのではないかと思います。

三つ目に、高大接続というものがありますが、この部分でも特に教育接続と入試研究というところをどう考えていくのかというところでありまして、高校教育と大学教育、これを一体的に改革しなければいけない中でその懸け橋として入試研究はどう貢献するのかというところも一つの視点だと思っております。

最後に、今後仮に大学間連携が進むのであればいろんな可能性というものも考えられるのではないかと考えています。例えば人材育成であるとか、こういった入試研究に関する技術の共有であるとか、大学間連携による入試制度の構築とか、問題作成、これに苦しんでいる大学は実は多いのではなかろうかと思っておりますし、評価手法の開発に関する連携っていうものも考えられるのではないかと考えています。そうしたときに実際入試研究の役割というものをどのように検討していけばいいのかというところも、新たな視点として加わってくるのではなかろうかというふうに考えております。以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○司会 (大塚)

西郡先生、どうもありがとうございました。

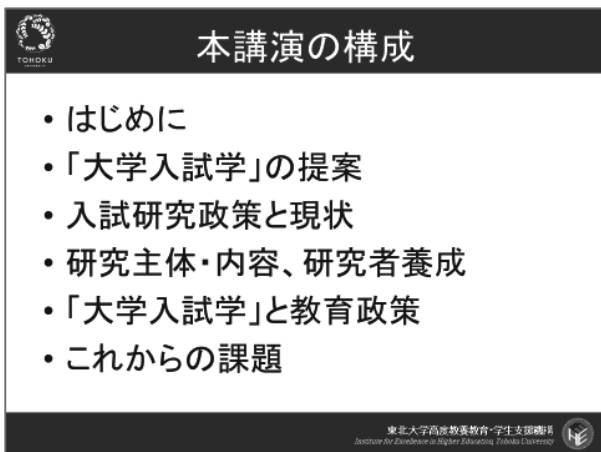
いや、日本も決して遅れていないということをはひしひしと感じました。それぞれの大学で、山本先生の言葉を借りればアクションリサーチということになるかと思っておりますが、入試研究の成果から何らかの提案がなされ、そこから何かまたデータを取得して検証するというサイクルをうまく回していくということが、入試研究の活性化につながる基本ということを感じた次第です。

それでは、東北大学の倉元先生から「大学入試学と教育政策」について、よろしくお願ひいたします。

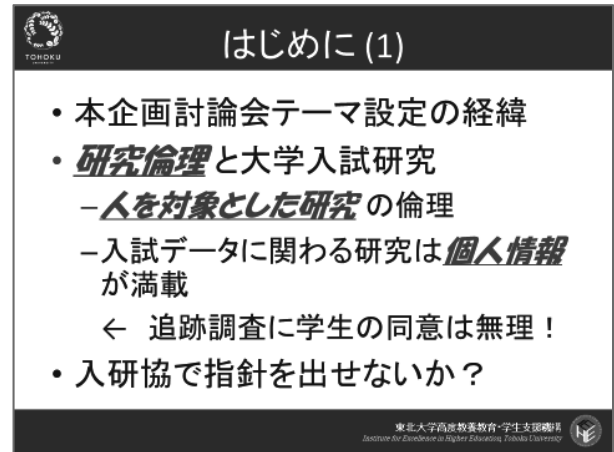


○倉元

はい。東北大学の倉元です。よろしくお願いいたします。タイトルを“「大学入試学」と教育政策”と付けました。ちょっと大仰なタイトルを付けてしまったかなと今後悔をしていますが、このかぎ括弧(「)がちょっと一つの鍵になります。後で御説明いたします。



今まで3人の御講演を伺って、私の話は3人の先生方のお話のまとめのような感じかなと思います。



私も企画委員という立場にありまして、今回この企画討論会でこれだけはやっておきたいというテーマがありました。それは何かといいますと、「研究倫理と大学入試研究」というテーマでした。つまり、人を対象とした研究の倫理というのは、この2年ぐらい、ある事件をきっかけに、非常にかまびすしく言われるようになってきたということがあります。

西郡先生のお話しにもありましたが、入試データに係る研究というのは個人情報満載です。これに非常に厳しい基準を適用しますと、例えば日本心理学会の倫理綱領などを見ても、全ての調査にやっぱり「調査者から文書で同意を取りなさい」みたいなことが書いてあるのです。学生に「あなたの成績を追跡調査に使ってもいいですか」と聞いて、「俺は成績が悪いから、いやだ」と言われたら、もう追跡調査にならないわけです。そういったところで、やはり入研協として何か指針を出していただけないかというような話を持ち掛けたのが、この話のきっかけになります。

はじめに (2)

- 大学入試研究ジャーナル規定
 - 変更案は常識的で異存なし
 - **各大学、学会の倫理審査規定?**
- 企画討論会のテーマとする案
 - **参加者の関心を惹かない!** ← 現実
- **大学入試研究そのものをテーマに**

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University

最初に思いついた企画討論会のテーマが、なぜ頓挫（とんざ）したかという話ですが、先ほど大塚先生のお話もありましたけれども、『大学入試研究ジャーナル』の規程ではこれから研究倫理のようなものを含めていこうということで進んでいるのですが、それぞれの大学、学会の倫理審査規程では、いわゆる入試研究、追跡調査も含めた入試研究まで考慮して作られているのかどうかという心配があったわけです。

そこで、研究倫理規定の問題についてぜひ話しておきたいと思ったのですが、それは無理だろう、と言われました。なぜかというとな参加者の関心を引かない……。それが現実なのだろうな、と思います。つまり、とりあえず入試研究そのものが大事だということをアピールする企画でなければ人は来てくれないのではないかな、ということでこのテーマになったということです。

「大学入試学」の提案 (1)

- 「**大学入試学**」の提案(倉元、2006)
 - **実践的**、目的志向的研究
 - **理想論の排除**、長期的利益の追求
 - その場で使える**学問的技法**
 - 具体的な**問題解決**
 - 入試研究の**継続性** ← 育成の困難
 - **入研協**の役割

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University

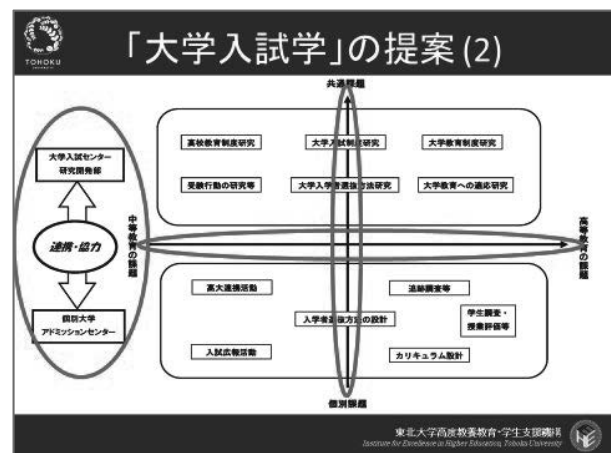
私自身は、もう10年も前から「大学入試学」とい

う言葉を使って、そういうものを作っていきませんか、という提案をしてみたい。いまだに「かぎ括弧」なのはこの言葉を使っているのは私だけだからです。誰も付いてきてくれなかったというわけです。

一応、大学入試学とはどんなものか、お話しします。実践的・目的志向的研究であり、理想論を排除して長期的な利益の追求……、これはどういうことかということ、個別の大学がその大学の個別利益を追求すると最終的には教育を荒らしてしまう危険性がある。そこを調整していくということが必要になってきて、それはやっぱり学問的にアプローチしていくしかない。その際にはやっぱりその場で使える学問的な技法が大事だろうというわけです。西郡先生が先ほどお示しになられたようなものは決して高度なテクニックではないのですが、一応、学問的な裏打ちがある統計的なテクニックだとかそういった類のものが必要です。それは寄せ集めで構わない。でも最終的には問題解決に結び付くようなものが必要だろうと言うわけです。

ところが、入試研究の継続性を考えたとき、なかなか研究者を育てるということは困難である。以前、こういう話を書きました。これに関しては後で少しお話しさせていただきたいと思います。

大事なものは入研協です。この入研協が学会的な役割を果たすということが必要なのではないかということを書いたことがありました。



具体的にはこんな感じの図を示したんです。まず

一つは横軸、これは時間軸として高大接続といったときに中等教育、高校の課題から大学、高等教育の課題まであるだろうというわけです。もう一つは研究課題の射程です。個別の大学の課題から共通の課題まであるだろうというわけです。その中で、例えば、追跡調査というのは基本的には個別の課題で、高等教育の課題に少し近いものと考えられます。それに対して、大学入試制度の研究などはちょうど真ん中にきていて、これは共通課題に近いのかな……、そのようなことを図式化しました。そうしたときに国立大学のアドミッション・センターと大学入試センターの研究開発部が有機的に連携・協力してやっていく必要があるだろう、というような内容を書いたことがあります¹⁾。

これが大学入試学という言葉を使って大学入試研究を表した初めてのところだったのですが、この後なかなか苦戦をしております。今まで何をやってきたかという、大学入試センターの研究開発部の先生方に御協力いただいて、幾つかの大学の研究ベースで活動しているアドミッション・センターの教員が年に1回ぐらい研究集会を持ってお互いの情報交換をし、たまにはそれらの成果を大きな機会で発表するというのが精いっぱいのところだったのですが、実はこの入試研究というものは、下から出来上がってきたものではなくて、行政の方が先にニーズを認識していたというのが歴史的な経緯です。

入試研究政策と現状 (1)

- **入学者選抜研究委員会**
-S40年代初期 **国立大学の委員会組織**
- **大学入試センター研究開発部** 発足
-S52: 共通1次導入(S54)準備
- **国立大学入学者選抜研究連絡協議会**
-S55: 国立大学中心の旧入研協発足

東北大学高度教育支援機構
 Institute for Advanced Education, Tohoku University

先ほども機関研究というような話がありましたけれども、昭和40年代の初期に国立大学に委員会

として大学入試の研究をする組織を作りなさい、というのは、文部省の指導でした。共通1次発足の準備のため、「大学入試センター研究部」という大学入試研究を専ら専門にする機関が初めてできまして、国立大学入学者選抜研究連絡協議会、今のこの入研協の前身になるものが立ち上がったというのがここまでの流れです。

つまり、要するに政策側は大学入試研究が必要だと思っていた。それで基本的に組織もできたのですが、大学の中でそれを担当するのは2年ぐらいで交代していく委員という状況が続いたわけです。

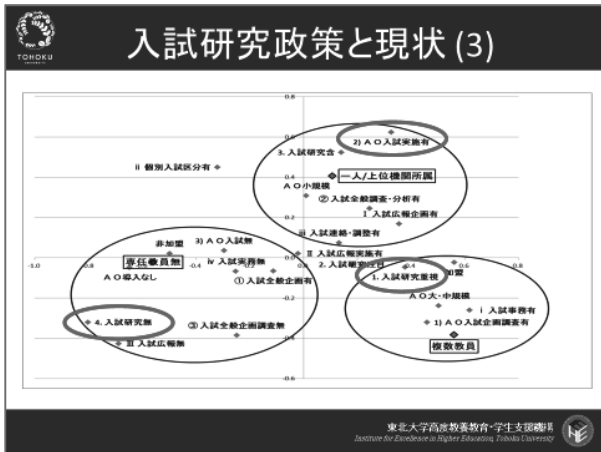
入試研究政策と現状 (2)

- **国立大学アドミッションセンター**
-H11: 九州大学、筑波大学、東北大学
-国立大学にAO入試導入(H12)
-入試研究とAO入試の機能？
- **全国大学入学者選抜研究連絡協議会**
-H18: センター試験利用大学へ拡大

東北大学高度教育支援機構
 Institute for Advanced Education, Tohoku University

それが大きく転換したのは国立大学にアドミッション・センターができてからです。平成11年に九州大学、筑波大学、そして私ども東北大学も最初のアドミッション・センターになったんですけども、AO入試を導入するということを契機にできたものだったんですが、これはやはりもともとの流れからすると、各大学における入試研究を遂行するセクションという機能も与えられていたんだろうと理解できます。

その後、入研協の参加大学が私立大学も含めた「センター利用大学」というコンセプトに拡大しまして全国大学入学者選抜研究連絡協議会となって今に至っているというわけです。



これは、昨年の入研協で発表させていただいて、この春に発行された『大学入試研究ジャーナル』に掲載させていただいた論文²⁾の中の図なのですが、国立大学のいわゆるアドミッション・センター相当組織の規程を調べまして、統計的な手法を使ってマッピングを試みました。そうすると、いろんな大学の特徴が出てきたわけです。例えば、複数の教員が所属しているような大きな組織だと、やはり入試研究を重視するような規程になっておりますし、一人あるいは上位機関があって、そこにアドミッションの担当者が所属するというような形でも入試研究が業務に含まれているような規程になっています。

ところが、割とこれは最近できた所が多いんですが、専任教員のいない組織もあります。今までの委員会組織に「アドミッション・センター」というような名前を充てているように見えるような所では、入試研究は業務に含まれていないということが分かってきました。すなわち、もう50年以上の課題なんだろうと思うのですが、いまだに学問としての大学入試を担う組織が十分に普及していないと言わざるを得ないでしょう。

研究主体・内容、研究者養成 (1)

- 大学入試センター研究開発部外部評価報告書 (1999)
 - 研究の再定義の必要性
 - パラダイム論からモード論へ
 - 研究に期待される社会的貢献
 - 研究の目的: 真理の探究から現実的な問題解決へ


それではそうになってしまうのは何が問題なのかということです。一つ参考になるのが、古いものですけれども、「大学入試センター研究開発部外部評価報告書³⁾」という資料があります。これは大学入試センターが法人化される前で、国立大学の共同利用機関だった時代のものです。このときに大学入試に関しては研究を定義し直す必要があるだろう、という趣旨の提言が出ました。このとき、引き合いに出されたのがいわゆるトーマス・クーンの「パラダイム論」というものから「モード論」に変化しなければいけない、という話です。

これが何を意味しているかということ、なかなか大きなものがあります。研究というものは、「研究そのものの価値の追求」では済まないんだよ、……西郡先生に言われてしまったのですが……、研究に期待される「社会的な貢献」があるということです。つまり、研究の目的を「真理の探究」から「現実的な問題解決」へ転換していかなければならない、

研究主体・内容、研究者養成 (2)


- モード論
 - モード1: 専門分野に依拠した伝統的な知識生産
 - モード2: **専門分野を超えた** 知的生産
- **モード2の研究**の特徴
 - マルチディシプリン
 - 評価の母体が**学会から一般社会へ**

「モード1」「モード2」という分け方をしますが、旧来の研究は専門分野に依拠した伝統的な知的生産ということで、「モード1」になります。それに対して「モード2」は専門分野を越えた知的生産です。その特徴というのは、まず、ディシプリン、すなわち、ある研究分野では「当たり前とされるような研究手法」が一つで済まないということです。様々なものですね、マルチな方法論が必要ということになるわけです。また、研究に対して評価をする母体が、閉じられた学会から一般社会になるということです。




研究主体・内容、研究者養成 (3)

- 大学入試研究は**モード2**が前提
- モード2の研究の困難
 - 同一のディシプリン
 - 判断基準の統一が比較的容易
 - マルチディシプリン
 - 分野による**価値観、見解の相違**
 - 研究内容が研究主体により規定される


 東北大学高度教育・学生支援機構
 Institute for Advanced Education & Student Support, Tohoku University


大学入試研究に関しては、当然のことではあるのですが、「モード2」が前提になるわけです。ただ、簡単に「モード2」と言いますが、こういったマルチディシプリンな研究分野の困難というのは、やはり、母体とする分野によって判断基準、価値観が違っているので、そこをなかなか統一できないということが背景にあります。違う分野の価値観、見解の相違は、研究を遂行している時にプラスにもなるのですが、マイナスにもなるだろうということです。

もう一つ大事なことは、研究内容が研究主体により規定されるということでしょう。つまり、価値中立的な形で真理の探究をするという建前の研究であれば、研究者がどういう所に所属していても、どういう立場であろうが「研究」は「研究」です。ところが、「モード2」になってくるとそうはいかないわけです。つまり研究主体がどこであるか、ということが問われることになります。



研究主体・内容、研究者養成 (4)

- 研究主体と研究内容の関係性
 - モード2の研究は研究成果が**社会的貢献(=利益?)**と連動 → 研究主体は？
- 個別大学の入試研究
 - ← 当該大学への貢献が前提
- 中立の**入試研究専門機関**の重要性
- 受験産業による「入試研究」？


 東北大学高度教育・学生支援機構
 Institute for Advanced Education & Student Support, Tohoku University

つまり、例えば、私自身は対外的には「東北大学入試センター」と認識されているセクションの教員です。そうしますと、やはり、「東北大学の利益」に貢献するような研究成果が求められることとなります。この点は非常によく考えなければいけない。個別大学に所属する者であれば、それぞれ自分の大学への貢献が前提となります。これを意識できないようでは、基本的に入試研究者としての資格がないということになるのだらうと思います。

中立機関であれば、個別の利害を調整することは可能です。入試研究の専門機関というのは、そういう意味で、やはり重要なのだと思います。

昨今、いわゆる受験産業による入試の調査のようなものがよく目に触れます。「これはどうなのだろう」ということについて、私はずっと疑問に思っています。研究内容は研究主体の利益と密接不可分、少なくとも、そこには緩やかな連動性があるらうと思うのです。やはり、主体の利益に反するような研究は基本的にできないので、テーマそのものがバイアスがかかってしまうのではないかと思うのですが、考えすぎでしょうか。

さて、その点が、もう一つ何につながってくるかというところ、研究者養成の困難です。

研究主体・内容、研究者養成 (5)

- **研究者養成の困難**
 - 倉元・西郡 (2009)「学生による入試研究というチャレンジ」, ジャーナル, 19
- **大学入試研究者養成機関の不在**
 - 研究主体の問題 → 学生の育成に障壁
 - 原因: **データの機密性** → テーマの工夫
- **受験生 アンケート → 大チャレンジ**

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Graduate Studies in Higher Education, Tohoku University

実は、西郡先生は大学院時代には私が指導教員を務めさせていただいた、直接の指導学生でした。恐らく、当時、大学入試を研究テーマにしている大学院生というのは全国でも一人か二人ぐらいだったのではないかと思います。やはり、「研究の主体」が非常に問題になりました。要は、大学入試研究の分野では、学生が遂行できる研究にはテーマ的な制約が加わるんです。例えば、学生に学生の成績データを触らせるわけにはいかないわけですね、立場上。データの機密性ということが障壁になって、通常の入試研究で期待されているようなテーマができない。そこで工夫が必要になってくるわけです。

あとで西郡先生に感想をお聞きしたいところですが、彼は、当時、こういうことを考えました。「受験生にアンケートをとりたい」と。当時、いわゆる学生ができるようなテーマとして、高校生や大学生を対象としたアンケートはあったのですが、受験生に入試の現場でアンケートをとるというのはあり得なかった。私自身は、この無謀さを分かっていたのですが、黙って協力することにしました。

研究主体・内容、研究者養成 (6)

- 調査協力依頼25大学、検討10/25
- 許可3/10、**不許可7/10**

調査不許可の理由
(1) 実施手順上の困難
(2) 関係者の理解が得られない
(3) 外部からのクレームへの懸念
(4) 他大学からの調査依頼である
(5) 受験生への心理的影響への懸念
(6) 受験生の情報の目的外利用
(7) その他

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Graduate Studies in Higher Education, Tohoku University

入研協の機会を利用して文書で知り合いの大学の先生や事務の方に……合計 25 大学です……「うちの学生がこんな調査をやりたいと言っているのですけれども、御協力を検討していただけませんか」とお願いしました。当然のことながら、だいたいは門前払いです。その中で実質的に検討していただいた大学が 10 大学あり、そのうち許可をくださったのが、何と 3 大学ありまして、それは西郡先生の学生時代の研究業績として残っているんですが、不許可だった七つの大学が協力できない理由を開示してくれました。これが面白い。「実施手順上困難である。」「関係者の理解が得られない。」「外部からのクレームが懸念される。」「他大学からの調査依頼である。」「受験生への心理的影響への懸念。」「受験生の情報の目的外利用になる。」と、なかなか的を射た御懸念であろうかな、と思います⁴⁾。

大学入試のその現場というのは、当然、公正な入試の実施及び合否判断につながる情報収集が唯一最大の目的ですから、それ以外の目的に関わる調査は、せいぜいその大学の入試改善を目的として、入試に直接携わる立場の研究者以外にはできないのが当然でしょう。

研究主体・内容、研究者養成 (7)

- 大学入試研究はモード2
 - マルチディシプリン
 - × ノーディシプリン
- **研究主体が研究内容を規定する**
 - 研究主体に資する目的は外せない
- 研究者養成の困難
- **さらに大きな障壁**となるのは？

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Graduate Studies in Higher Education, Tohoku University

大学入試研究は「モード2」であり、「マルチディシプリン」です。それは、言い換えれば「ノーディシプリン」ではないということです。山本先生がおっしゃっていたことだろうと思います。研究主体が研究内容を規定するということが研究主体に資するという目的は外せない。それがゆえに、研究者養成も困難になっておりますが、さらに大きな障壁というものがあるのではないかな、と私は思っています。これは最後にまた触れたいと思います。

「大学入試学」と教育政策 (1)

- 高大接続答申と「大学入試学」
- **臨教審答申 (1985)** との類似性
 - 首相の私的諮問機関(教育再生実行会議)が議論を先導
 - **時代状況の認識**
 - **共通試験廃止、新テスト**という処方箋
 - 共通試験改革の具体的提案内容

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Graduate Studies in Higher Education, Tohoku University

今回の高大接続答申です。この内容は、実は、約30年前に出た臨時教育審議会の答申と非常に類似をしていると思います。審議の進め方も似ています。総理大臣の私的諮問機関、「教育再生実行会議」がそれに当たるとは思いますが、そこで議論を先導する。時代状況の認識も極めてよく似ています。「これからの先を見通せない時代」だとか。実際には、30年前と今では時代的な状況は、全然違うはずなのですが、さらに、手段も一緒です。「現行の共通試験の廃止」

そして「新テストの導入」という処方箋です。

「大学入試学」と教育政策 (2)

- 高大接続答申(2014)の提言
 - **大学入学希望者学力評価テスト(仮称)**の在り方
 - **合教科・科目型、総合型、記述式**、資格試験的利用、年複数回実施、段階別表示、**CBT**、**民間の資格・検定試験の活用**
- 太字は臨教審に見られない内容

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Graduate Studies in Higher Education, Tohoku University

「大学入試学」と教育政策 (3)

- 合教科・科目型、総合型
 - ← **国立大学協会(2000)**
- 民間の資格・検定試験の活用
 - ← **経済同友会(1984)**
- CBT: **米国のSAT**では本格導入されていない
 - ← いずれも**実現困難とされた案**

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Graduate Studies in Higher Education, Tohoku University

共通試験改革の具体的な内容もよく似ています。大学入学希望者学力評価テストの在り方として提言された内容の多くは、臨教審の答申でも出ているように思います。「合教科・科目型」についても大学審議会や国立大学協会で2000年に議論されています。英語における「民間の資格試験の活用」というアイデアは、何と、臨教審の前の1984年に経済同友会が同じ提案をしています。CBT、先ほどの石岡先生の御発表にありましたアメリカのSATでは、本格導入されていません。この話、具体に入ると長くなると思いますので、ここまでにします。いずれも実現困難とされた案なのです。

TOHOKU

「大学入試学」と教育政策 (3)

- 高大接続システム改革会議「最終報告」(2016)では新テストの新奇性を**記述式導入**に焦点化
- 記述式: 共通試験導入の前提として、**実施不可能とされた方式**
(国立大学協会入試調査特別委員会, 1972)
← **臨教審はマークシート方式の議論を避けた?**

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University

結果的に、「高大接続システム改革会議」の最終提案では、共通試験に記述式テスト問題を導入するということに焦点化して提言がなされたのですが、ちょっとまた古いものを調べてみますと、これは共通1次の検討をしていた時に、共通試験導入の前提としては実施不可能とされた方式であります。また、どうも、臨時教育審議会はこのマークシートの方式の議論を巧妙に避けていたようにも見えます。これは明日の研究発表でお話させていただきます⁹⁾。

もしも、本当に共通1次導入以前から文部省が考えていたような大学入試研究というのが実現していたならば、もう少しいろんな形でお助けもできたのではないかな、というようなことを思う今日この頃であります。

TOHOKU

これからの課題 (1)

- 大学入試は**妥協の芸術**
- 制約と相互矛盾の中の**暫定的最適解**
- 「大学入試学」が認知されていたら?
- 他国の事例に対して**学術的評価**を
- 現実の制約と過去の経験から学ぶ
- 入試政策の及ぼす**波及効果への想像**
- **出口からの議論**

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University

大学入試というのは「妥協の技術¹⁰⁾」であろうと思います。様々な制約と相互矛盾の中で何とかこれで動くのではないかという暫定的な最適解を見つけるということになるかと思います。

もしも「大学入試学」が認知されていたら他国の知恵に対して学術的評価を持って学ぶことができるだろうと思うわけです。例えば、「アメリカでこうやっているからいい」というわけではないですよ。石岡先生がきれいにまとめてくれましたけれども、実際には、カレッジボードはコストの問題だとか、技術的な問題というのを恐らく抱えているでしょう。これらは表には出てきません。例えば、韓国、今でも止まらない受験地獄。日本と同じように語られますが、全然、スケールが違います。これに対して、やっぱり新しい査定官制度にも、いわゆる塾が対応しているというようなことがあるでしょう。

だから、そういったことも含めて、日本の現実と照らし合わせて何ができるのか、また、今は私が簡単に話したのは「過去の経験から学ぶ」ということですが、そういうことが学問的にある程度成立していたならば、「入口がこうあるべきだ」という議論だけではなく、結果としてこうした処方箋がどういう波及効果を及ぼすのかという想像力……これを「出口からの議論」と私は呼んでいます……そういったアプローチもできたのではないかと。

諦めるのはまだ早い。今からでも遅くないので、これから可能であればやるべきではないかと思えます。

TOHOKU

これからの課題 (2)

- 「大学入試学」構築に向けての課題
- 研究主体: 中立公的機関、個別大学
- 研究内容: モード2的価値観の共有、近視眼的個別利益の超克と**結果責任**
- 研究者養成: **大学院での研究者養成**
- そして、超えるべき**最大の障壁**は?

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University

やはり私は「大学入試学」というのは必要だと思います。研究主体としては中立の公的機関と個別大学、この両方に必要でしょう。研究内容は、いわゆる「モード2」と表現しましたけれど、そういった

価値観、それを共有していくべきでしょう。「近視眼的な個別利益の超克」と「結果責任を負う」ということが大事です。すなわち、提案をすればその結果が問われるべき、ということです。

やはり、ノーディシプリンではないので……基本的には、これは後でディスカッションのテーマになるかなと思うのですが……、大学院での研究者養成が必要だと思います。私は、個人的に自分の学生の中から養成をしようとしてきましたが、なかなかそこは厳しいのが現実です。いよいよ、組織的に取り組んでいただくような時期なのかなと思います。

そして、最後に、越えるべき最大の障壁が私たちの「心の中」にあると思います。すごく曖昧な、メルヘンチックな表現を使いましたが、何を言いたいかというと、こういうことです。

なぜか、「入試」というと一段低く見る人が多いのです。馬鹿にします。そして、こんなものは簡単に改善できると思って、手を出して火傷をする。一般の方々が「入試嫌い」になるのは分かります。誰も入試で「良い思い」をした人はいないかもしれないからです。そこは仕方がないのです。ただ、私たち研究する側までが、そういった社会と文化、時代のエートスを背景に持った「モード1」の価値観だけに囚われていいのかな、というところを思うのです。

入試というのは、やはり、他の研究テーマと同じように、きちんと誠心誠意、自分たちの能力の全てを使って対峙して、現実的に考えるべきテーマなのではないか。少なくとも、それに直接携わる側の人たちが、その点を馬鹿にするような認識を少し持っているとしたら、それが「大学入試学」成立における一番の壁になっているのではないかと思います。

入試改革には、いろんな御意見があるだろうと思いますけれども、こういった議論ができるようになったということ自体、私は非常にありがたいことだと感じております。

御清聴ありがとうございました。

- 1) 倉元直樹 (2009). 「東北大学における『アドミッションセンター』の取組と課題」『2008: 大学入試フォーラム』31, 3-11.
- 2) 倉元直樹 (2016). 「国立大学におけるアドミッションセンターの組織と機能」『大学入試研究ジャーナル』26, 89-96.
- 3) 大学入試センター研究開発部 (1999). 『大学入試センター研究開発部外部報告書』.
- 4) 倉元直樹・西郡大 (2009). 「大学入試研究者の育成 — 『学生による入試研究』というチャレンジ」『大学入試研究ジャーナル』19, 53-59.
- 5) 倉元直樹 (2017). 「大学入試制度改革の論理に関する一考察——大学入試センター試験はなぜ廃止の危機に至ったのか——」『大学入試研究ジャーナル』27, 29-35.
- 6) 倉元直樹 (2013). 「受験生から見た『多様化』の意義——東北大学型 AO 入試と一般入試——」, 大学入試センター研究開発部 (編) 『2013 大学入試センター研究開発部シンポジウム「入試研究から見た高大接続——多様化する大学入試にせまる——」』報告書, 24-37.

○司会 (大塚)

倉元先生、どうもありがとうございました。

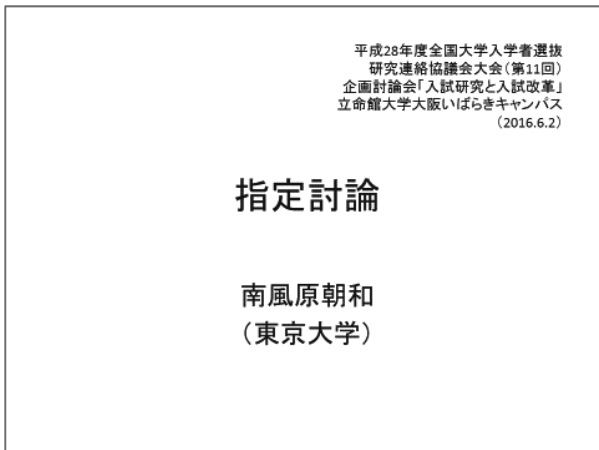
私が最初に大学入試センターに就職した 1982 年の頃は、今の研究開発部は「研究部」と言っていました。「開発」というのは付いていなかったんですね。当時はある意味で「モード1」で「研究部」とされたのかもしれませんが、ただ、その後、これは入試だけに限ったことではないと思いますが、社会との連携を意識することが求められる流れの中、「研究開発部」と呼ばれるのが当たり前になっていったように思います。「モード2」が、じわじわと広がってきているのだらうと思いますが、そうした入試研究の考え方は、入研協の場なども通じてさらに育てていく必要があるのだらうと感じたところです。どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩を入れたいと思います。質問票は係にお出しください。

— 休 憩 —

○司会（川嶋）

それではお時間になりましたので、企画討論会の後半を始めさせていただきますと思います。後半の最初は、今までの4名の御報告者の方に対してコメントをお願いしております、討論者は東京大学理事・副学長の南風原先生であります。どうかよろしくをお願いします。



○南風原

はい、よろしくをお願いします。指定討論ということですが、勝手ながら午前部の討論もさせていただきますと思います。ここの部分は無指定討論ということで適宜聞き流して、いただければと思います。(笑)

私も、高大接続システム改革会議に委員として参加させていただいて、大変貴重な経験をいたしました。先ほど同じく委員であった荒瀬先生から「よくまとまったな」という感想がありました。スタート時点の状況から14回にわたる会議がありまして、事務方も非常な努力をされまして、私も私なりに会議の内外でいろんな話し合いを重ねまして、当初のところから、かなり無理のない現実的な方向へ、また関連の所に良い影響が与えられるような、そのような方向に少しずつ動いてきたと思います。

そういう意味では荒瀬先生がよくまとまったという感想もそのとおりかと思いますが、一方で、荒瀬先生も最終回にもいろんな意見が出たというふうにおっしゃっていたように、本日もたくさんの質問が出たということですので、よくまとまった

っているのは、比較級だと思うんです。最初に比べたら相対的にということであって、絶対評価としてはまだまとまってないと思います。あるいは、まだまだたくさん課題があるということだと思います。

先ほど紹介されたのは意欲が測れるのかという質問だったとおっしゃいましたが、ちょっとメモを見てみますと、主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度が測れるのかという質問でありました。で、私の方も会議の最終回で3点に絞ってまだまだ現実との乖離(かいり)があるということを申し上げました。

まず「高等学校基礎学力テスト」については、そこであたっていることと現実の技術の水準ですね。

「複数回の受験を可能とし、様々なところから問題を収集して、かつ、コンピュータを利用し全てを一本の尺度にまとめる」と、非常に野心的なことだけれども、それは今すぐには無理な非常に難しいことだと思います。そういう意味であたっていることと技術水準との乖離ということについて指摘しました。

それから、「大学入学希望者学力評価テスト」については、これは一つ記述式に絞って実現しようとしている非常に高い目標があります。様々な情報を組み合わせて深く考え、それを表現するというような目標があるわけですが、実際にやろうとしていることがそのようなことができるような本格的な記述式ではないという乖離があります。条件付き記述式というようなことで全国学力状況調査などでも例がありますけれども、ある条件を満たしているかどうかということが採点基準になるような、特定の言葉を使って疑問文を作っているかとかです。そのような、少し内容が違うかもしれませんが、少なくとも「様々な情報を組み合わせて深い思考で」というふうな、そこで掲げているような本格的な記述で狙うような、そのようなこととは違うものになっていると、そういったことのためにそのような、悪い言葉で言えば、「中途半端な」記述式を導入するのにそれほどのことをすべきかというようなことで乖離について指摘しました。

それから、「全国の大学が他者と協働して学ぶ態度を重点的に評価するように」ということです。これは目標自体が現実離れしているというふうに指摘しました。

そして、最後にお願ひしたことは、そうした現実との乖離を埋める努力をして埋められたら実施するというので、工程ありきではないと、リオ・オリンピックに向けて相当な工事がなされているようですけれども、そのような締切りを決めてやるようなもの、建物の工事ならできるかもしれませんが、このような大事なテスト作りってということでは非常に難しいと思いますので、無理のないように工程ありきではなく、「乖離が埋まった。では実施」というふうな方向でやってほしいということをお願いしました。

そして、最終報告ではそのような検討を十分に行うということが書かれていましたけれども、先ほどの佐々木さんの言葉では「検討するは、やらないってことだ」ということでちょっと怖くなりましたけれども、ぜひ検討をしてほしいなと思います。

それから、この会議が大変良かったのは、全て透明でオープンで誰でも傍聴できて、議事録も全て逐語で公表されていること。文科省のホームページ「高大接続システム」で発言が全部読めます。そういった全てオープン、透明化されていることでメディアや SNS などでの発言もあり、そういったことも世論作り、また、先ほど最初に申し上げました「全体として現実に近いものになってきた」ということの後押しをしているんだろうと思います。そのようなことがあったということで、最終報告が出て、ちょうど2か月ですけれども、そのようなコメントをさせていただきます。

では、本日の午後の部についても、また高大接続とも関連付けながら少しコメントをさせていただければと思います。

入試研究と入試改革

入試研究を担う人と入試改革を担う人

「入試研究」と「入試改革」というテーマでありますけれども、その関連を見るというときには「入試研究を担う人と入試改革を担う人」という観点からも捉えることができるだろうと。

高大接続システム改革会議委員		引 紙
委員長	大塚 隆夫	大阪大学学長
委員	岡田 隆一	国立行政大学院学長
	五十嵐 啓子	京都府立南山小学校校長
	梶 健太郎	東北大学大学院情報科学研究科教授
	成野 元人	株式会社コナミ情報社、公益財団法人読書推進委員会、公益財団法人産業教育振興協会、一般社団法人アグリフューチャージャパン理事長、一般社団法人日本読書推進協会
	岡本 和夫	国立行政大学院学長
	岩崎 達夫	早稲田大学理事（広報・入試担当）
	片崎 浩	京都大学
	金子 元久	京都大学大学院センター長
	野山 隆一	岡山県立岡山理科大学教授
	角野 真智子	株式会社キャリアン代表取締役、神奈川教育委員会委員
	玉神 真	東京大学大学院教育学研究科教授
	小林 浩	リクルート「キャリアデザイン」編集長
	佐藤 寛治	学校法人桜葉高等学校長、桜葉大学校長
	野野 光彦	一般社団法人全国高等学校PTA連合会
	鈴木 尚江	公立大学法人国際医療福祉大学理事・学長
	野村 邦夫	埼玉県教育委員会教育長
	斎藤 隆二	京都府立大学大学院教育学研究科教授
	高木 隆夫	国文学研究資料館館長
	高橋 雅也	東京大学大学院教育学研究科教授
	野村 邦夫	兵庫の未来女子大学
	山口 悠	名古屋大学
	日比谷 美子	国際医療福祉大学
	宮本 九代	東京府立西高等学校長
	山崎 謙一	京都大学
	山本 隆夫	国立行政大学院学長
	高田 研作	大阪大学大学院教育学研究センター長

そういう意味でこれは文字が見えなくても結構なんですけれども、今申し上げました高大接続システム改革会議、改革を担う人々ですね。実際にはこの人々を人選し、さらには会議を組み立てている文科省の実働部隊が本当は担っているとも言えるわけですけれども、27人中3分の2が大学関係者、18人ですね。そのうち9人は学長ないしは元学長ということで、入試研究を担う人ではないです。残り9人も必ずしも入試研究ということではなくて、私はテスト理論、教育測定という立場で入りましたけれども、そのような立場ってというのは私一人でありました。もちろんいろんな関係で選抜に関わっておられる人はいましたけれども、いわゆる専門家集団という、専門家会議というイメージからは少しずれていたかなと、そういう意味では入試研究を担う人と入試改革を担う人の間にやや分断があったかなという感じです。

○「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループ ◎主査

荒瀬 克己	大谷大学文学部教授
◎ 岡本 和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構理事
沖 清豪	早稲田大学入試開発オフィス長
川上 浩良	首都大学東京入試改革担当学長補佐
関根 郁夫	埼玉県教育委員会教育長
東島 清	京都大学監事、大阪大学名誉教授
平方 邦行	工学院大学附属中学校・高等学校長
宮本 久也	東京都立西高等学校長
安井 利一	明海大学学長

※今後の検討状況に応じ、適宜追加

ぜひ議論をオープンに

これが3月に終わりますので、ここから9人、ベストナインのようなメンバーが選ばれるわけですが、私は落ちています。それは多分、私がこれまで以上に自由に発言ができるように、粋な計らいをさせていただいたものだと思っています。(笑)

ただ、この中にもやはり専門という人はあまりいないので、高等学校基礎学力テストの方とはちょっと違って、ここは少し専門家が欲しいなというところがあります。適宜追加とありますので、また周辺のワーキングなどもあると思いますのでそこは大丈夫だと思いますけれども、先ほど申し上げたこと、もう一遍ここでも強調しておきたいと思っておりますけれども、これは水面下で、密室でやるような仕事ではない。全国的な重要なテーマですので、これまで同様、ぜひ議論をオープンにしてほしいと、そして、そこに保護者や教師やメディアなども自由に発言をし、全体として納得・協力できるような形で入試改革を進めてほしいというのが、これが願いです。

本日、午後の部は4件の発表がありまして、石岡さんは特に記述式問題やその自動採点の専門家です。今度の改革においてもいろいろと貢献されていることと思っておりますけれども、その石岡さんからSATについて非常に興味深い報告がありました。その中で、私が気になった所を取り上げておきたいと思っております。

石岡氏の発表に関連して

高大接続システム改革への示唆

・再設計の方針:最もクリティカルなものが「スキルと知識」(ライティングスキル等)(p.14)

Cf.「知識・技能」

・エッセイは必須からオプションに(p.12)

Cf.「アドミッション・ポリシー」

・選択式によるWriting and Languageテスト(p.11)

Cf.「表現力」

まず、SATの最近の改訂の中で最もクリティカルなものがスキルと知識、ライティング・スキルなどということが言われました。これ、片仮名が混じっているのが分かりにくいですが、高大接続の中でやや低い立場に置かれている知識、技能ですよ、日本語に直すと。これが一番大事だというふうに使われているということです。

で、確かにスキルといえば、石岡さんも言われましたけれども、ライティング・スキル、それからリーディングスキル、コミュニケーション・スキル、いわゆる表現力になるわけです。

そのように整理すると、人に伝える技能というのはすごく大事なことです。そして、知識、これについてもよく「暗記・再生」という言葉を使う人がいますけれども、それは恐らくそういう勉強をしてきた人だろうと思います。勉強と言えば暗記・再生、知識といえば暗記・再生という人はいるんですけど、そうでない人からすれば知識というのは非常に大事なもので偏重してよいもの、深い知識、本質的な理解を伴う知識、活用できる知識、活用できる形にまで鍛え上げた知識です。そういった知識、技能を持って大学に入ってきたら大学でかなりいけるはずなんです。

それと切り離れた思考力とか判断力、「あなたは判断力がない」と言われたらどうしたらいいですかね、高校生は。どうしたら判断力を付けられるのか。

「あなたは天体の動きが分かってない」と言われたら天体の動きを理解するようにします。微生物のことが分かってないと言えばそこを勉強して深い理解

につながります。しかし、判断力が弱いつて言われたら何をどうしたらいいか分からないです。

で、高大接続の中でこんな議論がありました。記述式を入れると試験自体が2か月ぐらい前倒しになるかもしれないと、そうしたら高等学校が困ると、文化祭の非常に大事なところで高校生活の大事なところが奪われる。しかもそこからラストスパートで子供たちは頑張るんだという話を高校の先生がされた時に、その2か月ぐらいで伸びるような学力は本物の学力ではないというふうな発言も会議の内外でありました。文科省の方からもありました。

10代の高校生が2か月必死になって伸びるようなものは学力ではないと、じゃあそれによって伸びないものっていうのは何なのか、どうしてそれを測ろうというのか、というようなことで、その学力観、3要素とか言っていますけれども、それぞれが非常に脆弱（ぜいじゃく）な基盤のものだろうというふうに思います。そういう意味で海外の動向を見るということはすごく大事で、その点でこのようなまとめがあったことは私たちのプラティクスを見直す上で非常に重要なことだというふうに思いました。

それから二つ目、エッセイは必須からオプションにということで、今高大で記述式っていうのはエッセイではなくて短文記述などですけれども、どうしてもっていうならオプションにというのも一つの手かなということは参考にはなります。だからもしあのような言わば中途半端なものでもアドミッション・ポリシーからしてぜひそれを入れたいという大学があるならば、それを要求するというようなことがあってもいいのかな、そういう柔軟性があってもいいのかな、その場合には場合によっては採点も手伝うということもあってもいいかもしれません。

それから選択式によるライティング・アンド・ランゲージテスト、ライティング・アンド・ランゲージなので、もう、まさに表現力ですよ。これを選択式で測ろうという、これもSATのホームページからサンプル問題が解けます、答を選んでクリックして次に行つてというようなことで。非常に良い問

題がたくさんありますので、これも御覧になるといいと思いますけれども、それを選択式、マーク式でやろうという試みだということです。

What the Writing and Language Test Measures

Writing and Language テストが測るもの

- **Command of Evidence** / 議論におけるエビデンスの活用
- **Words in Context** / 文脈に最も適した語の選択
- **Analysis in History/Social Studies and in Science** / 歴史や科学に関する文章の分析と推敲
- **Expression of Ideas** / アイディアを伝えるための表現と構成
- **Standard English Conventions** / 正しい文法にしたがった校正

cf. 「マークシート問題の改善」

中身はこういうふうになっています。ホームページから取ってきたものですが、ライティング・アンド・ランゲージのテストが測るものということで、議論においてどのようにエビデンスを使っているか、この文脈で語を選ぶとしたら最も適した語はどれなのか、歴史や科学に関する文章を分析してそれを推敲する。アイデアを伝えるための表現、それから全体の段落構成などをどう考えるか、それから正しい文法に従った構成など、これらが全てマークシートの選択式です。

なので、高大接続の最終報告にもマークシート問題の改善というセクションがありますけれども、ここに書かれているものは正解が二つ以上あるものにするとか、ひねくれた話ばかりです。表現力だから記述させるという短絡的な発想ではなくて、マークシートを改善し、どうやって50万人に効率的にたくさん問題を出し、かつより妥当性高く表現力を測れるか、そこを工夫すべきだと思いますし、実際、最近のセンター試験などでもこのような、これに類するものが出てきています。とても暗記・再生では対応できない表現力を測ることができるテストが開発されていますし、それをさらに研ぎ澄ますこともできるだろうというふうに思います。

次、山本さんの発表では、隣の国ではこんな大きな変化が起きていたんだということがよく分かり、

参考になりました。

山本氏の発表に関連して

高大接続システム改革会議最終報告から：

「各大学において、アドミッション・オフィスの整備・強化やアドミッション・オフィサーなど多面的・総合的評価による入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等に取り組むことが必要である」(p.50)

Cf. 時間的展望、日韓の風土

「今後、各大学の入学者選抜において、「学力の3要素」を評価するため、…調査書や大学入学希望理由書、面接など多様な評価方法を工夫しつつ、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」についての評価を重視すべきである」(pp.42-43)

Cf. 大学の主体性、多様性

高大接続システム改革会議の最終報告の中でもそういう入学者選抜を支える専門人材の職務の確立と育成、配置に取り組むことが必要だと指摘されています。そこでうたわれているような多面的な評価をするとすればですけれども。

そこで、山本さんに質問として、例えば日本でこの人材育成をやるとしたら、職務の確立からスタートするとしたらどれぐらい時間がかかるのか。また、それ以上にお聞きしたいのは、先ほど外国のものを持ってきてすぐうまくいくものではないという指摘もありましたけれども、日本の入試風土、それから韓国入試風土、似ているのかなとも思ったんですけれども、韓国であのような急激な改革が、成功かどうかまだ分からないとしても、実行されたということ、それを日本でやるとどうなるんだろうかと、そのあたりを日本と韓国の風土の違い、ないしは類似性を踏まえるとどのようなことが言えるのかお聞かせください。

で、関連して、最終報告の中には各大学のことについて、「学力の3要素を評価するため、調査書や入学希望理由書、面接など多様な評価方法を工夫しつつ、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についての評価を重視すべきである」というふうに、大学がこの態度の評価を重視すべきであるというふうに言っているわけですが、実際には先ほど言いましたように、学力の3要素などと言っていますが、それにとどまらず学力というのは非常に多

様であります。そして大学も多様ですのでその大学の主体性・多様性というものを大事にすべきであり、それをこう、狭い3要素を評価するために何々を重視すべきであるというようなことは言うべきではないというふうに思います。もっと大学を信じて主体性・多様性を実現する、それでうまく評価ができずに大学が廃れるならそれも大学の自己責任ということかと思えます。

西郡さんの発表、非常に優れたシステムを作られて、グラフィカルで大変分かりやすく進んでいるなというふうに思い感銘を受けました。

質問としては、そのようなデータをまとめたものをどのように学内にフィードバックしているんだろうか、どのように活用しているんだろうかということと、それに関連して、そのようなデータを『入試研究ジャーナル』などで発表する場合どれぐらい制約があるのか、追跡調査データをどれぐらい学内および学外に公表できるかっていうことが研究としての広がり大きく関わってくると思いますので、そのあたりの現状を教えていただければと思います。発表の中で相当たくさん仕事をされているので、ちょっと驚きましたけれども、学問的なアプローチ、プラス問題解決アプローチ、やはりここが大事だということが言われました。

西郡氏の発表に関連して

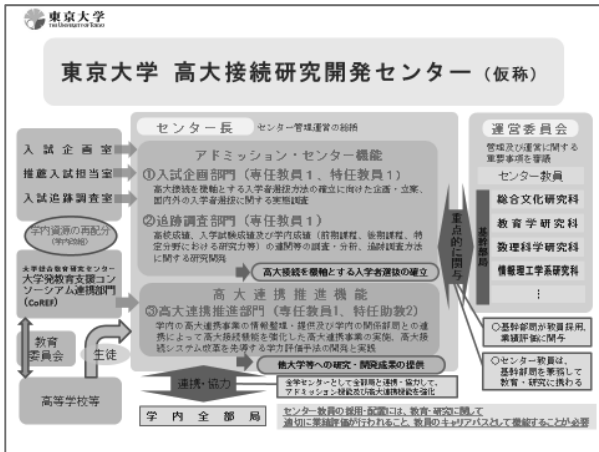
学問的アプローチ：

学術的な意義を見出すことが目的

問題解決的アプローチ：

個別の大学が抱える課題を解決することが目的

東京大学の構想



倉元氏の発表に関連して

中立の入試研究専門機関の重要性
大学入試研究者養成機関の不在
大学院での研究者養成
ふたたび東京大学の構想
開かれた「大学入試学」へ

関連して、実は東京大学も高大接続研究開発センター（仮称）というものをついに立ち上げるという計画がありまして、先ほど入試センターの「研究部」が「研究開発部」になったと、大阪大学も昨日から研究開発になったということで、私たちのセンターの名前にも「研究」と「開発」という言葉が入っています。入試企画部門、追跡調査部門、それから高大連携推進部門という三つの部門に、専任教員を教授または准教授という形で置くと、また、特任教授、特任助教を置くという、こういう仕組みを今まさに進めようとしています。高大連携推進部門はすでに学習科学の教員がいますが、残り二つの部門は違う専門で、例えば心理統計や社会学や選抜の専門の方々を、今の予定では秋頃公募しようと考えているところですが、研究ということをやりたいということで、そのセンターの位置付けということがありますので、幾つかの関連する研究科を基幹部局として、基幹部局が教員採用・業績評価に関与し、センターの教員は基幹部局を兼務して学生の教育にも携わると、で、教員のキャリアパス

としてちゃんと機能するというようなことを考えているところでありまして。これは紹介です。

倉元さんの所、ここは機構として非常に活発な活動をしておられまして、また佐賀大学とは違う種類の活動をしていて、毎年2回の大きなシンポジウム、私も先月参加させていただきましたけれども、それからこういうシリーズの本を毎年出して、最近出たのが『高大接続改革にどう向き合うか』（高等教育ライブラリ10）です。このようなしっかりとしたものを出版されていて、これも大変参考になるところでありまして。このあたりに関しては東京大学の構想でも参考にしていきたいと考えています。

開かれた大学入試学へということ、先ほどから出ている『大学入試研究ジャーナル』が大学入試センターのウェブサイトで公開されています。



こんなふうにオープンアクセスになっていますから、お互いにこれをシェアして、他の大学の研究状況を参考にでき、その入試研究を一般にもメディアにも広げることのできる大変良い試みであると思います。そのようなことを通して開かれた入試研究ということが実現していくのかなと思います。

○司会（川嶋）

南風原先生、範囲外含めてコメント、ありがとうございました。入試では学習指導要領を越えた出題はペケとなっておりますけれども、この入研協では自由に発言していただきます。（笑）

それでは、早速、報告者4名並びに指定討論者の

南風原先生を交えて5名でパネルディスカッションに入りたいと思います。前半の公開討論会は大塚先生が最初に趣旨を説明されたとおりでございまして、いわゆる今動きつつある現実の入試改革についての討論の場でございましたけれども、この企画討論会は現実から多少引いて俯瞰（ふかん）するような立場で討論を行うという趣旨で企画したものでございます。別の言い方をしますと、入研協は入試についての研究協議の場ということですので、入研協の原点に戻るという意味も込めて今回企画したところでございます。

まず、指定討論者の南風原先生の方からお一人お一人に対して質問やコメントがございましたので、それに対する御回答を順番にお願いしたいと思います。

石岡先生、いかがでしょうか。

○石岡

まさに南風原先生におっしゃっていただいたことは、私の言いたいことまさにそのものでございまして、SATの改革などには高大接続システム会議に重要な示唆を与えるものが随分入っているんじゃないかなと思っております。特に記述式試験に関しましては、選択式試験でも似たようなものが測れるわけでありまして、そのようなことは非常に重要なことで、客観性を保ちながらまさに目的としているライティングやランゲージの試験ができるということは非常に大切だと思っております。

○司会（川嶋）

それでは山本先生。

○山本

私の方は2点あるかと思えます。順番が前後しますが、一つは職務の確立、育成、配置についての質問です。まず、韓国の場合はこのアドミッション・オフィサー、入学査定官をきちんと法制化をして地位の安定化を図っているという点がやはり一番大きいかなと思えます。職務に対して、非常に不安定な職務になり得る業務であるということと、それから個人情報のお話も先ほど出ましたが、評価の鑑定をす

る点で査定官が民間教育機関と大学の間を行ったり来たりするような感じでは困るとなっていて、その規程も実ははっきりしています。

日本の大学の場合には自律性が高いのですが、韓国の場合には政府主導になり、その推進力が非常に大きいです。ですので、日本の場合はその新しい制度の価値を大学側が認知すると早いでしょうが、そうでなければ時間はかかると考えられます。

併せて、制度の導入についてです。申し上げたとおり、韓国は政府主導で入試改革が行われます。その政府主導はどういった形でやるかといいますと、第一は予算です。入学査定官制の制度そのものをきちんとやっている、エビデンスを残し、計画を立案しているところの大学で、かつ他大学のモデルになりそうな大学には高額な予算が配分されています。

それからもう一つ、これも制度の確立のスピードにつながったと思ったのが、先ほど入学査定官の養成機関というのがありましたが、その機関は養成するための教育を提供する役割として政府により配置されました。それにもう一つプラスしてあった役割が「一般社会に対して入学査定官制度の誤解なきよう説明会を実施しなさい」というものでした。主には受験者の保護者に対しての新しい制度説明のイベントを実施するという役割を果たしていました。こういった判定の仕方に対する誤解が生じないように公聴会を開いてやっていくというところは日本の制度導入ではあまり行わない手法だと思えました。

さらに入学査定官制を日本で取り上げる場合については、簡単に申し上げますが、主体性や多様な能力、学ぶ態度ですとか、そういった力の評価を重視するというのは、先生のおっしゃるとおり難しい問題です。韓国は、一時期日本でもよく言われた「暗記主義」「詰め込み教育」といった一元的知識を多く問う試験と、それを対策するために存在する学校外教育機関が、経済格差や社会階層格差を増長しているという認識が根強くあります。ここを回避するために、高校教育を正常にして、その高校教育の成果を大学入学者選抜に反映させれば、先の二つの課題

が解決されるのではないかという考え方で政府はこの制度を導入しています。

その判定の方向性は、高校教育の成果だから調査書で判定するということなのです。韓国では、「成長潜在力を測る」という言い方をします。つまり、大多数の高校生の場合、高校の教育をきちんと受けることができ、高校の教育で成果をあげた生徒は大学教育の場においても成果をあげることができるだろうというところにかなり重点を置いているので、調査書を重視するわけです。高等学校の教育課程に則った教育を受けていると、さらにそこで成果を出した生徒は大学でも成果を出すことができるからレディネスができていると考えられるという判断です。受験の実際となるととにかく合格に目先が行ってしまいがちで、教育課程どおりに教育が行われない状況を現場にいる人間として感じます。この考え方についての一般的な共通認知の風土がまだできていないと思います。

○司会（川嶋）

では西郡先生。

○西郡

はい。二つ頂きました。分析したものとかをどのように学内にフィードバックするのかという1点目でございますが、基本的に二つのタイプがございます。まず定期的に行う、まあ、全学的な観点から同じような切り口で分析したものを眺めてみてある学部・学科に問題があるなというふうなことが分かりましたら、その学科の入試委員会まで出かけていろいろな意見交換をすると、で、もっと分析が必要になったらさらに分析してそれを持っていくということでございます。

もう一つはスポット的なもので、それぞれの学部・学科が抱えている課題等で分析とか、そういった提案依頼があります。そういったものに対してアドミッション・センターの方でいろいろと材料をそろえて提案するというような形をとっています。ですので、アドミッション・センター自体が何か意思決定をするということは、まずありません。基本的に学

部・学科で方向性を決定いたしますので、それを議論するための材料、そして考え方等をサポートしていくというようなことを行っております。

もう1点目の先ほどの『大学入試研究ジャーナル』への投稿ということでございますが、分析したものをそのまま投稿してしまいますと、ものすごく個別性の高い情報が入っておりますので、そういった個別性の情報を相当落として、また具体的な手続き等を落として、考え方とか方針とか、そういったものが抜けない形で『大学入試研究ジャーナル』へ投稿しているということでございます。

○司会（川嶋）

倉元先生。

○倉元

はい。私への直接の質問というのは無かったんじゃないかなと思うので、私の方から南風原先生の指定討論に対するちょっと、コメントというか、感想を申し上げたいと思います。

キャリアパスの話がされました。非常によく考えていただいているなと思います。やはり私もお話し申し上げたんですけれども、育成のところから将来のキャリアのところまでをつなげていくっていうのが大学を越えてできるといいな、と思います。これは、多分、個別大学でどうのという話ではなくて、おそらく行政の支援だとか、国立大学協会だとか、そういった所で話していただくことになるのだらうと思うのですけれども、もし、具体的にそういった形でこの入試改革の機会をきっかけに動くことができたらいいな、ということも思った次第です。以上です。

○司会（川嶋）

はい、ありがとうございました。

南風原先生、何かカウンターコメントとかは、よろしいでしょうか。

○南風原

一つだけ今の倉元先生のコメントに関連して山本先生にお聞きしたいんですけど、韓国ではアドミッション・センター、アクション・リサーチャーだ

というお話でしたけれども、つまり入試選抜を行う、実務家、専門職という役割と、一方でアクション・リサーチャーという研究者の役割というものがあるという御報告だったと思うんですが、キャリアパスという観点からいくと、今、国でこの職務自体を制度的に位置付けるというお話で、何て言うんですかね、マーケットっていうのはあるんでしょうか。つまりそういう仕事をしていることによって大学間を移動するとか、そういう市場っていうのは既に確立されているんでしょうか。

○山本

先ほども少しお話しましたが、現在、韓国では新規採用の方は数名の世界になっているようです。拡大期のときは400~500名の受講者がいました。ですので、現在マーケットはかなり縮小されているようです。

本日は詳しくお話しなかったのですが、専任の査定官というのは実は3種類の類型がありまして、一つは採用された専任査定官、もう一つがその大学の職員だった方が異動でアドミッション・センターの査定官チームに入って仕事をしなさいという場合の転換査定官。三つ目が教授査定官で、これは教員の方々に、授業を減らしてアドミッションの仕事を主な業務としてやりなさいという役割になっています。また、研究者でもあり、育成や研修の講師もこの方たちで構成されています。

この三つがあるのですが、この採用の専任査定官に関して、実は給料が国から出ます。大学からではありません。ただし、一部の大学では勤務が2年若しくは3年のケースがあり、彼らは他の大学に移動して、ぐるぐる回るような形になります。なので、そこで人材の流動化が図られ、さらに評価の視点として均等化が図られるという見方もありますが、職務の安定性から言うと、この短い職務契約は問題であると言われていています。

○司会（川嶋）

ありがとうございました。

それでは、先ほど、休憩の間に今日参加されてい

るフロアの方々から各先生方に幾つかの御質問を頂きました。今度は順番を逆に、倉元先生の方から御回答をお願いしたいと思います。

○倉元

はい。私の所に三つ質問が寄せられております。三つまとめてお答えしたいと思います。一つは「現在の高大接続改革の入試改革における最大の問題点は何か」。二つ目が「歴史から見て今日の改革の着地点をどのように評価されるか」。三つ目は「今言われていることは個別大学の入試の改革を通じて可能なのではないか」ということなのですが、多分、三つ関連していると思います。

まず、こう言うのはなんですが、現在の入試改革の最大の問題点は、多分、出発点だと思います。現状をどう認識するかというところですね。答申の文書を読んでみますと、本当に今の現在を捉えているように見えないのです。二つ目の御質問とも絡みますが、30年前の認識とあまり違っているように感じられなくて……。その間で、実は、大学も高校も相当変化をしています。その事実に対する認識が薄い感じがします。理解していただけてない感じがします。だとすると、そこで処方箋として挙げられているものは、当たりようがないんじゃないかなというように感じます。そこが一番の問題点なのではないかなと思います。

三つ目の個別入試の改革を通してできるのではないかというのは、私もそう思います。ただ、共通試験に問題が無いわけではないので、そこにも手を入れる必要があるし、……明日の発表で話をさせていただきますけれども……現在の入試センター試験の問題点は、実は、文科省の方では的確に捉えておられたのではないのかな、というふうに考えています。これは今からでも修正可能な話ではないかなと思います。

最後に、再び二つ目の御質問に戻りますが、「今日の改革の着地点」というものについては、論評できる立場ではないと思っています。あくまでも、政策を決められるのは政策を遂行する側で、我々個別大

学としては、それを受けてできる範囲で自分たちの教育を守る、受験生を育てるということをやっていかなければいけないので、それはその制約の中で最大限考えたいと思っていますところ。

今のような形で改革が進んだ場合、個別大学としてどういう対応を採り得るかといったとき、学内では「万が一、共通試験が使えなくなったときに全てを自分たちの所でやれる準備をしましょう」というような話をすると、結構ウケはいいです。大変ですけども、一番考えなきゃいけないのは、そのときの受験生ですから。彼らにとって、不利益がない準備をしておく。今のところは、その振れ幅はかなり広いだろうな、というふうに考えています。

具体的な手段としては、まずは出題です。試験問題。受験者とのコミュニケーションの一番のツールが試験問題だと我々は考えていますので、そこを整備していくことを始めたところです。

○司会（川嶋）

ありがとうございました。それでは西郡先生、お願いします。

○西郡

はい。七つ質問を頂いておまして、複数の質問があったものに関してだけ、2点ほど回答させていただきます。

まず最初に追跡調査のところで、GPA以外の指標で何か具体的なものはないかと、面白いものはないかというような質問が複数ございました。ここに関してはまさにこれからの入試研究の新しい取り組むべきテーマだというふうに考えておりますので、今ここで何か具体的なものはと問われてもちょっと、具体的なものをすぐに御回答できるというところではありません。

ただ、個人的に考えるところは、こういった指標に関しては入試選抜を行った後に、それからようやく考えようかというようなことをしては、ひょっとしたら遅いのではないかというふうに思います。例えばアドミッション・ポリシーを作って評価観点とかを作るのであれば、併せて、入学後どういった

ところを期待しているのか、どういったところを見て評価するのかという、併せて評価指標まで検討して入試設計を行うということをするので、ある程度の追跡調査のやり方というもの定まってくるのではないかというふうに考えております。

もう1点は、データ収集と学生の同意に関する質問が複数ございました。データ収集に関しましては、佐賀大学ではIRの活動を積極的に進めております。私がIR室の室長をやっているんですけども、徹底的に情報とデータというものは学内から収集する体制は整っておりますので、データ収集に関しては部局間とか部課間の弊害というものは今のところほぼ無くなっている状態でございます。

あと、同意とかに関しましては、おそらく、記憶は定かではないんですけども、募集要項か何かで入試データについては教育改善とか、そういったもので利用させていただきますというようなことを一筆入れているように記憶しております。そういったものに基づいて追跡調査等を行っているというふうに理解しているところでございます。以上です。

○司会（川嶋）

ありがとうございました。

それでは山本先生、いかがでしょうか。

○山本

はい。御質問ありがとうございました。私の方は、個人がいろいろ調べないと分からないだろうと思われる質問の幾つかにお答えしたいと思います。

まず、学部教員と、それから合格者の決定権というのは学部教員が持っているのにアドミッション・オフィサーの権利を充実させるっていうのは矛盾しているが、それをどういうふうに乗り越えるべきかという御質問を頂いています。韓国はそもそも個別大学試験というのがありません。ですので、修学能力試験を受けて、その点数だけで合否を決定するというやり方をしていましたので、非常に事務的でした。先ほどあった入学課の所で入試チームがありましたが、そこでその仕事をしています。ですので、学部の教員が入試に直接関係しないので、その辺で

は確かに制度導入がしやすい環境ですね。

どのように乗り越えるべきかは本当に大変なところでもあるかと思います。私もまだ研究途中のままここで発表させていただいておりますのでまだ整理はできていないのですが、教授と、教員との大学運営のポジションニングの変化、例えば午前中に立命館の先生がお話されたように職員が大学の企画をするようになっていったのもここ最近の話のようですが、その流れで乗り越えられるかもしれません。また、先ほどから私が韓国はいろいろ法的に決められた形でやっていますという話をしていますので、そこからできるかもしれません。多様なパターンが考えられるかなとは思っています。

また、日本の大学のアドミッション・センターも、西郡先生と倉元先生の説明にもありましたとおりの様々な役割があります。その役割の変化が各大学でなされていき、それがモデルとなって広がることも考えられます。

次に、査定官を養成するのに何年ぐらいかかるのかといったような御質問を頂きました。プレゼンにある教育時間数を超えれば、新任の入学査定官になる資格が整います。研修はだいたい夏期集中で行われています。コースできっちり受講する研修みたいなものと、それから、韓国にもこのような会議、協議会がありまして、これの参加時間数も研修時間に入れることができます。

○司会（川嶋）

ありがとうございました。では石岡さん。

○石岡

はい。2件御回答したいと思います。1件目はSATでエッセイの位置付けが下がったのはなぜか、それは予測可能性が下がったことによるのか、それとも信頼性や公平性に問題があったのかという御質問についてです。これについては、採点官のばらつきが、エッセイの評価の場合、大きいということが挙げられます。採点をする際にはルーブリックといわれる基準表というのがあって、それに従って採点をするのですが、ルーブリックがあっても全国レベ

ルで均一の品質を保つことが難しくなります。

カリフォルニア大学のような非常に限られた所では、大学での研究ではレベルの高い採点官を確保することができるのですが、全国レベルではそのようにはいきません。また、エッセイ試験はどうしても評価の個人差が大きいということが本質的にあります。人間はどうしても価値観の同じような人が好きなわけです。剣道をやっている人は剣道をやっている人が好きだし、サッカーをやっている人はサッカーをやっている人が大好きなわけです。ですから、エッセイ評価はそもそもばらつくものだということに関する、全体の同意といえますか、共通認識といったものが必要なのかなというふうには思います。

2点目の御質問は、2031年までには18歳人口が減って約10万人ぐらいに受験生が減った場合の入試をどのように考えるのかという御質問です。アメリカの場合は、GPAや共通テストが入学するための非常に大きいファクターであります。それが全てでもないわけです。それ以外の評価、例えば学外での活動などが、学習意欲も含めて非常に重要で、それこそ大学のアドミッション・ポリシーに従って入試選抜を進めればよい。人数が減っても、それぞれの大学の役割ですとかアドミッション・ポリシーがあります。それによって入試選抜をすればいいのかなと思っています。以上でございます。

○司会（川嶋）

ありがとうございました。

個別の先生ではなく、全体的な本日のテーマに関する質問も幾つか来ているようですので、これについては、大塚先生の方からお答えをお願いしたいと思います。

○大塚

はい。複数の先生方、あるいは全体に対して質問やコメントが来ております。既に回答もありましたけれど、「大学入試学」といった研究を進めるに当たって、学会とか学術誌を紹介してくださいというような質問がありました。その点では、まさにこの入

研協がその学会的役割を果たしている唯一の場所ではないかなと思います。それから、『大学入試研究ジャーナル』が入試センターから刊行されています。明日の個人研究発表を中心的な内容として毎年出しておりますが、各大学等で入試研究をやられたら、そのジャーナルに投稿したくなるような、そういうジャーナルにブラッシュアップしていきたいと思っておりますので、ぜひ活用いただければと思います。

それから人材育成に関する質問票も来ておりました、「入試に関わる専門職を養成する大学院を作るのはどうなんですか」という御意見も来ております。これは、私の前任の荒井前統括官からもいつもそういう話が出てきておりましたことで、入試センターでもぜひそういう人材を養成していける体制作りを目指したいということがあるんですけども、残念ながら独立行政法人大学入試センターという組織は、そういった教育機関を持っていないことになっているようであります、ですからこれはむしろ、今日のメンバーですと東京大学になるんでしょうか、東北大学になるんでしょうか、大阪大学になるんでしょうか、そういう大学でそういう専門職大学院を作っていて、入試研究に関しては日本である意味で中核的な存在でもある入試センターの研究開発部の教員たちが協力教員として教育にも当たるといったようなことからまず始めることなのかなと思っておりますけれども、この辺はぜひ国でも詰めていってもらえればと思っております。

それから、追跡調査をやるときの問題点として、やはり個人情報はどうするかということが最後の倉元先生の話の中にもありましたけれども、これは私も、前任の京大で授業評価のデータと教務データをマッチングするときに高等教育センターが責任を持って個人情報に当たる項目にフラグを立ててマージして、最終的にその情報を削って分析をする側に渡す、あるいは依頼があった学部はそのデータを渡すというようなことをしておりました。

この質問をされた方は臨床研究支援などを行って

きているんですけども、米国などでもそういったような方式を採っているということが紹介されておりました。集めたデータを分析に利用するという事は事前にデータを提供してくれる受験生なり、生徒なり、学生、また、教師なりに、断っておくということはしておかなければ今の時代はいけないだろうと思っておりますが、一定の方式が社会的に許容されるということが共有されていくといいと私も感じているところです。

最後に、これは少なくとも国立大学のアドミッション・センターなどは、先ほどの西郡先生のスケジュールを見ていると大変な業務が詰まっていることがうかがえますが、入試実施が中心の部署において入試研究を併行してやっていくというのはとてもじゃないけれども難しいと思っております。そういうマンパワーの問題に関わる何らかの工夫、あるいは、人材配置の工夫などを考えていってもらえればという意見がありましたので御紹介しておきます。

以上です。

○司会（川嶋）

はい、ありがとうございました。

予定された時間になってしまったんですけども、最後に、南風原先生、指定外、指定内も含めて、また今のやりとりを含めまして、総合的・総括的なコメントを、教育測定学という研究者の立場、そして、入試担当の理事・副学長というお立場、その両方、研究と実務という観点から一言二言お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○南風原

いや、ちょっとしゃべりすぎてもう充実感に浸っているので(笑)、どうぞ川嶋先生の方から、今のたくさんのご事情について想いを語っていただければと思います。

○司会（川嶋）

ありがとうございます。

何回も繰り返しますが、企画討論会は入研協の原点に戻って入試研究の現状と今後の在り方について討議するという事で今回企画いたしました。

4 人の報告者の方のお話を聞いておきますと、いろんなレベル、つまり機関レベルでの入試研究、それから国レベルでの入試研究、これは SAT に代表されるように全国的なレベルでの入試に関わる研究、そして、韓国の大学教育協議会のようないわゆる中間団体における入試研究や人材育成といったようなお話をお聞きすることができまして、それを全体的に総括するような形で倉元先生から「大学入試学」と教育政策の関係についてお話していただいたと思います。

で、最後、私的なコメントですけれど、機関と国レベルの各入試に関わる研究を取り結ぶ、いわゆる中間団体と言われるレベルの研究につきましては、ぜひ、大学入試センターでの研究開発と情報発信をお願いしたいというふうに申し上げて、本日の企画討論会を締めたいと思います。

最後になりましたけれども、4 名の報告者ならびに指定討論者の南風原先生を含めて、あらためて大きな拍手をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

全国大学入学者選抜研究連絡協議会

平成28年度入研協大会（第11回）「企画討論会」

「入試研究と入試改革」

当日スライド（抜粋）拡大版

西郡 大（佐賀大学准教授 アドミッションセンター）

倉元 直樹（東北大学教授 高度教養教育・学生支援機構）

南風原 朝和（東京大学理事・副学長）

日本のアドミッションセンターと 機関研究としての大学入試研究



佐賀大学アドミッションセンター准教授
西郡 大

1



機関研究としての入試研究

「研究」という視点で大学入試を捉えると

機関研究としての
入試研究と位置づける

学問的なアプローチ

教育学的

測定論的

社会学的

歴史学的

などなど

学術的な意義を
見出すことが目的

問題解決的アプローチ

入試制度設計

入試方法の検証

入学者の追跡調査

学生獲得戦略

APの策定

などなど

個別の大学が抱える課題を
解決することが目的

クライアントの存在



各大学

学術的な意義よりも
問題解決を優先した
研究活動

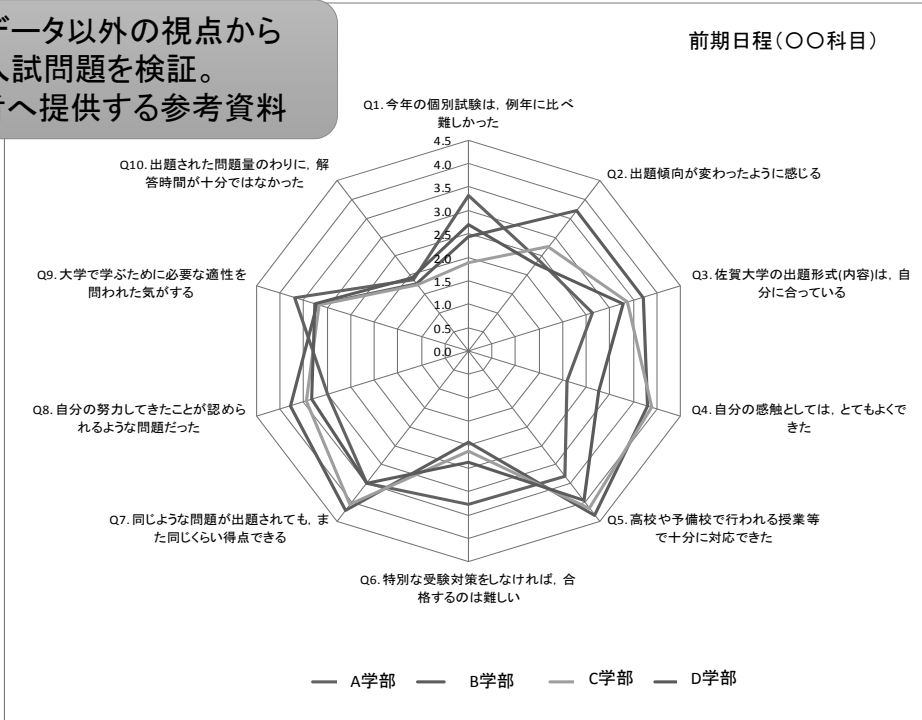
2



入試結果分析の例④

入試制度等に関するもの

入試データ以外の視点から
入試問題を検証。
作題者へ提供する参考資料



9



追跡調査システムの開発

入試制度等に関するもの

効率的に追跡調査を行うことが不可欠
手作業は相当な負荷が伴うため継続性に問題

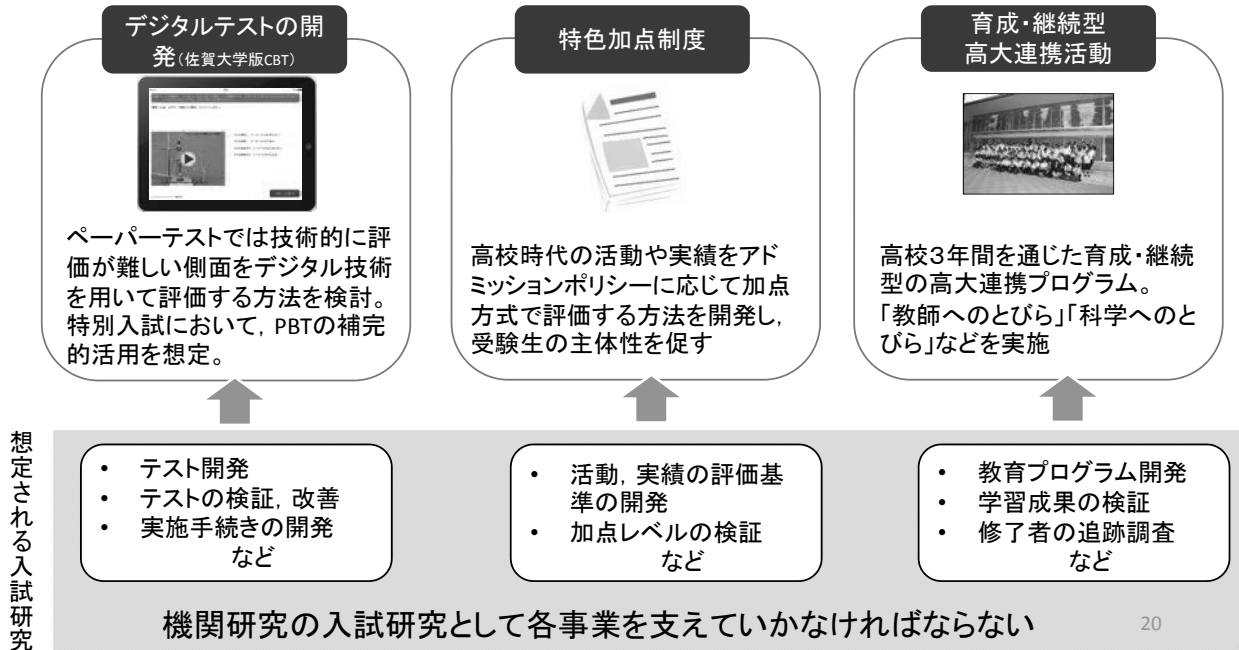
13



入試改革と入試研究

佐賀大学では、以下の3事業を今後の入試改革として計画

西郡大・園田泰正・兒玉浩明.『『多面的・総合的評価』に向けた佐賀大学の入試改革』『大学入試研究ジャーナル(No26)』,pp.23-28,2016年3月.





「大学入試学」と教育政策

東北大学 倉元直樹

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University



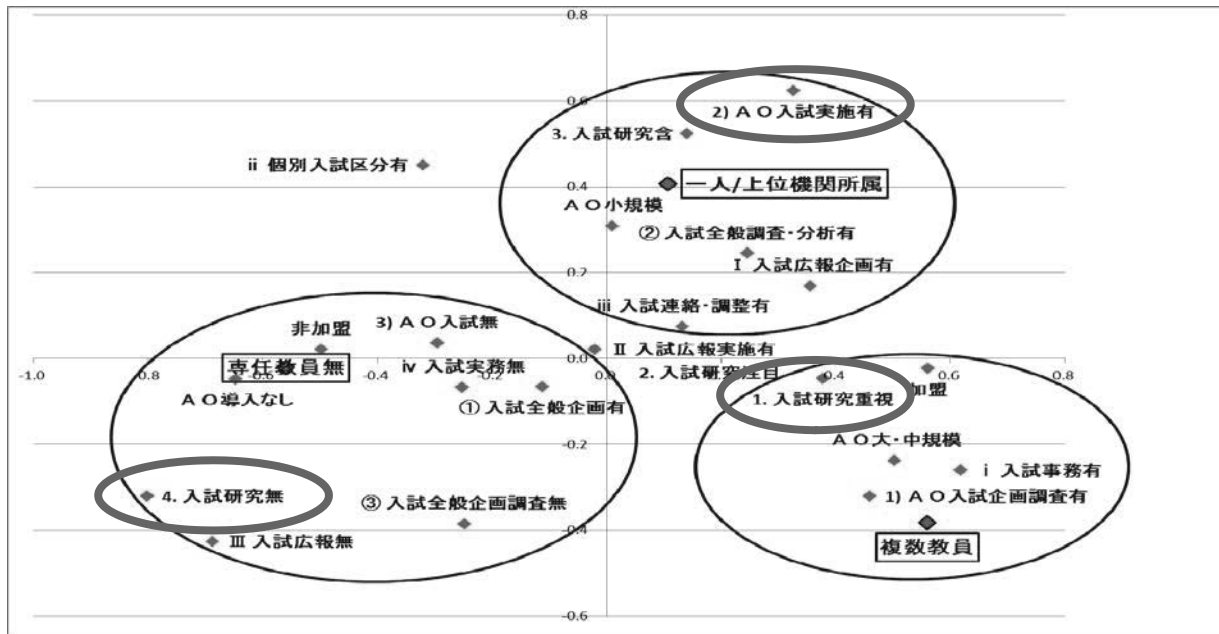
本講演の構成

- はじめに
- 「大学入試学」の提案
- 入試研究政策と現状
- 研究主体・内容、研究者養成
- 「大学入試学」と教育政策
- これからの課題

東北大学高度教養教育・学生支援機構
Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University



入試研究政策と現状 (3)



平成28年度全国大学入学者選抜
研究連絡協議会大会(第11回)
企画討論会「入試研究と入試改革」
立命館大学大阪いばらきキャンパス
(2016.6.2)

指定討論

南風原朝和
(東京大学)

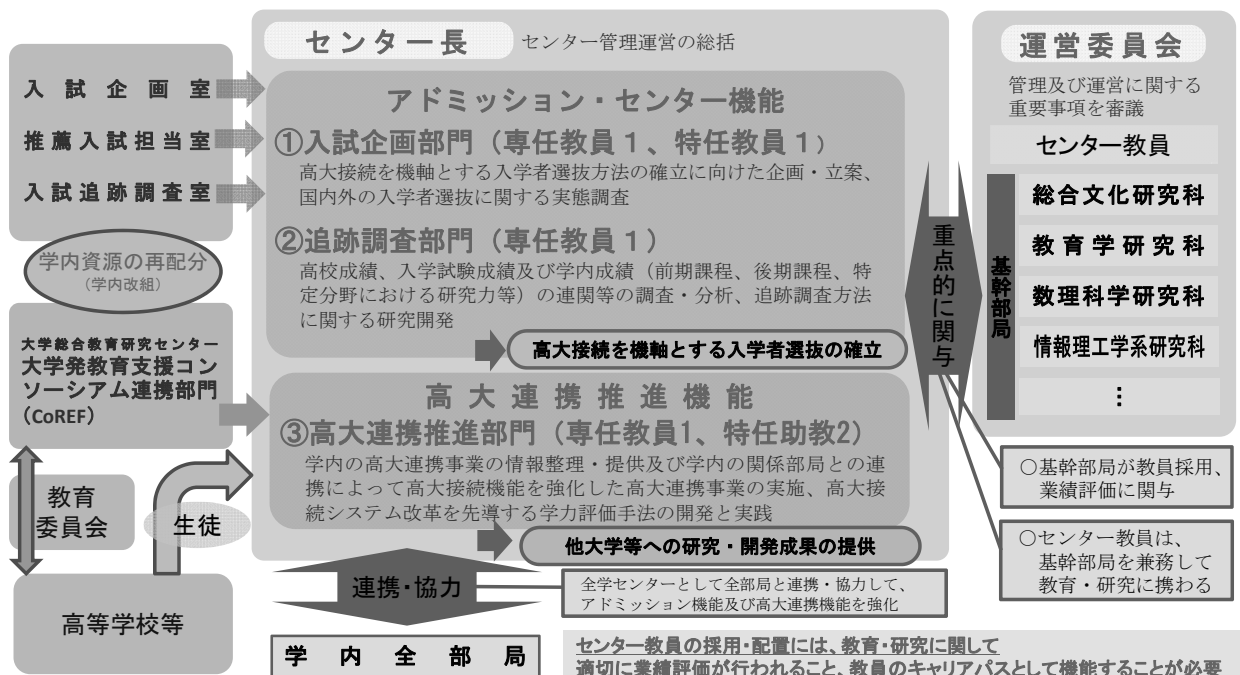
入試研究と入試改革

入試研究を担う人と入試改革を担う人

- | | |
|----------|--|
| 荒瀬 克己 | 大谷大学文学部教授 |
| ○ 安西 祐一郎 | 独立行政法人日本学術振興会理事、文部科学省顧問 |
| 五十嵐 俊子 | 日野市立平山小学校長 |
| 乾 健太郎 | 東北大学大学院情報科学研究科教授 |
| 澤野 光人 | 株式会社ニチレイ相談役、公益社団法人経済同友会幹事、公益財団法人産業教育振興中央会顧問、一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン理事長、一般社団法人日本経営協会会長 |
| 岡本 和夫 | 独立行政法人大学評価・学位授与機構理事 |
| 恩蔵 直人 | 早稲田大学理事（広報・入試担当） |
| 片峰 茂 | 長崎大学長 |
| 金子 元久 | 筑波大学大学研究センター教授 |
| 香山 真一 | 岡山県立和気開谷高等学校長 |
| 河野 真理子 | 株式会社キャリアン代表取締役、神奈川県教育委員会委員 |
| 五神 真 | 東京大学大学院理学系研究科長 |
| 小林 浩 | リクルート進学総研所長、リクルート「カレッジマネジメント」編集長 |
| 佐藤 東洋士 | 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| 佐野 元彦 | 一般社団法人全国高等学校PTA連合会長 |
| 鈴木 典比古 | 公立大学法人国際教養大学理事長・学長 |
| 関根 郁夫 | 埼玉県教育委員会教育長 |
| 長崎 榮三 | 前静岡大学大学院教育学研究科教授 |
| 長塚 篤夫 | 順天中学校・高等学校長 |
| 南風原 朝和 | 東京大学大学院教育学研究科長 |
| 羽入 佐和子 | お茶の水女子大学長 |
| 濱口 道成 | 名古屋大学総長 |
| 日比谷 潤子 | 国際基督教大学学長 |
| 宮本 久也 | 東京都立西高等学校長 |
| 山極 壽一 | 京都大学総長 |
| 山本 廣基 | 独立行政法人大学入試センター理事長 |
| 吉田 研作 | 上智大学言語教育研究センター長 |



東京大学 高大接続研究開発センター（仮称）



特集 3

平成28年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第11回）
大会関連行事「大学入試センターセミナー」

「障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方―「合理的配慮の時代」の受験配慮―」

日 時：平成28年6月1日（水）15：00～17：00

会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス B棟

立命館いばらきフューチャープラザ 2F グランドホール

司 会：橋本 貴充（大学入試センター研究開発部・助教）

報 告 者：竹田 一則（筑波大学・教授）

「大学における障害学生支援のこれから

―障害者差別解消法施行後の「合理的配慮」に基づく支援とは―

南谷 和範（大学入試センター研究開発部・准教授）

「安定的に運用可能な入試配慮の検討

―一点字冊子問題製作の2方式を手がかりに―

近藤 武夫（東京大学先端科学技術研究センター・准教授）

「大学入試における合理的配慮 ―合意形成の個別事例から―」

コーディネーター：立脇 洋介（大学入試センター研究開発部・助教）

内 容

本年4月に施行された障害者差別解消法は、障害を理由とした差別について、従来の法律より一段進んだ対策を求めている。特に、政府、地方公共団体、独立行政法人などは、障害者差別への対策が義務となり、国公立の大学法人もその対象となる。

大学入試における障害者への配慮は、これまで実施する大学の良心や好意として行われてきた側面も否定できない。しかし、平成29年度入試からは義務となるため、考え方や対応を変える必要がある。

本セミナーでは、障害者差別解消法の考え方（竹田）や、大学入試における配慮の具体例（南谷・近藤）を紹介する。各大学の入試における障害者支援の一助となることを期待する。

平成28年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会(第11回)
大会関連行事

大学入試センターセミナー
障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方
—「合理的配慮の時代」の受験配慮—

司会:橋本貴充(大学入試センター)

コーディネーター:立脇洋介(大学入試センター)

1. 大学における障害学生支援のこれから
-障害者差別解消法施行後の「合理的配慮」に基づく支援とは-
竹田一則先生(筑波大学)
2. 安定的に運用可能な入試配慮の検討
-点字冊子問題製作の2方式を手がかりに-
南谷和範(大学入試センター)
3. 大学入試における合理的配慮
-合意形成の個別事例から-
近藤武夫先生(東京大学)

○司会(橋本)

本日はお忙しい中、大学入試センターセミナー『障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方—「合理的配慮の時代」の受験配慮—』に御参加くださり、ありがとうございます。私は司会を務めさせていただきます、大学入試センターの橋本貴充と申します。よろしくお願いいたします。

それではまず、講師の先生方を御紹介いたします。筑波大学教授の竹田一則先生、大学入試センターの南谷和範准教授、東京大学准教授の近藤武夫先生です。(拍手)

本日のセミナーでは、3人の講師の先生方に御講演いただきました後、コーディネーターと各先生方で意見交換をしていただきまして、その後、フロアからの御質問を受け付けたいと考えております。コーディネーターの大学入試センターの立脇洋介助教です。では、まず、本セミナーの趣旨を南谷准教授より御説明いたします。

○南谷

皆さん、本日は御参集いただきまして、ありがとうございます。大学入試センター研究開発部の南谷でございます。

今回は「障害者差別解消法に対応する大学入試のあり方」というタイトルでセミナーを企画しました。本年の4月より、障害者差別解消法が施行されまして、我々がこの入試の文脈でも障害者配慮というものに取り組むスタンスを、いくらか変更していかなくちやいけないという

状況にあります。このスタンスを変更するというのを考える上で、非常に重要なのが、障害者差別解消法にもたびたび出てまいります「合理的配慮」という概念でございます。この辺りの基礎的な部分から話を始めたいと考えています。

まず最初に竹田先生から、話題となっております法律等の趣旨であるとか概論、原論、基礎的な部分というものを押さえてもらった後に、私と近藤先生で、受験現場での具体的な配慮の方法、どのような可能性が考えられるかということに関して情報提供を行えればと考えております。よろしくお願いいたします。

○司会(橋本)

ありがとうございます。それでは、1件目の話題は、「大学における障害学生支援のこれから—障害者差別解消法施行後の合理的配慮に基づく支援とは—」です。それでは竹田先生、よろしくお願いいたします。

平成28年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会(第11回)
障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方—「合理的配慮の時代」の受験配慮—
(立命館大学 大塚いはらきキャンパス;2016.6.1)

大学における障害学生支援のこれから
～障害者差別解消法施行後の「合理的配慮」に基づく支援とは～

筑波大学
人間系 障害科学域
ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター(アクセシビリティ部門)

竹田一則

[ホームページ]
<http://www.human.tsukuba.ac.jp/shien/>
[facebook]
<https://www.facebook.com/UTsukubaosd>

○竹田

よろしくお願いいたします。このシンポジウムに参加させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。私の役割は、今、南谷先生の方からお話しいただきましたように、障害者差別解消法について基礎的なことを説明することですが、現在この法律が施行された直後ということもあって、「合理的配慮」という言葉がいろいろな場面でキーワードとなっております。その考え方には難しいところもありますが、

私が筑波大学で障害学生支援に関わりはじめた6, 7年ぐらい前には全くなかった言葉が、今は大学の中では非常に多くの方がキーワードとして使っていますので、先生方も何度も最近聞かれたことが多い言葉かと思いますが、一応、その復習というか、確認という意味で話題提供を最初にさせていただければと思います。

障害者の権利に関する条約

(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

- ・平成18年12月 国連総会にて採択(2006)
- ・平成19年 9月 日本署名(賛同)(2007)
- ・平成26年 1月 批准(2014)
- ・平成26年 2月 発効(2014)



第24条 教育(抜粋)
 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮(reasonable accommodation)が障害者に提供されることを確保する。

※第2条 定義(抜粋)
 「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとする

まず、この障害者の権利に関する条約というものが、今般の日本の障害学生支援の一番基本にあるということは、先生方よく御存じのところかと思いますが、平成18年に国連総会で採択されましたが、日本は批准までに比較的時間がかかっております。その理由としては、国内法を整備するのに非常に時間をかけたという説明がなされております。一昨年に批准発効がされましたが、御承知のように、この条約の第24条の教育のところ「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ他の者と平等に高等教育の機会を与えられる」ということを確保しなければいけないということと、そのためには障害者に合理的配慮が提供されることを確保すると書かれています。

その合理的配慮の定義としては、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。これはこのあとも国内法の中でも繰り返して出てくる定義ですので、今一度確認をしたい

と思います。この中で、合理的配慮の否定そのものは、障害を理由とする差別に含まれると考えられております。

障害者基本法の改正

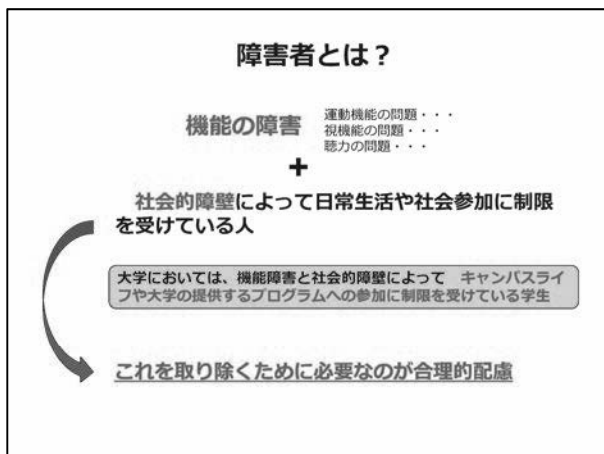
- ・障害者権利条約の理念に沿う、条約の締結に向けた国内法の整備
- ・平成23年8月 改正法施行(2011)

第4条 差別の禁止(抜粋)
 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

※第2条 定義(抜粋)
 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

この国際条約の批准に伴いまして、日本の国内法の整備の一環として、障害者施策の最も基本的な法律である障害者基本法の改正が行われました。この改正の一番キーとなるのは、この第4条です。1番目は差別の禁止。「障害を理由とした差別の禁止、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することをしてはならない」と。それから2番目の柱が、社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供ということです。この中で、障害者の定義というのが改めて書き込まれております。障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」ということです。では社会的障壁とは何かと言いますと、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と、かなり抽象的ではありますがね。



これは意外と非常に大事なポイントでなんですが、今までは一般に障害のある方というのは機能の障害、例えば運動機能に問題がある、あるいは視機能に問題がある、聴力の問題とかいろいろあると思いますが、こういう方たちが障害のある方たち、障害者、あるいは障害学生というふうに認識されていたわけですが、この障害者基本法、あるいは国連の権利条約の考え方は、この機能の障害だけではなくて、これに加えて、社会的障壁によって日常生活や社会参加に制限を受けている人、これをもって障害者と捉えるというように、大きな変換がなされています。

具体的に、大学においてはどのような学生が障害のある学生かと言うと、機能障害だけではなくて、機能障害とその社会的障壁によって、キャンパスライフや大学の提供するプログラムへの参加に、制限を受けている学生と捉えることができると思います。そして、これを取り除くのが、大学における合理的配慮だと考えられています。

障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

・障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化
・それが遵守されるための具体的な措置等を規定
・平成25年6月公布、平成28年4月施行(一部を除く) (2016年施行)

第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)
2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)
2 事業者は、(同上)…必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

国公立大学・高専など ⇒ 行政機関等(第2条第3号) ⇒ 法的義務
学校法人、学校設置会社 ⇒ 事業者(第2条第7号) ⇒ 努力義務

(合理的配慮は)社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な手段及び方法により、実施に伴う負担が過重とならない範囲で行われるものであり、代替措置の選択も含め双方の建設的対話による相互理解の中で柔軟に対応がなされるもの
障害者差別解消法基本方針(閣議決定；2015年2月)

障害者差別解消法は、この障害者基本法の、差別の禁止と合理的配慮の提供を具体化するために新たに作られた法律と考えていただければよいと思います。

その第7条には、行政機関は率先して、この二つの事項をしなければいけないという、アフターマティブな項目があります。障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があつた場合に、社会的障壁の除去の実施について義務として合理的配慮をしなければならない。「行政機関等は」ということですので、国公立大学はこれに相当するということになります。私立大学の場合は第8条の「事業者」ということになりますので、必要な合理的配慮を進めるように努めなければならないというように、合理的配慮の提供が努力義務とされています。もちろん差別の禁止については、国立大学でも私立大学でも法的義務です。

この障害者差別解消法の基本方針というのが、法律が施行される前に閣議決定されていますが、この中で合理的配慮についての補足的な解説のようなものが書かれています。「合理的配慮は、社会的障壁の除去のために、必要かつ合理的な手段及び方法により、実施に伴う負担が過重とならない範囲で行われるものであり、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解の中で柔軟に対応がなされるものである」というふうに書かれています。この建設的対話というのが、日本の法律の中で合理的配

慮を解説する文書の中に初めて加わった、日本独自の考え方ではないかなというふうに思われます。

(参考) 障害者差別解消法による義務・努力義務

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野について策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	—
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	—
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

(2015.11.5 つくば障害学生支援研究会；文部科学省 資料より一部改変)

今お話したことを、大学に関してまとめてみますと、国立大学は差別的取扱いの禁止は義務、合理的配慮の提供も義務、それから、このあとちょっと出てきますが、職員対応要領、これは職員の服務規定に準ずる形で、この障害者差別解消法をどのように各法人が行うかという、そういう取決めを作成して、独自に法人ごとに作成して公表するということが義務付けられています。学校法人の場合は、先ほど述べましたように差別の禁止、それから合理的配慮は努力義務ということで、この対応要領は作成する義務はございませんが、事業者、学校法人で言う文部科学省の対応指針ということで、一括してその取扱いが定められるということになっております。

ここから先は、その文部科学省の対応指針のポイントについて簡単に駆け足ではありますが、お話をしていきたいと思っております。先にお断りしますと、国立大学法人の場合も、各法人ごとに対応要領を策定していますけれども、その元になるのはこの文部科学省の対応指針です。また、昨年10月に国立大学協会の方で、対応要領のひな型というものを作成しておりますが、その辺は全部関連付けられておりますので、だいたい、この対応指針と同じような構成になっていると御理解いただいてもよいと思っております。

(参照) 平成28年4月1日

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

法の趣旨（法の基本的な考え方など）
 不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の基本
 相談体制の整備
 研修・啓発
 相談窓口
 （別紙）不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例
 （別紙）分野別留意点（高等教育）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm

指針の中身は、このような構成になっております。「法の趣旨（法の基本的な考え方など）」、それから「不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の基本的考え方」、それから「相談体制の整備」「研修・啓発について」「相談窓口について」という本体がありまして、別紙として「不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例」と「分野別留意点」が付いているのが、文部科学省の対応指針の構成になっております。

**法の基本的な考え方
(障害者の定義)**

1. 障害者：
 障害者基本法に規定する障害者に準拠

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

※社会的障壁：

- 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

まず法の基本的な考え方ということで、障害者の定義、それから社会的障壁につきましては、先ほどの障害者基本法と同じような感じになっております。

不当な差別的取扱い

→正当な理由のない、障害者の権利利益の侵害

※障害があること、支援が難しいと推測される、支援の経験がないことは正当な理由にはならない

<大学における「権利利益」の侵害の例>

- 障害があることを理由に・・・
- ・ 受験を拒否する
- ・ 授業受講を拒否する
- ・ 実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否する
- ・ 学生寮への入居を拒むこと
- ・ 支援をできないことを理由に授業等への参加を拒む
- ・ 体育の授業をすべて見学にする（附属学校）

そのほか、障害者の無い者には付さない条件を付す など

それから不当な差別的取扱いということの考え方ですが、この対応指針の中では、正当な理由のない障害者の権利・利益の侵害と定義付けられています。障害があること、支援が難しいと推測される、あるいは支援の経験がないことは正当な理由にはならないと解釈されています。

具体的にはいろいろあると思いますけども、これは大学における例で言えば、障害があることを理由に大学の様々なプログラムやイベントに参加できないということですね。例えば受験を拒否する、授業受講を拒否する、実習への参加を拒否する、寮への入居を拒むとか、いろいろございます。そのほか、全部書き切れませんが、障害のない者には付さない条件を課すということが、この中に全て入ってきます。例えば、支援者を自分で確保しなさいなんていうのが、よく挙げられる例ではないかなと思います。

正当な理由の判断

…一般的・抽象的な理由ではなく、個別の事案ごとに総合的・客観的に判断すること

総合的・客観的な判断

例) 発達障害のある学生が実習への参加を希望していたが、事前の評価で必要な技能が未習得であることが明らかとなり、本人と相談の上、履修を次年度に見送った。

一般的・抽象的な理由

例) 発達障害のある学生が実習への参加を希望していたが、実習先に迷惑が掛かりそうだし、サポートするスタッフも用意できないので参加を認めなかった。

→ 正当な理由があるときには、本人への丁寧な説明と理解を得ることが望まれる


次に「正当な理由」です。じゃあ、どうい

場合が正当な理由かということですが、これは一般的・抽象的なものではない。個別の事案ごとに総合的、なお客観的に判断することというように、対応指針の中にも書いてあります。抽象的な理由というのが、どういうものかということで、これが全てではないですけども、例えば発達障害のある学生が実習への参加を希望していたけども、実習先に迷惑が掛かりそうだし、サポートするスタッフも用意できないので今回はちょっと遠慮してくださいという、そういう担当者の主観的な考えで実習を制限するというのは抽象的な理由になります。

一方で、総合的・客観的な判断ということで、発達障害のある学生が実習への参加を希望していたが、事前の評価では必要な技能が未習得であることが明らかとなり、本人と相談の上、履修を次年度に送ったという、こういうのは客観的な判断というふうに考えられるということですね。場合によっては、第三者的な専門家の評価を加えたりすることも、必要になる場合もあるのではないかと思います。このように正当な理由があるときには、本人への丁寧な説明と理解を得ることが望まれます。

合理的配慮

…個々の学生の状況に応じた環境やルール等の調整・変更、意思疎通のための配慮であって、均衡を失した又は過重な負担を課さないもの



例)

- ・ 教室内で、講師やスクリーンに近い席など、学生が講義中の情報を得やすい席を確保する
- ・ 授業や行事等のさまざまな機会において、手話通訳、要約筆記、パソコン要約筆記、補聴器システムなどの情報保障を行うこと
- ・ 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援機器の利用を認めること など

→ 合理的配慮は個々の学生の状況により多様かつ個別的なものになる

それから、合理的配慮についてですが、これも法律と同じなんですけども、個々の学生の状況に応じた環境・ルールなどの調整変更、それから法律よりも一歩踏み込んで、大学の場合、多くのもの書き込まれてるの、この意思疎通のための配慮というものも必要になってくるので、

対応指針の中にも書かれております。そしてその上で、均衡を失した、又は過重な負担を課さないものというのが合理的配慮と考えられております。例えば、教室の中の座席の確保ですとか情報保障、それから入学試験等での時間延長ですとか座席の指定ですとか、いろいろなものがあるのではないかと思います。ただこれは、非常に個別性が高いというのが合理的配慮の特徴です。あとでまた議論があると思います。

本人からのニーズにもとづく合理的配慮の提供

- 本人からのニーズにもとづく「意思の表明」があり、「負担が過重でないとき」は合理的配慮を提供しなければならない。

※意思の表明プロセスそのものを支援する必要がある場合があることに留意
 ※一方的なパッケージの提供や対立軸ではなく、建設的対話を通して決定

障害者から「社会的障壁を取り除いて欲しい」という意思表明がある

大学に過重な負担がなければ必要かつ合理的な配慮を提供する

合理的配慮は、あくまでも、本人からニーズに基づく意思の表明があって、負担が過重でないものと考えていただきたいと思いますが、その意思の表明そのものも支援が必要な場合があります。意思の表明プロセスそのものを支援する必要がある場合があることに、留意することが必要です。それから、一方的なパッケージの提供ではない、視覚障害だったらこういう支援ができますよ、聴覚障害だったらこれ、ここまではできますという、そういうセッティングされたものを提供するのではなくて、非常に個別的なニーズに応じる必要がある。それから対立軸ではない、何か労使交渉のようなものではなくて、お互いのニーズとできることをとことん話し合っ、そして建設的対話によって妥協点を見いだすという、そういうプロセスが重要であると考えられています。

それから、ここが非常に難しいところですが、過重な負担の場合には合理的配慮ではないとも読み取れるわけですが、どういうものが過重な

負担かという基本的な考え方です。

(大学等における) 過重な負担の基本的な考え方

…次の要件等を含めて、総合的・客観的に検討して判断する。

- ①教育及び研究、その他本学が行う活動への影響（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③費用・負担の程度
- ④本学の事務・事業規模、財政・財務状況

例) コミュニケーションが苦手な学生は議論に参加できないので代替レポートで単位を認めてほしい。

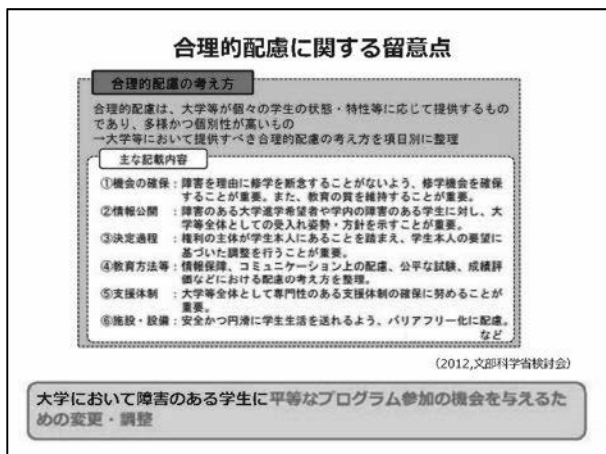
例) 正確に理解したいので、受講するすべての授業に手話通訳とパソコンタイプの両方を入れてほしい。

①教育の目的を損なうと判断
議論の実績を習得するための授業なので、議論に参加しない場合は単位を認めない。

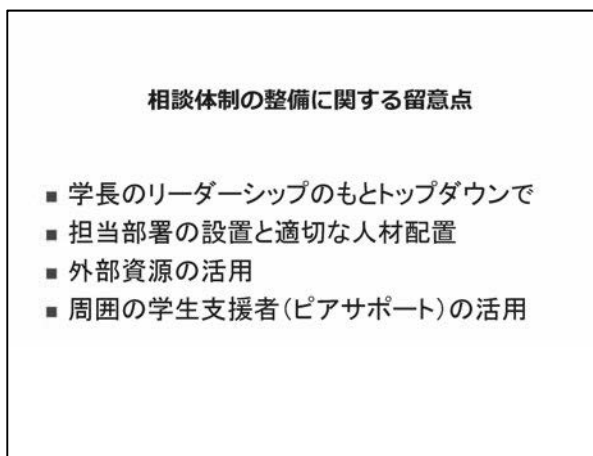
②費用と人的制約から荷重と判断
コストとのバランスを検討し、授業の内容に応じて、いずれかの情報支援のうち適したものを導入。

対応指針、あるいは多くの大学の対応要領の中では、次の要件を含めて総合的・客観的に判断するということになってはいますが、1番目は教育及び研究その他、大学が行う活動への影響、その目的、内容、機能を損なうか否かという、その本質を損なうようなものであってはいけないということですね。ですので、入試について言えば、入試の本質を損なうようなものはあり得ないということになるかと思えます。

それから2番目は実現可能性の程度。これは物理的なもの、技術的なもの、人的体制上の制約、そして、これもよく議論になりますが、費用負担の程度。それから、その大学あるいはその組織の事務、事業規模、財務状況に照らしてどうかということで、ここに書いた例としては、例えば聴覚障害の場合に、その学生さんが履修する全ての授業に手話通訳者を配置するというのは、今の日本ではコスト的に難しいと。ただ、必修科目は最低限保障するとか、あるいはパソコン要約筆記者を可能な限り、100%を目指して配置するというようなことは、非常に合理性があるという、その辺にバランス、費用、それからコストパフォーマンスを本人と話し合っ、合意の上で実施するというものが、今の日本では妥当ではないかと考えられています。

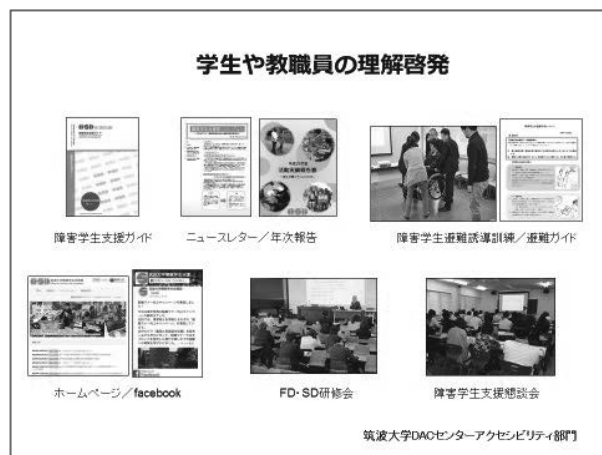


それから、合理的配慮に関する留意点ということなのですが、実は2012年に、文部科学省でも「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」というものが設置されまして、その年の末に第一次まとめというものが発表されて、皆さん方もよく御存じかもしれませんが、その中に合理的配慮の考え方のポイントが書いてあります。機会の確保、情報公開、決定過程、教育方法等、支援体制、施設・設備ということで、細かいことは時間の関係で省略しますが、だいたいこういうような観点から、大学は、合理的配慮を捉える必要があるというふうに、対応指針の中に書かれております。あくまでもこの目的としては、繰り返しになりますけれども、大学において障害のある学生に、ほかの健常な学生と平等にプログラム参加の機会を与えるための変更及び調整ということになると思います。



それから、相談体制の整備ということですが、これも文部科学省の対応指針では、学長のリー

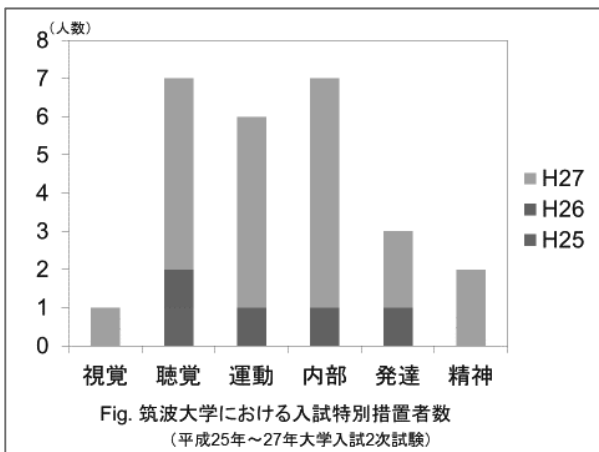
ダーシップを非常に重視しております。学長のリーダーシップの下にトップダウンで行うことが必要であると。ボトムアップではなくて、いろんなところからニーズが上がってきて、そして整備していくのではなくて、学長のリーダーシップの下でトップダウンで行うということ。それから担当部署の設置と適切な人材配置、外部資源の活用、ピアサポートなどと呼ばれる周囲の学生支援者の活用などが提言されています。特にこの2番目の担当部署というのは、職員がローテーションで順番にということではなくて、ある程度、専門性を担保し、共通の窓口で常に継続的な支援ができるような体制が望ましいと言われております。



それから、学生や教職員への理解・啓発ということで、これは先ほどの対立軸ではなくて、建設的対話を行っていく上での基礎的な環境としては、非常に重要なことになってくると思いますけれども、これは本学のものでちょっと恐縮ですけれども、いろんな媒体があります。ガイドブックを作るとか、ニュースレターで教職員との意思疎通を図るとか、実際、職員の方に障害者の避難訓練に参加していただくとか、ホームページとかFD/SD研修会、それから懇談会ということで、関係する教職員の方と、支援室と障害のある学生、あるいは支援学生なんか一堂に会するような機会を設けるとか、こういう機会は大学がいろんな場面を使って率先してやるが必要ではないかなというふうに考えます。



それからホームページですが、これは、その大学に入る前の方とか、いろんな方たちがアクセスしやすいように、アクセシビリティの窓口ということになりますので、情報公開をきちんとして、その大学のポリシーから具体的な支援の内容をはっきりと書き込むということが求められてくるのではないかと思います。



最後に、本学の入試特別措置の状況ですが、ここ3年のものをまとめてみましたが、昨年度急激に増えてきたという状況があります。法律の施行と関係があるのかどうかは分かりませんが、個別試験の入試特別措置者の数が非常に増えてきています。特に内部障害、それから発達障害、精神障害、運動障害と全部ありますが、従来、障害学生の全体の中では発達障害、内部障害、精神障害の三つが急増してるということが、ここ数年の統計で言われておりますが、こういう特別措置に関しても、従来のこういう情報保障、あるいは運動障害の学生、こちらも増

えてはいるんですが、それに加えて、こういう新たな障害のニーズというものが、入試に関しても増えてきているというのが、本学の状況からも見て取れるかなと思います。

障害種別	受験特別措置内容	赤字:多くの学生が受けた措置内容
視覚障害	(弱視)試験時間の延長、拡大文字の冊子配布、拡大鏡の使用許可	
聴覚障害	(難聴)座席指定(前方列)、補聴器や人工内耳装用の許可、注意事項の文書伝達、リスニングの免除	
運動障害	補助具の使用許可(杖、クッション等)、試験室の指定(エレベーターやトイレの付近)、座席指定(出入口付近)、エレベーターの使用許可、試験時間の延長、別室受験、初期化したPCでの回答許可(前日までにPCおよびプリンタ持ち込み)	
内部障害	座席指定(出入口付近等)、試験室の指定(トイレの付近等)、試験中にトイレに行くことの許可、別室受験、マスクの使用許可	
発達障害 (ADHD, ASD)	別室受験、座席指定(前列)、時間延長、注意事項の文書伝達、リスニング時のヘッドホン貸与	
精神障害 (パニック障害、強迫性障害等)	水、薬の持ち込みと発作時の服薬許可、座席指定(トイレの付近)、試験室の指定(トイレの付近)、別室受験、試験場への自家用車乗り入れ許可	

具体的な措置内容としては、一番多いのは時間延長とか座席指定など、数が増えても意外と対応できるようなことが多くて、非常に困難な事例というのは、実はそれほど多くはないということが分かります。事前の調整というものをすれば、支援に関してはできることが多いと感じます。

障害者差別解消法施行後の「合理的配慮」に基づく支援のありかた

- 法的な根拠に基づくものとなる
- 差別の禁止と合理的配慮の提供
- 建設的対話を通して、本人にニーズに基づく変更と調整を行う
- 専門性・統一性のある担当部署の設置
- 学長のリーダーシップのもと、トップダウンで
- 情報公開

まとめになります。障害者差別解消法施行後の合理的配慮に基づく支援の在り方ということで、これは言うまでもなく法的根拠に基づく支援になるということです。よく言われることですが、これまでの支援は、どちらかというと大学や人の善意によって行われたわけですが、コンプライアンスになるということです。法的義務ですので、守らないと違法行為になってし

まうということになります。そのポイントは、差別の禁止と合理的配慮の提供ということになります。建設的対話という言葉は、私、個人的には非常に好きなんですけども、建設的対話を通して本人のニーズに基づく変更と調整を行うのが合理的配慮であるということです。

それから、多くの大学が専門性、統一性のある担当部署を設置するようになってきておりますが、全体の数、割合としてはまだまだの部分がありますので、高等教育機関にこういった部署を設置していくことが求められています。入試に関してもこういう部署があることで、非常にスムーズにいろんな配慮が進む場合が多いと思います。それから学長のリーダーシップの下で、トップダウンでこういう体制整備をしていくことが求められるということ。最後に情報公開と。こういったものが今後、差別解消法施行後、各大学に求められていくのではないかと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○司会（橋本）

竹田先生、ありがとうございました。（拍手）

では、2件目の話題に移ります。2件目は「安定的に運用可能な入試配慮の検討—点字冊子問題製作の2方式を手がかりに—」です。では、南谷先生、よろしくお願いします。

安定的に運用可能な 入試配慮の検討 —点字冊子問題製作の2方式を 手がかりに—

南谷和範
大学入試センター研究開発部
minatani@rd.dnc.ac.jp

○南谷

大学入試センター研究開発部の南谷でございます。

あらまし

障害者差別解消法が規定する合理的配慮に応じる入試実現の具体的な方法を探る。今回は特に受験者の障害に応じた手段（メディア）での出題について分析する。

- 2種の点字冊子問題作成方式（入試準備運動型、超短期集中型）の解説
- 拡大文字冊子、音声読み上げ機能への点字冊子問題作成方式2種の適用可能性の検討

解答 番号	解 答 欄								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
18	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

こちらが私の報告のあらましです。まずは点字冊子による入試の実施の準備をするための2方式というものを分析します。その上で、この2方式がいっそう積極的に取り組んでいかなくてはいけないメディアや出題冊子などで適用可能かということ吟味しながら、いろいろな可能性を探っていこうという内容になります。

問 2 下線部に関連して、次のA～Dは、権利の拡大および救済のための制度をめぐり、日本で取り組まれた出来事についての記述である。これらの出来事を古い順に並べたとき、3番目にくるものとして正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。1B

- A 障害に基づく差別の禁止や障害者の社会参加の促進を定める「障害者の権利に関する条約」が批准された。
- B すべての児童に対して、「ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と定めた児童福祉法が制定された。
- C アイヌの人々の文化の振興と伝統に関する知識の普及を目的とするアイヌ文化振興法が制定された。
- D 特定の公害の被害者に対して、国による補償を定めた公害健康被害補償法が制定された。

- ① A
- ② B
- ③ C
- ④ D

B:1947年
C:1997年
D:1973年

(2015年センター試験政治・経済本試大3問より)

これは2015年度のセンター試験の「政治・経済」の問題ですね。権利の拡大及び救済のための制度をめぐり日本で取り組まれた出来事を古い順に並べたらどうなるかという問題です。吹き出しにヒントも書き込んであるので、ちょっと答えを考えてみてください。答えは③ですね。このスライドの順になります。

正解: ③

- B 児童福祉法: 1947年
- D 公害健康被害補償法: 1973年
- C アイヌ文化振興法: 1997年
- A 障害者の権利に関する条約: 2014年

障害者の権利という話は、なかなか社会的に注目される機会に恵まれない部分もあるんですが、このように2014年に批准された障害者の権利に関する条約がセンター試験の出題対象になっている。社会的な位置付けを与えられている。大仰な言い方をすれば、大学合格の成否に関わるようなものになってきているということは、御承知おきください。

義務としての合理的配慮

- 国連障害者の権利に関する条約: 2006年採択、2014年批准
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法): 平成25年(2013年)採択、平成28年(2016年)施行
- 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針: 2015年
 - 「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」:
 - 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 本報告では出題メディアを中心に議論
 - 主な対象受験者は、重度視覚障害者(点字冊子)、弱視者(拡大文字・音声読み上げ機能)、発達障害者(学習障害者)の一部(音声読み上げ機能、拡大文字)
 - 他の配慮(ex. 別室受験、時間延長)や他の障害(ex. 書字障害)への対応の問題は割愛

義務としての合理的配慮という話に入りたいと思います。障害者の権利条約、及びそれを具体化するものとしての差別解消法というものができました。この中では合理的配慮について、これは国公立大学は義務として、私立大学は、努力義務として行うよう位置付けている。合理的配慮を義務で行えというふうに言われても、何をやったらいいかというのがいまいち分からないって部分がどうしてもあるんじゃないか。ということでございまして、文部科学省の方から、所管事業分野の対応指針というものが

出ています。これを読んでいくと、「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」ということで、入学試験や検定試験において行うべき合理的配慮というものが列挙されています。

出題メディアに関わるものとして、主に重度の視覚障害者が利用する点字冊子、あるいは弱視者のための拡大文字、場合によってはこれに音声読み上げ機能というものが使われる。また、文字を読むことに特段の困難を抱えているディスレクシアと呼ばれる人々のために、音声読み上げ機能、あるいは場合によっては拡大文字冊子が一定程度の役割を果たす。そういうものを準備するよにということになっています。先ほど私、政治・経済の問題を投影したわけですが、こうやって画面に映しただけでは、何のことやら分からない人がいるということですね。

センター試験の動向

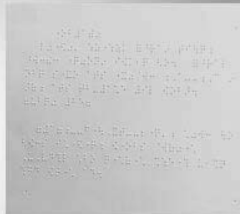
- 共通1次試験開始時より点字冊子出題を実施
- 27及び28年度センター試験: 個別の障害受験者配慮として、試験問題の人による代読を実施
- 28年度センター試験: 22ポイント(元問の2.2倍)拡大文字冊子出題を導入
 - 受験上の配慮案内:
http://www.dnc.ac.jp/center/shiken_jouhou/hairyo.html
- 以下、センター試験での取り組みも参考にして、個別大学入試での実施可能性を探る

センター試験でどのようなことを行ってきたかっていうことを、ちょっと解説したいと思います。まず共通1次試験発足時から、点字冊子での出題を実施しています。だからこれに関しては、かれこれ30年以上の経験が蓄積されていると言えます。最近の動向としまして、27年及び28年度には、個別の対応としての障害受験者配慮として、試験問題の人による代読というものを実施しました。28年度、昨年からは、こちらは個別の対応ではなく、制度化されたものですが、22ポイント活字での拡大文字冊子を準備して、出題を行っています。これらの配慮を申請するための『受験上の配慮案内』という冊子

が入試センターのウェブ・サイトに掲載されていますので、適宜御覧ください。

点字冊子出題の実績2方式

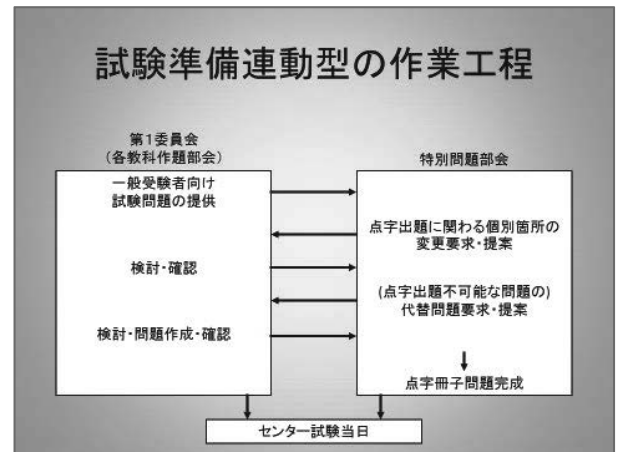
- 試験準備連動型
 - (独)大学入試センター
<http://www.dnc.ac.jp>
 - センター試験
- 超短期型
 - 全国高等学校長会入試点訳事業部
<http://www.braille-exam.org/index.html>
 - 個別大学入試の点字冊子問題作成の大半に関与



先ほど、点字冊子はそれなりに実績があるということを申し上げましたが、この点字冊子出題の準備方法には二つの方式があります。一つには、試験準備連動型と私が名付けている方式で、これは大学入試センターが、センター試験を準備するために利用しているような方式です。もう一つが、超短期型と私は名付けましたが、全国高等学校長会の下部組織である入試点訳事業部という組織がございまして、ここが利用している方式。これは実のところ、個別大学の入試、本日皆さんが特に興味のある部分だと思いますが、こうした個別大学の入試の点字冊子問題の作成の大半に関与しています。

障害のある大学生の結構真剣な悩みとして、できるアルバイトっていうのが非常に少ないんですね。実はより深刻な問題として、アルバイトもさることながら果たして卒業したあとに就職があるのかっていう、かなりシビアな問題もあるんですが、ちょっとそこは置いときます。

私は視力ゼロの視覚障害者でございまして、実は私、大学生時代この入試点訳事業部でアルバイトをしていました。私は、入試研究の素養があるかどうか、あまり自信がないんですが、この超短期型と試験連動型を両方経験したり間近で目撃してきたっていう部分は、ちょっとお役に立てるかなと考えています。



早速ですが、試験準備連動型の作業工程というのを紹介したいと思います。私、初めて会った人に「大学入試センターで働いています」と言うと、「ああ、いいですね。年に2日間だけ仕事すればいいんでしょう」などと言われて、憤懣（ふんまん）やるかたない気分になるんですが、皆様なら御存じだと思うんですが、そんなことはなくて入試センターでは通年のスケジュールが組まれており、それに従って試験の準備が粛々と進められています。

第一委員会と総称されるような、各教科の作題部会が存在する。これと同列の立場として、特別問題部会というのがあります。この部会が点字冊子の試験問題の作成に対して責任を持っている。各教科の部会で作られた試験問題の原稿を閲覧して、点訳する際に、この辺りはこういう修正をしていいですかというような問合せを出すと。あるいは、点字では出題不可能だという問題に遭遇した場合には、これは代替問題を作ってくださいという依頼を出す。あるいは、こんな代替問題はいかがでしょうというような提案をする。各教科の部会は、そういった照会や提案を受け取りまして、再度学問的、教科教育の観点から吟味して検討を加える。こういう作業を繰り返しながら、試験当日を迎えるという仕組みになっています。

代替の対象となる問題例

また、これらの交通網の整備は、民衆の旅を活発化させた。特に④文化・文政時代以降になると、⑤旅の様子や商業活動の場面が浮世絵の題材として取り上げられるようになるほか、名所案内の出版もあつた。

問6 下線部⑥の事例の一つとして、次に示した図がある。この図は、歌川(安藤)広重によって描かれた「木曾海道六拾九次之内 御嶽」であるが、これについて述べた文として正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。24



- ① 安価で旅人を泊める施設を描いたもの。
- ② 公用の通行者への人馬継ぎ立てを行う施設を描いたもの。
- ③ 街道沿いに一里ごと設けられた一里塚を描いたもの。
- ④ 幕藩領主が通行人の身元確認を行う施設を描いたもの。

(2002年本試日本史B第4問)

今日は点字冊子問題の詳しい話をする予定はないんですが、これは2002年の日本史Bでの代替問題の具体例です。この問題は、端的に申し上げますと、広重の浮世絵に描かれているのは何かと問うているんですね。点字で浮世絵を表現する手段がないので、これは点字では出題できない。

試験準備連動型で作成する代替問題例 一点字冊子問題一

また、これらの交通網の整備は、民衆の旅を活発化させた。特に(d)文化・文政時代以降になると、(e)旅の様子や商業活動の場面が浮世絵の題材として取り上げられるようになるほか、名所案内の出版もあつた。

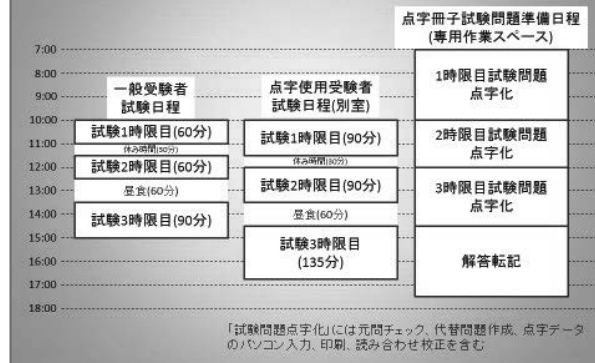
問6 下線部(e)の事例の一つとして、歌川(安藤)広重が描いた「木曾海道六拾九次之内 御嶽」の図がある。この図では、宿の障子に「木賃宿」と記されており、行きずりの旅人たちが宿に着いて草鞋を脱ぎ、くつろいでいる様子が描かれている。これについて述べた文として正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 木賃宿は、庶民用の安価な宿泊施設である。
- ② 木賃宿は、公用の通行者への人馬継ぎ立てを行う施設である。
- ③ 木賃宿は、参勤交代のときの大名の宿泊施設である。
- ④ 木賃宿は、通行人の身元確認を行う施設である。

(2002年本試日本史B第4問点字冊子問題)

そこで、代替問題を作るわけですが、この代替問題では、この広重の浮世絵の内容を一通り説明しまして、木賃宿ですね、これがいったいどういう目的の施設かを選択肢から選ばせると。違う設問で同じような内容を問うということが成立している問題です。ここまでがセンター試験に関わる説明だったわけですが、次にもう一つの方式、超短期型の作業工程というのを紹介したいと思います。

超短期型の作業工程



この超短期型では、試験当日に試験会場に入試点訳事業部のスタッフが早朝にまいりまして、そこで試験問題を受け取り、点字にする作業を行う。この作業は、代替問題の作成も含むわけですが、試験当日ですので、当然作題者が来ています。作題者と直接打合せをして、代替問題を作るという仕組みです。皆さん点字化という作業のことは、あまり御存じないと思うんですが、仮に点字でなく一般の文字でもこのスケジュールに従って、試験問題を一字一句間違えないで書き写せてと言われるだけでも、相当なプロフェッショナルリズムを必要とし、プレッシャーの掛かる作業だということは、お分かりになるのではないかなと思います。

2方式の特徴

	試験準備連動型	超短期型
試験問題の質保証	◎	○
試験業務全般への影響の限定	○	◎
多数人・多数箇所受験への対応	◎	×
大分量問題冊子の製作	◎	×
作業者のセキュリティ上の責任限定		○

ここまで簡単に2方式を説明してきましたが、ここでちょっと特徴を比較してみたいと思います。試験問題の質保障ということに関しては、この試験準備連動型は全く完璧で、万全を期すことができます。それに対して、超短期型も特

段の問題はない。試験業務全般への影響の限定ということでいいますと、連動型も十分管理されてるんだけど、この点で超短期型は他への影響というのは非常に、決定的に限定できる。ただし、多数人・多数箇所受験の対応ということを考えますと、連動型だったらいくらかでも対応できるんだけど、超短期型ではこれは無理だと。

センター試験のような大分量問題に関しては準備連動型は対応できるけど、超短期型は大変心許無いと。最後に作業者のセキュリティ上の責任限定という問題がございまして、これは作業者が何らかの不正行為に関与してるんじゃないかという疑惑ですね。こういったものを排除する方法。準備連動型は、作業者に部会委員の地位が与えられてるのでこの問題は吟味する必要はないだろうと。それに対して超短期型は、もうあえて缶詰で仕事をするということで、この問題を回避している。

他の2メディア(拡大文字冊子、音声読み上げ機能)への試験準備連動型・超短期型の適用可能性

- 拡大文字冊子問題(1) 低拡大倍率冊子問題
 - 1.4倍拡大まで=14ポイント
 - 単純な拡大コピーで対応可能、できればフォントの変更を加えた拡大印刷
 - レイアウトは一般受験者向け問題冊子と同一
 - センター試験14ポイント拡大冊子問題
 - 超短期型で作成可能

それでは、点字冊子以外の拡大文字冊子とか音声読み上げ機能に、この2方式を適用するというを考えていきたいと思います。まず拡大文字冊子問題の中でも、低拡大倍率の冊子の問題というのを考えてみる。これはおおむね1.4倍程度までの拡大を想定しています。このサイズでしたら、単純拡大コピーで対応が可能です。紙のサイズは変わってきますけど、試験の冊子のレイアウトは、一般受験者向けの問題冊子と同じです。そのため、作業は比較的簡単にできる。センター試験の14ポイント拡大冊子問題等

もこういうふうに乗っている。超短期型での制作も可能でしょう。

他の2メディア(拡大文字冊子、音声読み上げ機能)への試験準備連動型・超短期型の適用可能性

- 拡大文字冊子問題(2) 高拡大倍率冊子問題
 - 2倍程度以上=22ポイント(弱視教育の標準)
 - 単純な拡大コピーで対応できない
 - 一般受験者向け問題冊子から内容に踏み込んだ変更が必要
 - レイアウト、ページ数
 - 図の再作成
 - 参照指示の変更(ex.「10ページの設問に答えよ。」)
 - センター試験22ポイント拡大冊子問題
 - 超短期型での作成は困難

問題は、拡大文字冊子でも高拡大倍率の冊子。こちらはだいたい2倍程度以上というものを想定しています。フォントのサイズで言うと22ポイント。なぜこのポイントをピックアップするかというと、このサイズが初等中等教育段階の弱視教育の現場でスタンダードとされているからであり、我々もかなり真剣に意識する必要があります。これは単純な拡大コピーで対応はできません。試しに私、センター試験の問題を、この単純拡大コピーで22ポイントにしてみたんですけど、(実物を示して)こんな巨大なものになってしまいました、これ入研協のセミナーで使いたいから郵送してくれとセンターの事務所に依頼したら、ちょっと嫌な顔をされたということもあったんですが(笑)。我々はこれ見て冗談みたいなサイズだっていうことで言っていればいいんですけど、これで受けさせられる受験生は冗談じゃないということになってしまうので、実用的ではないと。

そこでどういうことをするかと言えば、一般受験者向けの問題冊子から、内容に踏み込んだ変更を加えることになります。紙はそんなに大きくできないので、1枚の紙に収まる文字数っていうのは減ってしまう。だからレイアウト変更が必要になる。そのためページ数は増える。図の再作成も必要であったりする。また「10ページの設問に答えよ」みたいな参照指示もいちいち

ち変更していかなくちゃいけない。こういう作業を経て作られてるのが、センター問題の22ポイント拡大冊子問題です。私、拡大とかに詳しい業者や団体の方ともお話することがあるので、さっきの入試点訳事業部の工程表なんかを見せて、これで作業できますかと聞くと、即答で無理って言われます。ちょっと超短期型は難しいだろうと。

個別大学入試の文脈から見た2方式

- 試験準備連動型への障壁
 - 複数回の試験への対応
 - 当日実際に配慮が実施される試験は決して多くない→作業が無駄に
- やはり超短期集中型が魅力的 <しかし、高拡大文字冊子や音声読み上げ機能(後述)では困難
- 試験準備過程で論点(ex. 代替問題が必要な問題)の洗い出しをしておくのは有効
- 短期型という製作方式はあるだろうか？
 - 障害を有する受験者から願書を受け付けた時点(あるいは願書を出す旨、連絡があった時点)から製作を開始
 - 学外リソース(NPO、業者)の利用は不可避、個別大学の入試ポリシーにより答えは変わる

ここまで準備連動型と超短期型って二つの方式を見てきたんだけど、これ、個別大学の入試の観点から整理すると、まずこういうことが言えるのではないかということ、ここでまとめたいと思います。試験準備連動型には大変大きな、高い障壁があるだろうと。これは私よりも皆様がよく御存じだと思いますが、最近の大学では複数回試験というのが頻繁に行われている。これらに関して全て準備連動型で配慮を準備するのは、相当なコストです。なおかつ実際に障害のある受験者が受けるかどうかってのは分からない。欠席することもある。そうすると大半の作業が無駄になるということもある。

そうすると、やはり超短期集中型っていうのはとても魅力的だということが言えるわけだけど、さっきお話したように、高拡大倍率の文字冊子や、これからお話する音声読み上げ機能では恐らく難しいだろうと思います。試験準備連動型から学ぶところがあるとすれば、準備段階で作問していて、これは絶対に点字とかでは出せないなみたいな問題があるときは、マーキン

グしておくのは有効でしょう。ただ、それ以上はちょっと難しいかなという感じがして。

そこで、私が、パッケージとして提案したいのは、短期型という製作方式ですね。これは具体的には、障害を有する受験者から願書を受け付けた時点で、その受験者が必要とするようなメディアでの出題の準備を開始する。これだと1か月ないし数か月のスパンでの作業ができる余地があるのではないかと。ただし、この場合の大きな問題というのは、拡大であったり音声読み上げに関する詳しい外部の団体、学外リソースの協力を仰ぐことってというのが恐らく unavoidable なので、これは個別大学の試験問題を、試験当日以前に学外の人間が閲覧することを許容するかどうかっていう、入試ポリシーで可能かどうかが決まってくると思います。

音声読み上げ機能

- 競争試験の解答に必要な閲覧効率
 - 試験時間制限に見合った読み速度
 - 読み誤りの排除
 - 避けて通れない公平性の問題
- ↑
- これらを担保できる出題手段は未確立
- (次善の策としての)人による代読
 - 実施側負担は相当
 - 受験者側の享受するメリットは限定的
 - 大規模実施、継続実施の保証困難

ここまで残しておいた、最後の出題メディア、音声読み上げ機能という話をしたいと思います。これは文字で試験の内容を認識することに特段の困難を抱えるような人々に対して、音声読み上げで試験の内容を理解できるようにすることなんですけど、これを実現するのは、まず競争試験の解答に必要な閲覧効率、試験は時間との戦いでもありますから、その時間制限に見合った読み速度、あるいは試験ですから読み誤りは許されない。こういった問題を総合した観点とも言えますが、公平性という問題がどうしてもあると。これらを担保できるような出題手段っていうのは、未確立と言わざるを得ない現

状でございます。

大学入試センターでは、次善の策として人による代読というものを実施しております。今、この大学入試センターでは実施していますというふうな言い方をしましたが、実のところ、当日実際に受験生の前で口を動かして声を出して試験問題を読んでいただくというのは、我々入試センターの人間というよりは、ここに御参集いただいている皆様ということになります。大変な御負担、御心労をお掛けする仕事であるわけで、我々としてはこれに御理解と御協力を願うばかりでございます。

このような言い方をしなくてはいけないことから分かるように、人による代読というのは、実施側の負担が相当なものです。上に示したようなこの音声読み上げの要件というものを照らし合わせれば、受験者側が享受できるメリットというのは限定的です。さらに、これから音声読み上げ機能を希望する受験者が増えた場合には、大規模実施とか継続実施が可能なのかは、極めて疑わしいと思います。

研究サイドからの提案

- AXES — iPad用試験問題閲覧アプリ
Accessibility eXtended Examination System
 - 昨年度開発
 - 任意拡大倍率表示
 - 読み間違えない音声読み上げ機能
 - DNCクオリティ(厳密さ・正確さ)の試験提示を実現
 - 新試験に合わせた導入を目的に開発中
 - 試験準備連動型を想定、超短期型は不可能

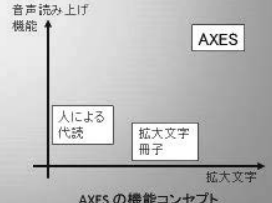


図: AXESの機能コンセプト。縦軸は「音声読み上げ機能」、横軸は「拡大文字」。原点から「人による代読」(低機能)と「拡大文字冊子」(中機能)が示され、右上に「AXES」(高機能)が位置づけられている。

私は研究開発部の人間なので、研究サイドからの提案として現在タブレット用の試験問題閲覧アプリを作っています。AXES (アクシズ) という名前を付けています。昨年度開発を行いました。

これは、任意拡大倍率での表示ができて、読み間違いのない音声読み上げ機能を搭載しています。さらに、読み速度の柔軟な変更ができる

ようになっています。これは大学入試センターが実施する試験に要求されるクオリティーの厳密さ、正確さでの出題を実現するシステムです。axes というのは座標軸という語の複数形なんです。音声読み上げ機能という軸と、拡大文字という軸でプロットすると、AXES はだいたい2次元的にこういう位置の機能を実現するものとして、開発しています。ただし、これも新試験の開始に合わせた導入を目標に開発中ということでございまして、センター試験実施フェーズに関しては、引き続き人による代読を実施する可能性がある。その点に関しての御協力を願います。その点に関しての御協力を願う次第でございます。

標準倍率と拡大表示の比較 〔「国語」第1問リード文〕

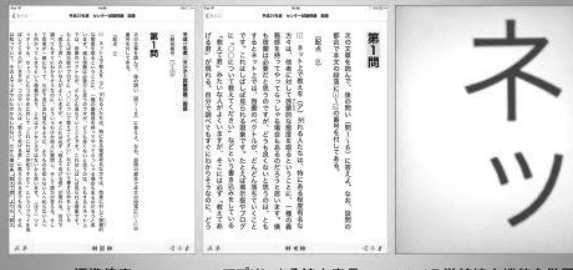


図: 標準倍率、アプリによる拡大表示、iPadの単純拡大機能の併用。左側は標準倍率のリード文、中央はアプリによる拡大表示、右側はiPadの単純拡大機能による「ネツ」の拡大表示。

AXES のキャプチャーがありますが、これは私の報告のあとに、立脇が簡単にデモを行いますので、ここまでの話、2方式、3出題メディアの可否をまとめてみたいと思います。

2方式、3出題メディアの可否まとめ

製作方式	試験準備連動型	超短期型	短期型
出題メディア			
点字冊子	○	○	○
拡大文字冊子	低倍率	○	○
	高倍率	×	△
音声読み上げ機能	○	×	△

端的に申し上げますと、点字冊子と低拡大倍率の冊子に関しては、どんな方式でも一通りめ

どは見えていると。それに対して、高拡大倍率と音声読み上げ機能に関しては、連動型であればできそうではあるが、ほかに関しては極めて未知数な部分が多いということになります。

義務としての合理的配慮と向き合う方法

- 高拡大倍率、音声読み上げ機能の利用に応じることができるかどうかは未知数の部分が多い
- まずは、各々の大学の試験準備全般と照らし合わせて何ができて何が難しいかを把握することが大切
 - 「行政機関等は、…障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」(差別解消法第七条2)
- 形式的な公平性にこだわって受験者との事前面談を避けるのは非生産的
 - ex. 高倍率拡大文字冊子の希望→配慮困難であることの説明・話し合い
→低倍率拡大文字冊子+iPadの拡大機能の利用
- 障害学生支援部門との連携
 - 支援部門には発達障害担当、古典的障害(視覚・聴覚・肢体不自由等)担当で専門スタッフ2名は必要

この合理的配慮の義務として出てきているものの中で、未知数、できないかもしれないって話をしだすのは、非常に不安をかき立てるところがあるわけですが、私から提案したいこととしては、まずは各々の大学の試験準備全般と照らし合わせて、何ができそうで何が難しいかを整理してほしい。これは差別解消法からの引用ですが、ちょっと我々の文脈に照らし合わせますと、「受験者からの意思表示があって」、それが難しい概念ではありますが、「大学側の過重な負担でないときに合理的配慮というものを実施する」ということになっている。そうすると、やはり受験者側と大学側のお互いの状況についての認識をすり合わせる。そういう対話の場が、非常に重要になってくるだろうと考えています。

なかには、試験当日以前に受験者とコンタクトを取ることは、厳正性の観点からよろしくないというような意見があるかとは思いますが、私はその意見には反対します。こういう場合には、形式的な公平性にこだわらずに、受験者との事前面談をぜひ行ってほしい。その中で、ちょっとここで具体例で示してみたような展開もあるのではないかと。お互いが納得できるような実施方式の発見に到達できる可能性は、——必

ず到達できるとは言えないけど——、あるんじゃないかと考えています。

そういう際に、大学側として、主要な話合いの側を担当するのはやはり入試部門でしょう。ただ、学内の障害学生支援部門との連携はとても大切だと思います。若干余談かもしれませんが、支援部門には発達障害担当の人と、——これ十把一からげにするのはよくないんだけど——古典的障害担当の人、1名ずつは欲しいなという感じです。

障害学生受け入れにかかわる問題・トピック

- ある種の発達障害: 人とのコミュニケーションに困難を抱える
- 特定の免許取得がそこで学ぶことの決定的な意義を担っているような学部
 - 必修としての実習
 - 学習内容、免許の対象となる職業の実態について、予め本人が十分理解していることが肝要←オープンキャンパスなどの活用
- 学生生活における対人関係
 - 障害学生支援部門に加えて保健センターなどとの連携
 - ただし、一過性の不調と「障害」は様態や対応が大きく異なることには注意

私、いろいろなところへ行くと、このスライドの問題はどうなんですかという質問を受けるので、答えを考えてみているんですが、私にはなかなか月並みな回答しか思い付かないので、なおかつ時間が押してますので、割愛させていただきます。

障害のある学生を入学させることの意義 —メリット—

- 周囲(学生・教員)への刺激
 - 同じ課題に別様のアプローチで取り組む方法を間近で目撃
←「多様性」の価値
 - 自発性の活性化の機会
- 『大学と障害学生～学生たちが考え、書き綴った、障害学生をめぐる大学のいま～』
 - 障害のある学生も含めた支援室に関わる学生11名が中心となり製作
(<http://www.ritsumei.ac.jp/drc/news/event/article.html/?id=48>)

障害学生らも、教職員向けに冊子を制作

「誰かがやってくれるのを待つ」のではなく、自分たちでできることを率先して取り組むことで、周囲の理解や協力を得ることができると述べています。

「大学に障害学生を受け入れることは、単に障害学生を受け入れるだけでなく、多様な人材を育てることに繋がります。また、障害学生を受け入れることで、周囲の理解や協力を得ることができると述べています。」

冊子は、各キャンパス(5冊)と、各キャンパスの教職員向けに制作されています。各キャンパスの教職員向けに制作されています。

ちょっとポジティブな話をします。大学が障害のある学生を入学させることのメリットって何でしょう。私は、これは周囲、学生のみなら

ず教員への刺激だろうと考えています。どうい
う部分が刺激になるかというと、同じ課題に別
様のアプローチで取り組む方法を間近で目撃で
きる。だから、これは個別の学問分野で言うと、
数学において別解法を学ぶことであつたりとか、
コンピューターサイエンスで複数のアルゴリズム
を学ぶこと。こういったものに類するような
刺激があるのではないかと思います。一つの課
題に対して、複数のアプローチを自家薬籠中の
物として持っておくって言うことは、今、特に
期待されてる能力である応用力という観点から
考えても、非常に重要だし、メリットは大きい
と思います。こういった機会を提供できること
こそ、多様性の価値、本当の価値ではないかな
と私は考えています。

その発展として、自発性の活性化の機会って
いうのがありまして、ここでぜひ紹介したいん
ですが、『大学と障害学生 ～学生たちが考え、
書きつづった、障害学生をめぐる大学のいま～』
というこちらの冊子ですね。これは、立命館大
学の障害学生支援室に係る障害学生とその
サポートを行っている学生の皆さんが作ったも
ので、これを立命館の職員の皆さんに頒布して
いるとのこと。私はこのような活動こそ理想
形だなと感心いたしました。

本郷(真紹 立命館大学文学部教授):

「・・・ただやっぱり一方で、学生や社会から支持される大学の役割
を考えると、有為な人材を社会に送り出す、そのための学生の人間と
しての成長を期する部分で、一番大きなポイントは、多様性、ダイ
バーシティということだろうと思います。私どもの大学の場合、歴
史的に非常に全国性が強く、関西圏からの学生の比率が大体50%しか
なくて、残り50%強が関西外であるということ関係から、一般入試も全
国31会場で行っているという経緯がございます。このような出身地の多
様性に加え、一人一人の個性が相互にぶつかり合っ一つの文化を形
成していくという、理念ですので、当然、コストに見合うかどうかと
いうことは別に、どうしても多様な入試を展開しなければいけない
という責務があります。・・・」

(特集1:平成25年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会(第
8回)企画討論会「入試における評価尺度の多元化を考える」
『大学入試研究の動向』第31号、29ページ)

これも関連する話かなと思って、勝手ながら
引用させていただいたんですが、3年前の入研協
のAO入試の討論会で、立命館の本郷先生がお
っしゃっていた内容からの抜粋でございます。

私も障害学生を入学させることのメリットって
いうのは、突き詰めればこういうところにある
んじゃないかなと考えている次第です。一言申
し添えておきたいんですが、少し前までは、障
害のある受験者が大学を受験したいと申し出
ても当然のように拒否するということが、いろ
んな大学で行われていました。しかしながら、そ
ういう時代にあっても、立命館大学は、障害学
生の受け入れに積極的に取り組んでいらっし
ゃったということ、ここで紹介しておきたいと
思います。

それでは、どうしたら魅力的な障害学生のリ
クルートができるかっていう問題ですね。実は
これ、安直な答えがなくて、むしろストイック
に考えなくちゃいけないというのが私の意見
です。ちょっと難しいといっても、我々には素
晴らしいヒント集があります。

第4問 次の問い(A・B)に答えよ。(配点 33)
A 次の文章とグラフを読み、下の問い(問1～
3)に対する答えとして [35]～[37]に入れるのに
最も適当なものを、それぞれ下の①～④のう
ちから一つずつ選べ。

According to a 2009 OECD (Organization
for Economic Cooperation and
Development) report, 3 million higher
education students in 2007 chose to
study outside their country of residence.

The graph can also be used to compare the
market shares of nine countries in the
years 2000 and 2007. The United States,
which is still the most popular destination,
saw its share of the total drop from 25%
to about 20%.

On the other hand, France, Japan, and
South Africa, which is not on the graph,
increased their market shares by 1
percentage point, and Australia and New
Zealand increased their shares by an

impressive 1.4 and 1.7 percentage points
respectively. These changes are partly due
to differing marketing policies. The United
States recently seems to have taken a
passive approach to marketing, while
other countries have taken a more active
approach.

International Education Market Shares (2000 & 2007)
Percentage of all foreign tertiary students enrolled by destination
(%)

Education at a Glance, OECD (2009) を参考に作成

センター試験の追試験、2012年の英語からの
抜粋です。これは留学生のシェアを扱った文章
とグラフになっていまして、各国の留学生獲得
競争の話です。オセアニア諸国は近年、アク
ティブ・アプローチというのを採用しまして、積
極的な働きかけとかで留学生の獲得シェアを大
きく伸ばしていると。それに対し、これまでメ
インの留学先であり続けてきたアメリカは、ア
クティブ・アプローチからパッシブ・アプ
ローチに移行した。にもかかわらず、アメリカは
いまだに20%の最大のシェアを持っているって
いうのが、この文章から読み取れることだと思
う

んですが。

私がここで申し上げたいのは、なぜアメリカってというのはパッシブ・アプローチでも 20%のシェアを持っているか。これはやはり、留学生がアメリカの学術の水準、教育の水準こそ、自分の成功につながるものだろうと考えている。そういった学術、教育にアクセスできるのであれば、留学生支援が若干脆弱（ぜいじゃく）であっても、それは気にしないっていう態度で取り組んでいるっていうことなんだろうと思います。

障害のある学生を入学させることの意義 —リクルート—

障害学生支援を充実させることで魅力的な障害学生をリクルートするという戦略には懐疑的

やっではないけないこと:

支援の押し付け

義務(含む:合理的配慮)と善意の支援(サービス提供)の混同

義務も本人が希望した場合にのみ提供する

- 1. 学術・研究水準
- 2. (学生全般に対する)教育の質
- 3. 障害学生支援

たぶん障害のある魅力的な学生のリクルートに関しても同じことが言えるでしょう。まずは学術の研究の水準であり、あるいは学生全般に対する教育の水準が大切でしょう。障害学生支援は、あくまでこれらを補うものとして位置付けられるのではないかなと考えています。

まとめ

- 個別大学入試の合理的配慮で準備が期待される出題メディアについて
 - 点字冊子、低倍率拡大文字冊子はおおむね可能
 - 高倍率拡大文字冊子、音声読み上げ機能は一筋縄ではない
- 「短期型」の配慮準備が有望、その実施可否は各大学のポリシーに依存
 - 障害のある受験者との事前面談を躊躇すべきでない
- 魅力的な障害学生の獲得は教育上有益、その手段は支援の充実よりも学術機関としての正攻法で

これまでお話ししてきたことをまとめた内容です。このあと、立脇の方から簡単に AXES のデ

モを行いたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○立脇

それでは昨年度開発しておりました、タブレットを用いた出題システムについて、簡単にデモをさせていただきます。ここでは、国語に関して。

AXES 音声：第 1 問。次の文章を読んで、あとの問い、問 1~6 に答えよ。なお、設問の都合で本文……。

○立脇

このような形で、まず基本的に音声の読み上げを行っていきませんが、拡大と色の変更というのを同時に行います。

この色の変更につきましては、白地に黒が読みやすい方もいますし、このように濃い背景に黄色い字が読みやすい方もいるということで、何種類か色の組合せを設定しております。あと、こういう形で文字の拡大ができます。

AXES 音声：……の段落に、1~11 の番号を付してある。配点 50。1. ネット上で教えを垂れる人たちは、特にある程度有能な方々は、他社に対して迎合的な態度を取るということに一種の義務感を持ってやってらっしゃる場合もあるだろうと思います。

○立脇

今すごく速い音声再生になっておりますけど、実際に試験を回答する際には、私たちが黙読をするような速度で聞けないと、試験時間に間に合わないことがありますし、障害のある方は通常の 2 倍以上の速度の音声を聞いていますから、それに対応できるように、音声速度を何種類か自分で自由に設定できるようにしています。

ただ、初めての人がこれを使っても、すぐ試験が解けるというものではありません。やはり事前に、日常的に使っているということが、このシステムの前提かと思います。

AXES 音声：僕も啓蒙が必要だと思うのですが、どうも良くないと思うのは、ともするとネット上では啓蒙のベクトルがどんどん落ちていくことです。これは……。

○立脇

こういった形で、作ったものをお見せしました。以上です。

○橋本

ありがとうございました。

では3件目の話題に移ります。「大学入試における合理的配慮—合意形成の個別事例から」です。近藤先生、よろしくお願いします。

大学入試における合理的配慮 (合意形成のプロセスについて)

近藤武夫

東京大学 先端科学技術研究センター
DO-IT Japan / DO-IT Center, University of Washington
kondo@bfp.rcast.u-tokyo.ac.jp



○近藤

東京大学の近藤です。よろしくお願いします。私の方からは、障害のある学生たちが、大学の入試を受ける際に実際にどのようなコミュニケーションを大学側や大学入試センター側と行って、前例のない配慮を認められてきたかというのを、事例に基づいて御紹介をしたいと思います。これまでの先生方のお話の中で、その背景となる考え方であるとか、今のようないわゆる紙の印刷物ではないものを使うときに、準備としてどういったものが必要かというところは描かれてきたと思いますので、私は障害のある学生本人が、大学や大学入試センターとどのような形でコミュニケーションを形成してきているのかという事例を、御紹介したいと思います。

今日、私がお話をする理由なんですけど、私は東京大学の先端科学技術研究センターとい

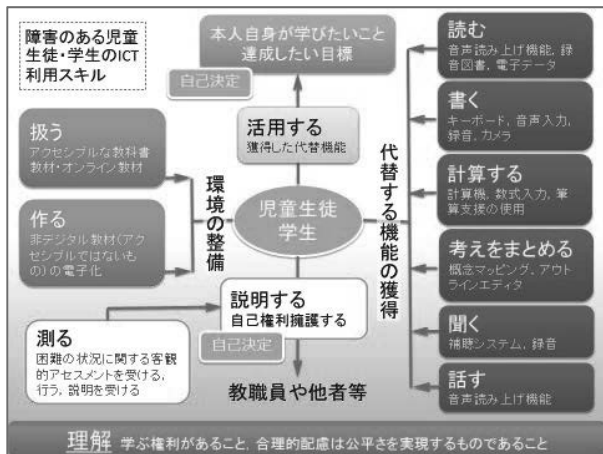
う附置研究所で教員をしているんですけども、2007年からDO-IT Japanというプロジェクトをやっています。

DO-IT Japanとは

- 多様な障害のある児童生徒のメインストリーミングとリーダー養成を目指すプロジェクト(2007～継続中)
- テクノロジーを活用し学習・進学機会を保障

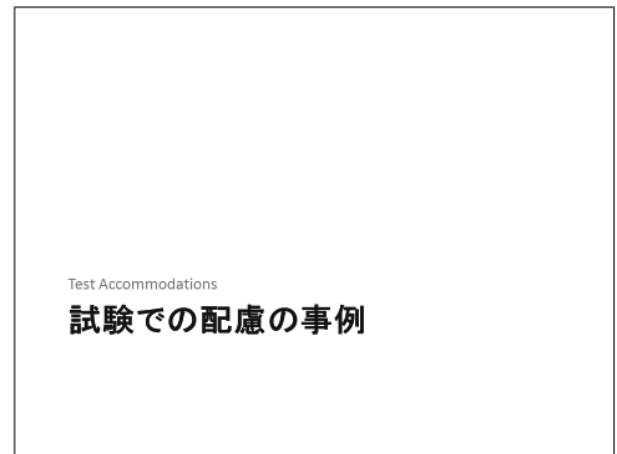


このDO-IT Japanというプロジェクトは何かというと、障害のある子どもたちを全国から選抜をして、彼らに対していわゆる他の生徒の勉強の仕方とは異なる学び方、例えば先ほどの音声読み上げのようなものを使ったりとか、中にはパソコンだったり特殊な器具などのテクノロジーを使って、できる限り通常の教育カリキュラムの中にインクルージョンしていく。障害のある子どもたちが、いわゆる障害のある人のための学校に進むとか、障害のある人のための大学に進むということではなくて、試験をはじめ通常の場所に参加をしていけるような取組というのを、2007年から続けています。今、障害種別は問わずに、障害のある小学生、中学生、高校生、大学生を対象として、長期的なバックアップを行ってきているんですけども、今日このあと御紹介する事例というのは、全てこのDO-IT Japanの中で得られてきた事例です。



基本的に、テクノロジーの利用についてなんですけど、先ほどの音声読み上げというのは、代表的なテクノロジー利用の一つです。障害に基づいて、例えば読むことが難しいという機能制限がある。しかし読むことが難しい人ですよと言っても、実は読めないわけではなくて、みんなが使っている紙の印刷物だと読むことが難しいという子どもたちが多いわけですね。

以前までは、合理的配慮という考え方がなかったんで、子どもたちは全て平等に取り扱わなきゃいけない。平等な取扱いをするよと言ったときには、全ての子どもたちが「同じ取扱いをされていることが平等」だというふうに、かつては考えられていたんですね。ほかの子どもたちは、みんな紙と鉛筆で試験を受けているわけだから、あなたも紙と鉛筆で試験を受けなさい、障害があっても同じものを使うことが平等なんだよという考え方だったんですね。しかし、今年から差別禁止と合理的配慮という考え方が、義務として入ってきた。そのことで、保障しなくてはならない平等の在り方が変わった。ほかの子と同じ取扱いをするのではなくて、その人が教育の機会に参加できることの公平性を保障しましょう。他の生徒と違って紙と鉛筆は使っていないけれども、同じ学習や能力評価の場に参加できるように、例えばICTを使っても、平等な機会に参加できるよう保障すること、それが平等だ、というふうに概念が変わりました。



昔は紙の印刷物を読めなければ、通常の試験を受けることはちょっと難しいですよという、いわゆる入試の否定や入学の拒否というのは、本当によく行われていたんですね。私たちDO-ITを2007年からやっていますけど、2007年当初にもそういうことはよくありました。ここ2、3年ぐらいになって、やっぱりどうもそれは駄目らしいということが、大学にもずいぶん広がり始めてきていて、ようやく雰囲気が変わってきたということを感じています。

私たちは、読むことが難しい生徒の場合は、音声読み上げを使うとか、録音されたもの、電子テキストに変えたものを提供するというのを、いろいろな方法を行っています。書く方にしても、例えば肢体不自由があって鉛筆が持てない生徒であっても、大学入試を受ける権利はあるわけですね、障害を理由にして排除することはもうできなくなってしまったので。ただ、鉛筆が持てなかったとしても試験が受けられるように、例えば代筆を行うとか、場合によってはキーボードの利用を認めて、それによって試験を行うなんていうことは、よく行われるようになりつつあります。そういったことの支援も私たちは行っています。

日本ではまだあまり共通理解がないと思うのは、計算することの障害です。例えば論理的思考というのはしっかりできるんだけど、四則演算をやろうと思うと、途端に間違ってしまう。ディスカリキュリア（計算障害）と言わ

れる人たちがいます。それは発達障害の一部に存在する障害なんですけれども。例えばディスカリキュリアのある生徒などだと、米国の場合ですと、例えば関数電卓などは認められなくても、四則演算の計算機だけは試験に持ち込んでよいと。試験の合理的配慮として、それを認めるというケースはよくあります。例えば、米国の SAT という試験でも Web サイトの合理的配慮の例のところに、例えばディスカリキュリアのある生徒が、四則演算だけのカリキュレーターを持ち込んで使うということが認められるといったことが、書かれたりしています。しかし、日本の中だとそういった配慮は、まだまだ一般的ではありません。

いずれにしても、障害を理由として何らかの機能制限があって、それが試験問題において本質的に求められているものとは言えない場合は、代替手段によって参加できるように調整することが必要です。それが合理的配慮と呼ばれます。

若しくは、例えば、本質的に求められていることだけでも、障害があるとそもそもできないこともありますよね。例えば先ほどの、問題そのものを変えなきゃいけない例です。視覚障害のある人で、絵をそもそも見られないけど、絵の内容を視覚的に読み解くことが問われているような場合。そもそもこれは合理的な配慮を行うというよりは、もう試験そのものを代替してしまうというやり方を取っているということですので、イコールアクセスを保障していると言えるかどうか、その方法論の部分は議論が残っているところです。いずれにしてもこのような、障害により機能制限がある問題部分について、代替的なものを認め、その結果として、障害のある受験生も試験に参加できるよう保障していく。若しくは試験だけではなくて、日常の学習の機会に参加できるように、学びの教室環境を変更調整していくというやり方を、DO-IT の参加者に対してバックアップしています。

特にこれまでの取組の中で非常に大変だった

ことは何かというと、やはり大学でも、高校以前の教育段階でも、障害のある子どもたちが通常の学級や通常の教室現場の中で一緒に学んでいくということ自体が、日本は制度としてやってきていないんですね。2012年までは、基本的には日本は障害のある子どもたちは、特別支援学校であったり特別支援学級であったり、そういう特別な場所に行って学ぶということがベースになってきました。日本には特別支援学校が千数十校あるんですけども、これは欧米諸国の人たちから見ると、結構びっくりしてしまうような数字であることというのは事実です。

なので、特別なニーズのある子どもたちは特別な場所に行って学ぶということがこれまで多かったので、やはり教室現場そのものが、障害のある子どもたちのニーズに対応しながら共に学ぶということにあまり慣れていないですね。なので DO-IT に参加してる子たちは、勉強はすごくしたいと思っているんだけど字が書けない。そこで例えば、パソコンやタブレットを使って教室の中でノートをとりたいと思っても、教室の中でそうしたことを認めた前例がないので、学校や教師はそのやり方をどういうふうに認めていっていいかわからないと。その結果として、教室で「いや、やったことがないからわからないよ」と断られてしまうという事例が非常に多いです。

なので、そうしたニーズのある生徒たちと一緒に、個別の配慮の必要性を学校に対して説明していくわけです。こういう理由で、こういう障害をベースとしたこんな機能制限があるので、その部分を補うためにこんな方法を認めてくれないだろうかという交渉をしていくバックアップをする。このことは10年間ずっとやってきています。大学入試センター試験においても、それから大学の個別入試においても、やはり大学そのものがそういった取組はやったことがないですと言われることが非常に多かったので、具体的なやり方を説明しながら、この方法だった

ら認めていただけるでしょうかという交渉を、長らくやってきたという前例があります。

これからは恐らく、障害学生支援という一つの職能のジャンルが、どの大学にも当たり前のよう存在している時代が今、やってこようとしています。学生の側がそこまで、交渉の準備をしてから相談しなくても、「実はちょっと書くことに困ってるんです」とか、「読むことにすごく困ってるんです」ということを言えば、大学のサイドに専門性がある、「じゃあ、どういふうにやっていきましょうか」と建設的な対話をやっていってくれるような土壌が今後育ち始めると思います。

しかし、これまで DO-IT の中で取り組んできた歴史では、こんなことで困ってるんですというふうに言うと、「そうか、そういう困ってる人っていうのは、うちは、受け入れたことがないので、ほかに行ってもらえないだろうか」「よその大学に行ってもらえないだろうか」と言われることが非常に多かったのです。なので、私たちがどのように彼らに対して教えてきたかという、困ってるということと言っても、「そうか、それは大変だね」と言って、同情されて終わってしまうので、「自分はこういうことで困ってるんだけど、例えば、この方式というのを認めてくれたら、自分はここまでできるんだけどどうだろうか」というふうに、代替案を示しなさいと。自分たちで代替案を示すということをやって初めて、可能か不可能かという判断が大学から返ってくる。うちの大学でそれができるのか、過重な負担としてできないのか、という、いわゆるネゴシエーションの段階に進める。そういった進め方というのをやってきています。

以前はそのように、特段、法制度的なバックアップもない段階でいろいろな交渉を進めてきていたので、基本的には本人サイドから代替案を大学に提案しながら、もちろん、できるだけ学生や生徒本人の意思決定に基づいて言ってもらえるようにバックアップします。僕らが先回

りしていろんなことを言っていると、結局、学生本人は、自分にそんなニーズがあるとはあんまり思っていない、という結果になる。やっぱり ICT を使うにしても、具体的な方法を試してみて、それなりに学習しないと当然、本人が必要を実感できるほどにはなりません。先ほどの音声読み上げの道具が紹介されましたけど、あの道具だけが教室に放り込まれても何一つ魔法は起きないんですね。やっぱり道具の使い方を自分で自分でやって初めて、その道具が彼らの能力の発揮を最大化していく。

これからは差別解消法に基づいて、今お話ししてきたような、ほかの子どもたちとは違うけれども、別のやり方で、みんなと同じ学びの機会にアクセスしていくのは当然のことであるという理解に向けて、法的なバックアップが行われつつあります。

障害者差別解消法の 文科省対応指針におけるICT利用

- 差別的取扱いの例
 - ○試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。
- 合理的配慮の例
 - ○入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
 - ○点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
 - ○読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

文科省の対応指針の中にも、ICT 利用のことだけを取り上げてみても、もう既にいろいろと書かれています。例えば差別的取扱いの例なんですけれども、「試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること」は、差別的取り扱いであると書いています。

これは、高校段階までは非常によく起こってきたことですし、現在でもまだまだ差別解消法についての理解啓発、合理的配慮についての知識がそれほど広がっているとは言えないので、

よく起こることなんです。例えば、みんなは紙と鉛筆を使って中間試験を受けている。ところが、一人だけ時間延長や音声読み上げの使用が認められている。そうするとあなたは人と違う方法で中間試験を受けているので、受けることは認めただけでも、その点数を評価として内申点にするとか、試験の評価として記録するということではできませんなどと言われます。内申点が0点になっていたり、若しくは試験の結果っていうのが全部横棒になっていたりっていう評価書を、学生たちがよく持ってくるんですよ。「これ、どういうこと。学校で合理的配慮を受けて試験を受けたんだよね」って聞くと、「でも、人と違った受け方だから、これは評価にならないと言われました」というケースは非常に多いです。

やはり、これまでそういった方法を認めてこなかったのが、平等観という考え方そのものが、過去と現在では大きく変わっていることがどうしても分からなくて、他の生徒と違うから学校サイドはそれを認めないということがとても多いのです。なので文科省の対応指針の中では、そういったことも差別的取扱いに当たりますよと明記しているんです。

合理的配慮の例としても、ICTの利用については、対応要領にはたくさん事例が掲載してありまして、これは先ほど南谷さんの方で御紹介していただきましたけど、入学試験においても点字や拡大文字、音声読み上げ機能などの利用を認めるといったようなことが入っています。若しくはテキストデータを事前に渡すとか、教科書とか資料、問題文を別の形に変えたものを、その生徒に提供することそのものというのが、いわゆる合理的配慮の一つですよと書かれています。これは、初等中等教育の教科書だけかというと、今、各種ボランティア団体が、紙の教科書を電子化しています。うちでも昨年、小中高の教科書を全部合わせて324冊電子化したものを作って、全国の子どもたちに提供するという

ことをやってきています。著作権法上も、障害のある子どもに対しての提供は特例措置が認められていて、適切な手順を踏むことでデータ提供ができます。そういうふうに、教科書に関しては点字冊子や拡大冊子や電子データの提供ということが、だいぶボランティア団体等のバックアップでできるようになってきてはいる。しかし例えば、副教材や試験問題は、まだほとんど具体的な取組がないということは事実ではあります。

ただ、いずれにしても、そうしたデータを提供することが、大学を含めた学校の仕事であるということが書かれつつあるということで、今後恐らく、そうしたノウハウを持つ大学の中の部署が出てくるであろうというふうに思います。米国では全ての大学に障害学生を支援する部署が置かれているんですが、その部署の仕事の中心の一つというのは、今、先ほど南谷先生の方から御紹介もありましたような、紙ではない別の形のアクセシブルなデータを作って、障害のある学生たちに提供するということです。

それからさらに言うと、学習障害の問題ですね。例えば読み書き等に困難のある児童生徒というと、これは視覚障害のある人や肢体不自由などがあって鉛筆が持てない人が当てはまります。けれどもそれだけではなく、書字障害のような学習障害のある子どもたちというのもここに当てはまります。学習障害のある子どもたちが、紙ではない音声教材を使って小中教育課程で学ぶということは、日本では今、当たり前のことになったとは言えないですけども、ここ数年ぐらいでようやくずいぶん広がりつつあります。

米国は、もう1980年代以降辺りから、特に充実したのは2000年代に入ってからですけども、小中高の学校で使われている教科書をはじめ全ての教材が、紙ではない別の形で、日本でいうところの文科省に当たるところから無償提供される仕組みが作られていますので、だいぶ

当たり前ものになっています。日本でもこれから恐らく、そうした別の形のものを使って、ICTなどを組合せながら障害のある児童生徒が学習していくということが、一般化していくでしょう。

そして、一般化をしていくと何が起こるか。実は、学習障害のある子どもたちの一つの特徴というのは、その数の多さなんですね。非常に多数です。文科省が平成24年に調査研究を行って発表したものでは、通常のクラスの中のおよそ6.5%に発達障害があり、その中には読み書きが困難であったりする子どもたちが含まれているというデータを出しています。米国においても、LD、学習障害というのは、高発生障害と呼ばれていて、非常に高い比率で起こる障害だといわれています。

今、日本の大学の中にそうした障害のある子どもたちが進学しているかということ、まだまだそうではないですね。例えば日本学生支援機構の調査などを見ても、米国で言うと、大学の中で18万人ほどのLDのある子どもたちが何らかの支援を受けながら学習していると言われますが、日本の場合ですと、まだ100名に満たないというように、極めて大きな格差があります。大学ではまだ表面化していませんが、今、小中教育の中では毎年千数百人単位で、通級指導教室で特別指導支援教育を受けているLDのある子どもたちが、千数百名単位で毎年増えていっています。通級指導教室というのは通常級に在籍しながら、部分的に教室の外でサポート的な指導を受けるような特別支援教育の仕組みです。そういった支援を受けた子どもたちが、やがて大学にやってくる未来というのは、それほど遠いことではないと言っているのではないかと思います。

大学入試センター試験、大学2次試験における配慮例(DO-IT Japan事例から)

- 2007年
1. センターおよび国立大学入試でのキーボード使用許可…筋ジストロフィーによる肢体不自由のため
2009年
2. センターでの音声読み上げソフト使用拒否、1.3倍時間延長の許可…高次脳機能障害(無視性失読、視野欠損等)による読字障害;2007年から3回めの申請で
2010年
• センターに「発達障害」の区分が追加(2010年)
3. センターおよび国立大学入試での数式入力ソフト使用の許可…脳性麻痺による肢体不自由のため
2011年
4. 国立大AO入試(小論文)でのキーボード使用許可…発達障害(書字障害)のため
5. 公立高入試(5教科)での音声読み上げソフト使用拒否、代読の許可…発達障害(ディスレクシア)のため
2012年
6. センターの数学・物理・化学での1.5倍時間延長、代筆の許可(国立大入試でも)…腎臓摘除による両上肢全廃
2015年
7. センターでの音声読み上げソフト使用拒否、代読の許可…発達障害(ディスレクシア)のため
8. センターおよび国立大入試での代筆、部分的にPC利用入力の許可…SMAによる肢体不自由のため
9. 公立高校の入試(5教科)でのキーボード使用の許可…発達障害(書字障害)のため
2016年
10. センターでの音声読み上げソフト使用拒否、代読の許可…視覚障害(弱視、中心視野欠損)のため

今ちょっとLDのお話をしましたけれども、DO-ITの中では様々な種別の障害のある子どもたちに関してのサポートを行ってきました。例えば、2007年頃には、筋ジストロフィーという進行性の筋肉の障害で、指先が少し動くくらいで、あとは体がほとんど動かないという生徒がいました。国立大学の入試を受けたいが、もちろん鉛筆を持って字を書くということができないので、普段キーボードを使って学習しているので、その方式で国立大学の入試を受けさせてほしいということを申請をしました。しかし、この当時、そういった、ほかの生徒と違う形でテクノロジーを使うということは認められないということで、却下されました。

それで何度かコミュニケーションを繰り返したんですけども、その結果、キーボードの利用は認められないけれども、Windowsに付いているペイントというお絵描きソフトで、マウスポインターを指先で動かして、字を書くんだったら認めようと言われて、その生徒は半年ぐらい頑張っ、それで字を書く練習をして受験しました。今考えると本当に極めてナンセンスだったと思いますけれども、当時はそのようなことがよく起こっていたということです。結果、その大学は落ちたんですけど、もう一つ、別の国立大学に合格をして進学をしました。

それから次は2009年なんですけど、センター試験で音声読み上げソフトを利用して試験を受けたいという生徒ですね。この生徒は発達障害で

はなくて、高次脳機能障害といって、脳外傷によって脳の一部の機能に障害を受けた生徒でした、この生徒の場合は失読といって、脳損傷によるディスレクシアを負ったために、印刷物を読むことが非常に難しい状況になりました。ですけれども、耳で聞けば理解できるということで、普段の学習は音声読み上げを使ってやっていたんですけれども、2007年に音声読み上げソフトを使ってのセンター試験受験をセンターに申し入れたんですが、それは認められないということで却下をされて、2008年にもう一度申請したんですが、それも却下され、配慮を受けることができませんでした。

受験自体はしたんですけど、彼いわく「今年も座ってきます」と。ただ自分が席に座ることで受験したという前例を作りたいというわけです。3年目、最後の年なんですけれども、この年も、音声読み上げの受験はやっぱり認められなかったんですが、1.3倍の時間延長措置が認められました。というのは、彼は高次脳機能障害なので、視覚障害はないんですね。厳密に言うと半盲といって、視野の半分が欠けているという障害はあるんですけれども、センター試験では、視能率が90%以上のいわゆる障害がないと認められないということになっていたのです、彼のよう高次脳機能に障害のある場合というのは、審査そのものに引っかかりにくかったんですね。しかし、この年に、1.3倍の時間延長の方については認められた。この翌年にセンター試験の配慮申請に「発達障害」という区分が新たにできるのですが、この2009年の段階で発達障害の予備的な委員会というのが作られていて、この予備的な委員会が、この生徒の取扱いを審議してくださって、その結果、1.3倍の時間延長を得ることができたわけです。彼は、1.3倍の時間延長が認められても、そもそも読めないで、「今年も座ってきます」と言って座りに行ってきたんですけど、帰ってきた時に「時間延長は得られたけど、自分はこれでもうセンター試験は諦め

ようと思う」と言って、そのあとは、試験のない放送大学に進学して学習をしていました。

その翌年にはセンター試験で発達障害の区分ができます。それを担当しておられた上野一彦先生を、僕、DO-ITでその高次脳機能障害の学生に引き合わせたんですが、先生は「君が発達障害の配慮認定を受けた第1号の生徒だよ」とおっしゃっておられましたね。高次脳機能障害なので発達障害じゃないんですけど、1人目の配慮を受けた生徒だと思っていいよというのを、今日のようなシンポジウム場で公言してくださったので、僕、ここでも言ってますけど、そういう歴史があったということです。

この年ですが、センター試験及びある国立大学の入試で、肢体不自由で、数式を書くことができない生徒に、数式の入力ソフトを使うことが認められました。この時も、その数式の入力ソフトというのが、そもそも計算機能がないものであるといった、そういった様々なものを説明することで、これは比較的すんなりと認めていただきました。数式ソフトを使うというのはどうやら初めてだったそうなんです、この生徒はその後、筑波大学に入学して、大学院にも進学をしています。

それから2011年ですが、この頃から発達障害、特に学習障害のある生徒への支援というのが少しずつ認められ始めます。鳥取大学のAO入試の小論文試験で、発達障害、それも書字障害といって、手は動くが文字をつづろうと思うと非常に書くのが大変だという書字障害（ディスグラフィア）の生徒が自分の障害を大学側にカミングアウトして、小論文試験でキーボードを使わせてほしいということを申請しました。この時、2011年に申請を行って、2012年の試験でこれは認められました。

これはかなりすんなり認めてくださって、いろんな新聞などにたくさん取り上げられました。この時の学部長の先生に私もお会いしに行っていたんですけど、私たちは当たり前のことをしたと、

本質的には小論文の「内容」で評価をしているので、字が書けるかどうかはどうでもいいので、どうぞと言って認めたんだけど、世の中が騒いでることにとってもびっくりしているとおっしゃっておられたのをよく覚えています。

同じ年ですが、公立高校の入試で音声読み上げソフトを使って受験したいというディスレクシアのある生徒がいたんですけども、これは何度か交渉したんですが、認められませんでした。ただ、この時初めて代読という方法で公立高校の入試を受けるということが認められました。私たちの知る限りは、初めてのケースだったと思います。この生徒はこのあと、2015年にセンター試験で代読が許可されています。先ほど南谷先生の御発表の中で、平成27年と28年に代読やりましたってありましたけど、たぶんあれ、二つともDO-ITの生徒だと思います。

この2015年の発達障害のために代読を認められたケースというのは、音声でセンター入試を受けた、たぶん日本で初めての生徒だったと思いますけれども、彼はやはり高校入試の段階からそのような配慮が認められて、高校3年間は全て音声読み上げを使って学習してきましたし、定期試験や模試の試験というのも全て行ってきています。それはDO-ITの方でいろんな資料を作ることは全てバックアップをしてきたんですけども、そのような学びの過程があるので、大学入試の段階でそういう方法は駄目だよ認められないよと言っちゃうと、そもそも彼らはそのやり方で学んできているのに、入試がやはりそこで道を閉ざしてしまったということになる。そうした学びの経緯を重く見て、前例がないものでも配慮して下さったんだろうと考えています。

それから2012年、これはまた肢体不自由の例なんですけれども、センター試験で、物理や化学での1.5倍の時間延長と代筆解答が許可され、その後の国立大学の入試においても配慮を認められるというケースがありました。これも、私

は初めてのケースであったと聞いています。それから2015年。先ほどのセンター試験でのディスレクシアの代読許可は私たちにとっては非常に大きなニュースでした。あとはセンター試験及び国立大学の入試で、代筆と、あとは部分的にPCを利用して、指先を少しだけ動かすことができる生徒が試験を受けているという結果があります。

参考

・過去の事例において、個々の障害状況で筆記にかかる倍率の実測値(A)の例

表2. 過去の事例と筆記時間倍率(A)

年度	試験	時間計測した科目	障害の状況	実測値(対照群比)
A 2010	センター試験	数学	四肢完全麻痺、呼吸器利用	3.2
B 2013	センター試験	数学、物理、化学	上肢麻痺	物理1.97、化学2.55
C 2015	一般入試(筆記)	日本史	四肢麻痺	1.9

私たちは、時間延長の長さや、どのような部分的なICT利用を行うかということ、配慮の経験がない大学にしっかり説明する文書を作って、その生徒本人が大学に交渉しに行くときに、客観的なエビデンスを示す形で交渉することをバックアップしています。参考資料としてお付けしていますので、ぜひ御覧いただければと思います。

ただ、DO-ITが行っているように、配慮の必要性をエビデンスベースで説明することができる、そういった相談ができる専門的な機関が実は日本にはないんですね。障害のある高校生が、自分にこのようなニーズがあるんだということ、しっかり大学側に伝えていく、そのことをバックアップする仕組みが、今のところ、まだございません。

これは本来であれば、高校入試までの特別支援教育というのが、高大連携の中で、そのようなエビデンスに基づいた情報提供をしていく仕組みが、今後は必要になってくると思います。が、現在のところはそのような仕組みがほとん

ど見られないので、やはり個々の障害のある学生がたまたま高校までに非常によく援助して下さる先生に出会うことができた場合のみ、こういった配慮が得られるというような状況だということは、正直言って否めないかなと思います。

それと 2015 年にもう一つ大きなブレークスルーがありました。これは、公立高校の 5 教科の入学試験、しかもこの公立高校は進学校なんです、その高校の入試で、キーボードの使用が認められた書字障害のある生徒がいます。つまり、手は動くんだけど文字を書くことが難しい。だけでも、公立校の学力試験の中で、偏差値 60 ぐらいの比較的難しい進学校なんです、そこに進学をすることができた例というのが出てきました。

この生徒は今、高校 2 年生なんですけど、次、3 年になって受験の段階がきますので、恐らく大学入試においても、学力試験においてワープロの利用を希望する学生が増えると思います。これまでもセンター試験や国立大入試でパソコンの数式入力ソフトを使って入力することを認めるという前例はあるんですが、5 教科の試験の中で、発達性の書字障害のある生徒が ICT を使って受験をしたという例を、まだ私たちは得られていません。AO 入試では認められてきていますね。今年も 1 人、発達性の書字障害をカミングアウトして大きな私立大学を受験した生徒がいましたけれども、やはり AO 入試でした。

それから最後の例なんです、センター試験で弱視の生徒が、音声読み上げソフトを使って受験したいという申請を行ったところ、それは認められなかったけれども、代読を認められたというケースがありました。視覚障害で代読が認められた例というのは、これは意外なことですが、初めてだったと思います。視覚障害の生徒に先立って、発達障害のある生徒が代読を認められていたというのは、これは日本の特徴として記録されるべきことではないかなと私は思

っています。

過去に認められていないと思われる配慮

- 1.5倍以上の時間延長
- 音声読み上げソフトウェアの使用
- 四則演算計算機の使用

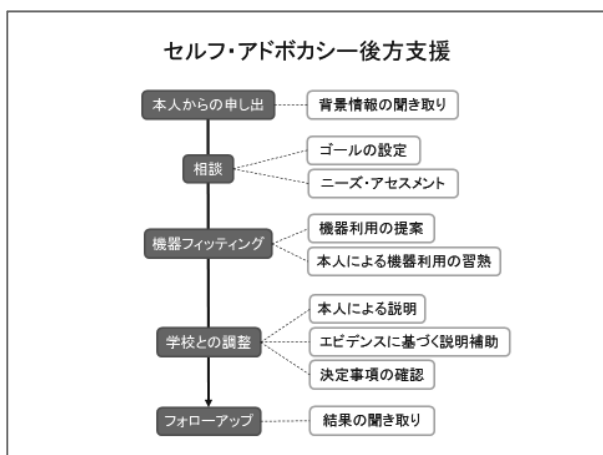
それから最後に、過去に認められていないと思われる配慮について書いてみました。それは何かというと、大学入試での 1.5 倍を超える時間延長です。これは今後考えていくべきことだと思いますけれども、今のところ認められてきておりません。

これまでの私たちがサポートしてきた学生の中で、例えば四肢麻痺があって首から下が全く動かないという例がありました。手は全く動かないけれどあごは動くのであご先の動きとコンピューターのマウスを連動して、それで画面上のスクリーンキーボードを操作して、試験に解答したり学習をしているという生徒がいました。

彼の夢は、将来、医師になることで、国立大学系の医学部を目指し、学力もあつたんですけども、数学の解答時間が圧倒的に足りないんですね。また、彼の場合呼吸器を使っていて、5 秒に 1 回しか発話ができないので、代筆という方法も時間がかかってとても難しいんです。なので、私たちが必要となる時間を概算したところ、公平にやるためにはおよそ 3 倍の時間延長が必要だということが分かりました。しかし、そういう配慮は認められなかったので、彼は文転して法学部に進み、無事 4 年で卒業しましたね。非常に優秀な生徒でした。例えば米国等では、2 倍以上の時間延長も一般的ですけども、日本ではまだまだ認められないことがあります。

それからもうこれは申し上げましたが、音声読み上げソフトの利用といったところというのは、やはり一般的ではないですし、冒頭に申し上げましたように、四則演算を行うためであっ

でも、計算機の利用というのはやはり一般的ではないということです。実は音声読み上げソフトウェアの使用に関しては、細かいことを言いたすと、例えば英語のときにそれを使えばアンフェアになるんじゃないかといった議論であるとか、例えば漢文の読み上げなどはそもそもできないんじゃないかとか、いろんな議論があります。音声読み上げソフトウェアの具体的な配慮例のことを言い出すだけで、たぶん私、2日ぐらいしゃべれるんですけど、そういったことは省略しますが。こういうことが今後どのように日本の学力評価における合理的な配慮の一つとして一般化するのか。そのプロセスの中で公平性をどう考えるのかは、非常に大きな問題かなと思います。



ここに示したのは、もう既に私が申し上げてきたことですけれども、個々の障害のある学生たちと適切な配慮の在り方をどう作っていくかの流れです。私たちは、小中段階の児童生徒から行っています。今、大学でも、非常に良い障害学生支援のシステムを作っておられる大学が増えてきています。ここでは機器のフィッティングの話为例示していますが、実際にはこれは、個別の合理的配慮のやり方を考えるプロセスと同じであると考えていただければよいかと思います。そういった大学では、このような建設的対話を行ってきているということです。

しかし、小中高のそれぞれ段階の間と、高校と大学入試の間の接続のところ、やはりそれ

ぞれの教育段階ごとの文化の違いが出てきていて、スムーズな移行がされにくい状況があります。そうした移行支援をどう構築していくかが、今後のテーマになっていくだろうというふうに思います。

試験での機器利用可否の判断

- 機器を用いた配慮の妥当性の検討では以下の様な資料が参照されます
 - 知能検査や読み書き検査等の結果と所見
 - 機器や代替手段を利用した場合とそうでない場合の比較を含む
 - 以前の教育段階での配慮実態の記録
 - 大学では高校、高校では中学、中学では小学校
 - どのような根拠に基づいて、どのような配慮が行われていたか、またその際の個別の教育・指導計画、具体的に立案された実施方針
 - 障害に関する医学的診断
- ✓ 以上すべてが必須ではないが、重要なエビデンス
- ✓ 生徒自身が学習に対する機器活用の意義や必要性を感じていない場合、試験だけで機器を用いることは困難(自己決定とセルフ・アドボカシーは将来に向けて重要なスキルとなる)

ここも、もう既に御説明したことで省略をさせていただきますが、試験以前の学習段階でどのような学びの仕組みを作っていたかということが、結果として入試についての配慮が認められるかどうかの大きなポイントになっているということを述べています。

情報源

- 近藤武夫 (2015) 障害のある学生への合理的配慮. 大学時報, 362, 84-91.
- 近藤武夫 (2014) 「思いやり」から「常識」へ—DO-IT Japanの挑戦. 知的バリアフリー. 藤巻 徳・広瀬浩二郎 (編), 東京大学出版会, 98-101.
- 近藤武夫 (2012) 読み書きできない子どもの難関大学進学は可能か? 中色賢龍・福島智 (編) バリアフリー・コンフリクト. 東京大学出版会
- 近藤武夫 (2012) 読むことが障害のある障害生徒がアクセス可能な電子教科書の利用—日本の現状比較を通じた今後の課題の検討. 特殊教育学研究, 50(3), 247-256
- DO-IT Japan: 障害のある小中高校生の高等教育移行支援. 大学生の就労移行支援を通じたリーダー育成プログラム. <http://doit-japan.org/>
- 日本学生支援機構: 障害学生支援情報 <http://www.jasso.go.jp/tokubetsu/shien/>
- GAO-10-33: HIGHER EDUCATION AND DISABILITY. Education Needs a Coordinated Approach to Improve Its Assistance to Schools in Supporting Students
- <http://www.gao.gov/products/GAO-10-33>
- Higher Education Statistics Agency (2014) Statistical First Release 197. 2012/13 first year students by Disability
- <http://www.hesa.ac.uk/stats>
- Questions and Answers on the Final Rule Implementing the ADA Amendments Act of 2008 (U.S. Equal Employment Opportunity Commission)
- http://www.eeoc.gov/facts/regulations/fda_ada_final_rule.cfm
- Enforcement Guidance: Reasonable Accommodation and Undue Hardship Under the Americans with Disabilities Act
- <http://www.eeoc.gov/policy/docs/accommodation.html>

以上で私の発表を終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会 (橋本)

近藤先生、ありがとうございます。それではここで、コーディネーターの立助助教にバトンタッチいたしまして、講師の先生方との討論をお願いいたします。

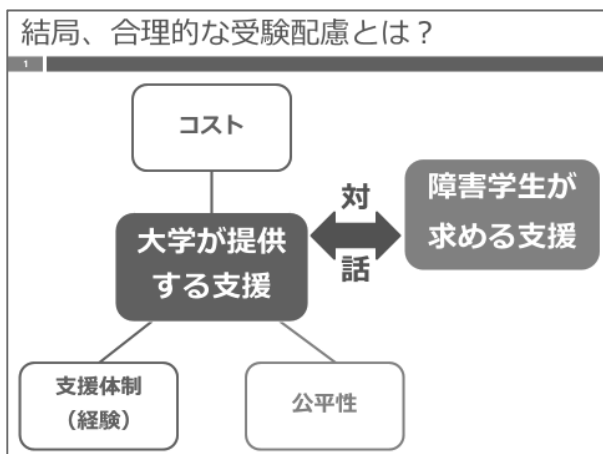
大学入試センターセミナー

障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方
- 『合理的配慮の時代』の受験配慮 -

大学入試センター 立脇洋介

○立脇

大学入試センターの立脇です。3人の先生方から発表していただいた内容に関して、まず私の方で簡単にコメントを申し上げまして、それに対するコメントをさらに返していただく。そのあとに、フロアから質疑を受けたいと思っています。



最初に、結局、合理的な受験配慮とは何かというのが、フロアの皆さんの一番の関心かと思えます。それに関して私なりにまとめたのがこちらのスライドです。大学が提供する支援に対して障害学生が求める支援、この二つをどういうふうに、結局対話をして作り上げていくかということが、合理的配慮を考えていく上で非常に重要なこととなっております。その際に、合理的かどうかを判断する背景には、一つはコスト。どれぐらいコストがかかるか、負担が大きいものかどうか。そしてもう一つは支援体制。その大学に支援の経験がどれぐらいあるかとい

うことによって、当然それが合理的なのか、それとも過剰な負担なのかということが変わってきます。

さらに入試の場合、もう一つの要因が関わってきます。それが公平性です。入試の場合、障害がある受験生にとって公平な支援というものと、そのほかの学生にとって公平な受験の在り方というものが、場合によっては対立しかけるということがある。それが問題を複雑にしているのだと思います。それらを踏まえまして、先生方へコメントをしていきたいと思っています。

各先生へのコメント

- 筑波大学（竹田先生）
 - 大規模な総合大学。
 - 豊富な障害科学のスタッフ・学生⇒支援体制が充実。
- Q.小規模大学や単科大学等での支援事例・情報は？
- センター試験（南谷先生）
 - 受験生が50万人いるからこそその充実した支援。
 - その反面、各大学なら行える個別的な支援がしづらい。
- Q.大規模試験で求められる支援とは？
- ICTの利用（近藤先生）
 - 支援体制が弱い大学などが低コストで支援するのに有効。
 - 大学側は他の受験生にとっての公平性で不安も...
- Q.ICTを利用したうえで公平性を担保する工夫は？

まず竹田先生。竹田先生の所属されている筑波大学というのは、大規模な総合大学ですし、障害科学に関しては一番進んでいる。スタッフや学生による支援体制が充実していると思いますが、例えば小規模な大学で障害学生支援体制がそれほど充実していないような大学ではどういった支援の事例があるのか。また、どういったところに行けばそういう情報が得られるかということ、その辺の情報をもし竹田先生御存じでしたら、一言教えていただきたいと思えます。

○竹田

ありがとうございました。筑波大学も必ずしも豊富なスタッフではなくて、かなり実は、切羽詰まった状況でやってはいます。ただ、大学にもいろんなミッションとか規模とか財政的なものとか、背景はそれぞれ、様々な大学があるということは、先生方御承知のとおりかなと思

います。ですので、日本学生支援機構なども最近は非常に体制の整備、あるいは専門のセミナー等を非常にやって、4、5年前と比べるとかなり大きな違いだろうと思いますので、部署ができれば、かなりそういう専門性というものは、一定の水準以上になるということは、数年前に比べるとかなり容易になってきているのではないかなというふうに思います。

ただ、この先の、近未来どういうふうな体制を日本の中で構築していくかということは、これは非常に議論の余地があると思います。コストパフォーマンスと言うとちょっと誤解されるかもしれませんが、様々な障害に対して大学単位で個別に対応していくということが果たして妥当なのか、あるいは地域の特性等々も考えて、個別の経験をどうシェアしていくかということは、この先の議論になるのではないかなと考えております。

○立脇

はい。どうもありがとうございました。では続いて南谷先生の方に移ります。南谷先生の発表はセンター試験についてでした。受験生が50万人いるからこそ充実しなくちゃいけない。例えば試験の内容に踏み込んだ変更など、個別の大学ではなかなかしづらい反面、それだけしっかりして充実しているからこそ、近藤先生が発表されたような個別的な支援というのが、実はセンター試験ではやりづらいかなという気がいたします。

それを踏まえまして、南谷先生に、大規模な試験で求められる支援とか、大規模だからこそできること、逆にできないこと、難しいこと、その辺に関してのお考えをお聞かせください。

○南谷

試験準備連動型っていうのは、基本的に一般の個別の大学では選択しがたい方式だと考えています。センターの強み、できることとしては、やっぱり試験準備連動型でかなり入念な試験問題などの準備ができるというのが、大学の

個別入試とは異なる一つのポイントだと考えています。

現在、民間の検定試験などを大学入試に活用していこうみたいな発想が結構あります。こういうものに関しては、日本の大学入試制度全般に包括的に関わる試験となる以上は、ぜひ試験準備連動型に類するようなクオリティーでの準備をしていただく、センター試験に準拠するぐらいの対応はしていただきたいという希望があります。

その一方で、センターが大規模ゆえに対応できていない、しがたい部分ということも、現実問題としてあります。個人的には……その一方で今日、近藤先生のお話を聞いて、やはりそういう傾向があるかなという気がしたのは、AO入試では大胆なというか、一步踏み込んだ配慮が実現されていくという事例がある。とは言うものの、大学入試センター研究開発部に所属する私の立場としてはやはり一般入試における障害者配慮のベース保障ということに、引き続き力を入れていきたいというのが、基本的な考えでございます。

○立脇

はい。ありがとうございました。続いて近藤先生です。近藤先生が発表された内容は、主にICTの利用というところかと思います。ICTの利用、支援体制が弱い大学であったりとか、低コストで支援をするということを考える際には、非常に有効な手段だと思います。ただその反面、やはり大学側にとっては、ほかの受験生との間での公平性に関して不安がある。特に、ICTの中で何が起きているかというのが、紙に比べると見えづらいということがその背景にあるかと思います。

それを踏まえまして、ICTを利用した上で公平性を担保するために、どういう工夫をすれば、受け入れる大学側にとっても分かりやすくなるかということについて、何か具体的な例がありましたらよろしく願いいたします。

○近藤

はい。もうこれは、あるケースで実施するときの試験環境の整備上のテクニックみたいなレベルのことだと思うんですけども。ポリシーとかそういうことではなくて。それは何かというと、例えばキーボード入力をしてしまうと予測変換で、答えを連想させる候補がたくさん出てしまうんじゃないかみたいなことを言われることがあるんですね。

なので、私たちのところで実際に5教科型の高校入試の例なんですけど、WordやExcelでキーボードを使うといったようなときは、例えばスペルチェックの機能とか、予測変換の機能とか、計算機能とかが使えちゃうじゃないかとか、あと解の公式の式が出てきちゃうじゃないかとか、いろんな声があったんですけど、それって実は設定を変えれば全部オフにできるんですよ。ただ、それを学校側がやるっていうのが非常に面倒くさいというので、私たちの方では、ボタン一発で設定を変えられるようなスクリプトを作って、これどうぞ使ってくださいと言ってあげたりとかもしています。

あとはキーボードを使うことで、要は監視者が付いていても何をやってるか分からないじゃないかと言われてしまう。キーボード入力をしているときに、漢字変換で、どうしても変換候補のリストを出さないといけないですよ。そこで、どんな変換候補リストが表示されたかというところまで、全部ログを取ることができるソフトを作って、そのソフトを無償公開したりしています。ただ、それって、あと5年か10年たったらワープロを使った対応が一般化して世の中の人々が慣れていくと、「昔はそんな対応をしていた時代があったね」と笑い話になるようなことだと思います。

それをじゃあ、今の段階で障害のある学生たちがどう使ってるかという。彼らは別にズルはしたくないんです。ただ単にフェアに受け入れてほしいっていうだけなので、学生たちが自

分のニーズを説明するために、ズルをしていないことを証明したいためにその道具を使っている。そうすると、言ってしまうと学校側の方もそういった監視の準備をやりたいわけじゃないと。ただ、それを自分の上司に報告をして許可をもらうのに、やっぱり何らかのエクスキューズが要ると。そうすると、そういった監視ツールの利用が、お互いにとってこれはフェアだよねということを示すような媒介の道具になって、それで結果として交渉がうまくいくというようなケースっていうのがあるのは事実です。

○立脇

ありがとうございました。では、フロアから質問を受け付けたいと思います。質問のある方、挙手をお願いいたします。

○質問者 A

先生方には大変貴重なお話を聞かせていただきました。ありがとうございます。質問というか確認に近いのかもしれないんですけども、今回、障害を持った学生が、いわゆる適正な試験を受けるためにというお話だったと思うんですけども、怪我とか疾患で一時的に、例えば書けないとか読めないとか、そういった学生も実際にはいるかと思うんですね。そういったようなものも、いわゆる合理的配慮という概念の中に入るのかどうか、ちょっとそこについてお教えいただきたいんですけども。

○立脇

じゃあ、それ、竹田先生、よろしいですか。

○竹田

それは単なるというか、今日の議論の障害者の定義あるいは障害者に対する社会的障壁、それに対する合理的配慮とは、ちょっと別次元の話ということになるのではないかと思います。

○質問者 A

ただ、例えば書けないという点においては、同じような状況だと思うんですね。例えば交通事故で手を怪我してうまく字が書けないとかですね。治療すれば治るけれども、今はできない

というような場合に、公平性とかそういうことを考えたときには、それは同じものとして考えていいんじゃないかなと私は思ったんですが。

○竹田

はい。それは全くそのとおりでと思います。そういう急性の怪我や疾病に対する配慮を各大学の判断ですることは、非常にリーズナブルなものではないかなというふうに思います。

○立脇

センター試験では出願後に交通事故などの不慮の事故等で、字が書けなくなったという場合、緊急的に配慮申請をして許可をされるということもありますので、措置自体は行われております。

○質問者 B

大学で学生支援に従事している者です。本日の御発表は、大変参考になりました。私は入試でどのような配慮をするかというのは、入試のときだけではなく、入学後も必ず継続的な支援ができるということが前提になる、そういうふうにして入試での配慮を考えなければいけないのではないかと考えてるんですね。

そこで、竹田先生にお尋ねしたいんですけれども、例えばコミュニケーションが苦手な学生には参加できないので、レポートで代替して単位を認めてほしいというのは、これは合理的配慮にならないのでしょうか。討論に参加しない場合は単位を認めないという方向性でいかなければならないということなんでしょうか。

○竹田

授業の本質に関わることだと思うんですね。コミュニケーションの障害といっても、聴覚障害もあるでしょうし、発話が苦手な方もいるでしょう。発達障害でコミュニケーションが非常に苦手とか、不安障害とか、いろんな場合がありますけども、いずれにしてもその授業がコミュニケーションを本質的に重視した授業であるのに、その学生さんがその授業に一切出ないのに、単位を与えるということは、合理的配慮の

考え方からは逸脱してしまうことになると思います。

○質問者 B

私の大学では、知的障害の方も含めて、例えば場面緘黙（かんもく）症であるとか、今回触れられてなかったような障害の学生がたくさんいるんですね。

そういう学生さんがいた場合に、ダブルスタンダードは駄目だっていう考え方は分からないでもないんですけども、本人の学びたいという意欲を支える方策であるとするならば、代替措置はどの範囲まで合理的配慮として許されるのでしょうか。我が校では火急の問題になっておりました、お教えいただける先生がおられましたら、お答えいただきたいと思います。

○近藤

非常に本質的かつ難しい質問をありがとうございます。言ってしまうと、合理的配慮については、これが合理的配慮だというのは基本にございません。ですから、ある大学は合理的配慮と判断したものが、他大学の文脈においては、これは合理的配慮としては絶対に認められないという場合もあります。つまり、あくまでも合理的配慮の基本は、個別性に基いて決めることですので、Aさんに対しての合理的配慮が、文脈の異なるBさんにおいて同じように合理的配慮として認められたり認められなかったりする、これは一致しなくて全く構いません。

例えば先ほど竹田先生から提示いただいたコミュニケーション重視の授業の出席を果たしてレポートで代替していいのかどうかという話ですよね。これは、本来的には、その単位評価を行っている教員がどのように考えるのかということ、まずディスカッションしないといけません。合理的配慮というのは、基本的に関係者間での合意形成というのが基礎になっているので、その教員が絶対に認めないと言ったら、認められないことも当然あり得ます。

大学においては、障害学生支援室というのが

今、多くの形でできてきていますけれども、障害学生支援室のスタッフというのは、言ってみれば学生と一緒にディスカッションをしていく応援団みたいなものだと思います。ただ応援団といっても、無理やりに応援するのではなくて、あくまでも中立的な立場に立って、学生本人の思いを、その大学の中で、若しくはある関係者間でどのように合意形成するかを助けるコーディネーターのような働きをするわけです。なので、今おっしゃったような、ある特定の大学で、ある特定のコースの学びにおいて、さらにある教員との評価の関係性において、どこまで合理的配慮として合意形成を行うかというのは、これはその個別のケースで行っていただければ、それでよいのではないかと思います。

○質問者 B

どうも、貴重な御意見ありがとうございました。とても参考になりました。ありがとうございます。

○立脇

どうもありがとうございました。まだまだお聞きになりたいこともおありかと思いますが、時間になりましたのでこの辺で終わらせていただきます。

○司会（橋本）

本日、貴重な御報告をくださいました先生方に拍手をもって、このセミナーを閉じたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

全国大学入学者選抜研究連絡協議会

平成28年度入研協大会（第11回）

大会関連行事「大学入試センターセミナー」

「障害者差別解消法に対応した大学入試のあり方—

「合理的配慮の時代」の受験配慮—」

当日スライド（抜粋）拡大版

近藤 武夫（東京大学先端科学技術研究センター・准教授）

大学入試における合理的配慮 (合意形成のプロセスについて)

近藤武夫

東京大学 先端科学技術研究センター

DO-IT Japan / DO-IT Center, University of Washington

kondo@bfp.rcast.u-tokyo.ac.jp



DO-IT Japanとは

- 多様な障害のある児童生徒のメインストリーミングとリーダー養成を目指すプロジェクト(2007～継続中)
- テクノロジーを活用し学習・進学機会を保障



情報源

- 近藤武夫(2015)障害のある学生への合理的配慮, 大学時報, 362, 84-91.
- 近藤武夫(2014)「思いやり」から「常識」へ—DO-IT Japanの挑戦, 知のバリアフリー, 嶺重 慎・広瀬浩二郎(編), 東京大学出版会, 98-101.
- 近藤武夫(2012)読み書きできない子どもの難関大学進学は可能か? 中邑賢龍・福島智(編)バリアフリー・コンフリクト, 東京大学出版会
- 近藤武夫(2012)読むことに障害のある児童生徒がアクセス可能な電子教科書の利用—日米の現状比較を通じた今後の課題の検討—, 特殊教育学研究, 50(3), 247-256.
- DO-IT Japan: 障害のある小中高校生の高等教育移行支援, 大学生の就労移行支援を通じたリーダー育成プログラム <http://doit-japan.org/>
- 日本学生支援機構: 障害学生支援情報 http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/
- GAO-10-33: HIGHER EDUCATION AND DISABILITY Education Needs a Coordinated Approach to Improve Its Assistance to Schools in Supporting Students
 - <http://www.gao.gov/products/GAO-10-33>
- Higher Education Statistics Agency(2014) Statistical First Release 197: 2012/13 first year students by Disability
 - <http://www.hesa.ac.uk/stats>
- Questions and Answers on the Final Rule Implementing the ADA Amendments Act of 2008 (U.S. Equal Employment Opportunity Commission)
 - http://www.eeoc.gov/laws/regulations/ada_qa_final_rule.cfm
- Enforcement Guidance: Reasonable Accommodation and Undue Hardship Under the Americans with Disabilities Act
 - <http://www.eeoc.gov/policy/docs/accommodation.html>

【編集委員】

委員長 大津起夫 (大学入試センター)
委員 鈴木誠 (北海道大学)
東條吉邦 (茨城大学)
川嶋太津夫 (大阪大学)
真鍋芳樹 (香川大学)
中島範行 (富山県立大学)
大久保敦 (大阪市立大学)
沖清豪 (早稲田大学)
本郷真紹 (立命館大学)
村上隆 (中京大学)
大塚雄作 (大学入試センター)
山地弘起 (大学入試センター)
山村滋 (大学入試センター)
石岡恒憲 (大学入試センター)

大学入試研究の動向 第34号

平成29年3月 発行

全国大学入学者選抜研究連絡協議会
独立行政法人大学入試センター

〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23

独立行政法人大学入試センター
総務企画部総務課

電話 (03) 5478-1216 (直通)